



横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン

(原案)

令和4年5月
横浜市

■ ■ ■ はじめに ■ ■ ■

横浜市民の皆様にとって、「財政」とはどのような意味を持つものでしょうか。

普段の生活ではあまり馴染みのない「財政」の意義は、市民の皆様にとっての横浜市の存在意義と密接に関わっています。

横浜市は、市民・市内事業者の皆様にご負担いただく市民税などにより、横浜市域で様々な公共サービスを提供しています。例えば、小中学校の建設と運営、道路や公園の整備、各種の福祉サービスの提供など、多くが市民生活や事業活動の基盤となっているものです。

これら重要な公共サービスは、横浜市が提供することで、市民の皆様にご公平に、効率的にお届けすることができるものです。

このように、市民・市内事業者の皆様から頂く市税等に対して、行政だからこそ、横浜市だからこそ提供できる公共サービスを、価値を付けてお返しする営み、それが財政です。言い換えれば、財政は市政の土台となる仕組みです。

また、市民全体に共通して必要な公共サービスが、横浜市という行政主体の活動を通じて提供されるよう、市民一人ひとりが負担を分かち合うという点では、「助け合い」という側面があるのも、財政の特徴です。

しかし、今、横浜市が提供している公共サービスは、現役世代の皆様からの御負担だけでは足りず、将来世代から前借りする形で賄っており、世代間での「助け合い」にはゆがみが生じています。

また、今後は、高齢化や公共施設の老朽化への対応など、公共サービスの需要はますます増える一方、市税等の担い手である市民人口は減少が予想されており、こうした厳しい財政状況により、将来、必要最低限の公共サービスすら提供できないような事態となるおそれがあります。

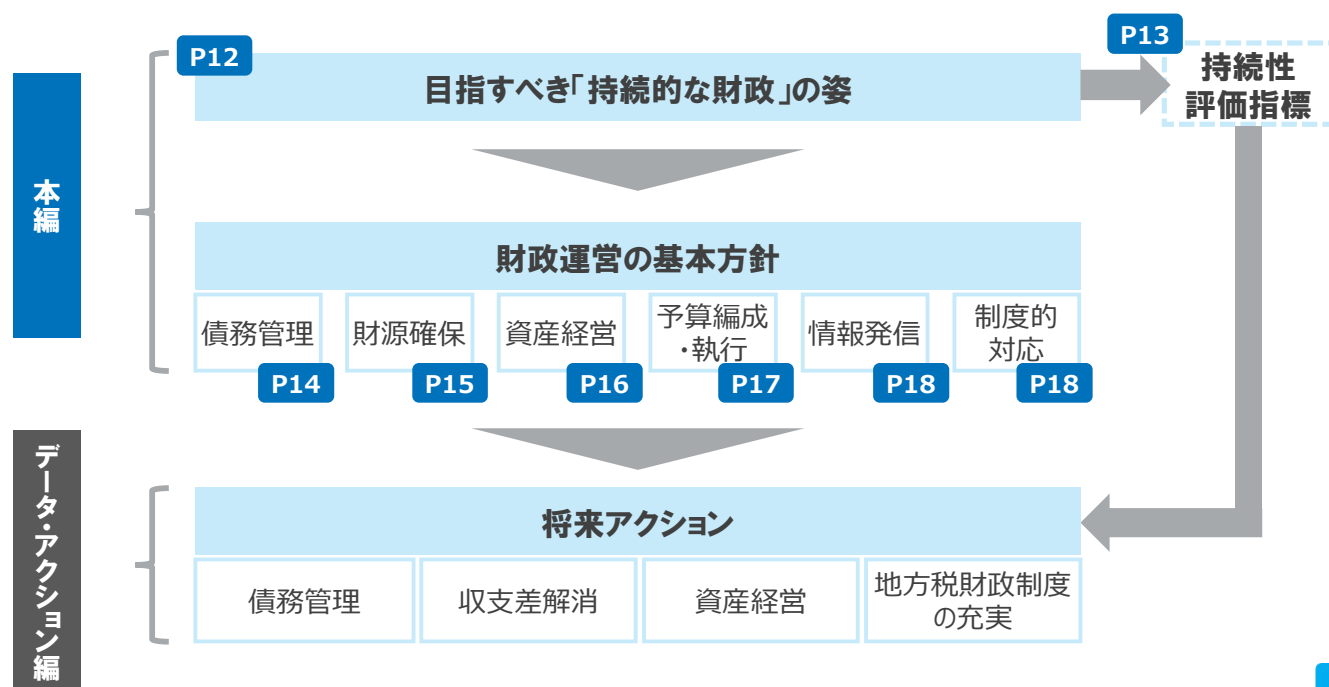
そのため、子どもたちや将来の市民に対して横浜の豊かな未来をつないでいくという現役世代の責任を果たしていくためには、今、行動を始めることが必要です。

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」（以下「財政ビジョン」という。）は、その道標として、横浜市の中長期の財政方針とすべく策定するものです。

財政ビジョンにより、行政と市民・議会の皆様の間で財政の在るべき将来像等を共有しながら、「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立することを通じ、将来にわたる責任ある財政運営を進めます。これにより、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」（平成26年6月横浜市条例第29号。以下「財政責任条例」という。）の趣旨を実現し、持続可能な市政運営を展開することで、市としての責務を果たしていきます。

| | |
|---------------------|------|
| I. 策定の背景・ねらい | … 3 |
| II. 現状認識 | … 5 |
| III. 財政ビジョンの位置付け | … 10 |
| IV. 目指すべき「持続的な財政」の姿 | … 12 |
| 持続性評価指標 | … 13 |
| V. 財政運営の基本方針 | |
| 債務管理 | … 14 |
| 財源確保 | … 15 |
| 資産経営 | … 16 |
| 予算編成・執行 | … 17 |
| 情報発信 | … 18 |
| 制度的対応 | … 18 |

<財政ビジョンの構成イメージ>



1. 策定の背景・ねらい

「財政ビジョン」は、以下の4つの観点から、将来にわたる安定した市政運営の「土台」となる持続的な財政を実現するため、中長期の財政方針として策定します。

1. 現在及び将来の横浜市民への責任

横浜市政は、いついかなるときも、市民の皆様の今を支え、未来をつなぐためにあります。そうした中で、現在の市民の皆様に対して、将来にわたって安心して生活の基点を置いていただけるよう、不確実性の高まる中でも可能な限り将来を見通し、持続可能な横浜市の姿を示していくことは、横浜市政に求められる責任の一つです。

また、活力ある横浜市を今後も持続的に発展させていくことが、将来の横浜市民に対する責任でもあります。

そのため、現在及び将来の横浜市民との間における市政運営上のリスク・コミュニケーション(※1)として、その土台となる財政運営の明確なビジョンの策定が必要です。

※1 リスク・コミュニケーション：社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政、市民、企業などの間で共有し、相互に意思疎通を図ること

2. 市政運営の前提条件の転換

〔横浜市の構造変化〕

横浜市では、今後、長期的に総人口が減少するとともに、人口構成についても、これまで大きな割合を占めてきた生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者の割合が高くなっていくことが予測されています。これに伴い、市税収入の減少と社会保障経費の増加が生じ、毎年度の財政収支の不足が拡大していくことが見込まれています。また、これまで多くの財源を投入してきた市内の公共施設については、新規整備から保全更新のフェーズに移り、このために多くの経費が必要となってきます。

このような構造的な課題を抱える中で、増加する人口と市税収入を前提としてきたこれまでの市政運営を継続することが難しくなっています。これからは高齢者や、所得が十分でない子育て世帯など特に助けを必要とする市民の皆様や、健康で文化的な市民の日常を支える社会インフラの状況に十分に目を配りながら、限られた財源の中で施策をより選択し(選択と集中)、同時に、可能な限り効果を高めて実施していく必要があります。

〔外部環境の変化・危機への対応〕

一方で、近年では地震や台風などの自然災害が増加するとともに、新型コロナウイルス感染症のような新たな脅威が出現しており、こうした大規模災害等は、横浜市のような大都市には特に大きな被害をもたらす傾向があります。国際情勢や経済環境の大きな変動も含め、市民生活を脅かす危機的な状況が決して珍しくなくなっている中で、市には、市民に最も近い基礎自治体として機動的・柔軟に対応することが求められており、こうした事態を十分に想定した財政運営が必要です。

このように、多くの人口を擁する大都市という、これまで横浜市が強みとしてきた特色が、今後は大きなリスクに転換しかねない状況にあり、こうした市政運営の前提条件の転換を見据えた財政運営のビジョンを策定する必要があります。

3. 3つのリスクへの中長期的な対応

以上のような市政運営の前提条件の転換を改めて整理すれば、人口動態の変化というベースラインリスク(※2)と、大規模災害や国際情勢、経済環境の大きな変動等のテールリスク(※3)という2つのリスクと言い換えることができます。加えて、地球温暖化による気候変動リスクは、その影響の程度が定かではないものの、中長期的な視点に立てば、市政運営の前提を変えうるリスクとして認識する必要があります。

こうした3つのリスクは、中長期的なスパンで表面化し、かつ、影響が多岐にわたるものであることから、その対応に当たっても短期的な取組だけでは不十分です。想定される未来を見据え、現在から一定の規律をもってリスクの顕在化に備えた準備・対応を進めていく必要があります。そのためにも財政運営上、一貫したビジョンが必要です。

※2 ベースラインリスク： 基調となるリスク

※3 テールリスク： 通常、確率的には極めて低いものの、発生すると非常に巨大な損失をもたらすリスク

4. 「特別自治市」を見据えたより高度な自立性・自律性の確保

現在、横浜市は、市の規模と能力に見合う権限と財源を持つことにより、より充実した行政サービスを提供することを目的に、「特別自治市」構想を推進しています。市政運営においてより広範な権限と責任を持つということは、市政の土台である財政運営においても、より高度な自立性・自律性が求められることになります。

「特別自治市」としての持続可能性を担保するためにも、将来の財政運営について、責任あるビジョンを持つことが必要です。

II. 現状認識

これまでの財政運営

これまで横浜市では、財政責任条例に基づき、基本計画（中期4か年計画）ごとに、財政目標（条例第4条）と目標達成に向けた取組（第5条）を、市民・議会の皆様にお示しし、共有しながら、中期的な健全性を確保した財政運営に取り組んできました。

<これまでの財政目標と取組>

| 主な財政目標・取組 | 中期4か年計画 2010～2013 | | → | 中期4か年計画 2014～2017 | | → | 中期4か年計画 2018～2021 | |
|----------------------------|---|------------|---|---|------------|---|---|------------|
| | 【目標】 | 最終 振り返り | | 【目標】 | 最終 振り返り | | 【目標】 | 中間 振り返り |
| 一般会計が対応する 借入金残高 (※1) | 【目標】 3兆4,000億円以下 (平成25年度末) | ◎ | → | 【目標】 3兆2,000億円以下 (平成29年度末) | ○ | → | 【目標】 3兆1,400億円以下 (令和3年度末) | ○ (※3) |
| 市債発行 | 【取組】 横浜方式プライマリーバランス(※2)などをもとに計画的に市債を活用。平成24年度以降は地震防災戦略に充てる市債を除き、対前年度▲5%減 | ○ | → | 【取組】 横浜方式 プライマリーバランス 概ね均衡 (平成29年度末) | ○ | → | 【目標】 横浜方式 プライマリーバランス 4か年通期 での均衡 | ○ (※3) |
| 経費の縮減 | 【目標】 任意的経費の縮減 750億円 (平成23～25年度) | △ | → | 【目標】 実施 (平成26～29年度) | ○ | → | 【目標】 財政見通しの 収支不足額解消 | ○ |
| 未収債権 | 【目標】 500億円未満 (平成25年度末) | ◎ | → | 【目標】 370億円未満 (平成29年度末) | ◎ | → | 【目標】 220億円未満 (令和3年度末) | ○ |

H26(2014)年6月～
「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」施行

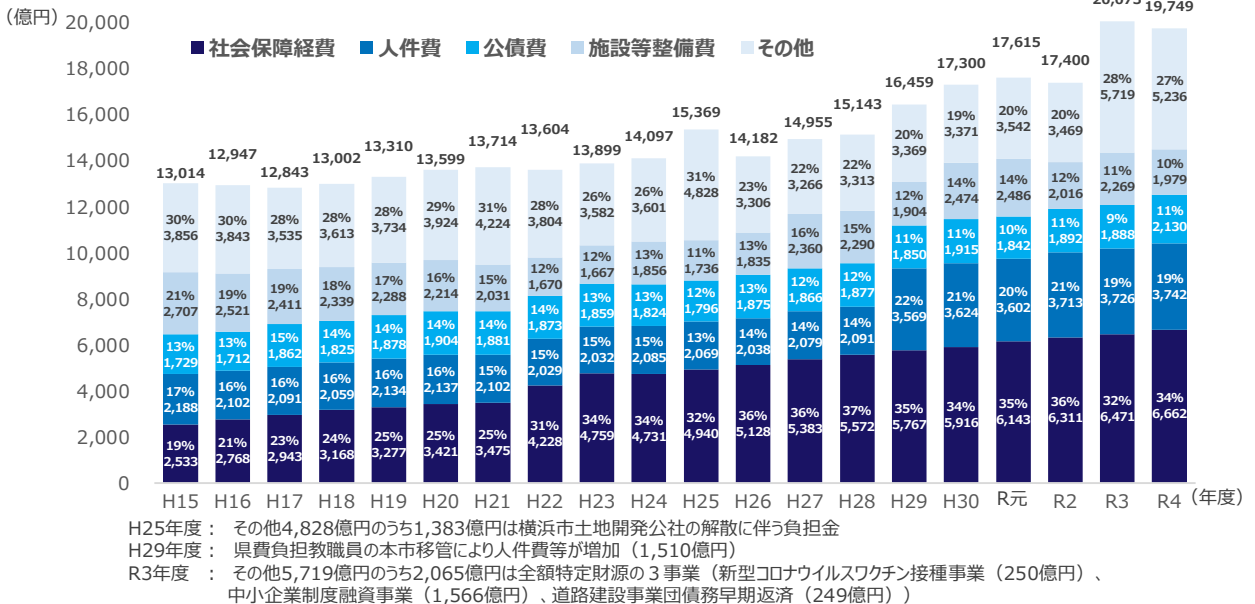
振り返りの凡例：
◎（目標・予定を上回った）
○（目標・予定どおり）
△（目標・予定を下回った）

- ※1 一般会計市債と特別会計・公営企業会計の市債・外郭団体借入金の残高のうち、各会計の事業収入等ではなく、市税等で返済する分
- ※2 市債発行額をその年度の公債費元金の範囲に抑え、返済する金額以上に新たな借入をしないことで、市債残高を増やさないようにすること
- ※3 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税等の一般財源の減少等により、計画値を超えて発行が必要となる「さらなる赤字地方債（コロナ対策）＊」を除く（令和2年度2月補正で財政目標を変更） ＊活用額：令和2年度決算 181億円、3年度活用見込 278億円

しかし、近年は高齢化の進展等による社会保障経費(※4)の増加が続いており、本市の予算規模が拡大する要因となっています。また、市民生活や市内経済を支える公共投資の経費(施設等整備費)については、公共施設の保全更新需要に対応する一方で、新規の大規模事業等も推進してきたことから、近年、高い水準で推移しています。

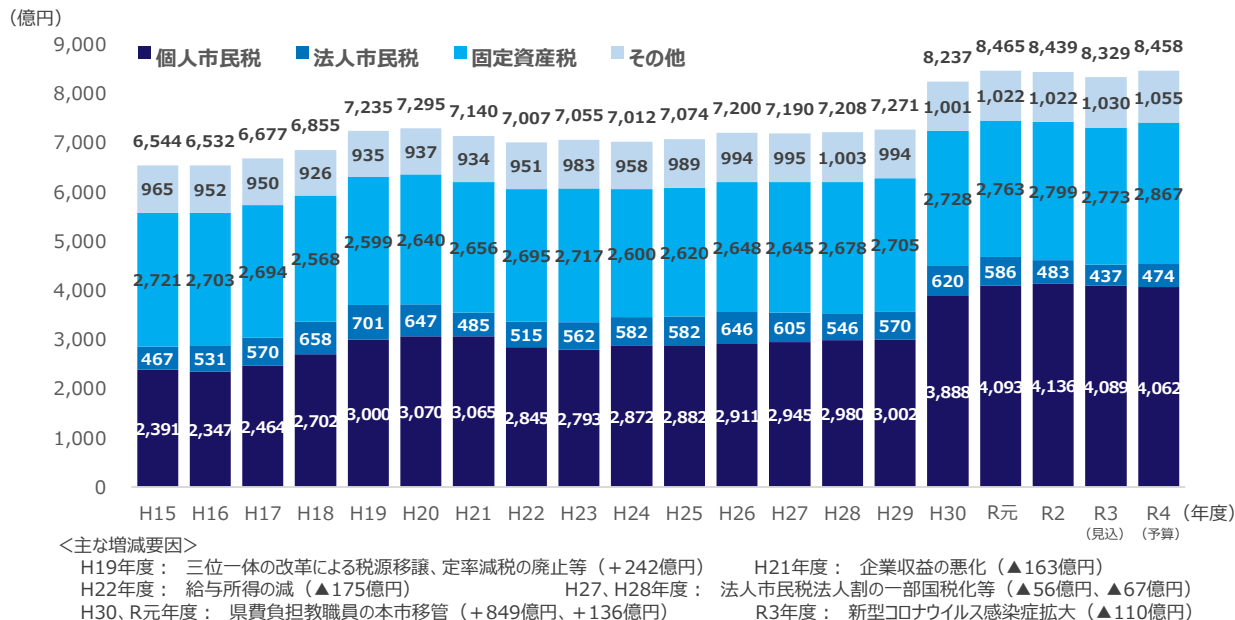
※4 扶助費と3つの特別会計（国民健康保険事業費会計・介護保険事業費会計・後期高齢者医療事業費会計）への繰出金の合計

<予算の性質別推移>



一方で、歳入の主要な部分を占める市税収入については、人口増加ペースの鈍化と国の税制改正等により、歳出の伸びを補うほどには増加しておらず、各年度の予算編成は臨時的な財源に頼らざるを得ない状況となっています。また、このため、緊急的な事態に対応する財政的な余力も乏しくなっています。

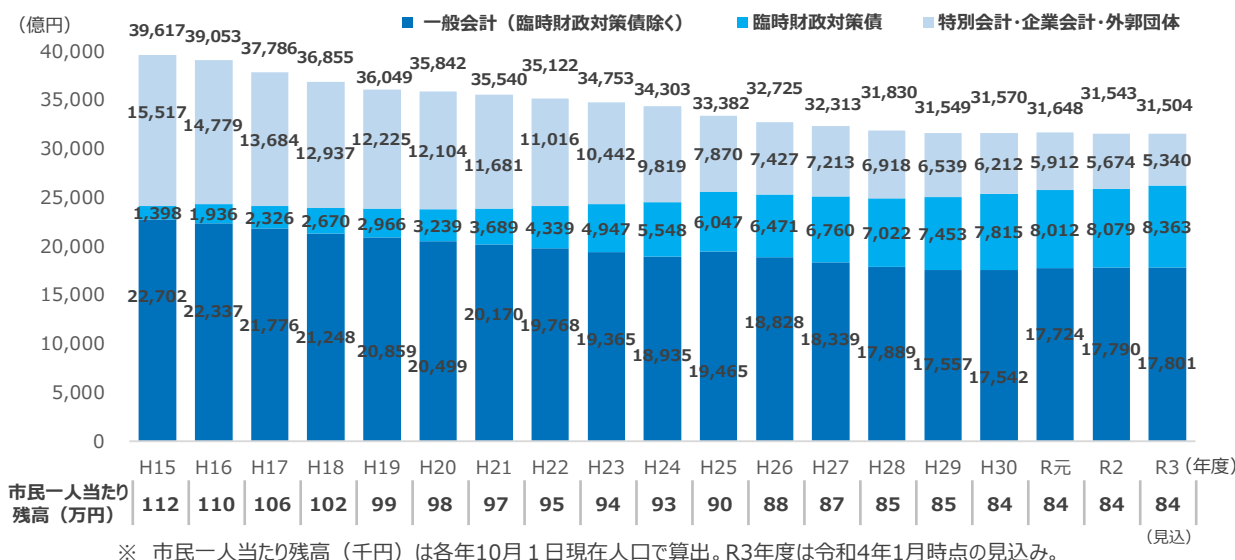
<市税収入の推移> (決算)



債務については、基礎的な行政サービスを提供する一般会計で、「横浜方式のプライマリーバランス」の考え方を基に、計画的な市債発行と残高管理を進めてきたほか、特別会計等の借入金や外郭団体借入金についても一般会計負担分を明らかにし、縮減してきました。これにより、市民の税負担等で返済する必要のある「一般会計が対応する借入金」を大きく縮減してきました。

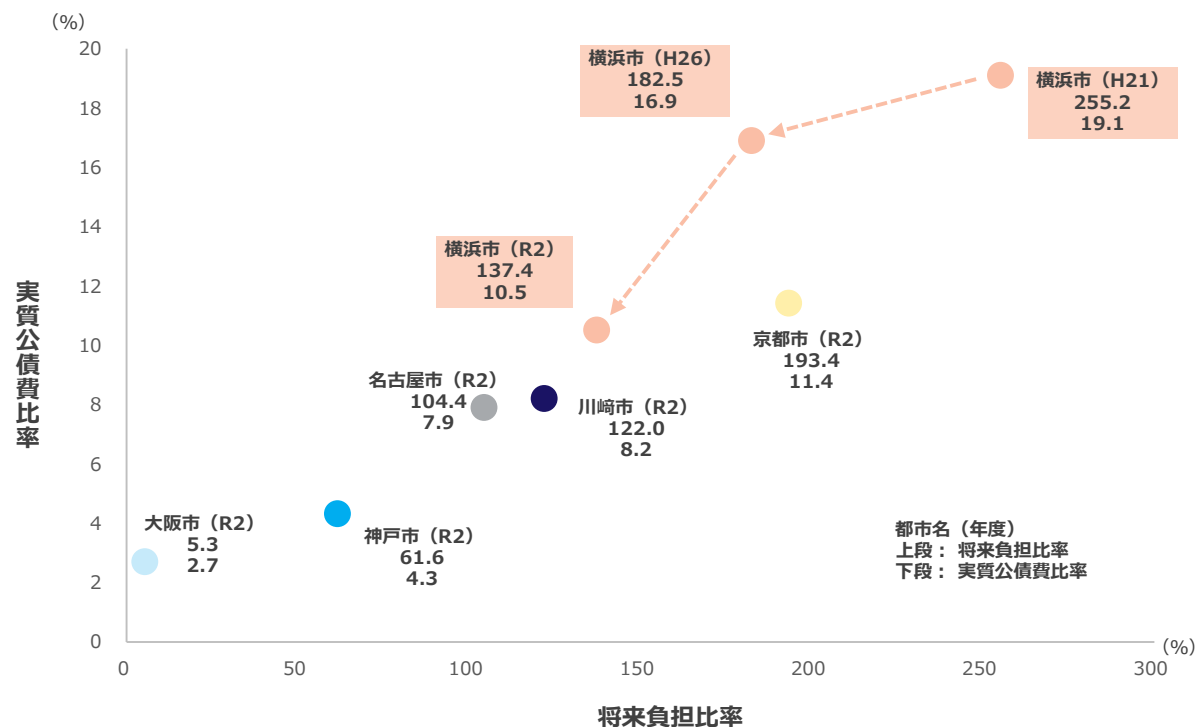
しかし、近年では、国から地方交付税(普通交付税)の代替として発行可能額が割り当てられる臨時財政対策債の残高が増加してきています。また、コロナ禍の影響による市税の減収等により発行が必要となった「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」により、令和3年度(2021年度)末の借入金残高を目標水準(平成29年度(2017年度)末残高)まで縮減できない見込みとなり、令和2年度(2020年度)に初めて財政目標を変更しました。

<一般会計が対応する借入金残高の推移> (決算)



地方公共団体財政の健全性を判断する指標（健全化判断比率）として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）に定められている「実質公債費比率」と「将来負担比率」については、これまで改善傾向にありますが、他の指定都市と比較するとまだ相対的に高い水準にあり、今後も適切な債務管理を行っていく必要があります。

＜実質公債費比率と将来負担比率の他都市比較＞（決算）



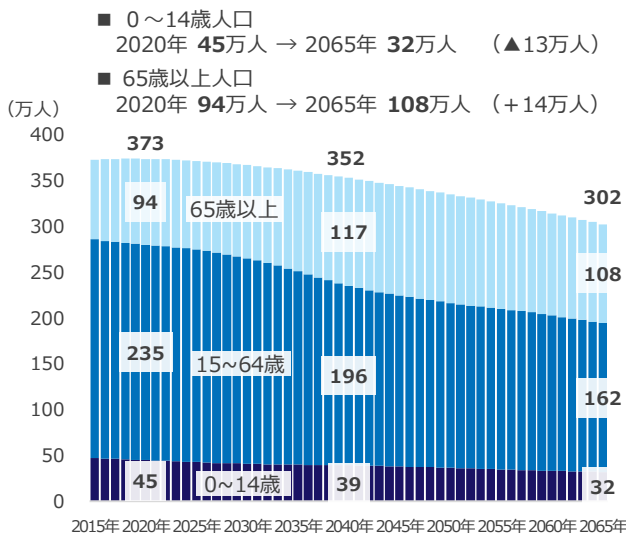
将来負担比率と実質公債費比率の算定では、元利償還費が全て地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている臨時財政対策債の債務残高と債務償還費の影響が除かれます。そのため、両比率を引き下げるためには、市税等で償還を行う地方建設債等の残高を縮減する必要があります。

今後の財政状況の見通し

今後の財政状況を見通す上で前提となる本市の将来人口推計では、今後、急激な少子高齢化と総人口の減少が予測されています。将来人口推計をベースにした長期財政推計では、高齢化の進展による社会保障経費の増加と人口減少による市税収入の減少により、今後、各年度の一般会計の収支差（歳出に対する歳入の不足額）は拡大し続けることが予測されています。これは、将来的に現在の行政サービスの水準を維持することが困難になることを意味しており、市政の持続性が欠けた危機的な状態です。

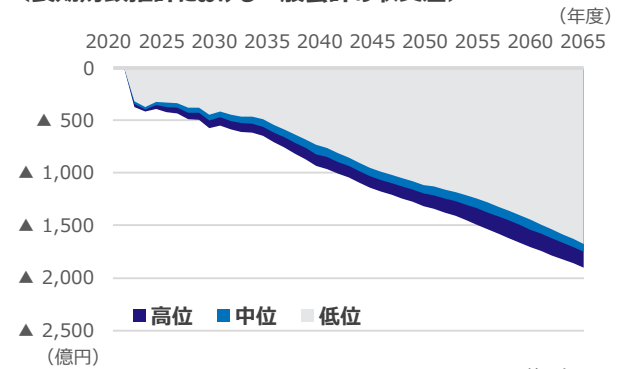
将来世代に負担を先送りせず、未来の横浜を担う子どもたちが安心して暮らせるよう、市政の土台となる財政の構造的な課題から目を背けず、今からその解消に向けて正面から取り組む必要があります。

<人口推計>



出典：「横浜市将来人口推計」(H29.12) (中位推計)

<長期財政推計における一般会計の収支差>



| | 2030年度 | 2040年度 | 2050年度 | 2060年度 | 2065年度 |
|----|--------|--------|---------|---------|---------|
| 高位 | ▲ 573 | ▲ 937 | ▲ 1,319 | ▲ 1,708 | ▲ 1,899 |
| 中位 | ▲ 502 | ▲ 823 | ▲ 1,195 | ▲ 1,540 | ▲ 1,752 |
| 低位 | ▲ 447 | ▲ 735 | ▲ 1,114 | ▲ 1,448 | ▲ 1,678 |

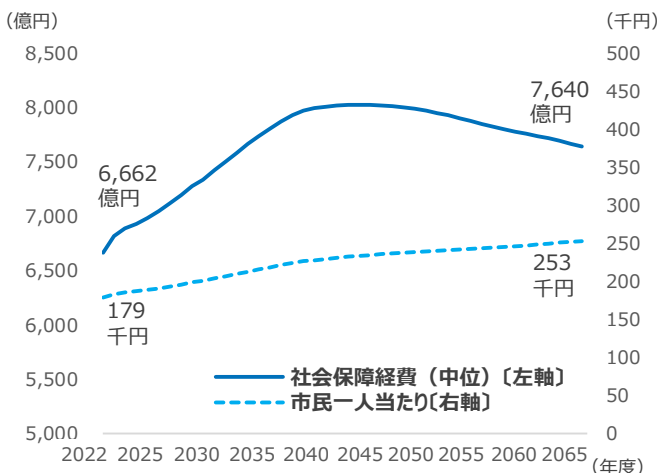
出典：「横浜市の長期財政推計 (R4.1.28更新版)」

【歳出面の見通し】

- ・ 社会保障経費は、今後、2040年頃にかけて高齢化の進展とともに支出が拡大。2040年以降も、総人口が減少する中で、市民一人当たりの支出額は継続して増加。
- ・ 市内の公共施設の老朽化が進行し、今後、保全更新需要が増大。

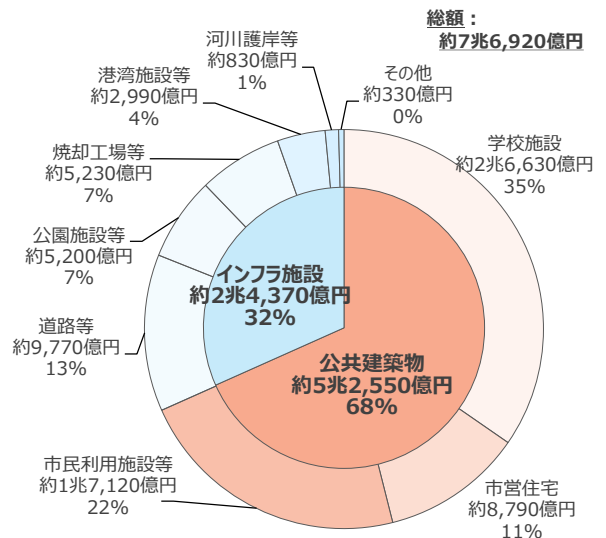
<社会保障経費の推計>

2022→2065年度 (億円) □: 市民一人当たり (千円)
 高位推計+2,160 中位推計+980 低位推計+70
 [+89] [+74] [+64]



<公共施設の保全更新コストの長期推計>

(一般会計における2021年～2065年の見込額)

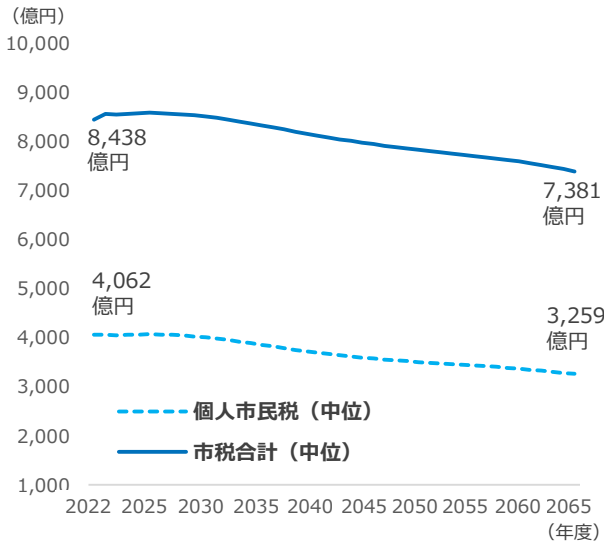


〔歳入面の見通し〕

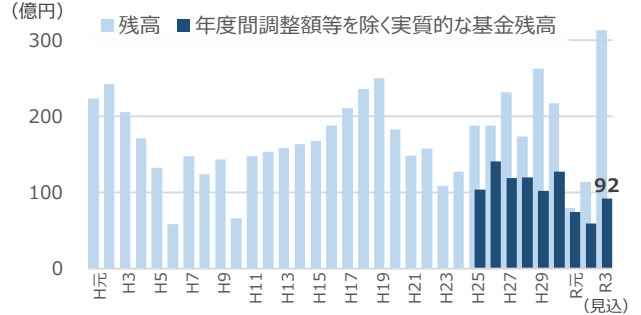
- ・ 歳入の中心となる市税収入が、人口減少により個人住民税を中心に減少。
- ・ 現在でも、税収等の経常的な財源に加えて多額の臨時財源を活用することで毎年度の歳出をまかなっている状況。施策の「選択と集中」と、財源の充実に向けた歳出・歳入両面の取組が必要。

＜市税収入の推計＞

2022→2065年度（億円）
 高位推計 ▲710 中位推計 ▲1,060 低位推計 ▲1,380



＜財政調整基金の推移＞（決算）



＜主な臨時的な財源の活用状況＞(予算)

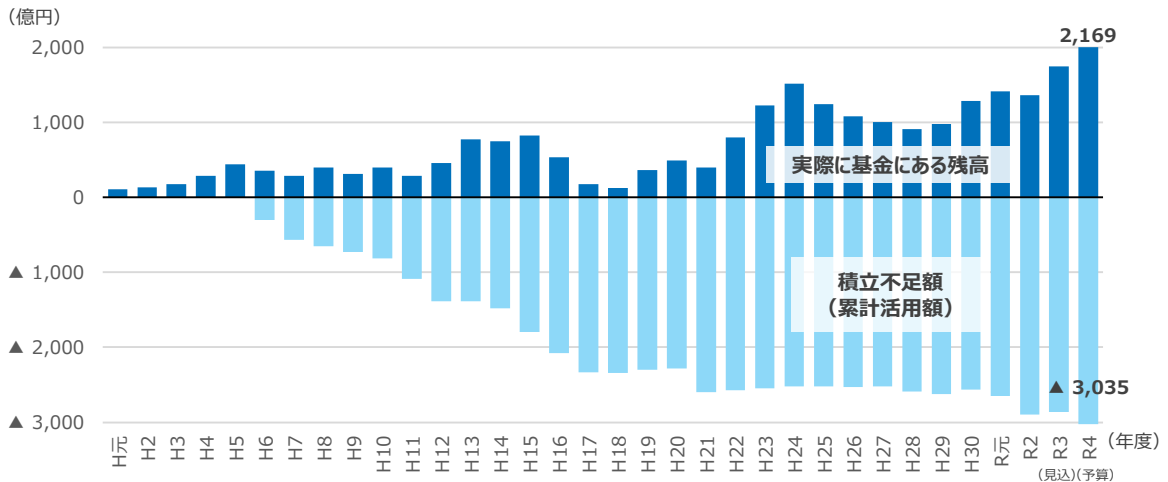
| | 保有土地 売却益の活用 | 財源の年度間 調整額の活用 | 減債基金 の活用 |
|--------|----------------|------------------|-------------|
| 平成28年度 | 64億円 | 112億円 | 80億円 |
| 29年度 | 77億円 | 54億円 | 80億円 |
| 30年度 | 146億円 | 160億円 | -億円 |
| 令和元年度 | 120億円 | 90億円 | -億円 |
| 2年度 | 18億円 | 5億円 | 200億円 |
| 3年度 | 40億円 | 54億円 | ※ 200億円 |
| 4年度 | 40億円 | 70億円 | 200億円 |

※ 年度中の税収の大幅増等により、R3年度2月補正予算で活用を取りやめ

債務に関する今後の見通しについては、国の厳しい財政状況から今後も臨時財政対策債の割当てが継続する可能性があります。将来世代に過度な負担を先送りしないよう、人口減少に対応し、市民一人当たりの負担に着目しながら、借入金残高全体として管理をしていく必要があります。

現在まで多額の積立不足額がある減債基金についても、財源対策としての臨時的活用について、構造的な収支差の解消の状況を踏まえながら計画的に脱却し、着実に積戻しを実施していくことが求められます。

＜減債基金残高及び積立不足額（累計活用額）の推移＞（決算）



減債基金は、将来の市債の償還に備えて積立てを行うものですが、経済事情の変動等により財源が不足する場合には、当年度の市債の償還の財源に充てる目的で、本来より早く取り崩して活用を行っています。本来あるべき積立額に不足する金額（R4年度予算ベースで3,035億円）は、市債の償還に滞りがないよう、積戻しを行う必要があります。

III. 財政ビジョンの位置付け

「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」

本市では、平成26年6月に「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」が公布・施行されました。

この条例は、将来にわたる責任ある財政運営の推進を目的として、市の財政運営に関する基本原則や、市長・議会・市民の責務のほか、財政運営に必要な事項を定めたものであり、これにより、必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を図ることとしています。

財政責任条例と財政ビジョンの関係

財政責任条例の施行以降、本市では、基本計画^(※1)において財政目標(第4条)と目標達成に向けた取組(第5条)を定め、中期的な健全性を確保した財政運営に取り組んできました。

しかし、「I. 策定の背景・ねらい」や「II. 現状認識」で述べたとおり、社会経済構造の変化による市政運営の前提条件の転換や、財政状況に関する将来の見通しを踏まえれば、今後はより長期的な視点で財政運営を進めることが必要です。

また、財政責任条例の「財政運営の基本原則(第2条)」では、市の財政運営について「中長期的な視点を持って進める」こと及び「安定的で持続性のある財政運営を目指す」ことが規定されており、こうした条例の規定を確実に実践していくことが求められています。

そのため、財政ビジョンは、財政責任条例の「将来にわたる責任ある財政運営の推進(第1条)」という目的の実現のため、財政責任条例の趣旨、特に「財政運営の基本原則(第2条)」を具体化・実効化する中長期の財政方針^(※2)として策定します。

※1 「横浜市議会基本条例」(平成26年4月1日施行) 第13条第2号に規定する基本計画。以下、同様。

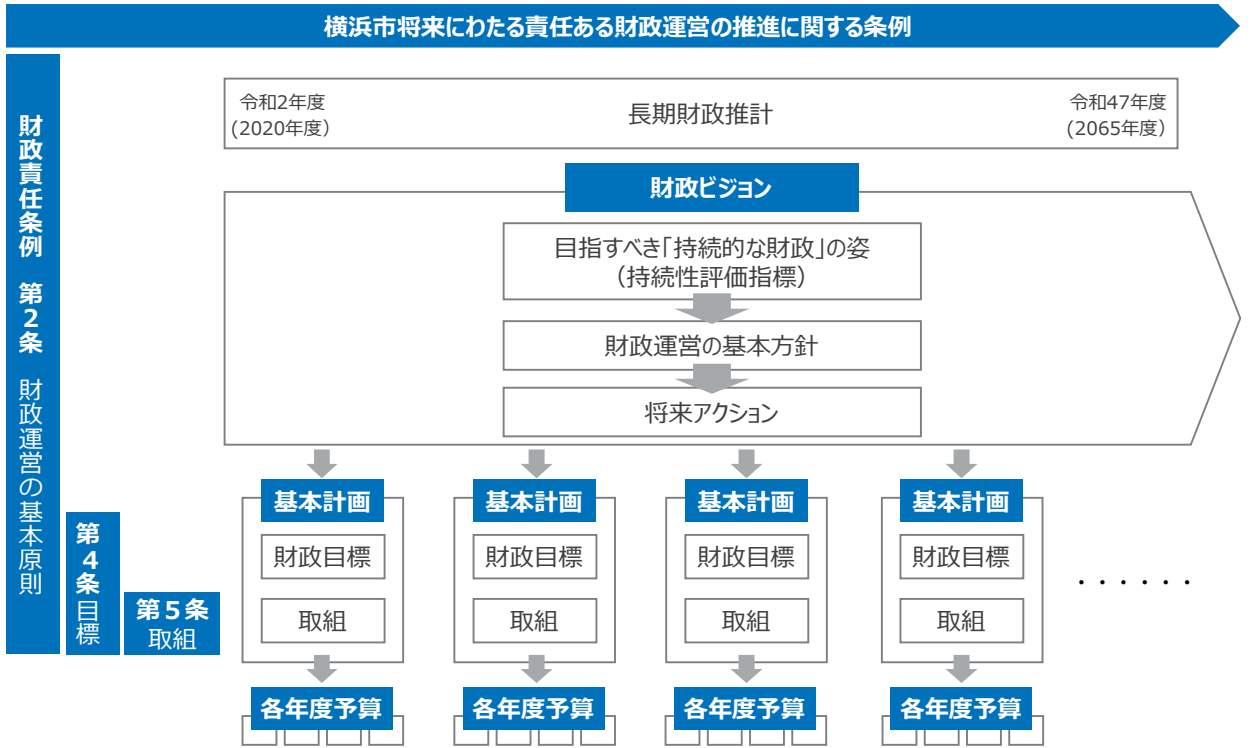
※2 対象は、横浜市の財政全般であり、一般会計のほか、特別会計、公営企業会計を含む。

財政ビジョン、基本計画、各年度の財政運営・予算編成の関係

財政ビジョンでは、財政責任条例の趣旨を踏まえた「目指すべき『持続的な財政』の姿」を示すとともに、その実現に向けた「財政運営の基本方針」を定めます。また、基本方針を踏まえた上で、具体的な課題に対応するための将来に向けたアクションを定めます。

財政ビジョンの策定後は、これら財政ビジョンの内容を踏まえ、各基本計画で計画期間ごとに「財政目標」と「取組」の設定を行い、これに沿って各年度の財政運営・予算編成を行います。これにより、長期的な財政運営を進めるに当たって、中期で「目標設定」、「実行」、「振り返り」、「改善」というプロセスを回すことで、財政の持続性の確保をより着実に進めていきます。

<財政責任条例と財政ビジョン、基本計画等の関係>



<財政責任条例（抜粋）>

横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（平成26年6月5日施行）

(目的)

第1条 この条例は、横浜市(以下「市」という。)が行政需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な施策を実施するため、市の財政運営に関する基本原則、市長、議会及び市民の責務その他財政運営に必要な事項を定めることにより、市民の受益と負担の均衡を図りつつ、必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を図り、もって将来にわたる責任ある財政運営の推進に資することを目的とする。

(財政運営の基本原則)

第2条 市の財政運営は、前条の目的を達成するため、次に掲げる基本原則により、中長期的な視点を持って進めるものとする。

- (1) 市の歳入及び歳出の不断の見直しを通じて、安定的で持続性のある財政運営を目指すとともに、社会経済情勢の著しい変動等による市の歳入の減少又は歳出の増加が市の財政及び市民生活に与える影響を軽減するように図られること。
- (2) 市の資産について、その保有の必要性を厳格に判断し、適正に管理し、及び有効に活用するとともに、将来の世代の負担に配慮した適切な水準を維持すること。
- (3) 公共サービスに係る市民の受益と負担の均衡が図られること。

(責務)

第3条 市長は、市民の信託に基づく執行機関の長として、前条の基本原則にのっとり、予算の編成及びその適正な執行を行わなければならない。

2 議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関として、前条の基本原則にのっとり、予算を議決し、予算の執行を監視し、及び決算を認定しなければならない。

3 市民は、行政活動によって得られる利益及び公共サービスが市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。

(目標の設定)

第4条 市長は、第1条の目的を達成し、及び将来にわたる市民生活の安定を確保するため、横浜市議会基本条例(平成26年3月横浜市条例第16号)第13条第2号に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)において、財政の健全性の維持のための目標を設定するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の目標を変更することができる。

(取組)

第5条 市長は、前条第1項の目標の達成に資する実効性のある取組を基本計画において定めるとともに、取組の進捗状況を議会に報告するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の取組を変更することができる。

IV. 目指すべき「持続的な財政」の姿

「持続的な財政」の定義

将来にわたって責任ある財政運営を行っていくためには、中長期において様々な状況変化がある中でも、常に仰ぎ見るべき北極星として財政の将来像（ビジョン）を掲げ、行政と市民・議会の皆様に共有することが必要です。

そこで、財政ビジョンでは、財政責任条例の趣旨や、これまでの本市における財政運営の考え方を踏まえ、財政の将来像として「持続的な財政」を以下のとおり定義し、中長期の財政運営において目指すべき財政の姿とします。

＜財政ビジョンにおける「持続的な財政」の定義＞

持続的な財政

「安定性」、「強靱性」、「将来投資能力」の3つの基礎的な性質が備わり、市政運営の土台としての基本的な役割が将来にわたり継続的に発揮できる状態の財政

＜財政が兼ね備えるべき3つの基礎的な性質＞

安定性

市民の暮らしや活動を支える基礎的な行政サービスを提供し続けることができること

強靱性

自然災害や社会経済情勢の急激な変動等に機動的かつ柔軟に対応し、市民生活を守ることができること

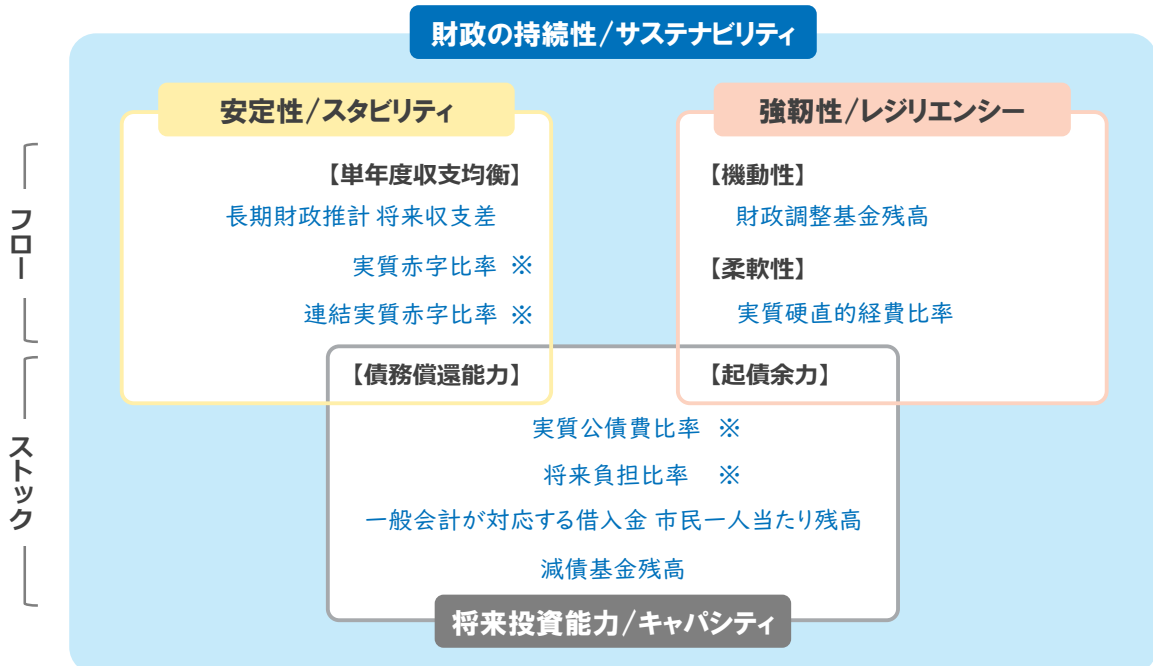
将来投資能力

必要な資金を適時かつ効率的に調達しながら、市民生活の基盤となる公共インフラの維持や、市内経済の長期的な発展に向けた事業等を推進することができること

また、3つの基礎的な性質と、財政におけるフロー（各年度の歳入歳出、収支等）及びストック（資産と負債）の概念を組み合わせ、「財政の持続性」を構成する要素を、「『財政の持続性』の枠組み」として、体系的・総合的に整理します。

＜「財政の持続性」の枠組み＞

青字：持続性評価指標
※：総務省の定める「健全化判断比率」



持続性評価指標

「財政の持続性」を構成する各要素について、定量的に評価するための代表的な指標として「持続性評価指標」を設定します。

それぞれの指標については、財政ビジョンにおいて設定する「評価の視点」(※1)に沿って、基本計画期間ごと又は市政・財政を取り巻く大きな状況変化が起きた場合にモニタリングを行い、本市の財政の持続性について総合的に評価を行うとともに、その評価に基づき、中期的な財政運営の方針を決定し、実践していきます。

持続性評価指標のうち、「長期財政推計 将来収支差」と「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」は、特に財政運営・予算編成を具体的に左右する中核的な指標として、「評価の視点」において中長期のベンチマークとなる目標水準・年限を設定します。

※1 「データ・アクション編」の「Ⅲ. 持続性評価指標」(P9)において記載

<持続性評価指標>

財政運営・予算編成を具体的に左右する中核的な指標

長期財政推計 将来収支差

単年度収支均衡

本市の今後の歳出・歳入の水準を統計的手法等を用いて長期的に推計する「横浜市の長期財政推計」において示される将来の収支差(歳出に対する歳入の不足額)

一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高

債務償還能力 起債余力

「一般会計が対応する借入金残高」(一般会計の市債残高と、特別会計・公営企業会計の市債残高、外郭団体借入金残高のうち、各会計の事業収入等ではなく、市税等で返済する分)を市民人口で除した金額

地方公共団体財政健全化法(※2)に基づく健全化判断比率

実質公債費比率

債務償還能力 起債余力

地方債等の借入金の返済額(公債費)の大きさを、本市の標準的な財政規模に対する割合で表したものの

将来負担比率

債務償還能力 起債余力

地方債等の借入金など現在抱えている負債の大きさを、本市の標準的な財政規模に対する割合で表したものの

実質赤字比率

単年度収支均衡

一般会計等に生じている実質的な赤字の大きさを、本市の標準的な財政規模に対する割合で表したものの

連結実質赤字比率

単年度収支均衡

公営企業を含む全会計に生じている実質的な赤字の大きさを、本市の標準的な財政規模に対する割合で表したものの

※2 健全化判断比率に関する定義は同法第2条による。

財政の持続性を多角的に評価するための指標

財政調整基金残高

機動性

年度間の財源や財政需要の変動に備えて積み立てる財政調整基金の残高

減債基金残高

債務償還能力 起債余力

将来の市債の償還に備えて積立てを行う減債基金の残高

実質硬直的経費比率

柔軟性

「人件費」、「公債費」、「社会保障経費」を「硬直的経費」として、その一般財源充当額を、経常的な一般財源(市税・県税交付金・広義の地方交付税)に対する割合として表したものの

V. 財政運営の基本方針

「持続的な財政」の実現に向けて、「債務管理」、「財源確保」、「資産経営」、「予算編成・執行」、「情報発信」、「制度的対応」の6つの柱から成る「財政運営の基本方針」に基づき、財政運営を行っていきます。

債務管理

■ 長期的な視点に立った債務管理と計画的・戦略的な市債活用（債務ガバナンスの徹底）

- 債務を中長期的な時間軸で管理します。その手法として、一定の政策的裁量性と財政規律を両立する債務管理の枠組み（「債務管理長期フレーム」）を活用します。
- 債務管理における指標は、「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」を中心的な指標とします。その他に、「地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率」、「一般会計建設債等残高」を重視しながら、「横浜方式のプライマリーバランス」を用いて見える化を行います。
- 公共投資における市債の活用は、「債務管理長期フレーム」にのっとり、事業の効果を明確化・検証しながら、将来の市民負担を抑制しつつ、計画的・戦略的に行います。

■ 債務の償還財源の確保

- 債務の償還資金は、償還スケジュールに合わせて、予算及び減債基金（※）への積立てにより確実に手当します。
- 減債基金は、「横浜市減債基金条例（平成2年3月横浜市条例第2号）」にのっとり運用します。その上で、減債基金の臨時的な活用は、当該活用額の積戻しが明確に予定されている場合に限定し、予算における収支不足の解消のみを目的とした活用は原則行いません。例外的に、市民生活に過度に影響を及ぼす事態を回避する目的等により収支不足解消のため活用を行う場合は、見通しを定めてこうした状態を脱却します。積立不足額については、着実に解消を図ります。
- 大規模な市債活用が必要な投資事業は、市債償還について、計画時に具体的な償還財源を見込み、一般財源負担を考慮した上で行います。償還財源については、当該事業の性格を踏まえつつ、可能な限り、当該事業から生まれる効果を還元することにより確保するよう努めます。

※ 「横浜市減債基金条例」（平成2年3月5日施行）に基づき、将来の市債の償還のため予め財源を積み立てておくために設置された基金

■ 市債の確実かつ円滑な発行と中長期的な調達コストの抑制

- 市債管理の透明性と債務償還能力に対する信頼を高めるため、市の財務状況や市債の発行・償還状況について見える化を行うとともに、市民向け・投資家向けに充実した情報発信を行います。これにより、市民の将来負担を明らかにし、市場と対話しながら、市債の確実かつ円滑な発行を進めます。また、現在及び将来の市場動向を見据え、市債の調達先の最適化や市場ニーズに合った手法の多様化を進める中で、中長期的な調達コストの抑制に取り組みます。

財源確保

■ 戦略的・総合的な財源充実策の展開

- ー 臨時的な財源発掘という発想ではなく、財源を安定的・構造的に充実させるため、以下のような観点から、総合的な施策や取組を展開します。
 - ・ 戦略的な政策投入による税源涵養
 - ・ 新たな財源の創出
 - ・ 共創（民間資金等の活用）
 - ・ 国・県からの税財源の移譲
 - ・ 課税自主権の活用
 - 等
- ー 施策や取組の展開は、データを駆使し、中長期的な視点を持って、全庁的な戦略・連携の下で行います。

■ 新たな手法による財源の多様化と充実

- ー 従来の財源調達手段にとらわれず、社会全体の意識や潮流の変化を敏感にとらえながら、市民の受益と負担や財源と使途の関係性について新たな考え方や手法を取り入れつつ、財源を多様化・充実します。
- ー 市債について、財政需要の変化に対応する充当対象の拡大に向け、行政現場のニーズに基づき、国に対して的確に要望を行う一方、市場のニーズを踏まえた手法の多様化に取り組みます。

■ 税務行政の効率化・高度化の推進と安定的な税収確保、税データの有効活用

- ー 税務行政において、最新技術等の積極活用により、納税者の利便性を向上させつつ、業務の不断の効率化を推進します。こうした中で、税データの活用による税務行政の高度化により、安定・充実した税収を確保します。
- ー 税データについては、可用性を向上させ、個人情報保護を徹底した上で、全庁的な施策検討・分析等のために有効活用するとともに、オープンデータ化を推進します。

■ 都市経営としての資産の総合的なマネジメント(ファシリティマネジメント)の推進

- 都市経営の観点から、本市が保有する土地・建物等の資産を経営資源として総合的にとらえ、「資産の戦略的利活用による価値の最大化」と「公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上」の2つの視点から、保有の在り方・維持管理・利活用を最適化します。

① 資産の戦略的利活用による価値の最大化

- 本市が保有する資産について、市民から負託された貴重な財産としてその価値が最大限発揮されるよう、戦略的な利活用を通じた適正化(資産の特性に応じて役割・位置付けを明確にした上で、市民の理解を得ながら、価値が最大化されるよう利活用(売却・貸付を含む。)すること)を推進します。
- 資産の利活用に当たっては、取得や利用の経緯、地域の状況等を踏まえつつ、社会の変化に対応して、これまでにない柔軟な発想や公民連携の視点を持ち、地域の魅力向上や地域課題の解決といった新しい価値の創出、財源確保等につなげます。
- 資産の適正化に向けた環境整備として、保有資産に関する適正な管理と、市民・民間事業者等との連携に資する情報提供を徹底します。

② 公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上(公共施設の適正化)

- 人口動態やライフスタイル等の変化、脱炭素化・デジタル化等の時代の要請に対応しながら、公共施設(公共建築物及びインフラ施設)が提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、公民連携の視点も入れつつ、3つの原則による公共施設マネジメントを推進し、公共施設の規模・数量、質、コストの適正化を図ります。

保全・運営の最適化：長寿命化を基本とした保全更新を着実に行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の最適化と受益者負担の適正化を推進

施設規模の効率化：地域ごとの人口動態・分布、市民ニーズ等の変化や施設の保全更新コストの推移を見通した上で、公共建築物の規模効率化(ダウンサイジング)を、目標を設定して推進

施設財源の創出：資産の売却等による財源創出の工夫や、国費・市債の有効活用などにより、財政負担を軽減・平準化

- 公共施設の整備・運営状況や利用者負担と市費負担の関係、将来を見通した公共施設の在り方の方向性について、市民と共有します。
- 公共工事等の安定的・効率的な実施に向けて、持続性と品質の確保を図ります。
 - 施設の長寿命化や再整備など保全更新の需要増大に備え必要な事業費を確保するとともに、適切かつ安定的に公共工事等を実施できるよう、事業量の長期的な平準化を図ります。
 - 施設の保全更新に係る公共工事等を主に担う市内中小企業の担い手の確保・育成や技術力の向上を継続的に支援するとともに、デジタル技術を始めとする新技術の導入などによる生産性向上を進めます。

予算編成・執行

■ 「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立する予算編成

- 予算編成において、3つの原則（成果志向・将来志向・公平性）に沿ったガバナンスを徹底します。予算構造を体系化・スリム化し、臨時財源に依存しない財政運営を行うことで、「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立します。

成果志向： 何をするか（アクション・アウトプット）ではなく、市民生活の向上や市の持続性にどう貢献するかという成果（アウトカム）を重視

将来志向： 将来の収入増や財政需要の抑制といった各事業の財政運営に対する影響を予見し、予算での資源配分と連動

公平性： 行政サービスにおける将来世代を含む市民の受益と負担の均衡と公平性を重視

■ 危機に対して強靱な財政構造の構築・維持

- 十分な起債余力とともに、財政調整基金を確保し、事態に応じて柔軟かつ機動的に対応可能で、危機に対して強靱な財政構造を構築・維持します。
- 被害が甚大な大規模災害時には、市民の生命を守り、市民生活への影響を最小化することを最優先に、災害対策基本法等に基づく国財政スキームを最大限活用し、救助実施市の役割発揮や災害復旧等にちゅうちょなく対応します。

■ データの徹底的活用とEBPMの実践

- 政策展開・行政運営においてデータ活用を徹底し、仮説構築・実践・検証・改善のサイクルによるエビデンス（根拠）に基づく政策形成（Evidence-Based Policy Making/EBPM）（※）を実践します。
- デジタル技術の活用によりデータ取得の環境を整備しつつ、事業を行う上で取得した行政データを更に政策の高度化や見直しに活用していく、データ活用の好循環を実現します。

※ EBPM： 経験や勘ではなく、統計的・論理的に導き出された客観的に確実性の高い根拠（エビデンス）に基づいて政策を企画・改善すること

■ 総合的なアプローチによる効果的・効率的な政策展開・事業執行

〔事業・行政運営の効率性の追求〕

- 各事業・行政事務について、政策・施策への結び付きを明確化し、貢献度を高めながら、市民一人当たりコスト、受益と負担の関係、外部の視点等を踏まえ、継続的に手法や費用対効果等を点検し、絶えざる効率化を推進します。

〔市民協働・公民連携の推進〕

- 「公共」の担い手について、市民協働・公民連携の取組を一層発展させ、多様化・重層化を図るとともに、自立的で、公共サービスの革新に意欲的な民間の多様な主体が活躍できる環境を創ります。

〔市民目線の行政サービスデザイン〕

- 行政サービスのプロセス全体について市民目線を徹底し、行動デザインの活用などにより、執行面も含めた事業全体のパフォーマンスを向上させます。

〔最先端の技術・政策手法の積極活用〕

- 新しい技術や政策手法を積極的に試行・採用し、政策・行政運営両面で連続的なイノベーションを生み出しながら、高度化・複雑化する行政需要に対応します。

〔政策・行政運営体制のアップデートとチームイノベーションの強化〕

- 社会の潮流を踏まえ、政策・行政運営体制を常にアップデートするとともに、チームイノベーションを強化し、政策リソースの効果を最大化することで政策課題に対して迅速・柔軟・的確に対応します。

情報発信

■ 「共有、共感、協働・共創」を実現する市民中心の情報発信

- ー 財政に関する情報やデータの「共有」を充実するとともに、「共感」を呼び起こす手法・取組により、市民が、財政が身近で生活に関わるものであることへの気付き（「自分ごと化」）から「協働・共創」へ参画するなど、具体的な行動により市民力が発揮される環境を整えます。

① 財政の現状・未来像の「共有」

- ー 財政は市政運営の土台であり、財政状況は市民生活の未来を映す鏡であるという考えから、財政の様々な側面について、長期的な見通しも含めて、市民のもとに届く形で公表・発信することにより、財政の現状と未来像を市民と共有します。
- ー 市が取り組む施策や事業に関しては、財政的コストや受益と負担の関係等、納税者である市民が知るべき情報について、後年度のものも含めて可能な限り明らかにし、将来にわたる説明責任を担保します。

② 「共感」志向の情報発信の展開

- ー 行政サイドからの一方的・画一的な発信ではなく、市民の「理解」ととどまらない「共感」や「納得感」を生み出す視点（市民体験/シチズンエクスペリエンス（CX）[※]）に立ち、様々な世代等に合わせた情報発信や双方向型の取組を展開します。

※ 市民体験：市民が、市民生活の中で得る一連の体験・感情・価値。特に行政サービスについて、そのサービスが必要となった段階から、それを受け、その後に至る状況まで含めた過程で市民が得る一連の体験・感情・価値。
Citizen Experience/CX。

③ 市民との「協働・共創」につながるオープンデータの加速化

- ー 財政に関するデータは公共財産であるという視点に立ち、公・民での「協働・共創」や、民間でのイノベーションを促すため、徹底したオープンデータを推進します。
- ー オープンデータ化に当たっては、可能な限り、機械処理等に適した形式による年次データで公開するなどにより、データの活用によるイノベーションを促進します。

制度的対応

■ 持続可能な市政運営の基盤となる地方税財政制度の充実

- ー 横浜市の持続可能な市政運営の基盤となる地方税財政制度の充実に向けて、主体的に行動します。これにより、併せて大都市の「現場力」と「総合力」を向上させ、国全体の発展に貢献します。

<地方税財政制度の充実に向けた視点>

- ・ 経済社会の構造的な変化や突発的な変動にかかわらず、大都市の特性に応じた標準的な行政サービスを安定的・継続的に提供することを可能とする財源保障と財源調達手段の確保
 - ・ 大都市の税源涵養の取組を喚起し、自主財源の安定的な確保と財政運営の自律性の向上につながる税制と税源配分の実現
 - ・ 国と地方双方における財政の持続可能性の確保
- ー 地方税財政制度の充実に向けた行動として、行政現場の実情と客観的なデータに基づく具体的な提案・要望に不断に取り組めます。





横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン

＜データ・アクション編＞

(原案)

令和4年5月
横浜市

財政ビジョン「データ・アクション編」には、主に以下の内容を記載しています。

- ① 持続性評価指標の「評価の視点」
- ② 財政ビジョン策定の背景となる推計や統計といった各種データ
- ③ 「中長期の債務管理」「収支差解消」「資産経営」「地方税財政制度の充実」の各分野における具体的課題に対して、「財政運営の基本方針」を踏まえ、将来に向けて今から取り組むアクション（将来アクション）

このうち、②各種データについては、実績値については原則、毎年度更新したものを公表します。また、推計値については、基本計画の振り返りや改訂時等に更新を行い、公表します。

また、③将来アクションについては、基本計画期間ごとにアクションの成果の検証と必要な改善を行うとともに、今後10年間程度（2030年頃）を目途に、当該期間における「財政の持続性」の状況・推移とアクションの成果を総括し、その結果を踏まえ、将来に向けた新たなアクションを設定します。また、その時点における「財政の持続性」の状況（将来見通しを含む）を踏まえ、①持続性評価指標の「評価の視点」についても、必要な見直しを行うこととします。

| | |
|---------------------------------|-----|
| I. 横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例 … | 3 |
| II. 「持続的な財政」の前提条件となる主要な推計・データ | |
| 横浜市将来人口推計 … | 4 |
| 横浜市の長期財政推計 … | 5 |
| 保有土地の現状 … | 6 |
| 公共施設の保全更新コストの長期推計 … | 7 |
| III. 持続性評価指標 | |
| 評価の視点 … | 9 |
| IV. 将来アクション | |
| 債務管理アクション … | 11 |
| 収支差解消アクション … | 13 |
| 資産経営アクション … | 17 |
| 地方税財政制度の充実に向けた課題提起 … | 22 |
| V. データ集 … | 30 |
| VI. 参考資料 … | 103 |

1. 横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例

横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例(平成26年6月5日施行)

(目的)

第1条 この条例は、横浜市(以下「市」という。)が行政需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な施策を実施するため、市の財政運営に関する基本原則、市長、議会及び市民の責務その他財政運営に必要な事項を定めることにより、市民の受益と負担の均衡を図りつつ、必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を図り、もって将来にわたる責任ある財政運営の推進に資することを目的とする。

(財政運営の基本原則)

第2条 市の財政運営は、前条の目的を達成するため、次に掲げる基本原則により、中長期的な視点を持って進めるものとする。

- (1) 市の歳入及び歳出の不断の見直しを通じて、安定的で持続性のある財政運営を目指すとともに、社会経済情勢の著しい変動等による市の歳入の減少又は歳出の増加が市の財政及び市民生活に与える影響を軽減するように図られること。
- (2) 市の資産について、その保有の必要性を厳格に判断し、適正に管理し、及び有効に活用するとともに、将来の世代の負担に配慮した適切な水準を維持すること。
- (3) 公共サービスに係る市民の受益と負担の均衡が図られること。

(責務)

第3条 市長は、市民の信託に基づく執行機関の長として、前条の基本原則にのっとり、予算の編成及びその適正な執行を行わなければならない。

- 2 議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関として、前条の基本原則にのっとり、予算を議決し、予算の執行を監視し、及び決算を認定しなければならない。
- 3 市民は、行政活動によって得られる利益及び公共サービスが市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。

(目標の設定)

第4条 市長は、第1条の目的を達成し、及び将来にわたる市民生活の安定を確保するため、横浜市議会基本条例(平成26年3月横浜市条例第16号)第13条第2号に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)において、財政の健全性の維持のための目標を設定するものとする。

- 2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の目標を変更することができる。

(取組)

第5条 市長は、前条第1項の目標の達成に資する実効性のある取組を基本計画において定めるとともに、取組の進捗状況を議会に報告するものとする。

- 2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の取組を変更することができる。

(財政の健全性に関する比率の推計)

第6条 市長は、基本計画の策定時に、当該計画の期間における次に掲げる比率を推計し、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。

- (1) 実質赤字比率(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する実質赤字比率をいう。)
- (2) 連結実質赤字比率(法第2条第2号に規定する連結実質赤字比率をいう。)
- (3) 実質公債費比率(法第2条第3号に規定する実質公債費比率をいう。)
- (4) 将来負担比率(法第2条第4号に規定する将来負担比率をいう。)

(財務書類の作成)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条に定める書類のほか、毎年度、貸借対照表その他の財務書類を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

(財政運営の配慮事項)

第8条 市の財政運営は、次に掲げる事項に配慮しながら進めるものとする。

- (1) 市は、公共施設によって提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能確保するため、既存施設の有効活用、適切な施設配置及び機能転換、運営形態の見直し並びに利用環境の改善・運営の効率化を推進するものとする。
- (2) 市は、使用料、手数料、負担金等に関し、市民の受益と負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものとする。
- (3) 市は、補助金等(市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの(市長が指定するものを除く。)をいう。)に関し、補助の必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から定期的に又は必要に応じて見直しを行うものとする。
- (4) 市は、市民と財政に関する情報を共有し、財政に関する理解を深め、かつ、財政運営の透明性を高めるため、当該情報について、分かりやすい資料を作成し、これを市民に公表するとともに、市政への信頼性を向上させるよう努めるものとする。
- (5) 市は、円滑な資金調達に資するため、地方債の引受けが予定される金融機関等に対し、分かりやすい財政に関する情報の提供に努めるものとする。

II. 「持続的な財政」の前提条件となる主要な推計・データ

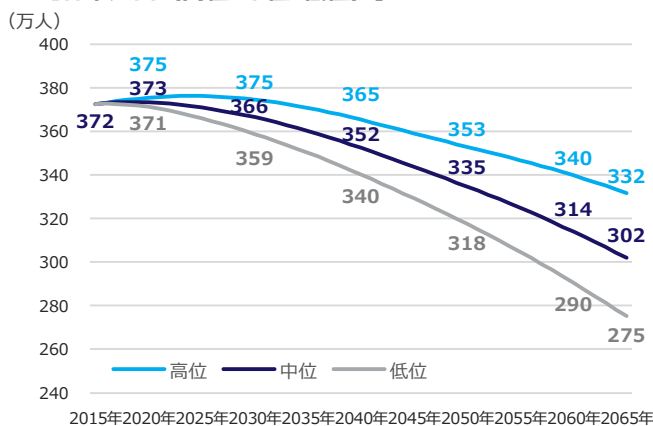
横浜市将来人口推計

「横浜市将来人口推計」（平成29年12月公表）は、出生・死亡及び転入・転出の過去の傾向を将来に投影して推計を行ったもので、2015年国勢調査の結果を基準人口として、2065年までの推計を行っています。

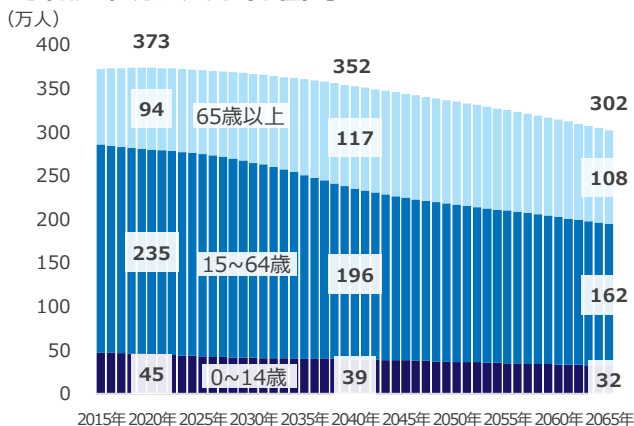
推計の結果、本市の総人口は中長期的に大きく減少することが見込まれており、このうち、生産年齢人口（15歳～64歳）は現在から2065年までに約3割減少することが予測されています。一方、総人口に占める高齢者人口（65歳以上）の割合は、今後大きく増加し、2040年までには総人口の約3割を占めるようになる見込まれています（いずれも中位推計の場合）。

<将来人口の推計結果（2015年～2065年）>

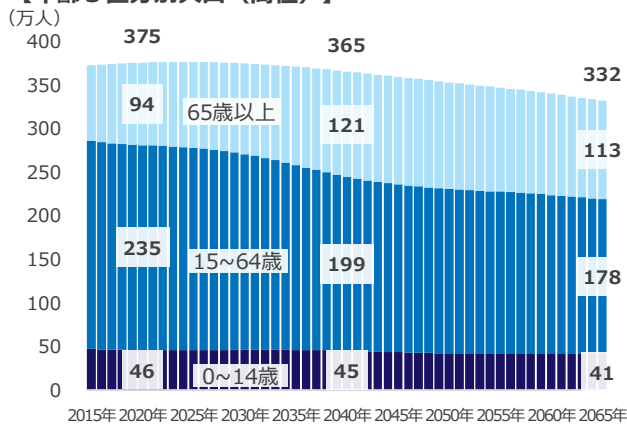
【将来人口（高位・中位・低位）】



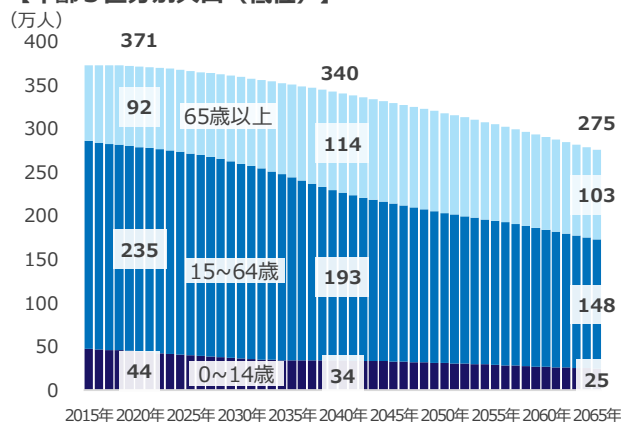
【年齢3区分別人口（中位）】



【年齢3区分別人口（高位）】



【年齢3区分別人口（低位）】



1 推計期間：2015（H27）年を基準時点とし、2065（R47）年までの各年の推計

2 推計方法：コホート要因法

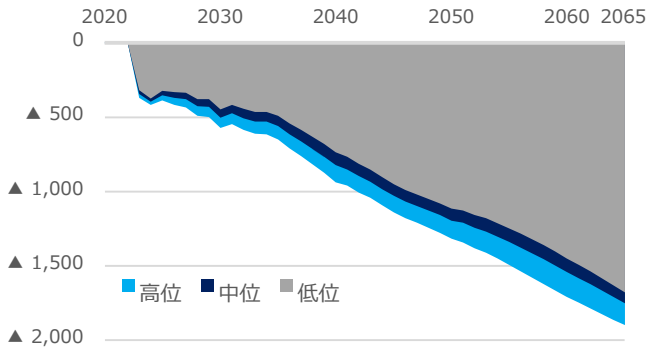
- ・人口増減の要因である出生、死亡、転入、転出を、コホート（同年又は同期間に出生した集団）ごとに個別に将来値を仮定して将来の人口を推計
- ・さらに、本推計では、出生、死亡の将来値について高位（出生が多く死亡が少ないケース）と低位（出生が少なく死亡が多いケース）の仮定値を設定し、高位推計・低位推計を実施

「横浜市将来人口推計」（平成29年12月公表）：<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/jinkosuikei.html>

横浜市の長期財政推計

「横浜市の長期財政推計」（令和4年1月更新版）は、横浜市将来人口推計（平成29年12月公表）のデータを基に、「高位（出生が多く死亡が少ないケース）」、「中位」、「低位（出生が少なく死亡が多いケース）」の3つのケースを設定して、2065年度までの各年の歳入・歳出と将来収支差の推計を行います。 ※ 単位は全て「億円」「年度」

<将来収支差>

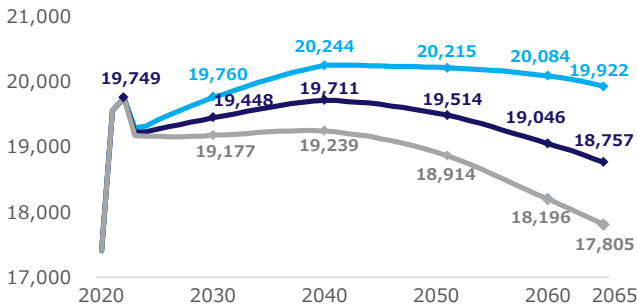


(億円)

| | 2030年度 | 2040年度 | 2050年度 | 2060年度 | 2065年度 |
|----|--------|--------|---------|---------|---------|
| 高位 | ▲ 573 | ▲ 937 | ▲ 1,319 | ▲ 1,708 | ▲ 1,899 |
| 中位 | ▲ 502 | ▲ 823 | ▲ 1,195 | ▲ 1,540 | ▲ 1,752 |
| 低位 | ▲ 447 | ▲ 735 | ▲ 1,114 | ▲ 1,448 | ▲ 1,678 |

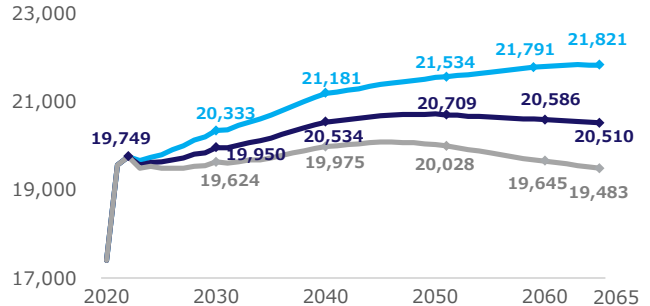
将来収支差は、いずれのケースでも中長期的に拡大を続け、2065年度には歳出総額の約1割の規模となります。

<歳入総額>



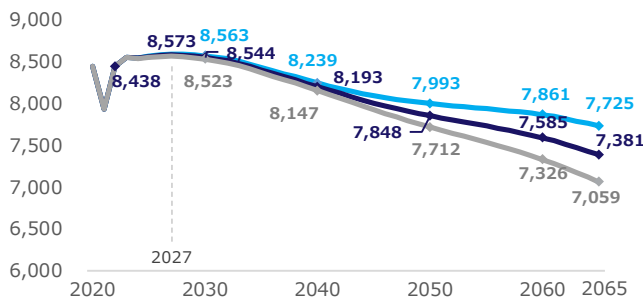
歳入総額は、いずれのケースでも、2040年あたりから減少局面に入り、中位・低位では2022年度水準以下へと大きく減少します。

<歳出総額>



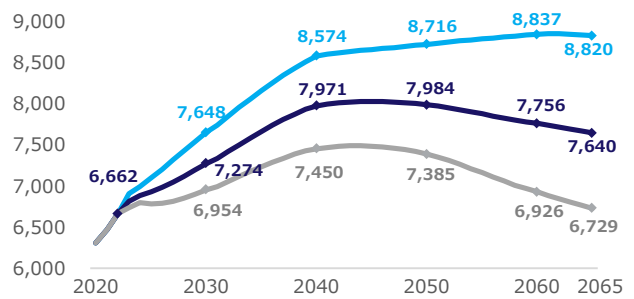
歳出総額は、2040年から2050年頃にかけて増加を続けます。その後、高位は増加を継続する一方、中位ではほぼ横ばい、低位では減少傾向となります。

<市税収入>



市税収入は、いずれのケースでも、2027年度をピークに減少に転じ、その後、2065年度までに2022年度と比較して約1割減少します。

<社会保障経費>



社会保障経費は、2040年頃にかけて急激に増加し、高位では2060年代まで増加が継続、中位では減少に転じますが、ピーク時には現在から約2割増加します。

1 推計期間：2022（R4）年度から2065（R47）年度までの各年の推計
 2 推計方法：社会保障経費、税収、地方交付税については、「横浜市将来人口推計」（平成29年12月公表）を活用して、「高位」、「中位」、「低位」の3つのケースで推計。その他の経費や歳入項目については、基本的に直近実績を横置き。
 ※ 本推計は、将来の状況を正確に見通す予測というよりも、現時点で得られるデータをもとに、回帰分析など統計的な手法等を探り入れながら、将来の財政を機械的に推計し、中長期的なトレンドを明らかにするものであり、その推計結果については、幅をもって解釈する必要があります。
 「横浜市の長期財政推計」（令和4年1月更新版）：<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseijokyo/tyoukisuikei.html>

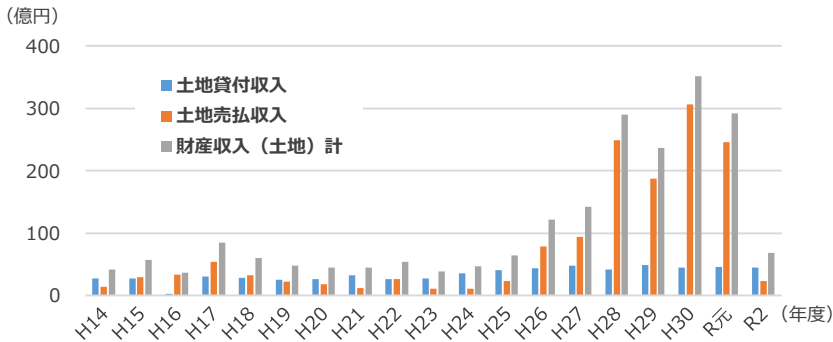
保有土地の現状

本市は、市域内に約1万haの土地を保有しています（令和2年度末時点）。市の保有土地は、市民から負託された貴重な財産として、適正に管理しながら、各土地の特性を踏まえた公共公益的な利用を行うほか、市場性が高い土地については売却や貸付等により財源化するなど、有効活用を進めてきました。

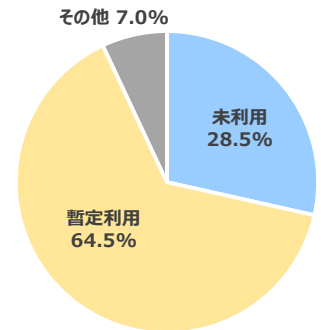
<本市保有土地の財産別内訳>

| 財産分類 | 行政財産 | 普通財産 | 企業会計保有財産 | |
|-----------|--|--|--------------------|-----------|
| 財産の性格 | 庁舎・公共施設の土地など公用・公共用に供している財産（用途決定済の未供用地も含む） | 行政財産以外の財産 | 企業活動用に保有する財産 | |
| 利活用の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 行政需要に応じて公用・公共用途に利用した上で、余剰部分は貸付等により有効活用（飲料自動販売機等） 行政上の利用を廃止した場合（廃校等）は、「普通財産」として利活用 | <ul style="list-style-type: none"> 資産特性を踏まえて利活用 売却・貸付等により財源化 | 企業活動に応じて経済性を発揮し利活用 | 合計 |
| 面積 | 9,525 ha | 422 ha | 496 ha | 10,443 ha |
| うち、未利用等土地 | 46 ha | 54 ha | 1 ha | 101 ha |
| R3年度末時点 | | | | |

<一般会計財産収入（土地）の推移>（決算）



<未利用等土地の内訳>



市場性が高い土地は利活用が進む一方、廃校等の用途廃止施設がある土地や、事業の変更・中止や社会経済状況の変化等で未利用・暫定利用となっている土地（未利用等土地）が、郊外部を中心に多くあります（令和3年度末時点で約100ha）。こうした土地の多くは、本市の事業の内容や時期が定まっていない場合や、民間活用にあたり、建築用途などの法令上の制限や地域・関係者と調整に時間を要するなど課題があるため、暫定利用が長期間継続するなど、保有コストに見合う価値を発揮できていない状態となっています。

人口動態の変化等により課題解決に振り向けられる政策資源が細る中で、持続可能な市政運営を進めるためには、これらの未利用等土地を有効活用し、土地利用の適正化を進めることが必要です。

そのためには、保有土地の管理と見える化を徹底した上で、それぞれの土地がその価値を十分に発揮しているかという視点で利活用状況を明らかにするとともに、利活用にあたっては、取得や利用の経緯、地域の状況等を踏まえつつ、社会の変化に対応して、これまでにない柔軟な発想や公民連携の視点から、地域の魅力向上や地域課題の解決、財源確保等につなげていくことが重要です。

公共施設の保全更新コストの長期推計

公共施設の保全更新コストの長期推計

公共施設（公共建築物及びインフラ施設）は、点検や修繕等により施設・設備の安全性を確保する「保全」を着実に行うことで、施設の長寿命化を図っており、例えば鉄筋コンクリート造の公共建築物では、70年以上使用することを目指しています。また、老朽化した施設の機能を存続させるため、建替え等の「更新」を行います。今後、公共施設の老朽化が進み、保全更新にかかるコストが増加することが見込まれています。

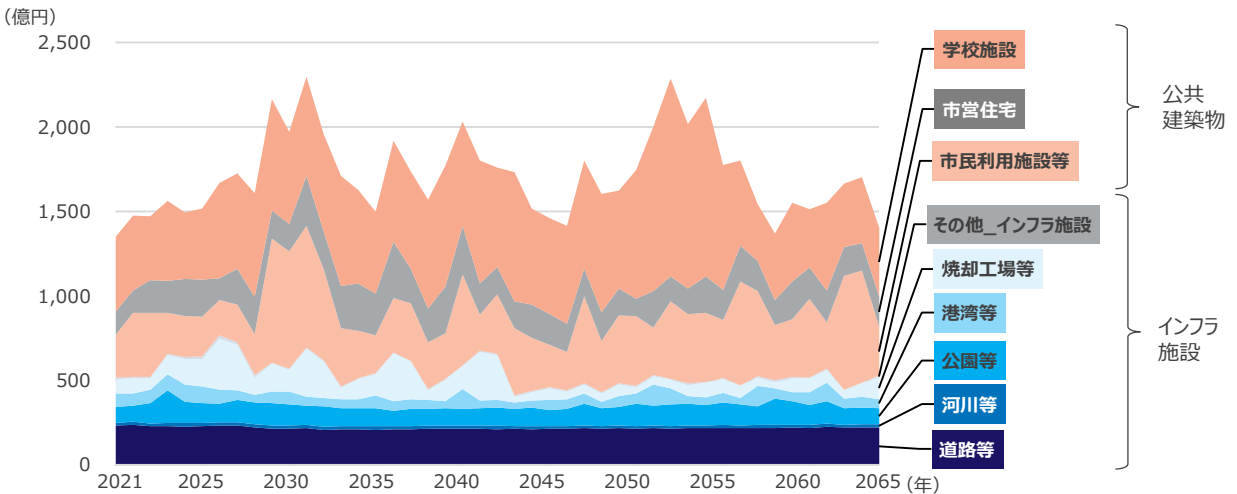
こうした観点から、公共施設の保全更新にかかるコストについて、「メーカー等が推奨する標準的な周期で修繕等を行い、長寿命化の達成後にすべての施設を更新する」という条件で、長期的なコストを推計しました。

推計の結果、2021年からの45年間にかかるコストの見込みは、一般会計で合計約7兆6,900億円となりました。一年当たりの見込額は約1,700億円（2021年度水準の1.9倍）であり、大幅な増加となります。

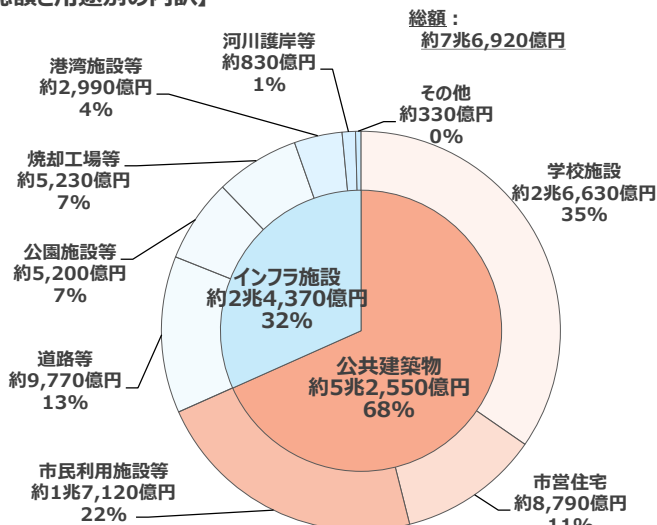
増加の主な理由は、公共建築物の老朽化に伴い、建替費等が増えることです。

<公共施設の保全更新コストの長期推計結果（一般会計：2021年～2065年）>

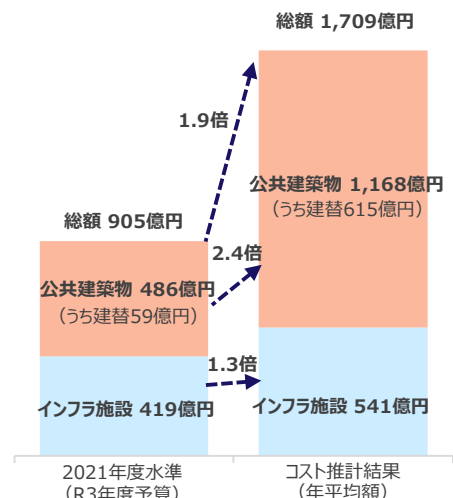
【① 用途別の経年推移】



【② 総額と用途別の内訳】



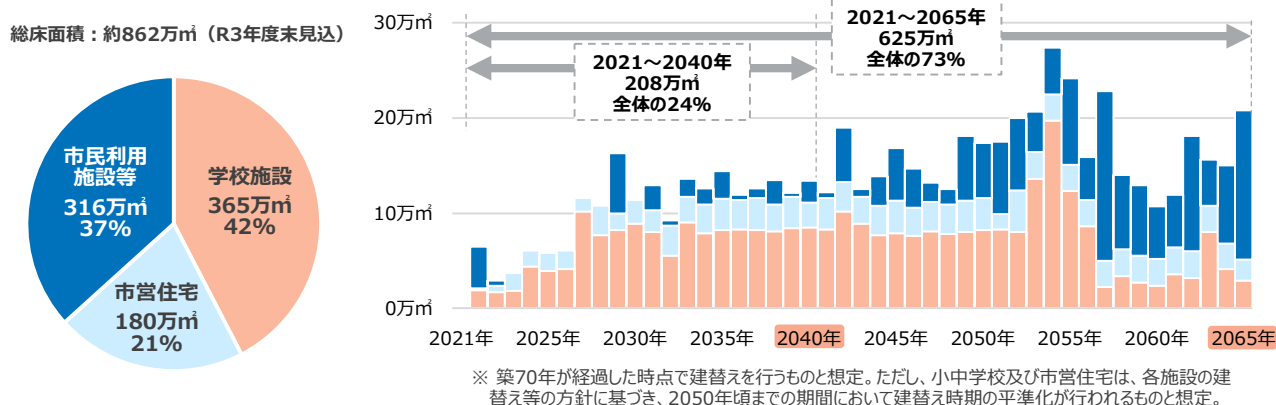
【③ 1年あたり平均額（現状との比較）】



公共建築物の建替え時期と総床面積の推計

人口急増期に整備された公共施設の多くは老朽化が進行しており、特に公共建築物については、小中学校の学校施設や市営住宅を中心に、2065年までに全体の約73%が築70年を経過する見込みであり、建替えを検討する必要があります。

<公共建築物の床面積（3分類）> <2065年までに建替えが想定される施設（3分類）>



公共建築物を建て替える際は、社会的要請に応じて改訂されてきた新しい整備基準等に沿って整備することとなります。例えば、小中学校では、クラスの児童・生徒数の見直しや特別教室の充実が図られており、この結果、建替え後の施設は床面積が増加する傾向にあります。

こうした点も織り込みつつ、これらの施設を全て建て替えると仮定して推計すると、総床面積は、2040年には現在から51万㎡（6%）の増加、2065年には137万㎡（16%）の増加が見込まれ、建替費や保全費についても、その分、増加することになります。また、市民一人当たりの床面積としては、将来人口推計を考慮すると、2040年には13%増、2065年には44%増となります。

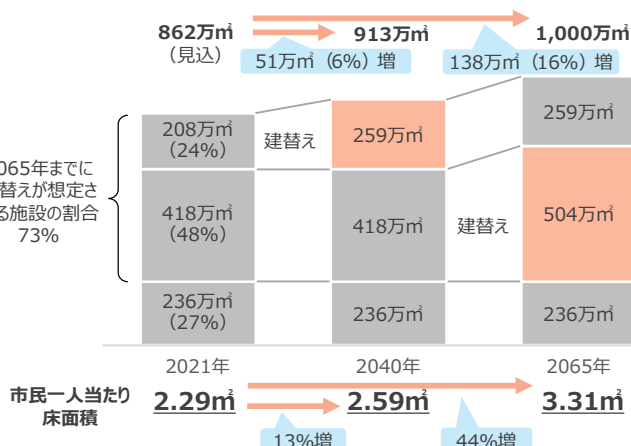
<主な施設の建替えにおける床面積の増減率>

| | | | |
|-----------|------|----------|------|
| 小中学校 | 133% | 公会堂 | 92% |
| 市営住宅 | 111% | 区民文化センター | 103% |
| 地区センター | 109% | 保育所 | 144% |
| コミュニティハウス | 124% | 老人福祉センター | 111% |
| スポーツセンター | 118% | 庁舎・事務所 | 159% |

（増減率の算出方法）

- ・ 小中学校及び市営住宅：近年の建替え計画に基づく平均値
- ・ その他：施設群ごとに「A新しい施設」と「B古い施設」のグループに分け、 $[\text{Aの平均床面積} \div \text{Bの平均床面積}]$ を増減率とした。（2065年までに建替えが想定される施設を、Bと定義）

<公共建築物の建替えによる床面積の増加見込>



公共建築物の床面積の増加傾向に対して、本市の総人口は生産年齢人口を中心に2065年までに約2割減少する見込みです（「横浜市将来人口推計」（中位推計）（P4参照））。市民生活や経済活動を支える公共施設の機能・サービスを持続的なものとしていくためには、既存の施設を維持管理し続けるだけでなく、施設の規模や数量、質、保全更新コスト等を将来の人口や財政の規模に見合った水準に「適正化」していくことが不可欠な状況です。

適正化には、将来のライフスタイルの変化や、デジタル化・脱炭素化などの社会的ニーズも見据え、サービスの質の向上を図りながら賢くダウンサイジングを図る、いわば「スマート・ダウンサイジング」の考え方が重要です。


III. 持続性評価指標

評価の視点

持続性評価指標については、以下の「評価の視点」に沿って、基本計画期間（もしくは、市政・財政を取り巻く大きな状況変化が起きた場合）ごとにモニタリングを行い、本市の財政の持続性について総合的に評価を行うとともに、その評価に基づき、中期的な財政運営の方針を決定し、実践していきます。

なお、「長期財政推計 将来収支差」と「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」は、特に財政運営・予算編成を具体的に左右する中核的な指標として、中長期のベンチマークとなる具体的な目標水準・年限を設定します。

<持続性評価指標の「評価の視点」>

| 持続性評価指標 | 評価の視点 | 推計期間 |
|--|---|---|
| 財政運営・予算編成を具体的に左右する中核的な指標 | | |
| 長期財政推計 将来収支差 | 2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で予算編成における収支差を解消 |  ~2065年 ~2040年 |
| 一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高 | 2040年度末残高を2021年度末残高程度に抑制 * 「一般会計建設債等残高」も重視 「横浜方式プライマリーバランス」で見える化も実施 | |
| 地方公共団体財政健全化法(※1)に基づく健全化判断比率 | | |
| 実質公債費比率 | 推計期間中、国の基準(※2)において、起債に国の許可が必要となる18%を下回る水準を維持 (推計期間中、継続して18%未満を維持) | ~2040年 |
| 将来負担比率 | 推計期間中、国の基準(※3)において財政健全化団体として財政健全化計画の策定と実施が求められる400%を下回る水準を維持 (推計期間中、継続して400%未満を維持) | ~2040年 |
| 実質赤字比率 | 常に0以下 | — |
| 実質連結赤字比率 | 常に0以下 | — |
| ※1 ※3：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」 ※2 ：「地方財政法」 | | |
| 財政の持続性を多角的に評価するための指標 | | |
| 財政調整基金残高(※4) | 他都市との比較や本市の過去の水準等の複数の視点から評価 | — |
| 減債基金残高 | 2030年度までに財源対策としての取崩から脱却 推計期間中、継続してタイムリーペイメント(※5)が可能な残高を維持 | ~2040年 |
| 実質硬直的経費比率 | これまでの推移や今後の推計から評価 | ~2040年 |
| ※4：R3年度決算見込：92億円（翌年度以降の活用のために一時的に積み立てている金額を控除した実質的な残高） ※5：年度末の時点で翌年度の市債償還に必要な残高が確保されていること | | |

(参考) 各指標の推計

「令和4年度予算案」「横浜市将来人口推計(平成29年12月公表)」「横浜市の長期財政推計(令和4年1月更新版)」「『一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高』における中長期のベンチマークの達成」を前提とした場合の推計可能な指標の推計結果は以下のとおり。

| | (年度) | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------|
| | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026~2029 (R8~R11) | 2030~2033 (R12~R15) | 2034~2037 (R16~R19) | 2038~2039 (R20~R21) | 2040 (R22) |
| 一般会計が対応する借入金残高 | 31,504億円 | 31,465 | 30,900~30,100程度 | | 30,700~30,100程度 | | 30,200~29,900程度 | 29,600~29,100程度 | 29,800~29,400程度 | 29,700程度 |
| 市民一人当たり残高 | 84万円程度 | 84程度 | 83~81程度 | | 83~81程度 | | 83~82程度 | 82~81程度 | 84~83程度 | 84程度 |
| 一般会計建設債等残高 | 17,133億円 | 17,114 | 16,900~16,500程度 | | 16,800~16,300程度 | | 16,700~16,500程度 | 16,900~16,800程度 | 17,300~16,900程度 | 17,100程度 |
| 市債活用額(一般会計) | 1,529億円 | 1,360 | 1,300/年度程度 | | 1,300/年度程度 | | 1,300/年度程度 | 1,400/年度程度 | 1,500/年度程度 | 1,500程度 |
| 建設債等 | 942億円 | 965 | 960/年度程度 | | 960/年度程度 | | 960/年度程度 | 960/年度程度 | 960/年度程度 | 960程度 |
| 臨時財政対策債 | 587億円 | 395 | 340~350/年度程度 | | 340/年度程度 | | 350~380/年度程度 | 400~470/年度程度 | 490~520/年度程度 | 550程度 |
| 横浜方式のプライマリーバランス | +315億円 | +206 | +220~+140程度 | | +150~+110程度 | | +130~▲30程度 | ▲80~▲160程度 | ▲190~▲210程度 | |
| 減債基金残高 | 1,746億円 | 2,169 | 1,500~1,800程度 | | 1,500~2,400程度 | | 2,200~2,500程度 | 1,400~1,900程度 | 1,600~1,900程度 | |
| 実質公債費比率 | 11%程度 | 11程度 | 13~12程度 | | 13~10程度 | | 12~11程度 | 12~11程度 | 11~10程度 | |
| 将来負担比率 | 130%程度 | 130程度 | 140~130程度 | | 140~130程度 | | 130~120程度 | 130~120程度 | 130~120程度 | |
| 実質硬直的経費比率 | 79.2% | 78.2 | 77~78程度 | | 77~78程度 | | 78~79程度 | 79~80程度 | 81~82程度 | |

| | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 | 2039 | 2040 | (年) |
|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 将来人口推計 | 378万人 | 373 | 372 | 372 | 371 | 370 | 369 | 368 | 368 | 366 | 365 | 364 | 363 | 362 | 360 | 359 | 357 | 356 | 354 | 352 | |

※1 2021 (R3) 年度は決算見込み。2022 (R4) 年度はR4年度予算案公表時点ベース。

※2 「一般会計建設債等残高」は、一般会計の市債残高総額から、「臨時財政対策債」及び「第三セクター等改革推進債」の残高を除いたもの。

※3 推計における建設債等の各年度発行額は、「『一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高』における中長期のベンチマークの達成」を前提として算出した発行総額を、R4年度予算案をベースとして2040年度まで平準化して設定。各年度の実際の活用額は、それぞれの期間の基本計画に基づき、各年度の公共投資需要等を踏まえて決定。

※4 横浜方式のプライマリーバランスの2021 (R3) 年度の数値は、「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を除いたもの。

※5 減債基金残高は、「収支差解消フレーム」に沿って、2030年度までに減債基金の臨時的活用から脱却(2030年度までに上限1,000億円を活用)し、その後、着実に積戻しを行う(各年度50億円)前提で推計。

※6 実質公債費比率、将来負担比率、減債基金残高は、「評価の視点」の基準を満たした水準で推移。

※7 将来人口推計は「横浜市将来人口推計(平成29年12月公表)」の中位推計に基づく。ただし、2021 (R3) 年度は、「横浜市人口ニュース No.1142(令和3年10月1日現在)」に基づく。

※8 横浜市将来人口推計(平成29年12月公表)の中位推計では、人口が2021年から2040年にかけて約6%減少するのに対し、2040年から2065年にかけては約14%減少することが予測されており(2065年推計人口:302万人)、市民一人当たりの負担を抑制していくためには、2040年度以降も継続して債務管理がバランスを徹底し、長期的な視点に立った債務管理と計画的・戦略的な市債活用を図る必要がある。

※9 「長期財政推計 将来収支差」については、「II. 「持続的な財政」の前提条件となる主要な推計・データ」(P5)に掲載。

IV. 将来アクション

債務管理アクション

1. 「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」の管理

（「債務管理長期フレーム」による中長期のベンチマークの達成）

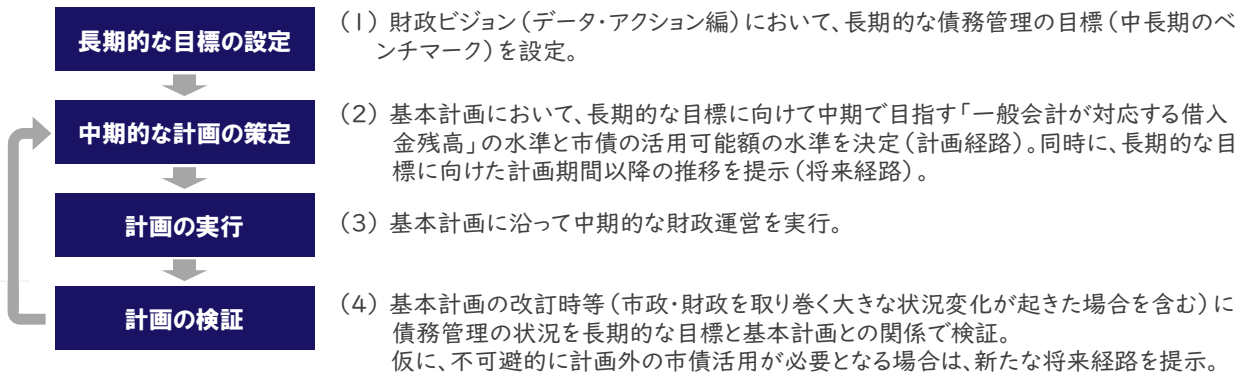
「財政運営の基本方針（債務管理）」に基づき、「債務管理長期フレーム」により「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」を管理し、持続性評価指標の「評価の視点」で定める中長期のベンチマークの実現に向けた債務管理を行います。

<「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」の中長期のベンチマーク>

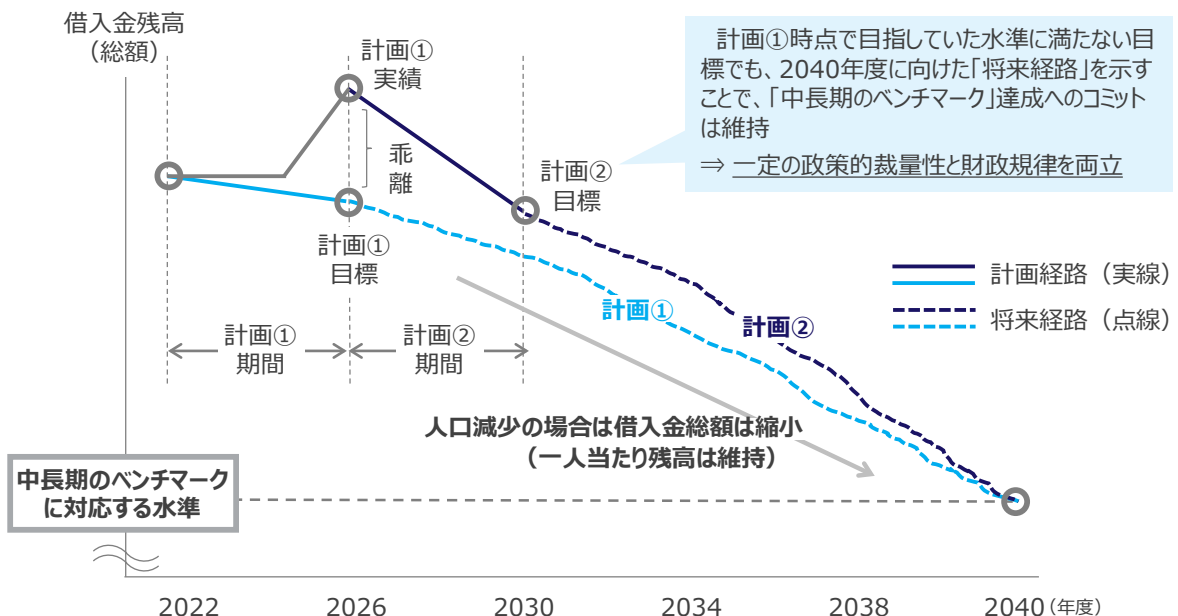
「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について
2040年度末残高を2021年度末残高程度に抑制

「債務管理長期フレーム」は、長期的な債務管理の目標（中長期のベンチマーク）に向けて、中期的なスパンで「計画→検証→見直し（軌道修正）→新たな計画」というサイクルを回していく仕組みを組み込んだものとします。また、想定外の事態に対応し、中期的な計画が達成できなくなった場合も、長期的な目標に向けた軌道修正が確実に図られ、そのことが見える化される仕組みを組み込みます。

<「債務管理長期フレーム」の仕組み>



<「債務管理長期フレーム」のイメージ>



2. 債務ガバナンスの強化に向けた取組

① 計画的・戦略的な「投資管理」

- － 大規模な市債活用が必要な投資事業については、事業の計画段階で、「一般財源負担」「市債の活用額」「市債の償還財源」「投資による事業効果の見込み」等について明確化し、市全体の投資事業を全体最適化する観点から検討・調整を行うとともに、実行段階で検証を行いながら、計画的・戦略的な「投資管理」を行い、市民負担の最小化と市全体の投資効果の最大化を図ります。
- － あわせて、施設等整備費全体についても、全体最適化のための調整と計画的な執行を行います。
- － これら計画的・戦略的な「投資管理」を機能させるため、市としての仕組み・ルールを新たに構築します。

② 債務管理状況・債務償還能力の一層の見える化

- － 本市の財政状況について一層の透明性の向上を図るため、財政状況に関するデータ等をまとめたアニュアルレポート(年次報告書)を公表します。この中では、市債の発行・償還にかかる情報についても、市民等の理解を促進するよう充実させます。

③ 特別会計・公営企業会計における中長期を見据えた経営計画の策定

- － 中長期的な債務管理への移行に合わせ、特別会計の会計運営計画及び公営企業会計の経営計画についても、その期間を現行の4年間から10年間以上に長期化し、特別会計・公営企業会計における市税等を償還財源とする市債を活用した投資の水準と債務を管理することにより、一般会計負担の抑制を図ります。

④ 財源対策を目的とした減債基金の臨時的取崩からの脱却と計画的な積戻し

- － 「収支差解消アクション」における「収支差解消フレーム」に基づく取組を進め、2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で予算編成における収支差を解消します。その上で、減債基金の積立不足額については、計画的に積戻しを行います。

<債務管理における中長期のベンチマークの考え方>

- これまで本市では、一般会計の市債残高に、特別会計・公営企業会計の市債残高と外郭団体借入金残高のうち市税等で返済する分を加えた「一般会計が対応する借入金」という独自の考え方で債務を管理し、その残高の縮減に努めてきました。
- その結果、「一般会計が対応する借入金」は、2003年度末（H15年度末）から2021年度末（R3年度末）までに、総額で約8,000億円縮減し、市民一人当たり残高も約25%縮減してきました。また、他都市と比較可能な普通会計ベースの市民一人当たり地方債残高は、類似する他の指定都市の間で中位に位置しています（「データ・アクション編」の「V. データ集」（P60）参照）。
- 今後は、これまでの成果を引き継ぎつつ、人口減少の趨勢を踏まえて市民一人当たり残高に着目し、人口減少に応じて債務総額を縮減することで、中長期的に市民一人当たり残高を増やすことなく必要な投資を進め、持続的な財政運営を行っていきます。そうした観点から、2021年度末の市民一人当たり残高を基準として債務管理を行っていきます。

収支差解消アクション

1. 「歳出改革」等の推進 ～減債基金に頼らない財政収支の均衡～

① 歳出ガバナンスの強化

〔「歳出改革」の推進と行政サービスの適正化〕

- － 予算構造の体系化・スリム化を進めるため、「政策－施策－事務事業の紐づけ」を行い、目的や効果に着目した評価に基づく事業の新陳代謝を促す仕組みとして、「施策・事務事業評価制度の再構築」を行います。この過程において、各事業を評価する指標をアウトカム重視にシフトしていきます。
- － 一般財源の充当額の多い上位100大事業について、現状や課題等を分析し、個々の事業構造の転換や、一般財源の配分構造について局・事業をまたいだ再構成を図るとともに、市民利用施設や外郭団体等、市が関与している施設・団体のあり方について、中長期の市政運営を見据えた検証・見直しを行います。
特別会計・公営企業会計についても、持続的な会計運営に向けた効率化等の取組を進めます。
- － 事務事業の評価と合わせ、受益と負担のさらなる適正化を進めます。使用料や手数料について、利用者負担水準等の検証を行いながら、基本計画期間ごとに適正化の実践を図るとともに、個々の施策や事務事業における受益と負担の関係についても、持続性の確保を重視した取組を強化します。
- － 大規模な市債活用が必要な投資事業については、「債務管理アクション」の「2. ①計画的・戦略的な「投資管理」」に基づき、「投資管理」（「事業効果の見える化と検証」を含む）を行いながら進めます。
- － 「財政運営の基本方針（資産経営）」及び「資産経営アクション」に基づき、公共建築物の規模の効率化を進め、施設等整備費の水準を管理します。また、公共インフラについても、「債務管理アクション」を踏まえた適正な整備費水準とします。
- － こうした取組を含め、「厳しい将来見通しにあっても後ろ向きにならず、子どもたちや将来市民のために、持続可能な市政に向け、創造・転換を図ること」を理念とする「歳出改革」について、市民及び議会と共有しながら、段階的に推進します。その中で、行政サービスの範囲や水準の見直しを含む行政サービスの適正化を進めます。

〔データに基づく財政運営・政策展開の推進〕

- － 「行政経営プラットフォーム（仮称）」（※1）を活用し、コストや資産データに基づく財務管理を強化します。
- － 政策の立案と実行における課題分析・事業設計・効果検証等の各プロセスにおいて、定量的に検証された根拠（エビデンス）を重視し、エビデンスに基づく政策形成（Evidence-Based Policy Making/E BPM）（※2）を推進します。また、このために必要となる組織的能力の強化と開発を図ります。

② 行政運営の効率化とパフォーマンス向上

- － デジタル関係投資のガバナンスを行いながら行政のデジタル・トランスフォーメーション（※3）を推進し、行政運営のあり方をアップデートするとともに、行動科学の知見によるナッジ（※4）の活用や成果連動支払型委託契約（Pay For Success/PFS）（※5）の導入など、最先端の技術・政策手法を積極的に試行・活用することや、職員の潜在力を引き出す人材育成、多様な働き方への改革等に取り組むことにより、行政運営の効率化とパフォーマンス向上を同時に進めます。
- － このように、財源や人材を始めとする政策資源の効果を最大化することで政策課題に迅速・柔軟・的確に対応する行政組織への革新に向けて、必要な組織文化と組織体制の実現を図ります。

③ 多様な主体との協働・連携の強化によるオープンイノベーションの推進

- － 「公共」の担い手の多様化・重層化に向けて、市民協働・公民連携の取組を一層拡大し、民間事業者等が公共的な分野で活躍できる機会の増加を図るとともに、より自立的で、公共サービスの革新に意欲的な民間の多様な主体が活躍できる環境整備に向けて、連携や協約、契約等のあり方などについて検討します。
- － 市政・財政に関するデータは公共財産であるという視点に立ち、公と民、民と民の間でのオープンイノベーションを促すため、徹底したオープンデータを推進します。オープンデータ化にあたっては、可能な限り、機械処理等に適した形式による年次データとするなど、「横浜市オープンデータの推進に関する指針」に則って公開します。

④ 戦略的・総合的な財源充実策の展開

〔データを駆使した税源涵養と税収確保〕

- － データを駆使した分析に基づき、税収増につなげる視点から、人や企業を呼び込む政策・規制緩和・事業投資等を全庁的な戦略・連携のもとで効果的に進めます。
- － 大規模な市債活用が必要な投資事業については、「債務管理アクション」の「2. ①計画的・戦略的な「投資管理」」に基づき、「投資管理」（「事業効果の見える化と検証」を含む）を行いながら進めます。
- － 税務システムの再構築に合わせ、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを進め、安定・充実した税収を確保します。また、税データについて、個人情報保護を徹底した上で、他の様々なデータと組み合わせ、政策立案への活用を進めます。

〔保有資産の戦略的利活用〕

- － 「財政運営の基本方針（資産経営）」及び「資産経営アクション」に基づき、保有土地や公共施設について、公民連携や共創の取組を通じた適正化を徹底します。
- － 本市が保有する基金について、基金の設置趣旨を踏まえつつ、積立資金の充実を図るとともに、資金から生じる価値が中長期において最大化されるよう戦略的・計画的に運用します。

〔財源の多様化と充実〕

- － ガバメントクラウドファンディング^{※6}や、ふるさと納税（個人・企業版）といった税財源以外の財源の活用を図るとともに、市場ニーズを踏まえた市債の調達手法の多様化を進めます。

⑤ 減債基金の臨時的活用からの脱却

- － 「収支差解消フレーム」に基づき歳出改革等の取組を進め、2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で予算編成における収支差を解消します。

※1 行政経営プラットフォーム（仮称）：横浜市財政局で開発している新たな財務会計システム（R6年度から全面稼働）をベースとした、データの集積・活用により行政経営を支える新たなプラットフォーム

※2 エビデンスに基づく政策形成（Evidence-based Policy Making/EBPM）：経験や勘ではなく、統計的・論理的に導き出された客観的に確実性の高い根拠（エビデンス）に基づいて政策を企画・改善すること

※3 デジタル・トランスフォーメーション：デジタル技術の活用を契機として既存の仕組みや体系、プロセス等を変革し、新たな価値を生み出すこと

※4 ナッジ：心理学や行動経済学等の行動科学に基づく人間の行動のパターンに関する知見を活用し、環境を整えることで、個人や集団が本人や社会にとって望ましい行動をするようにそっと後押しする手法。「Nudge＝そっと肘で小突く」

※5 成果連動支払型委託契約（Pay For Success/PFS）：委託契約の方式の一つで、解決を目指す課題に対応した成果指標を設定し、支払額を当該成果指標の改善状況に連動させるもの。

※6 ガバメントクラウドファンディング：自治体などが、特定の事業に必要な資金を調達する目的で、事業の内容等を広く周知し、その事業への賛同者から寄附金を集める仕組み。

2. 収支差解消フレーム

「横浜市の長期財政推計」（令和4年1月更新版）では、予算編成における収支差が年々拡大していく危機的な財政状況が見込まれています。

（2030年：▲502億円 ⇒ 2040年：▲823億円 ⇒ 2065年：▲1,752億円）

子どもたちや将来の市民のために持続可能な市政を行っていくには、収支悪化の要因である構造的な課題への対応が待ったなしの状況です。

そこで、次ページに示す「収支差解消フレーム」に基づき、中長期のベンチマーク実現に向け、2030年度までに収支差を解消する取組を進めます。さらに、2040年度に向けても、歳出改革等に引き続き取り組むことで、構造的な収支差が解消された状態を継続していきます。

今後、基本計画の振り返り時や改訂時に、「収支差解消フレーム」に照らして進捗状況を評価し、必要な軌道修正を行いながら、2030年度の目標まで着実に取り組みます。

<「長期財政推計 将来収支差」の中長期のベンチマーク>

2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から
脱却した上で予算編成における収支差を解消

<「収支差解消フレーム」の留意点>

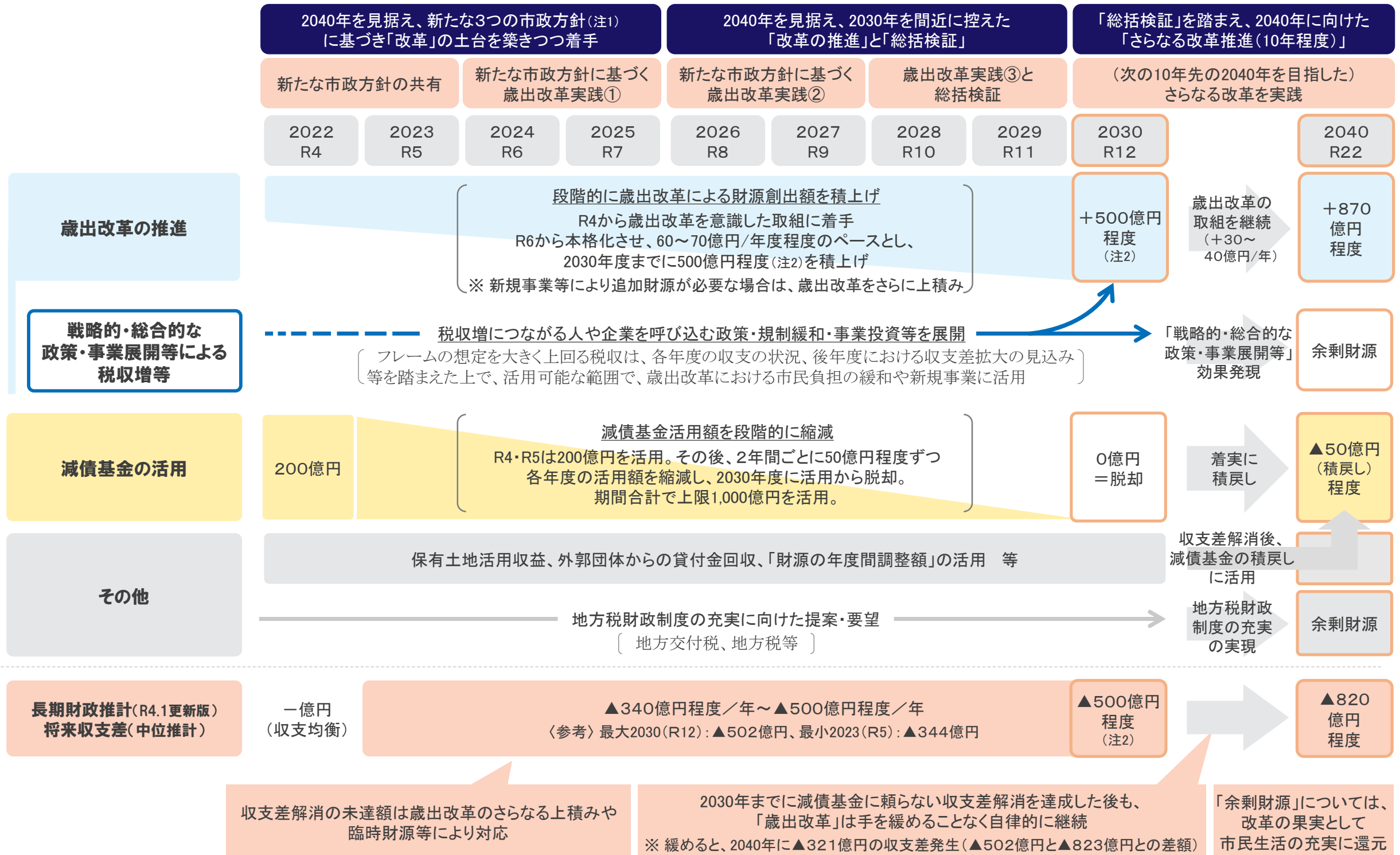
- 「収支差解消フレーム」における計数は、実際には今後の財政需要や税収等の状況により変動する可能性があります。中長期のベンチマークの実現に向けた標準的な工程として記載しています。
- 中長期のベンチマークの実現に向けて、歳入を増やす観点からは、今後、戦略的・総合的な政策・事業展開や「投資管理」（「事業効果の見える化と検証」を含む）を通じた税源涵養と税収確保、また、国費等の特定財源の確保などに徹底して取り組みます。

また、持続可能な市政運営の土台となる財政構造への転換は、歳入増に頼るだけでは困難であり、予算の基礎となる事務事業の構造の体系化・スリム化を始めとした歳出ガバナンスの強化という大方針のもと、全区局長の強いリーダーシップにより職員の意識改革を進め、同時に、市民・議会の皆様との理解や共有を図りながら、歳出改革を進めることが非常に重要です。したがって、この標準的な工程では、特に、歳出改革での対応規模がイメージできるように記載しています。

収支差解消アクション:収支差解消フレーム

【中長期のベンチマーク実現に向けた標準的な工程】

収支差解消に向けた改革のフェーズ展開



(注1) 今後策定する①「横浜市を持続的な発展に向けた財政ビジョン」、②「行政運営の基本方針」、③「次期中期計画」を指す。
 (注2) 長期財政推計(R4.1更新版)では、社会保障経費について人口動態の変化等を反映させて推計し、人件費や行政運営費、他会計繰出金等については、直近実績等から不変(横置き)としている。そのため、社会保障経費について、人口動態の変化の影響を超えて増加させる場合や、横置きとしている経費を増加させる場合は、収支差はさらに悪化する可能性がある。

資産経営アクション

1. 地域特性に応じたファシリティマネジメントの推進

土地・建物等の保有資産を経営資源として総合的に捉えるファシリティマネジメントを、本市の特性（都心部と郊外部を併せ持つ立地、住民・企業の地域活動の多様さ等）を踏まえつつ、市民の理解を得ながら全庁的に推進します。

① 資産の戦略的利活用による価値の最大化

- 公共建築物の再編整備・廃止等に伴って使われなくなった資産や、棚卸しにより把握される未利用等土地なども含め、利活用可能な資産を適切に捕捉・管理・情報公開する取組を強化します。
- 資産の利活用にあたっては、オープンデータ化により資産情報を市民や民間事業者と共有するとともに、公民で多角的な活用検討を行う「ラボ」を設置するなど、民間の柔軟なアイデアを取り入れて地域の魅力向上や課題解決につなげる多様な公民連携を実現する仕組みを作り、実践していきます。
- 資産の適正化に向けた取組を支える環境整備として、資産の管理・利活用に携わる人材の育成、「行政経営プラットフォーム（仮称）」での資産情報の可視化・活用、関係規定の整備を行います。
- 未利用等土地の適正化について、資産から生まれる価値の最大化に向けた将来の数値目標を設定し、取り組みます。
- これら資産の戦略的利活用に向けた取組を全庁的に推進するため、「横浜市資産活用基本方針」を改定するとともに、資産所管局ごとに未利用等土地の適正化に向けた計画を作成します。

② 公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上（公共施設の適正化）

- 公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上を図るため、中長期的な視点に立ち、施設の規模・数量、質、保全更新コスト等を将来の人口や財政の規模に見合った水準に適正化していく取組を、次の「マネジメント3原則」に基づいて総合的に推進します。

〔保全・運営の最適化〕

施設の保全 施設別の「保全更新計画」により、長寿命化を基本とした点検・診断に基づく計画的かつ効果的な保全を引き続き徹底し、目標耐用年数(※)以上の期間において、施設の安全性の確保とコストの縮減の両立を図ります。

施設の運営 施設の利用状況や運営コスト等を的確に把握し、運営の改善を図るとともに、利用料等の適正化や有料化、新たな運営手法を検討します。

〔施設規模の効率化〕

規模効率化の推進 公共建築物の配置や床面積など規模・数量に関する施設の基準を整理するとともに、再整備等の機会を捉え、利用状況、他施設の配置・劣化状況を踏まえて、機能統合などの再編整備を進め、施設規模の効率化を図ります。併せて、民間ノウハウ・資金の導入をはじめとした公民連携の手法も幅広く検討します。

規模効率化の目標 本市が保有する公共建築物の施設総量（総床面積）について、適正な規模への効率化に向けた将来の数値目標を設定し、取組を進めます。

〔施設財源の創出〕

資産の活用 ファシリティマネジメントを推進し、資産の売却や貸付等による財源の創出を図ります。

国費・市債の活用 保全更新の財源として制度の充実が図られている国費や市債を効果的に活用し、財政負担の軽減や平準化を図ります。

※ 鉄筋コンクリート造の構造物においては、公共建築物では70年以上、インフラ施設では100年以上。

- ー 公共施設適正化の取組を全庁的に推進していくため、本市公共施設の保全更新の方向性を定めた「横浜市公共施設管理基本方針」を改定するとともに、主要施設ごとに適正化に向けた計画を作成します。
- ー 各種のデータ・分析に基づく長期見通しを踏まえた課題や公共施設適正化の必要性と取組について、様々な媒体を駆使して発信し、市民・議会の皆様と共有しながら進めていきます。

③ ファシリティマネジメントの推進に向けた仕組みの構築

- ー 公共建築物の再編整備にあたっては、想定されるエリアの関係施設・土地を抽出・調査し、効果的な施設の組合せや整備時期を予め整理・検討するなどにより、計画的に進めます。また、施設の転出により不用となった敷地を売却し事業費の財源に充てるなど、資産の戦略的な利活用により事業を促進する仕組みの整備に取り組みます。
- ー ファシリティマネジメントを全庁的に進めるため、庁内での合意形成プロセスや推進体制を見直す等、財政局の総合調整機能の強化を図ります。

2. 公共工事等の持続性と品質の確保

① 公共工事等の持続性の確保

- ー 今後、需要増大が見込まれる公共施設の保全更新に安定的・継続的に対応するため、週休2日制確保適用工事の拡大や発注・施工時期の平準化など、保全更新工事等を主に担う市内中小企業に対して、働き方改革をはじめとする担い手の確保・育成の取組を継続的に支援します。

② 公共工事等の品質確保

- ー i-Construction^(※)による調査・設計・施工・管理の効率化など、デジタル技術の導入を中心とした生産性向上の推進、総合評価落札方式等の多様な発注方式の導入、本市技術職員の人材育成の充実など公共工事等の更なる品質確保に取り組みます。

※ i-Construction：「ICTの全面的な活用（ICT土工）」等の施策の導入により、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取組。

3. 未利用等土地の適正化目標と工程

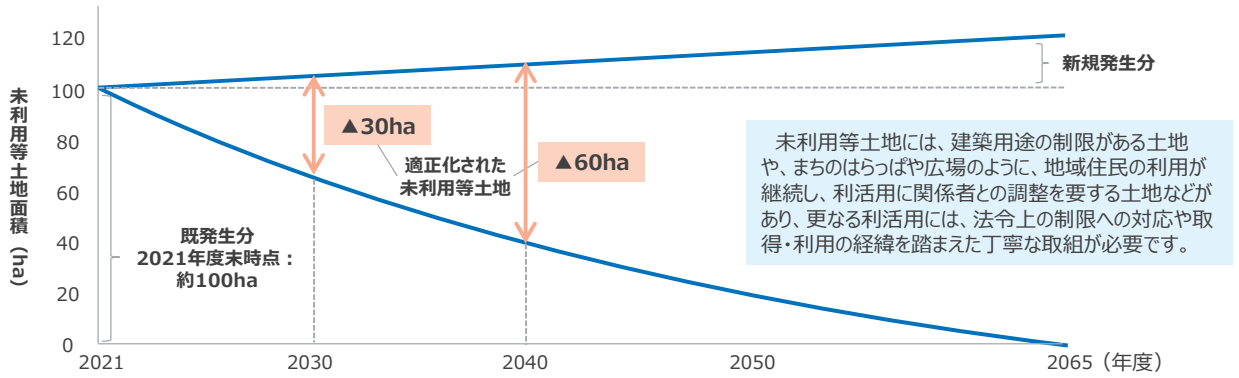
本市が保有する土地の中で、事業の見直しや用途廃止、事業開始時期の未定等が要因で、未利用・暫定利用等となっている未利用等土地の適正化について、以下のとおり目標と工程を定め、全庁的に取り組みます。

<未利用等土地の適正化目標>

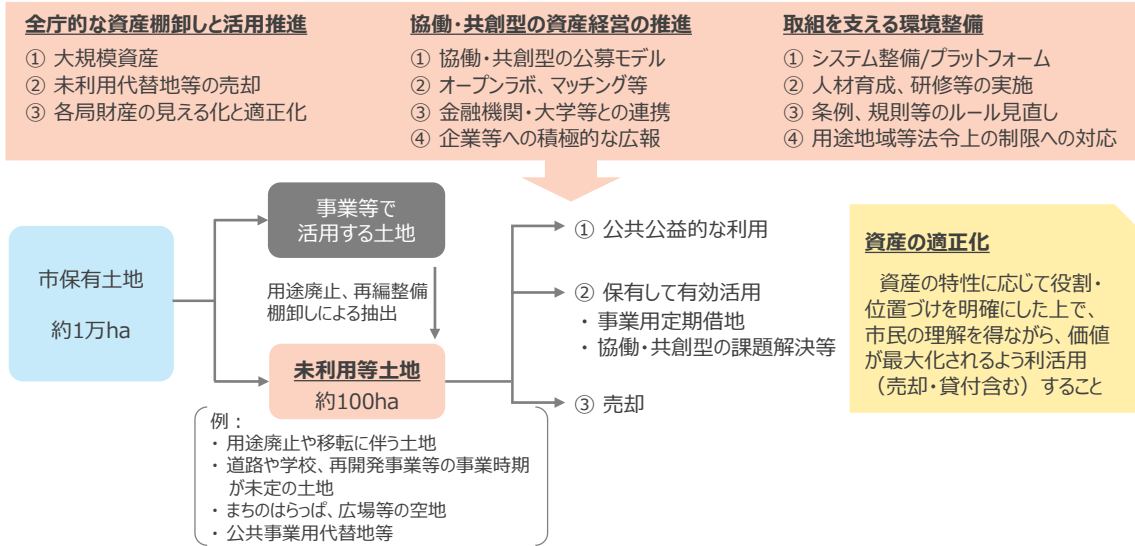
基準時点における未利用等土地と、基準時点以降に新たに生じる未利用等土地の総面積のうち、

- ・ 2030年度までに30haを適正化
 - ・ 2040年度までに60haを適正化
- （基準時点：2021年度末）

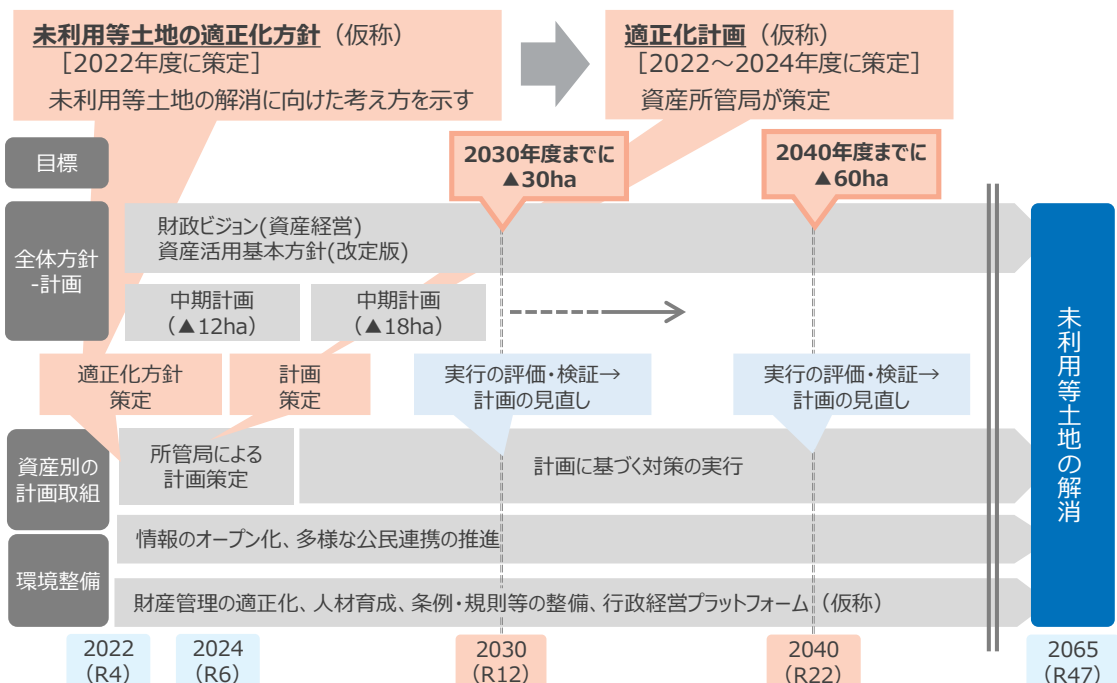
<未利用等土地の適正化に向けた取組イメージ>



<資産の適正化の考え方>



<未利用等土地の適正化に向けた工程>



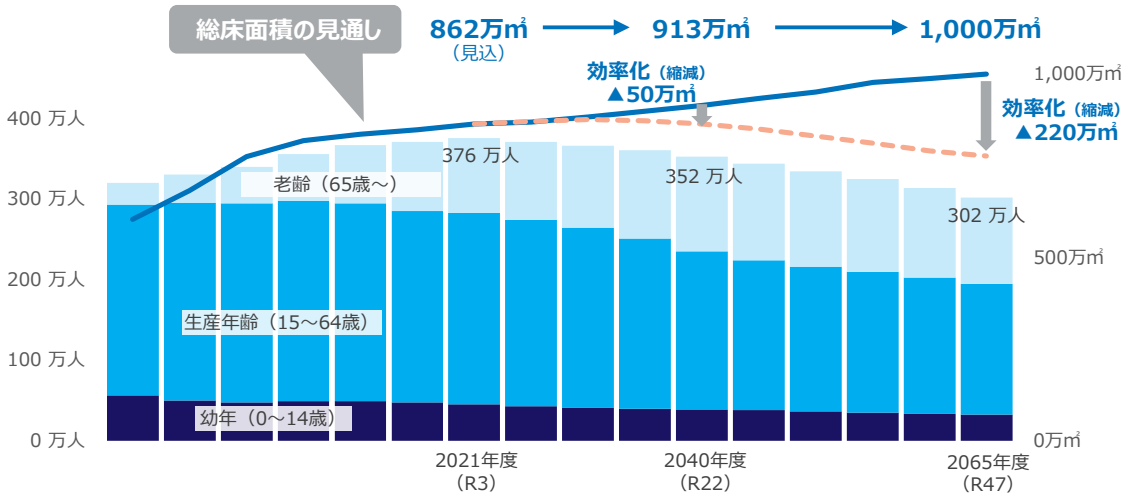
4. 公共建築物の規模効率化目標と工程

公共建築物の規模効率化は、以下のとおり目標と工程を定め、全庁的に取り組みます。

<公共建築物の規模効率化目標>

一般会計で整備・運営する本市保有の公共建築物の施設総量(=総床面積)について、
 2065年度：基準時点から少なくとも1割を縮減
 2040年度：基準時点以下に縮減(現状より増やさない)
 (基準時点：2021年度末)

<将来人口推計と公共建築物の規模効率化のイメージ>



出典：「横浜市統計情報ポータル」長期時系列データ(人口・世帯)及び「横浜市将来人口推計」(H29.12) (中位推計)

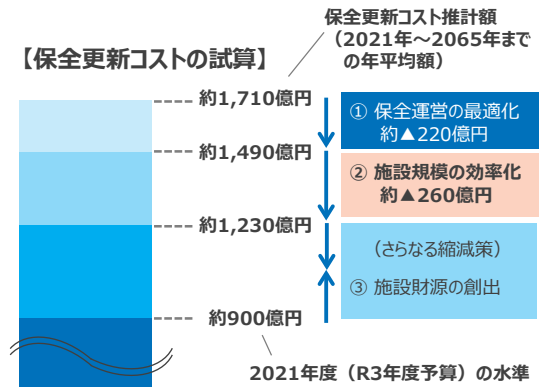
<目標設定の考え方>

【マネジメント3原則の取組によるコスト適正化の枠組み】

- ① 保全・運営の最適化〔歳出の削減〕
コスト縮減、状態監視保全の徹底など
- ② 施設規模の効率化〔歳出の削減〕
再編整備、民設・民営化、
平準化、整備基準見直しなど
- ③ 施設財源の創出〔歳入の確保〕
資産の売却・利活用、国費・市債の活用など
(試算条件に含めず)

総合的に
取り組み

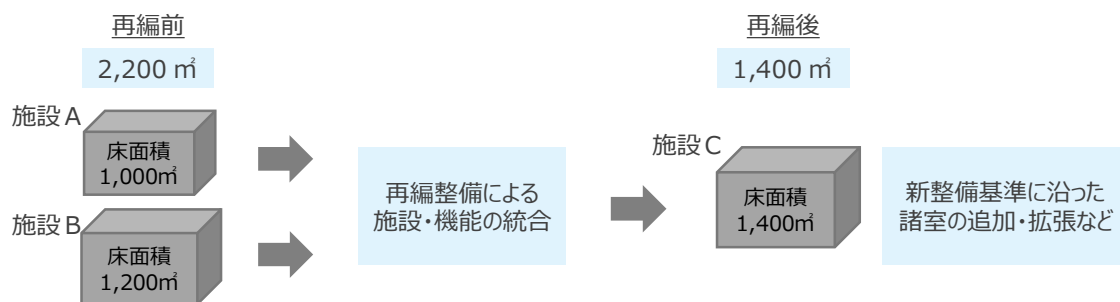
【保全更新コストの試算】



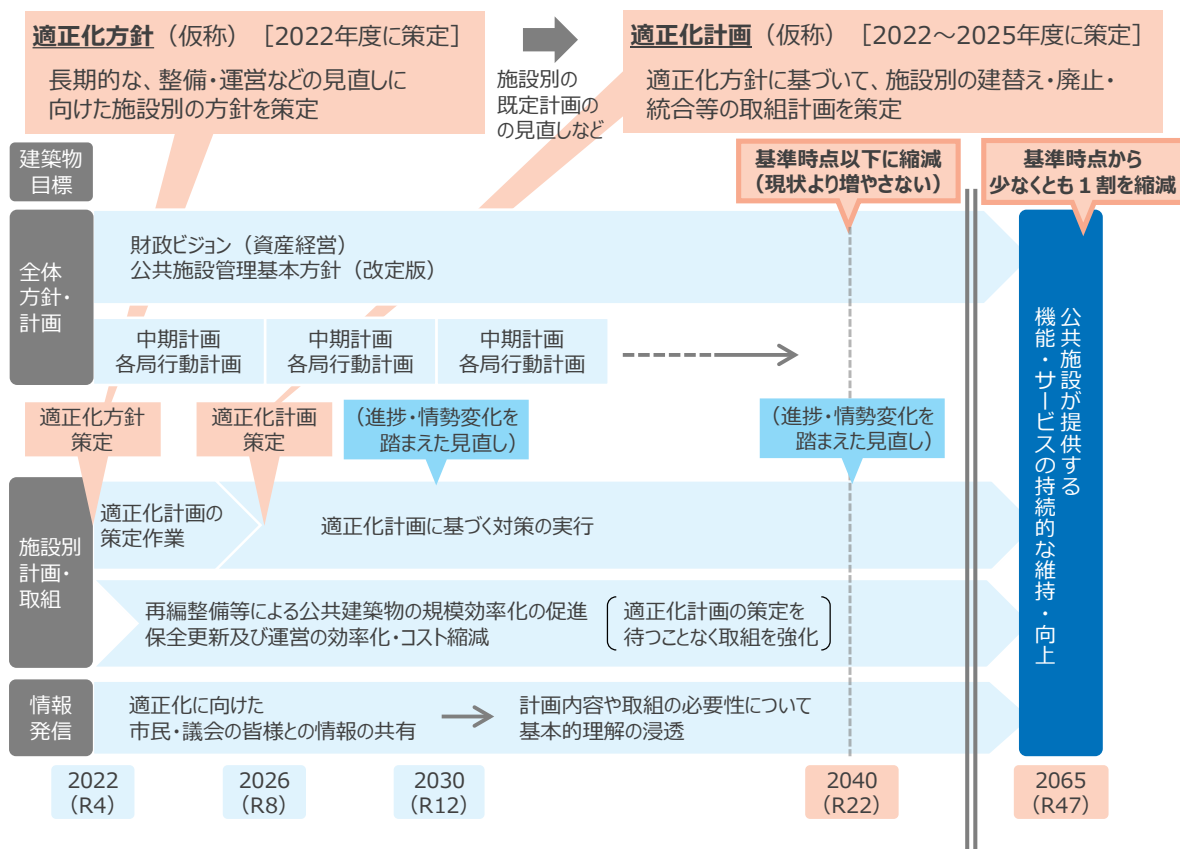
目標設定の考え方

- 施設規模の効率化だけではコストの適正化を図ることは困難なため、保全・運営の最適化によるコスト縮減、財源の確保と合わせて「マネジメント3原則」に沿った取組を、総合的に推進する。
- 実現可能と考えられる削減目標として、保全運営コストの縮減(▲220億円)、総床面積の1割の縮減(▲260億円)を想定。これに加えて、財源の確保や更なる縮減策に取り組む必要がある。

<再編整備の推進による公共建築物の規模効率化の一例（イメージ）>



<公共施設の適正化に向けた工程>



地方税財政制度の充実に向けた課題提起

1. 現状と課題

① 地方交付税制度から見た横浜市の財政構造

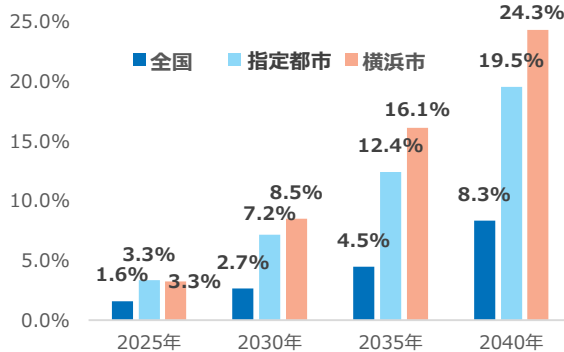
- 地方交付税制度は、各地方自治体が標準的な行政サービスの提供や施設の維持を行う上で必要な財政需要（基準財政需要額[※]）に対して、地方税収入等の約75%（基準財政収入額）では不足する場合に、その差額分の地方交付税が措置される仕組みで、どの地域の住民も標準的な行政サービスを楽しむよう財源保障がなされています。一方、基準財政需要額を超える経費については、原則、留保財源（地方税収入等の約25%）等の独自の財源により対応することとされています。
- 次ページのとおり、実際の歳出と基準財政需要額、独自財源の関係を見てみると、基準財政需要額を超える経費について、留保財源や都市計画税等の経常的な財源だけでまかなうことができず、臨時的な財源で対応しており、持続性に欠けた財政構造となっていることが分かります。
- こうした状態を解消していくためには、①市独自で行っている事業について効果や必要性、持続性の観点からのスリム化、②独自財源の充実に向けた税源涵養、といった自主的にできる歳出・歳入両面からの取組はもとより、③基準財政需要額の算定について、大都市としての特性や行政現場の実態をより反映したものとするための国への要望を行うことが必要です。

※ 「基準財政需要額は、地方団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定される」（一般財団法人地方財務協会『令和3年度 地方交付税のあらまし』）

本市は今後、全国や指定都市全体と比較しても速いスピードで高齢化が進みます。高齢者福祉関連経費は基準財政需要額の多くの部分を占めており、高齢化の影響を適時適切に反映させる必要があります。

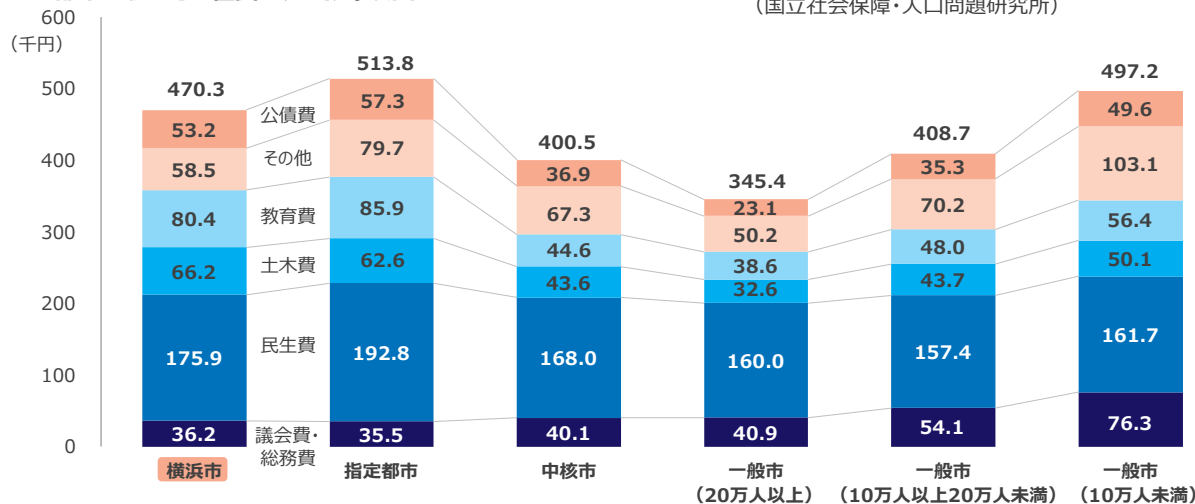
指定都市は大都市特有の財政需要や道府県の代わりに担う特例事務に係る財政負担を抱えるため、人口一人当たり歳出額が一般市と比べ大きくなっています。一方、基準財政需要額の算定上、スケールメリットの要素が反映される「段階補正」等により、大都市の算定額が大きく割り落とされています。

<65歳以上人口の増加率（推計：2020年比）>



出典：『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）

<都市規模ごとの住民一人当たり歳出額>

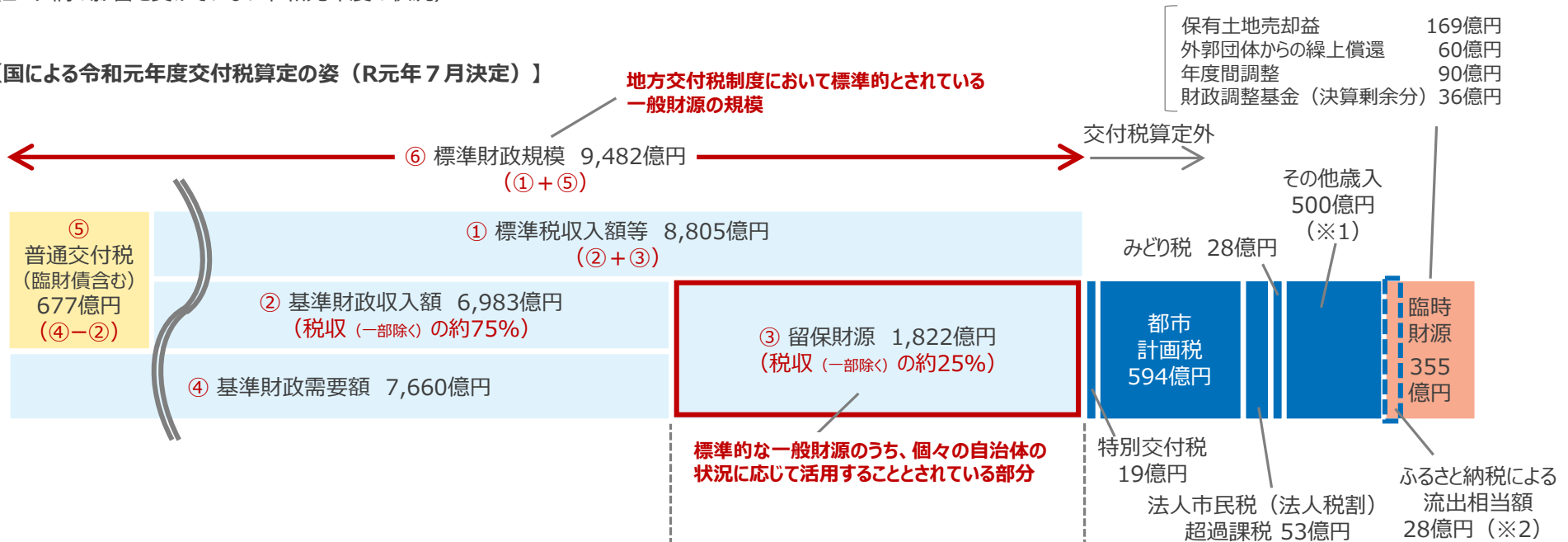


出典：『令和4年度 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望』（指定都市）より加工

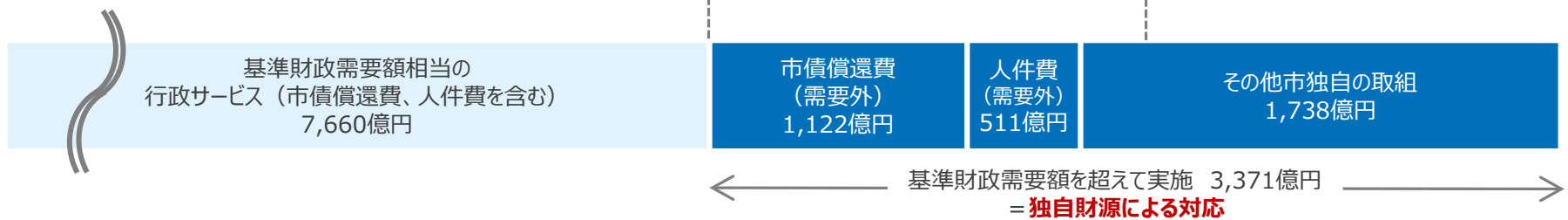
<地方交付税制度から見た横浜市の財政構造>

(コロナ禍の影響を受けていない令和元年度の状況)

【国による令和元年度交付税算定の姿 (R元年7月決定)】



【実際の財政需要 (一般財源ベース) の状況 (R元年度普通会計決算: 総額1兆1,031億円)】



※1 「その他歳入」の主なものとしては、宝くじ収益金 (88億円)、使用料・手数料 (61億円)、経常的な財産収入 (21億円) 等。

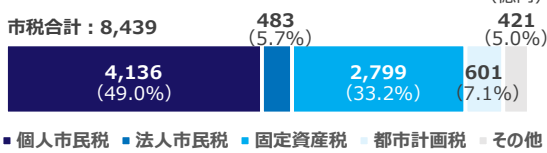
※2 令和元年度のふるさと納税に係る寄附金税額控除額137億円から、翌2年度の地方交付税算定上、基準財政収入額から差し引かれる109億円 (本市試算) を考慮した金額。制度上、当年度の寄附控除に係る影響は、翌年度の基準財政収入額に反映される。

② 地方税制度の課題

〔個人所得課税〕

- 個人住民税は基礎的な行政サービスの提供を担う市町村の重要な基幹税目ですが、社会保障の充実や防災・減災対策など行政サービスの需要が増えていく一方で、個人所得課税の市町村への配分は、国税と比較して低いまま据え置かれています。
- 加えて、近年ではふるさと納税による市外流出額も多額に上っており、必要な行政サービスの提供に支障を来しかねない状況です。また、高所得者ほど大きな節税効果が生ずるなどの課題もあり、受益と負担の関係や垂直的公平が崩れつつある状況です。

＜税収の内訳＞ (R2年度決算)

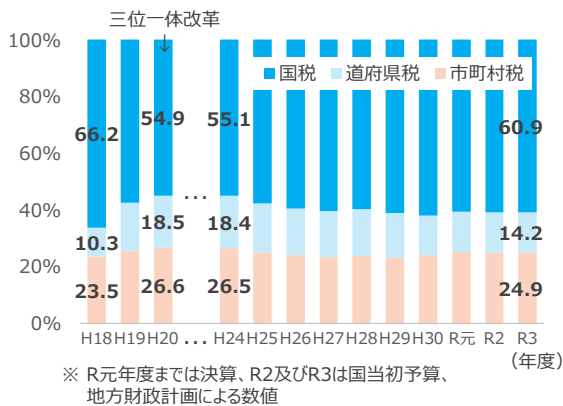


＜ふるさと納税税収影響額＞ (決算)

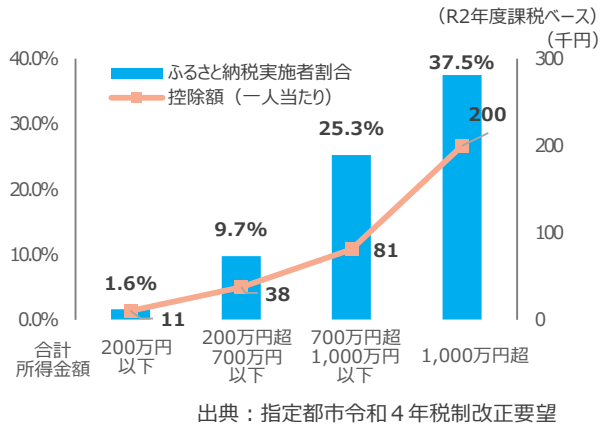
| 年度 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|----------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 影響額 (億円) | ▲ 28 | ▲ 53 | ▲ 97 | ▲ 131 | ▲ 143 | ▲ 171 |

(見込)

＜個人所得課税の配分割合の推移＞



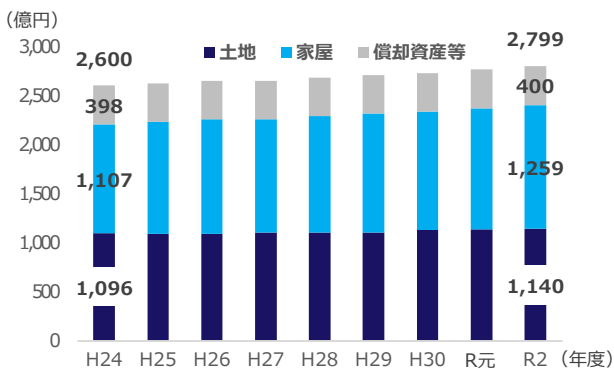
＜所得階層別のふるさと納税実施者割合と一人当たり控除額＞



〔固定資産税〕

- 個人市民税と並ぶ基幹税目である固定資産税は、安定的な確保が求められますが、政策誘導の手段や国の経済対策として軽減措置等が用いられるなど、国の施策により多くの政策的負担軽減措置が存在し、本市を含む基礎自治体の減収の一因となっています。

＜固定資産税収入額の推移＞ (決算)



＜固定資産税における税負担軽減措置の例＞

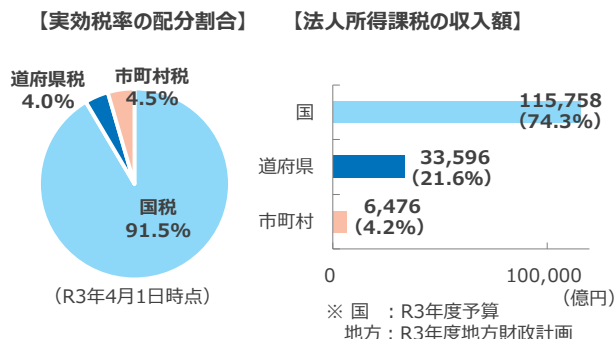
| 項目 | 減収額 (百万円) |
|-----------------|-----------|
| 新築住宅等の減額 ※ | 3,936 |
| 内航船舶 | 81 |
| 熱供給事業用資産 | 74 |
| 先端設備等 | 59 |
| 国際戦略港湾等の荷さばき施設等 | 38 |

※ 新築後3～5年間税額を1/2 (住宅用地の課税標準は価格の1/6 (~200m))

〔法人所得課税〕

- 法人所得課税は市町村への配分割合が低く、特に大都市である本市の財政需要に見合っていないことに加え、経済活性化のインセンティブも働きにくくなっています。また、これまで一部国税化が繰り返されて税収規模がさらに縮小しており、市内企業の成長が確実に市税の増収につながるという予見性が確保されていない状況です。
- デジタル課税等の導入については、法人税（国税）について国際合意がされ、今後、実施に向けた法制度の整備等が進められることとなっていますが、応益原則に基づく地方への配分についても、国において検討がなされるべきです。

＜法人所得課税の配分割合＞



＜横浜市の法人市民税収入額の推移＞ (決算) (億円)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 法人市民税収 | 562 | 582 | 582 | 646 | 605 | 546 | 570 | 620 | 586 | 483 |
| 税制改正影響額を除いた額→ | 661 | 669 | 703 | 767 | 726 | 689 | | | | |

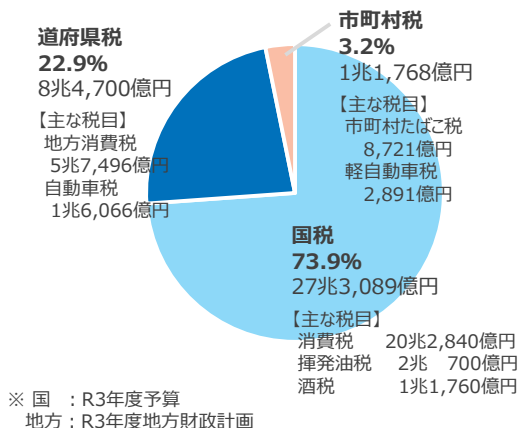
《法人市民税法人税割の一部国税化（本市平年度ベース影響額）》
消費税8%及び10%引上げ時、地域間の税源偏在を是正するとして、法人住民税法人税割の税率が引下げられ、国税化された。その税収全額は交付税原資化された。

- ① H26年度改正分：▲102億円（H27年度～）
- ② H28年度改正分：▲150億円（R2年度～（見込））

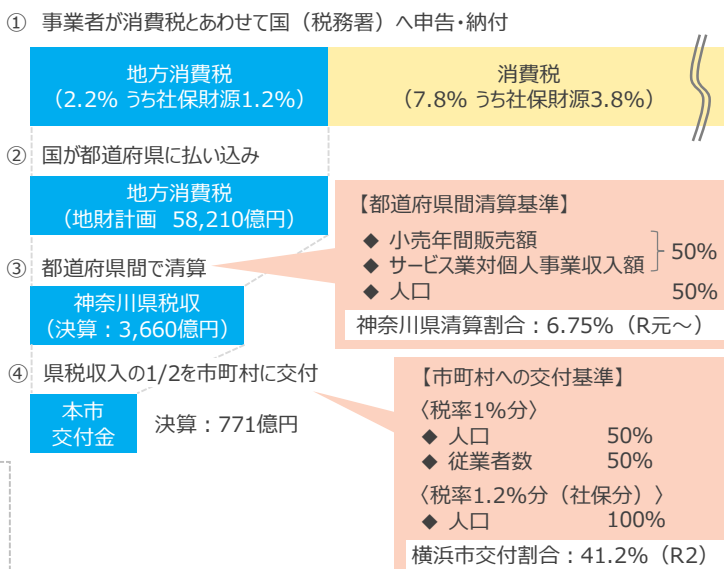
〔消費・流通課税〕

- 消費・流通課税は市町村への配分割合が低く、特に大都市である本市の経済活動や経済規模に対して見合わないものとなっています。
- 地方消費税は地方消費税交付金として県を経由して本市に配分されていますが、交付基準上、本市の経済活性化の成果が県や県下他自治体にも分散され、本市への交付額の増に直接結びつかない仕組みとなっています。

＜消費流通課税の配分割合＞



＜地方消費税交付金の配分の仕組み＞ (R2年度決算ベース)



※ 地方消費税は、都道府県間で清算・分配された後、その1/2が、県下市町村に人口等の交付基準によって配分されます。そのため、横浜地域で生じた消費活動の全てがそのまま横浜市に還元される仕組みとはなっていません。

＜令和2年度 横浜市税制調査会 意見書 (抜粋)＞

地方消費税交付金の市町村「自主財源化」：
「市町村消費税」創設による課税権の回復

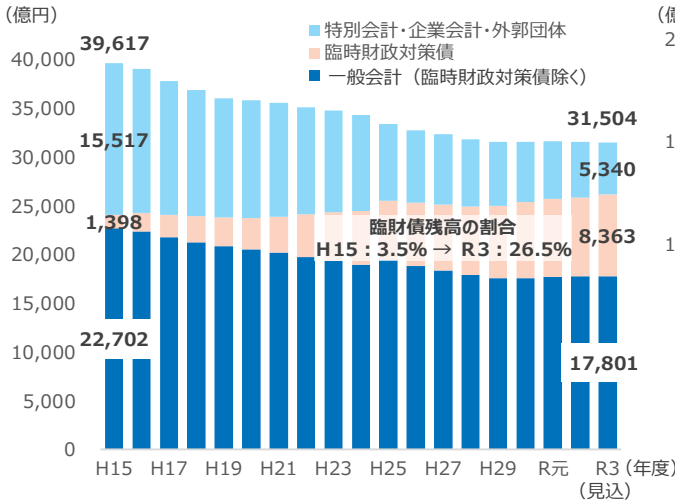
…地方消費税のうち、地方消費税交付金相当分を市町村税化し、市町村が都道府県と並び課税団体となる。これまで税交付金（依存財源）として収入していた財源を市町村税（自主財源）として収入するのである（地方消費税の自主財源化）。

（中略）地方消費税は、税収が最終消費地に帰属することから、課税団体において、地域での消費活動活性化などの税源涵養策のインセンティブが働く余地のある税目である。

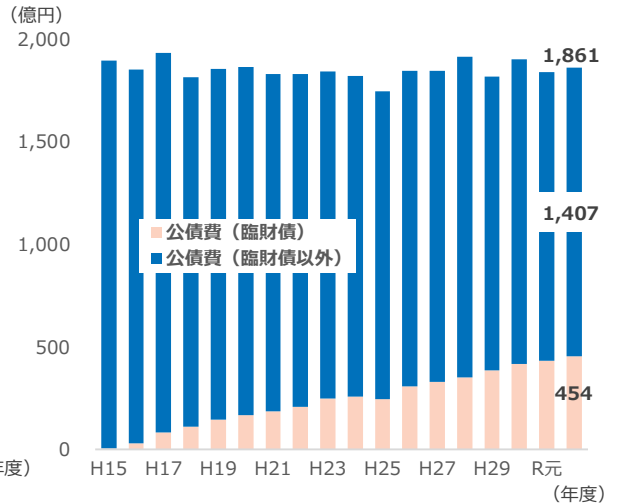
③ 臨時財政対策債の課題

- 本市は平成13年度の国による制度創設から臨時財政対策債（以下、「臨財債」という。）の発行を開始しました。以降、借入金残高・公債費ともに臨財債分が継続的に増加し、全体に占める割合が大きくなってきています。
- これは、地方財政制度上、現役世代の負担の下で担保されるはずの標準的な行政サービスのうち、将来世代の負担によりまかなわれる部分が大きくなってきていることを意味します。

＜一般会計が対応する借入金残高の推移＞（決算）



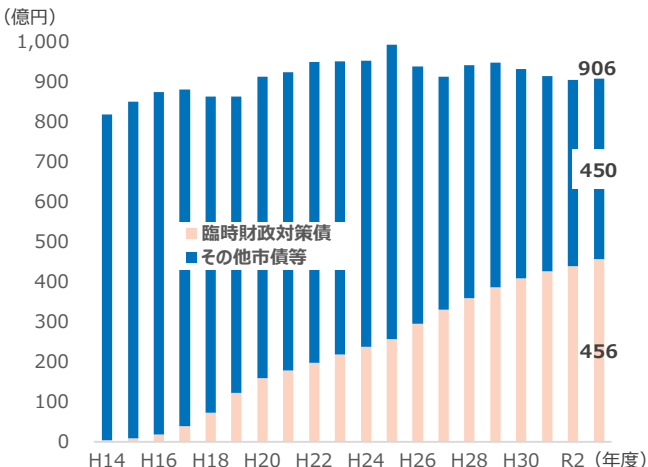
＜公債費（一般会計）の推移＞（決算）



- 臨財債の元利償還費は全て地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっており、本市でもこれまで、過年度発行分の償還ペースに合わせ順次算入されてきています。
- しかし、国の「地方の一般財源総額を実質的に同水準に維持する」という方針^(※)のもと、社会保障関係経費の伸びがそのまま一般財源総額の伸びにつながっていない傾向を踏まえると、将来的に臨財債償還費が増加した場合、同様に、他の項目が圧縮される状況が起こることも懸念されます。これは、国による財源保障という地方交付税制度の趣旨にもとる状況です。

※ 国の「経済財政運営と改革の基本方針」（「骨太方針」）において、地方全体の歳出水準が毎年、実質的に同水準となるよう財源を確保するとされる考え方。直近では、「骨太方針2021」において、令和4年度から3年間、この方針が継続されることとなっている。

＜基準財政需要額における公債費の措置状況＞（交付税算定ベース）



＜基準財政需要額 需要項目別の推移＞（最終決定額）

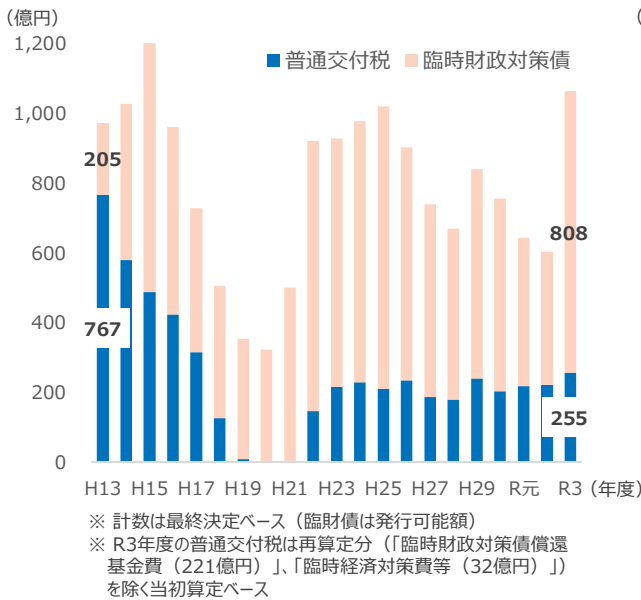
| | H22 | R2 | 伸び率 |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 社会保障関係経費 | 1,891 | 2,672 | +41.3% |
| 公債費 | 948 | 904 | ▲4.7% |
| うち臨財債 | 198 | 439 | +121.7% |
| その他 | 3,345 | 3,019 | ▲9.8% |
| うち包括算定経費 | 526 | 416 | ▲20.8% |
| 合計 | 6,185 | 6,594 | +6.6% |
| (参考) 市内人口 | 3,688,773 | 3,777,491 | +2.4% |

※ H28年度に行われた県費負担教職員の市費移管の影響は除いている。

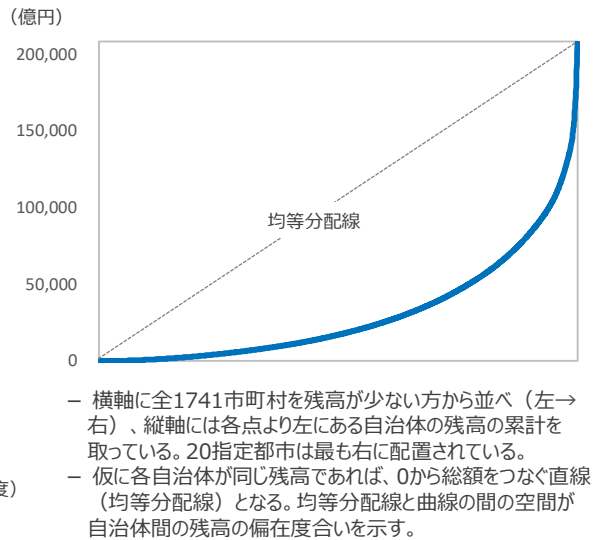
- ここ10年程度は社会保障関係経費と臨財債償還費が伸びており、総額も増加傾向。
- しかし、その他の需要項目（特に包括算定経費）は、増加項目を一部補う形で大幅な減額となっている。

- 一 臨財債の元利償還費は全て基準財政需要額に算入されることになっていますが、現状、そのほとんどは普通交付税ではなく臨財債により手当てされています。本市でも、広義の地方交付税（普通交付税及び臨財債）のうち約6~7割は臨財債で配分され、残高の累増を招いている状況です。また、財政力等が考慮された結果、地方自治体間でも臨財債の配分には偏りがあります。
- 一 今後、国も含めた議論の中で、地方全体で財源を確保し、臨財債の新規発行から完全に脱却するとともに、既発行分の残高を安定的・確実に縮減していく必要があります。

＜広義の地方交付税の推移＞



＜市町村の臨財債残高の偏り＞（R元年度決算ベース）



＜臨時財政対策債の配分状況＞（R3年度当初算定ベース）

| 全国総額 | | 指定都市総額 | | 横浜市 | |
|-------|-------|----------------|------------------|-------|-------|
| 25.1% | 74.9% | 51.6% 〔臨財債〕 | 48.4% 〔普通交付税〕 | 76.0% | 24.0% |

2. 提案・要望

「1. 現状と課題」で述べたとおり、現在の地方税財政制度は、大都市の特性や基礎自治体の実態を十分に反映したものとなっているとは言えません。今後、高齢化の進展や施設の老朽化等により、ますます財政需要が拡大することが想定される中、本市が基礎自治体として持続的な財政運営を行っていく前提となる制度環境に制約がある状態です。

こうした状況に対し、本市では、従来から、他の指定都市等と連携して、地方税財政制度の充実に向けて国に対し提案・要望を行ってきました。今後も、行政現場の実情と客観的なデータに基づき、以下に示す項目のとおり、提案・要望を粘り強く行っていきます。

また、こうした取組に合わせて、市の規模と能力に見合う権限と財源を持つことにより、地域課題を迅速・柔軟・的確かつ一元的に解決できる新たな大都市制度「特別自治市」の実現に向けた取組を推進していきます。

① 社会経済動向及び大都市の特性に応じた地方交付税の充実・確保

本市が自主的に十分な取組を行ってもなお、対応が困難な経済社会の構造的な変化や突発的な変動に対して、地方交付税制度による十分な財源保障機能が発揮されることにより、大都市の特性に応じた標準的な行政サービスを安定的・継続的に提供することができるよう、以下のとおり提案・要望していきます。

- 不可避免的に増加する社会保障経費など、今後、地方で対応が必要となる財政需要を踏まえ、適切な財源充実策を講じつつ、国の経済及び財政規模に応じ、地方全体の一般財源総額を充実させること。
- 地方交付税による財源保障機能を充実させるため、大都市特有の財政需要や行政サービスのコスト構造を的確に反映した算定とすること。
- 的確な地方交付税額の見込みに基づき予算編成を行えるよう、翌年度の交付税予算の推計方法について現状より早期に示すこと。また、財政の持続性の確保に向けた中長期的な視点に立った財政運営に資するよう、地方交付税について中長期的な見通しを示すこと。
- 本市が目指す「特別自治市」が実現した際には、実現後の権能に応じた財政需要を的確に算定すること。

② 大都市の自律的な財政運営を可能とする税制・税源配分への見直しと国・地方の財源の充実

本市の大都市としての税源涵養の取組の実効性を高め、自主財源の安定的な確保と財政運営の自立性の向上につながる税制と税源配分を実現するため、以下のとおり提案・要望していきます。

〔個人所得課税〕

- 個人所得課税について、国・地方間の税源配分を是正するため、国からの税源移譲等により地方への配分割合を高め、より一層の充実を図ること。
- 指定都市が事務配分の特例により道府県から移譲されている大都市特例事務に係る経費について、個人道府県民税等からの税源移譲により不足額を制度的に措置すること。
- 相当期間にわたって税率が据え置かれている均等割について、個人の税負担の動向等を考慮しつつ適切な見直しを行うこと。
- ふるさと納税について、都市部自治体の財政への影響が大きくなっていることや、高所得者ほど大きな節税効果が生じていることなどを踏まえ、特例控除額に定額の上限を設定するなどの見直しを行うこと。

〔固定資産税〕

- － 固定資産税は、基礎自治体にとって重要な基幹税目であるため、国の経済対策等のために裁量的に用いるべきではなく、その安定的な確保を図ること。
- － 新築住宅への減額措置を含め、非課税や課税標準の特例等の税負担軽減措置等の整理合理化を進め、充実強化を図ること。

〔法人所得課税〕

- － 法人所得課税について、国・地方間の税源配分の是正及び大都市特有の財政需要に対応するため、国からの税源移譲等により、地方さらには大都市への配分割合の拡充を図ること。
- － デジタル課税や最低税率の導入により国の税収が増加する場合は、応益原則に基づき、地方にも増収分の一定割合を適切に配分すること。

〔消費・流通課税〕

- － 地方消費税について、国・地方間の税源配分の是正及び大都市特有の財政需要に対応するため、国からの税源移譲等により、地方さらには大都市への配分割合を拡充し、より一層の充実を図ること。
- － 域内の消費経済活動に見合った交付額が配分されるよう、基礎自治体への直接交付を含め、配分方法を見直すこと。

③ 臨時財政対策債制度の見直し

臨時財債は、その名称に反し、これまで継続的に多額の発行が続けられてきましたが、これは、現役世代の負担の下で担保されるはずの行政サービスを将来世代の負担で行っていることに他ならず、国・地方全体でその解消に向けて取り組む必要があります。そのため、以下のとおり提案・要望していきます。

- － 臨時財債の各地方自治体への配分額や残高の縮減に向けて、折半対象財源不足（臨時財債の新規分）が発生しないよう、地方財源不足解消のために必要な財源を確保すること。
- － 臨時財債の過年度発行分に係る元利償還費については、引き続き、確実かつ実質的に措置すること。また、残高の縮減に向けて、必要な地方歳出は確保した上で、臨時財債で過年度発行分に係る償還費をまかなう状況を改善すること。
- － 上記の実現のため、法定率引上げを始めとし、「②大都市の自律的な財政運営を可能とする税制・税源配分への見直しと国・地方の財源の充実」に掲げた提案を含む地方全体での財源措置を講じること。

これまでの財政運営の取組

| | | |
|-------------------------------------|---|----|
| 1 中期財政ビジョン(計画期間:平成15～18年度) | … | 31 |
| 2 中期計画2006-2010(計画期間:平成18～22年度) | … | 33 |
| 3 中期4か年計画2010-2013(計画期間:平成22～25年度) | … | 35 |
| 4 中期4か年計画2014-2017(計画期間:平成26～29年度) | … | 37 |
| 5 中期4か年計画2018-2021(計画期間:平成30～令和3年度) | … | 39 |

主要財政指標(類似団体比較)

| | | |
|------------|---|----|
| 1 実質公債費比率 | … | 43 |
| 2 将来負担比率 | … | 44 |
| 3 財政力指数 | … | 45 |
| 4 経常収支比率 | … | 46 |
| 5 ラスパイレス指数 | … | 47 |

主要財政データ(類似団体比較)

| | | |
|------------|---|----|
| 1 社会保障経費 | … | 48 |
| 2 投資的経費と債務 | … | 52 |
| 3 市税 | … | 64 |
| 4 基金 | … | 69 |

主要財政データ

| | | |
|-------------------|---|----|
| 1 公共投資 | … | 74 |
| 2 これまでの大規模計画事業の実績 | … | 76 |
| 3 今後の大規模公共計画事業の状況 | … | 80 |
| 4 市税 | … | 87 |
| 5 資産 | … | 98 |

| | | |
|--------------|---|-----|
| 市民生活・市内経済データ | … | 102 |
|--------------|---|-----|

これまでの財政運営の取組

これまでの各計画期間の目標（指標）と実績など、財政運営に関する取組の変遷をまとめました。

1 中期財政ビジョン（計画期間：平成15～18年度）

■ 5つの改革の方向性と取組

1 「多様な資金調達・財源調達」 ～財政基盤の強化～

厳しい財政状況の中にあっても多様な市民ニーズに対応するために、財政基盤を強化します。

【重点取組1】

歳入の中心である市税収入の確保と一層の負担の公平性を確保するため、市税収納率の向上を図ります。【目標：市税収納率を18年度末に95.5%（14年度末94.1%）に向上】

また、国民健康保険料や市営住宅の使用料などについても、収納率の向上に取り組みます。

| 指標 | 目標値 (18年度末) | 18年度実績 |
|--------------|----------------|--------|
| 市税収納率 | 95.5% | 96.6% |
| 国民健康保険料（現年度） | 90.0% | 89.1% |
| 市営住宅使用料（現年度） | 97.5% | 98.2% |

【重点取組2】

保有土地や既存施設などについて、SPCの活用や民間売却、貸付などにより、多様な資金調達を図るとともに施設の有効活用を促進し、保有コストや運営コストの縮減を図ります。

【重点取組3】

使用料・手数料等について、適正なコストに応じた負担という観点から見直します。

【重点取組4】

特区（構造改革特別区域）の活用などによる企業誘致の促進や既存産業の活性化、起業・創業の支援による新たな産業の育成などにより市内経済の活性化を図り、法人関連税収を確保します。

<その他の取組>

- ア 国と地方の仕事量に応じた財源配分となるよう税財源の移譲
- イ 行政改革の進捗などを見つつ、課税自主権の活用を検討

2 「公共事業の効率化」 ～公的ストック戦略～

限られた財源をより効果的に将来の横浜の発展のために活用するため、事業の優先度などから柔軟に事業を選択し重点化します。

【重点取組1】

将来の横浜の発展につながる新たな事業に投資を行いつつ、公共施設整備費の削減目標を18年度までの3か年で15%減とします。

| 指標 | 目標値 (18年度末) | 18年度実績 |
|---------|----------------|---------|
| 公共施設整備費 | ▲15%減 | ▲13.6%減 |

【重点取組2】

既存公共施設の有効活用（ストックマネジメント）を推進します。

<その他の取組>

- ア ライフサイクルコストの視点に基づいた施設の設計と長寿命化に向けた計画的な維持・修繕

3 「時代の変化に対応した施策・手法への転換」 ～市政運営の効率化～

市民・企業・行政の適切な供給主体の組合せによる公共サービスの提供などにより、必要なサービスについては、その水準を維持しつつ財政支出を削減します。

【重点取組 1】

人件費や施設の運営費、各種行政・福祉サービス（法定分を除く）に要する経費、特別会計や公営企業会計への繰出金（義務的なものを除く）について、その合計額の削減目標を 18 年度までの 3 か年で 10%減とします。

| 指標 | 目標値 (18 年度末) | 18 年度実績 |
|--|-----------------|---------|
| 人件費や施設の運営費、各種行政・福祉サービス（法定分を除く）に要する経費、特別会計や公営企業会計への繰出金（義務的なものを除く）の合計額 | ▲10%減 | ▲3.6%減 |

【重点取組 2】

電子市役所の実現や業務の効率化などにより、行政内部経費を削減します。

<その他の取組>

- ア 各種団体に対するすべての補助金を見直し、自立的な運営を促進
- イ 職員配置や退職手当等の適正化などにより、人件費総額を抑制
- ウ 外郭団体の自主的・自立的な経営を促進し、財政支出の見直し・削減

4 予算制度改革 ～成果主義～

事業等を実施した成果を市民に分かりやすい形で評価し、その結果を翌年度以降の予算に反映します。

【重点取組 1】

局区に予算編成の権限を分権し、成果を踏まえ局区が中期的な視点をもって自主・自律的な予算の編成に取り組めるよう、予算制度を改革します。

【重点取組 2】

経費の縮減や新たな財源確保の取組を評価し、局区の予算に一定のメリットを与えるメリットシステムを 15 年度から導入し、執行段階での経費削減を目指します。

【重点取組 3】

民間企業型財務情報を作成し公表することにより、よりわかりやすく市民に財政状況に関する情報を提供するとともに、市政運営において必要な財政情報が的確に把握できるようにします。

<その他の取組>

- ア 市民の意見が政策に反映される制度を創設
- イ パブリックコメントの手続きを実施
- ウ 中期的な視点に立った財政運営を実施

5 市債発行のあり方 ～世代間負担の公平化～

将来の世代に過度な負担を残さないよう、市債などの借入金を適正に管理します。

【重点取組 1】

一般会計の全ての市債と特別会計、公営企業会計の市税等で償還する市債について、16 年度以降の発行額を対前年度 8 %減となるよう抑制します。

| 指標 | 目標値（18年度末） | 18年度実績 |
|-----------------|------------|--------------------|
| 横浜方式のプライマリーバランス | 黒字化 | 黒字化達成 |
| 16年度以降の市債発行額 | 対前年度▲8%減 | 目標どおり（対前年度▲8%減）に抑制 |

<その他の取組>

- ア 特別会計及び公営企業会計の各会計における自律的な経営に向けた取組を強化
- イ 市債発行の工夫や投資家向けの広報（IR）の実施、過年度の高金利の市債の借換えや償還などによる金利負担の軽減

2 中期計画2006-2010(計画期間:平成18~22年度)

重点行財政改革 8 横浜の活性化に向けた財政基盤の強化

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|--------------|------------|---------------|
| 歳入のうち自主財源の割合 | 70% | 65.7%（22年度決算） |

【重点取組1】多様な財源確保と公正・公平な受益者負担

1 市税等の収納率の向上

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|---------------------|------------|--------|
| 市税収納率（滞納繰越分含む） | 97.6% | 97.5% |
| 国民健康保険料収納率（現年度分） | 90.0% | 87.5% |
| 市営住宅使用料収納率（滞納繰越分含む） | 92.5% | 93.1% |

2 受益者負担の適正化

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|-------------|------------|------------|
| 適正な使用料等の適正化 | - | 使用料等の検証を実施 |

3 広告事業の推進・拡充

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|-------------|------------|--------|
| ネーミングライツの売却 | 3か所以上 | 4か所 |

4 新たな税の検討

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|--------------------------|------------|-------------------|
| 緑の保全・創造に向け、新たな税の導入について検討 | - | 平成21年度から横浜みどり税を導入 |

【重点取組2】保有財産の活用処分

1 保有土地の活用・縮減

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|-----------|-------------------|---------|
| 先行取得用地の縮減 | 約195ha （約25%減） | 184.4ha |
| 保有土地の売却 | 8ha（H18~22） | 7.6ha |

2 用途廃止された公共施設の活用・処分

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|-------------------|------------|--------|
| 活用・処分等の方針を決定した施設数 | 14施設 | 14施設 |

重点行財政改革 9 行政コストの適正化と財政健全化の取組

| 指標 | 目標値 | 22年度実績 |
|----------------------|-------|---|
| 横浜方式のプライマリーバランスの黒字維持 | 毎年度黒字 | 18年度：+77 19年度：+210 20年度：+294 21年度：+236 22年度：+127 ※一般会計当初予算 |

【重点取組1】時代の変化に対応した事業選択と行政コストの適正化

1 人件費の縮減

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|-------------|--------------------|--------|
| 一般会計人件費の抑制額 | 19～22年度までの累計90億円以上 | 105億円 |

2 経常的経費の縮減

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|---|----------------------|--|
| 既存事業の予算計上額 ①行政推進経費（施設運営、市民助成など） ②経常的内部経費（庁舎管理、管理事務など内部経費や特別会計・企業会計への任意的繰出金） | ① 毎年度1%減 ② 毎年度3%減 | ①19年度：▲1.1%減 20年度：▲1.0%減 21年度：▲1.0%減 22年度：▲9.5%減 ②19年度：▲7.8%減 20年度：▲3.0%減 21年度：▲3.2%減 22年度：▲3.0%減 |

【重点取組2】公共事業の効率化

1 施設整備費の縮減

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|-------------------------------|----------------------|---------|
| 計画期間中（19年度～22年度）の施設等整備費の予算計上額 | 19～22年度の合計額8,675億円程度 | 8,202億円 |

2 公共事業評価制度の拡充

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|------------|--------------|--------|
| 事前評価の実施事業数 | 30事業（H18～22） | 24事業 |

3 PFIの活用等による公共事業コストの縮減

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|--------------|-------------|--------|
| PFI導入（契約）事業数 | 8事業（H18～22） | 4事業 |

【重点取組3】財政健全化の取組

1 一般会計等の市債発行額の抑制

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|---|---|------------------------|
| 市債発行額（19～22年度）の合計額を毎年度5%減とした場合の範囲内に抑制 ①一般会計で発行するすべての市債 ②特別会計・企業会計で発行する市債のうち市税等で償還する市債 | 19～22年度の発行合計額 ①4,345億円以内 ②1,883億円以内 | ① 4,824億円 ② 1,408億円 |

2 特別会計・企業会計や外郭団体の借入金の返済

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|--|--------------------------|----------|
| 特別会計・企業会計や外郭団体の借入金返済のための一般会計予算計上額（19年度～22年度の合計額） | 19～22年度の計上額合計 4,000 億円以上 | 3,975 億円 |

重点行財政改革 10 新たな財政運営の取組

| 指標 | 目標値 | 22年度実績 |
|-------------------------|------|--------|
| 予算編成の仕組が改善されたと感じている区局の率 | 100% | 90% |

※区局へのアンケートの結果、「以前より、自主・自律的に事業決定などの予算編成が行えるようになっている。」と感じている区局の率

【重点取組 1】 将来を見通した予算管理を行うシステムの導入

1 予算編成の新たな工夫

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|-------------------------|------------|------------------------|
| 複数年度的な視点に立った予算管理システムの実施 | - | 中期財政見通しの作成、メリットシステムの運用 |

【重点取組 2】 外部評価を活用した財政運営の推進

1 依頼による市債格付けの取得・活用

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|-----------------------|------------|-----------------------|
| 格付け会社への依頼による格付けの取得・活用 | - | 格付け会社への依頼による格付けの取得・活用 |

【重点取組 3】 わかりやすい財務情報の提供

1 民間企業型財務情報の充実

| 指標 | 目標値（22年度末） | 22年度実績 |
|-----------------------|------------|----------------|
| ストックを含めた財政状況の分析・公表の実施 | - | 連結財務 4 表の作成・公表 |

3 中期4か年計画2010-2013(計画期間:平成22～25年度)

財政運営 1 財政健全化の取組（市全体の借入金の縮減）

【目標】

・将来の世代に過度な負担を残さないよう、一般会計の市債残高、特別会計・企業会計や外郭団体の借入金のうち市（一般会計）が対応する残高などが確実に減っています。

| 指標 | 目標値 | 25年度 |
|----------------------|---------------|-------------------------|
| 市（一般会計）が対応する借入金残高の縮減 | 3兆 4,000 億円以下 | 3兆 3,382 億円 (25年度決算) |

【取組】

1 一般会計における市債の発行抑制

財政運営2 行政コストの縮減とわかりやすい財政情報の提供

【目標】

- ・職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費縮減が徹底されています。
- ・公共事業については、コスト縮減と品質確保が図られています。
- ・財政広報を充実させ、よりわかりやすい財政情報を市民に提供しています。

| | 指標 | 目標値 | 25年度実績 |
|---|---------|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 経費の縮減 | 任意的経費の縮減 750 億円(23～25年度) | 任意的経費の縮減 531 億円(23～25年度) |
| 2 | 財政広報の充実 | 提供情報の充実 | 提供情報の充実 |

【取組】

- 1 任意的経費の縮減
- 2 公共事業のコスト縮減と品質確保
- 3 外部の視点を取り入れた事業評価の実施
- 4 わかりやすい財政広報誌の作成

財政運営3 未収債権の回収整理や使用料等の適正化による財源確保の取組

【目標】

- ・危機的な財政状況の中、市民負担の公平性と財源確保の観点から、全庁的な取組方針等に基づく適正な債権管理を行い、未収債権の収納率の一層の向上等により、財政基盤の強化が図られています。
- ・市民負担の公平性確保の観点から、使用料等の受益者負担の適正化が図られています。

| | 指標 | 目標値 | 25年度実績 | |
|---|-------------------------|----------|--------|-------|
| 1 | 滞納額 (一般会計・特別会計合計) | 500 億円未満 | 467 億円 | |
| 2 | 収納率 (現年度分と滞納繰越分の合計値) | 国民健康保険料 | 76.0% | 78.6% |
| | | 市税 | 97.3% | 98.5% |
| | | 介護保険料 | 95.5% | 96.0% |
| | | 保育料 | 93.2% | 94.6% |
| | | 市営住宅使用料 | 92.5% | 94.9% |

【取組】

- 1 回収体制等の整備強化
- 2 滞納発生の未然防止
- 3 早期未納対策の充実
- 4 専門人材の有効活用
- 5 受益者負担の適正化

財政運営4 保有資産の戦略的な有効活用

【目標】

- ・市が保有する土地等の的確な状況把握がなされ、市が保有する必要があるものは有効活用が進むとともに、一部不要なものの売却・貸付等により、財源の確保に寄与しています。
- ・資産経営の視点に立って資産活用を検討し、様々な地域課題の解決にも寄与できる、土地や建物の有効活用が図られています。

| | 指標 | 目標値 | 25年度実績 |
|---|------------------|---------------------|-------------------|
| 1 | 全庁的な資産の把握と情報の共有化 | 建物を含む全資産で実施 | 実施 |
| 2 | 行政財産の余裕部分等の活用 | 実施 | 実施 |
| 3 | 用途廃止施設の利活用 | 10施設以上 (22~25年度) | 22施設 (22~25年度) |

【取組】

- 1 土地・建物情報の総合的把握に基づく有効活用推進
- 2 財産管理の適正化
- 3 民間事業者のノウハウを活用した資産活用の推進
- 4 土地・建物管理システムの拡充
- 5 用途廃止施設や未利用地の活用・処分推進

4 中期4か年計画2014-2017(計画期間:平成26~29年度)

※「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」(平成26年6月制定)に基づき、基本計画に財政目標と目標達成に向けた取組を設定

財政運営1 「計画的な市債活用」と「一般会計が対応する借入金残高の縮減」

【目標】

- ・横浜の成長・発展に向けた投資を行いつつ、将来世代に過度な負担を先送りしないために、一般会計・特別会計・企業会計の市債残高や、外郭団体の借入金のうち「一般会計が対応する借入金残高」が確実に減っています。

| 指標 | 目標値 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般会計が対応する借入金残高の縮減 | 3兆2,000億円以下 | 3兆2,725億円 | 3兆2,313億円 | 3兆1,830億円 | 3兆1,549億円 |

【取組】

- 1 中期的な視点からの計画的な市債活用と残高管理
- 2 社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業への適切な対応

財政運営2 市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応する財政運営の推進

【目標】

- ・厳しい財政状況の中にあっても計画を着実に推進していくため、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費の縮減・財源確保が徹底されています。
- ・公共施設の維持・保全、更新など、将来の横浜に必要な公共事業等を進めながら、市内中小企業の育成・活性化が図られています。

| 指標 | 目標値 | 26~29年度 |
|-------------|-------------------|-----------|
| 経費の縮減・財源の確保 | 収支不足の解消に向けた経費の縮減等 | 経費の縮減等の実施 |

【取組】

- 1 不断の行財政改革による経費縮減・財源確保の徹底
- 2 前例にとられない新たな事業手法の検討・導入
- 3 公共工事の適正かつ効率的な執行
- 4 現場主義とトップマネジメントの視点に基づいた予算編成の実施

財政運営3 財政基盤の強化 ～財源の安定的な確保～

【目標】

- ・ 税務行政の一層適正な推進により、安定的な市税収入の確保が図られています。
- ・ 市民負担の公平性と財源確保の観点から、未収債権の収納率の一層の向上等により、未収債権額（滞納額）のさらなる縮減が図られています。

| | 指標 | 目標値 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
|---|---------------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 滞納額 (一般会計・特別会計合計) | 370億円 未満 | 377億円 | 341億円 | 310億円 | 261億円 | |
| 2 | 収納率 (現年度分と 滞納繰越分 の合計値) | 国民健康保険料 | 84.0% | 80.2% | 81.8% | 84.1% | 86.2% |
| | | 市税 | 98.6% | 98.7% | 98.9% | 99.0% | 99.2% |
| | | 介護保険料 | 96.5% | 96.2% | 96.7% | 96.8% | 97.0% |
| | | 保育料 | 95.8% | 95.3% | 95.9% | 96.8% | 97.6% |
| | | 市営住宅使用料 | 95.3% | 96.1% | 96.4% | 97.5% | 97.9% |

【取組】

- 1 公平かつ適正な税務行政の推進
- 2 滞納発生のもたら防止
- 3 早期未納対策の充実
- 4 未収債権回収促進に向けた体制整備の仕組みづくり

財政運営4 公有財産の戦略的な有効活用

【目標】

- ・ 本市で保有する全ての土地・建物について経営的視点に立って、資産の価値を最大限に引き出せる活用策を決定するとともに、施設の多目的利用や複合化等の将来を見据えた取組が進んでいます。一方、本市による利用の見込みのない土地等は売却・貸付等を積極的に進めることで財源確保に寄与しています。
- ・ 市民利用施設については、効率的な運営と受益者負担の適正化が進むとともに、時代に即した公有財産の管理の適正化が進んでいます。

| | 指標 | 目標値 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---|--|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 1 | 経営的視点に基づいた資産の有効活用 | 具体的活用策の決定 | 資産の活用や売却・貸付に向けた取組を推進 | 資産の活用や売却・貸付に向けた取組を推進 | 資産の活用や売却・貸付に向けた取組を推進 | 資産の活用や売却・貸付に向けた取組を推進 |
| 2 | 民間ノウハウ等を活用した資産活用の推進 (「事業提案型公募による売却等の資産活用」、「区局連携による売却」の件数) | 60件以上 (26～29年度) | 19件 | 16件 (累計35件) | 57件 (累計92件) | 41件 (累計133件) |
| 3 | 施設の多目的利用や複合化などの将来を見据えた取組の推進 | モデル事業の実施等、推進 | 「再編整備検討専門会議」の創設 | 「再編整備検討専門会議」の運用 | 「再編整備検討専門会議」の運用 | 「横浜市公共建築物の再編整備の方針」の策定、モデル事業の実施等 |

【取組】

- 1 経営的視点に基づいた資産の有効活用
- 2 民間ノウハウ等を活用した資産活用の推進
- 3 施設の多目的利用や複合化などの将来を見据えた取組
- 4 市民利用施設の効率的な運営と受益者負担の適正化
- 5 公有財産の管理の適正化

財政運営5 分かりやすい財政情報の提供

【目標】

- ・ 予算や財政を身近に感じていただくため、分かりやすい財政情報を市民や市場に提供するとともに、財務書類などを作成・公表し、財政状況を透明化しています。
- ・ 中・長期的な財政見通しを作成・活用することで、中・長期的な視点を持った財政運営が進められています。

| | 指標 | 目標値 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---|---------------|---------|------|------|------|------|
| 1 | 財政に関する情報提供の充実 | 提供情報の充実 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

【取組】

- 1 広報誌・ICTを活用した情報提供の充実
- 2 中・長期的な財政見通しの公表
- 3 新地方公会計制度への対応

5 中期4年計画2018-2021(計画期間:平成30~令和3年度)

財政運営1 計画的な市債活用による一般会計が対応する借入金残高の管理

【目標】

- ・ 横浜の成長・発展に向けた投資や公共施設の保全・更新への本格的な対応に、計画的に市債が活用されています。
- ・ 将来世代に過度な負担が先送りされないよう、一般会計が対応する借入金残高が適切に管理されています。

| | 指標 | 目標値 (3年度末) | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------------------|-----------------|---------------|-----------|-----------|---------------------------|
| 計画的な市債発行を通じた借入金残高の適切な管理 | | | | | |
| 1 | 横浜方式のプライマリーバランス | 下記参照 | ▲244億円 | ▲286億円 | 34億円 (215億円※) |
| 2 | 一般会計が対応する借入金残高 | 下記参照 | 3兆1,570億円 | 3兆1,648億円 | 3兆1,543億円 (3兆1,362億円※) |

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税等の一般財源の減少等により、計画値を超えて発行が必要となる「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を除く。

- 市債活用計画にかかる変更後の財政目標(指標と目標値)(※)

| 指標 | 横浜方式のプライマリーバランス | 一般会計が対応する借入金残高 |
|---------------|--|--|
| 目標値 (3年度末) | 「4か年(H30~R3年度)通期」での均衡確保 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税等の一般財源の減少等により、計画値(※)を超えて発行が必要となる「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を除く。 ※ 計画値(赤字地方債): R2年度300億円、R3年度280億円 | H29年度末残高の水準以下 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税等の一般財源の減少等により、計画値(※)を超えて発行が必要となる「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を除く。 ※ 計画値(赤字地方債): R2年度300億円、R3年度280億円 |

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一般財源の減少等により、市民生活や市内経済に支障が生じないよう、令和2年度(2月補正)に財政目標を変更

【取組】

- 1 中長期的な視点からの計画的な市債活用と残高管理
- 2 社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業への適切な対応
- 3 特別会計・企業会計のさらなる健全化の推進

財政運営2 財源の安定的な確保による財政基盤の強化

【目標】

- ・市税収入は税務行政の適正な推進と納税者の利便性向上により、安定的な確保が図られています。
- ・全庁的な債権管理のさらなる適正化の推進により、未収債権の収納率の向上や、未収債権額（滞納額）の縮減が図られています。

| | 指標 | 目標値 (3年度末) | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | |
|---|----------------------------------|---------------|------------|-----------|-----------|-------|
| 1 | 未収債権額全体（一般会計・特別会計） | 220億円 | 242億円 | 241億円 | 241億円 | |
| 2 | 収納率※ (現年度分と滞 納繰越分の合 計値) | 国民健康保険料 | 91.3% | 89.3% | 90.1% | 91.8% |
| | | 市税 | 99.3% | 99.2% | 99.2% | 99.0% |
| | | 介護保険料 | 98.1% | 97.9% | 98.2% | 98.6% |
| | | 保育料 | 98.2% | 98.5% | 98.9% | 98.1% |
| | | 後期高齢者医療保険料 | 98.9% | 99.1% | 99.0% | 99.2% |

※強制徴収公債権のうち主なもの

【取組】

- 1 税務行政の公平かつ適正な推進
- 2 税務のさらなる電子化
- 3 全庁的な債権管理の適正化の推進

財政運営3 保有資産の適正管理・戦略的活用

【目標】

- ・本市で保有する土地・建物について、適正な管理のもと、用途廃止施設の適切な後利用に取り組むとともに、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用をはじめ、財源確保に向けた売却等が積極的に進められています。
- ・市立小中学校や市営住宅等の建替えなどの機会をとらえた多目的化や複合化等の公共建築物の再編整備や、市民利用施設の効率的な運営や受益者負担の適正化など、時代に即した施設の配置・運営が進んでいます。

| | 指標 | 目標値 (3年度末) | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---|----------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 資産の利活用の推進（事業提案型公募※等による利活用） | 利活用が決定した資産の面積 10.0ha以上 | 利活用が決定した資産の面積 6.0ha | 利活用が決定した資産の面積 4.5ha (累計 10.6ha) | 利活用が決定した資産の面積 1.1ha (累計 11.7ha) |
| 2 | 公共建築物のマネジメントの推進 | マネジメント 推進 | 推進 | 推進 | 推進 |

※周辺地域等の意向や当該資産の望ましい利用用途等も想定したうえで民間事業者から資産活用の提案を受ける公募手法

【取組】

- 1 資産の利活用の推進
- 2 公有財産分野における人材育成、財産管理の適正化
- 3 公共建築物のマネジメントの推進 ～施設の多目的化や複合化等の将来を見据えた取組～
- 4 市民利用施設の効率的な運営と受益者負担の適正化

財政運営 4 効率的な財政運営の推進

【目標】

- ・ 厳しい財政状況の中にあっても計画の着実な推進に向け、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費の縮減や財源確保が徹底されています。
- ・ 多様な公民連携や民間資金活用の手法を積極的に検討・導入することにより、市内経済の活性化と行政の効率性の両面から、施策・事業の成果が着実にあげられています。

| | 指標 | 目標値 (3年度末) | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---|---|-------------------------------|--|--|---|
| 1 | 経費の縮減・ 財源の確保 | 財政見通しの収 支不足額を解消 し、計画を推進 | ▲500 億円の収支 不足額を解消し、 令和元年度予算を 編成 | ▲320 億円の収支 不足額を解消し、 令和 2 年度予算を 編成。台風被災対 応のため、補正予 算を編成 | ▲970 億円の収 支不足額を解消 し、令和 3 年度 予算を編成。新型 コロナウイルス 感染症に対応し た 2 年度補正予 算、3 年度予算を 編成 |
| 2 | 新たな発想に 基づく多様な 公民連携手法・ 民間資金活用 の検討・導入 | 導入 | SIB・公共空間活 用 モデル事業 実施 | 公共空間活用の 手引き策定 SIB モデル事業 (成果連動型) 実施 | SIB モデル事業 (民間資金導 入・成果連動 型)実施 |

【取組】

- 1 不断の行財政改革等による経費縮減・財源確保等の徹底
- 2 多様な公民連携手法・民間資金活用の検討・導入
- 3 現場主義とトップマネジメントの視点に基づいた予算編成の実施

財政運営 5 財政運営の透明性の確保・向上

【目標】

- ・ 中期的な財政見通しや長期的な財政見通しを作成・公表することにより、中・長期的な視点を持った財政運営が進められています。
- ・ 予算・決算や、統一的な基準に基づく財務書類等の財政情報が発信され、財政運営の透明性が向上しています。

| | 指標 | 目標値 (3年度末) | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---|--------------------------------------|--|--|--|--|
| 1 | 財政見通しの公表 ①中期的な財政見通し ②長期的な財政見通し | ①実施 (中期計画策定時、 毎年度の予算編 成開始・予算案公 表時) ②実施 (中期計画策定時) | ①実施 (中期計画策定時、 令和元年度予算編 成開始時・予算案 公表時) ②実施 (中期計画策定時) | ①実施 (令和 2 年度予算編 成開始時・予算案 公表時) ②実施 (※) (大都市行財政制度 特別委員会、令和元 年 8 月) ※2040 年度までの市税・社 会保障経費等の見通し | ①実施 (令和 3 年度予算編 成開始時・予算案 公表時) ②実施 (※) (令和 3 年度 予算 編成開始時・予算 案公表時) ※2065 年度までの長 期財政推計 |

| | | | | | |
|---|---|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| 2 | わかりやすい財政情報の提供 ①投資家向け地方債IR活動件数 ②大学等での出前財政講座などの広報活動件数 | ①35件以上/年 ②8件以上/年 | ①63件 ②5件 | ①61件 ②6件 | ①41件 ②4件 |
|---|---|---------------------|-------------|-------------|-------------|

【取組】

- 1 財政見通しの公表
- 2 わかりやすく、利活用しやすい財政情報の「見える化」の推進

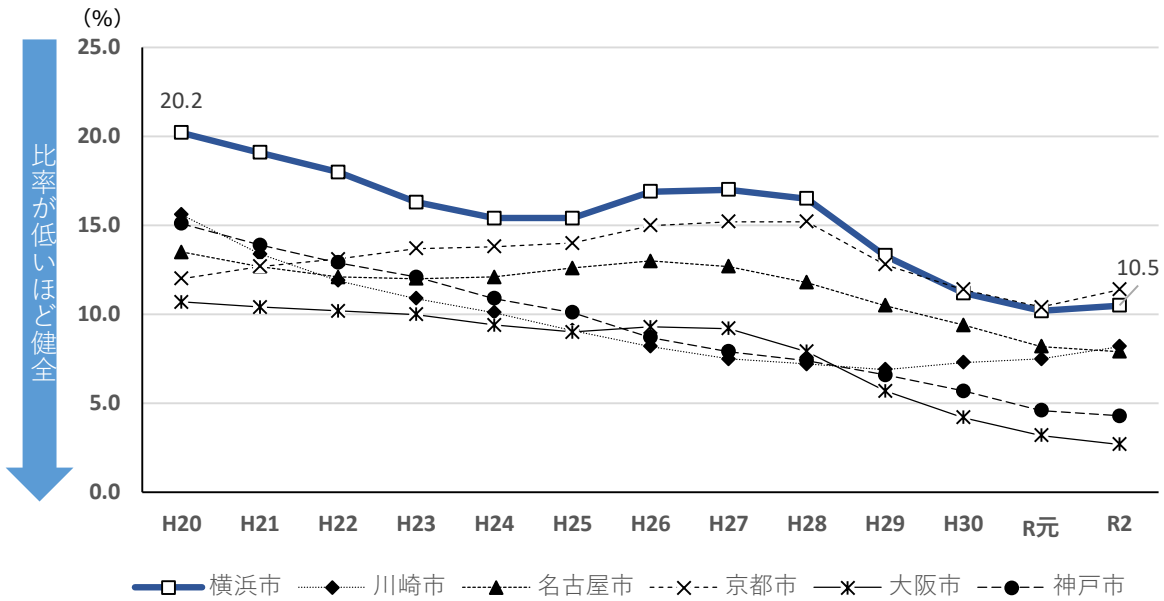
主要財政指標（類似団体比較）

総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」
 (https://www.soumu.go.jp/iken/shihyo_ichiran.html)に掲載の指標について類似団体（川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）間で比較しました。

1 実質公債費比率

- 実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という。）の指標で、地方公共団体の公債費の財政負担の度合いを示すものです。
- 本市の実質公債費比率は平成26、27年度に一旦上昇したものの、全体的には減少（改善）傾向で推移し、令和2年度は10.5%でした。一方、類似団体の中では京都に次いで高い比率となっています。経済事情の変動により公債費の財源が不足したため減債基金を臨時的に活用してきたことで、基金の積立不足が生じていることなどの影響によるものです。

※減債基金積立不足算定額による影響（令和2年度）：4.1ポイント



| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 横浜市 | 20.2 | 19.1 | 18.0 | 16.3 | 15.4 | 15.4 | 16.9 | 17.0 | 16.5 | 13.3 | 11.2 | 10.2 | 10.5 |
| 川崎市 | 15.6 | 13.4 | 11.9 | 10.9 | 10.1 | 9.1 | 8.2 | 7.5 | 7.2 | 6.9 | 7.3 | 7.5 | 8.2 |
| 名古屋市 | 13.5 | 12.7 | 12.1 | 12.0 | 12.1 | 12.6 | 13.0 | 12.7 | 11.8 | 10.5 | 9.4 | 8.2 | 7.9 |
| 京都市 | 12.0 | 12.7 | 13.1 | 13.7 | 13.8 | 14.0 | 15.0 | 15.2 | 15.2 | 12.8 | 11.4 | 10.4 | 11.4 |
| 大阪市 | 10.7 | 10.4 | 10.2 | 10.0 | 9.4 | 9.0 | 9.3 | 9.2 | 7.9 | 5.7 | 4.2 | 3.2 | 2.7 |
| 神戸市 | 15.1 | 13.9 | 12.9 | 12.1 | 10.9 | 10.1 | 8.7 | 7.9 | 7.4 | 6.6 | 5.7 | 4.6 | 4.3 |

※当該年度中最も低い比率（公債費の財政負担が小さい）を網掛け

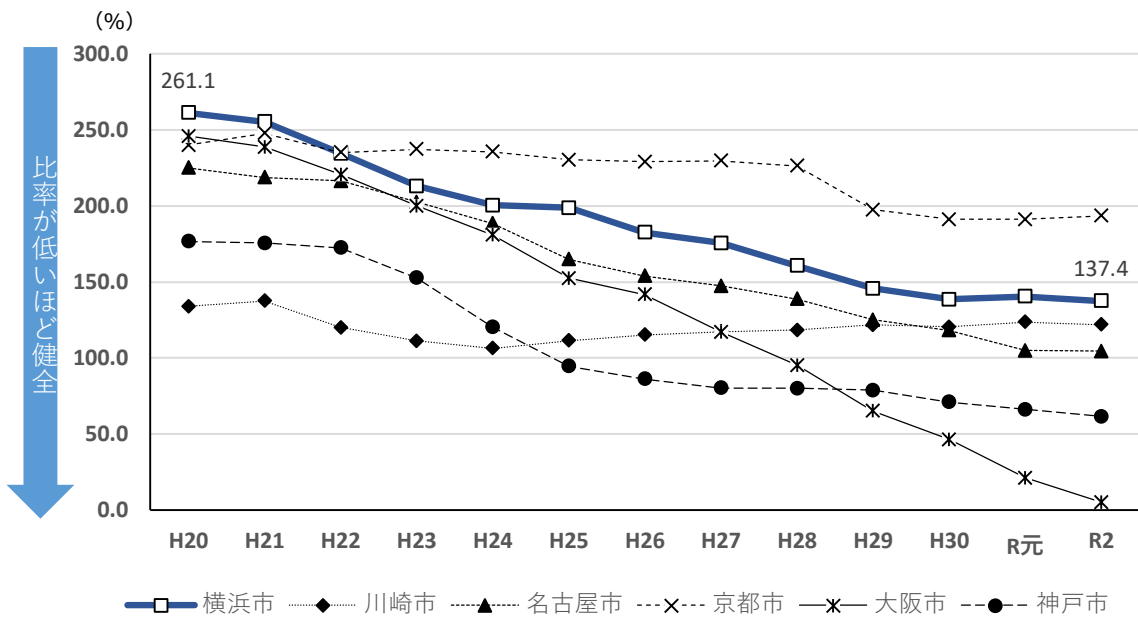
◆ 算定式

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\text{①（地方債の元利償還金+準元利償還金） - （特定財源+①に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 - ①に係る基準財政需要額算入額}}$$

※過去3年間の平均値

2 将来負担比率

- 将来負担比率は財政健全化法の指標で、地方公共団体が将来に支出しなければならない財政負担が標準的な状態で収入が見込まれる一般財源の規模の何倍にあたるかを示すものです。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。
- 本市の将来負担比率は、公営企業会計や外郭団体の借入金の返済を進めてきたことにより、平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度は、一般会計等の地方債現在高及び債務負担行為に基づく支出予定額が増加したため140.4%に上昇しました。令和2年度は、公営企業の地方債残高の減少に伴い、将来負担額が減少したことにより、再び減少しました。類似団体の中で高い水準となっているのは、債務への充当可能基金残高が少ないことなどの影響によるものです。



| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 261.1 | 255.2 | 234.4 | 213.0 | 200.4 | 198.7 | 182.5 | 175.6 | 160.7 | 145.6 | 138.5 | 140.4 | 137.4 |
| 川崎市 | 133.9 | 137.4 | 120.0 | 111.2 | 106.3 | 111.5 | 115.3 | 117.4 | 118.3 | 121.7 | 120.4 | 123.7 | 122.0 |
| 名古屋市 | 224.9 | 218.6 | 216.3 | 202.5 | 188.4 | 164.9 | 153.9 | 147.4 | 138.8 | 125.0 | 118.2 | 104.8 | 104.4 |
| 京都市 | 240.0 | 247.7 | 235.0 | 237.2 | 235.4 | 230.2 | 228.9 | 229.6 | 226.2 | 197.4 | 191.2 | 191.1 | 193.4 |
| 大阪市 | 245.7 | 238.7 | 220.6 | 199.9 | 180.8 | 152.5 | 141.8 | 117.1 | 95.2 | 65.2 | 46.4 | 21.2 | 5.3 |
| 神戸市 | 176.6 | 175.6 | 172.4 | 152.6 | 120.2 | 94.6 | 86.1 | 80.2 | 80.0 | 78.8 | 71.0 | 66.1 | 61.6 |

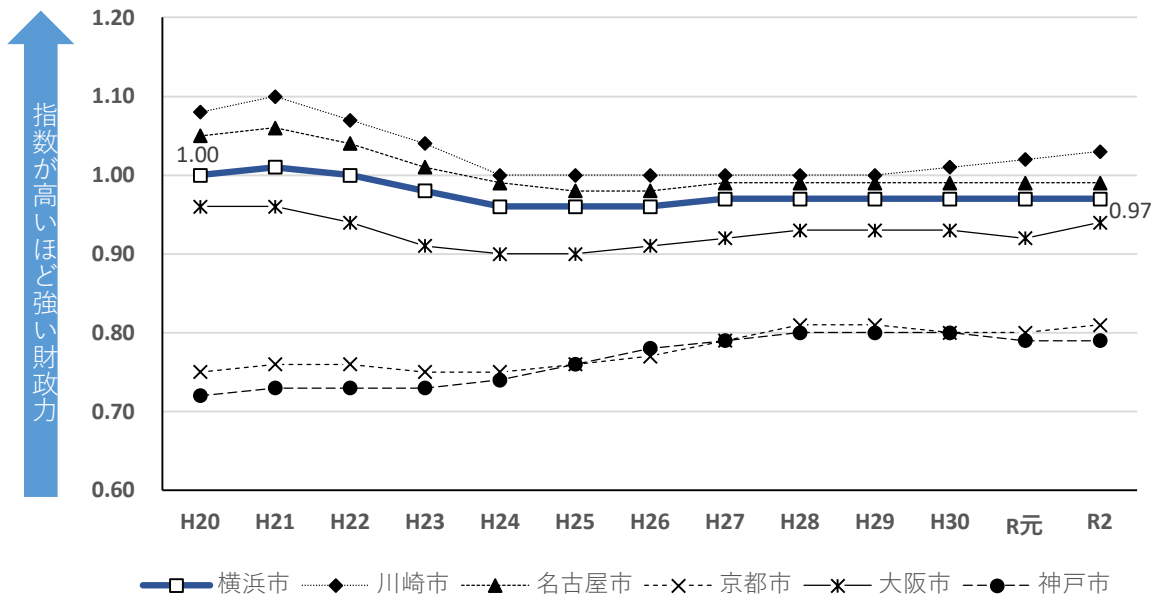
※当該年度中最も低い比率（将来財政の圧迫度が小さい）を網掛け

◆ 算定式

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

3 財政力指数

- 財政力指数は地方公共団体の財政力を示す指標です。数値が高いほど、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は、国からの地方交付税（普通交付税）の交付がありません。
- 本市の財政力指数は、平成20年度から22年度は1.00以上となりましたが、それ以降1.00を下回るものの大きな変動もなく推移しており、令和2年度は0.97でした。川崎市、名古屋市に次ぐ数値となっています。



| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 横浜市 | 1.00 | 1.01 | 1.00 | 0.98 | 0.96 | 0.96 | 0.96 | 0.97 | 0.97 | 0.97 | 0.97 | 0.97 | 0.97 |
| 川崎市 | 1.08 | 1.10 | 1.07 | 1.04 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 名古屋市 | 1.05 | 1.06 | 1.04 | 1.01 | 0.99 | 0.98 | 0.98 | 0.99 | 0.99 | 0.99 | 0.99 | 0.99 | 0.99 |
| 京都市 | 0.75 | 0.76 | 0.76 | 0.75 | 0.75 | 0.76 | 0.77 | 0.79 | 0.81 | 0.81 | 0.80 | 0.80 | 0.81 |
| 大阪市 | 0.96 | 0.96 | 0.94 | 0.91 | 0.90 | 0.90 | 0.91 | 0.92 | 0.93 | 0.93 | 0.93 | 0.92 | 0.94 |
| 神戸市 | 0.72 | 0.73 | 0.73 | 0.73 | 0.74 | 0.76 | 0.78 | 0.79 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 0.79 | 0.79 |

※当該年度中最も高い指数（財政力が強い）を網掛け

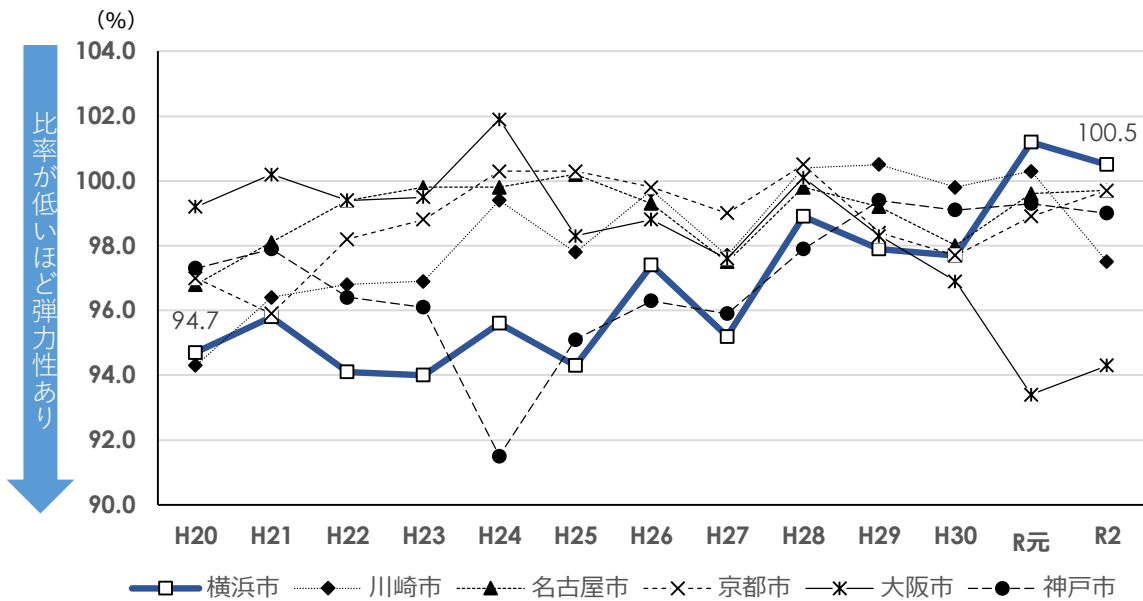
◆ 算定式

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額（市税収入の75\%など）}}{\text{基準財政需要額（国のルールに基づいて単価などを使って算出）}}$$

※過去3年間の平均値

4 経常収支比率

- 経常収支比率は、地方税、地方交付税などの経常的な一般財源が、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費にどの程度充てられているかを示す指標で、地方公共団体の財政構造の弾力性を表すものです。比率が低いほど弾力性が高いことを表します。
- 本市の経常収支比率は、平成17年度に90%台となり、以降90%台で推移し、類似団体間では低い水準を維持していましたが、令和元年度は、公債費の増加等により、はじめて100%を超え101.2%となりました。令和2年度には減少したものの、引き続き100%を超え、類似団体中、最も高い比率となりました。



| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------|------|-------|------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 横浜市 | 94.7 | 95.8 | 94.1 | 94.0 | 95.6 | 94.3 | 97.4 | 95.2 | 98.9 | 97.9 | 97.7 | 101.2 | 100.5 |
| 川崎市 | 94.3 | 96.4 | 96.8 | 96.9 | 99.4 | 97.8 | 99.7 | 97.7 | 100.4 | 100.5 | 99.8 | 100.3 | 97.5 |
| 名古屋市 | 96.8 | 98.1 | 99.4 | 99.8 | 99.8 | 100.2 | 99.3 | 97.5 | 99.8 | 99.2 | 98.0 | 99.6 | 99.7 |
| 京都市 | 97.0 | 95.9 | 98.2 | 98.8 | 100.3 | 100.3 | 99.8 | 99.0 | 100.5 | 98.4 | 97.7 | 98.9 | 99.7 |
| 大阪市 | 99.2 | 100.2 | 99.4 | 99.5 | 101.9 | 98.3 | 98.8 | 97.6 | 100.1 | 98.3 | 96.9 | 93.4 | 94.3 |
| 神戸市 | 97.3 | 97.9 | 96.4 | 96.1 | 91.5 | 95.1 | 96.3 | 95.9 | 97.9 | 99.4 | 99.1 | 99.3 | 99.0 |

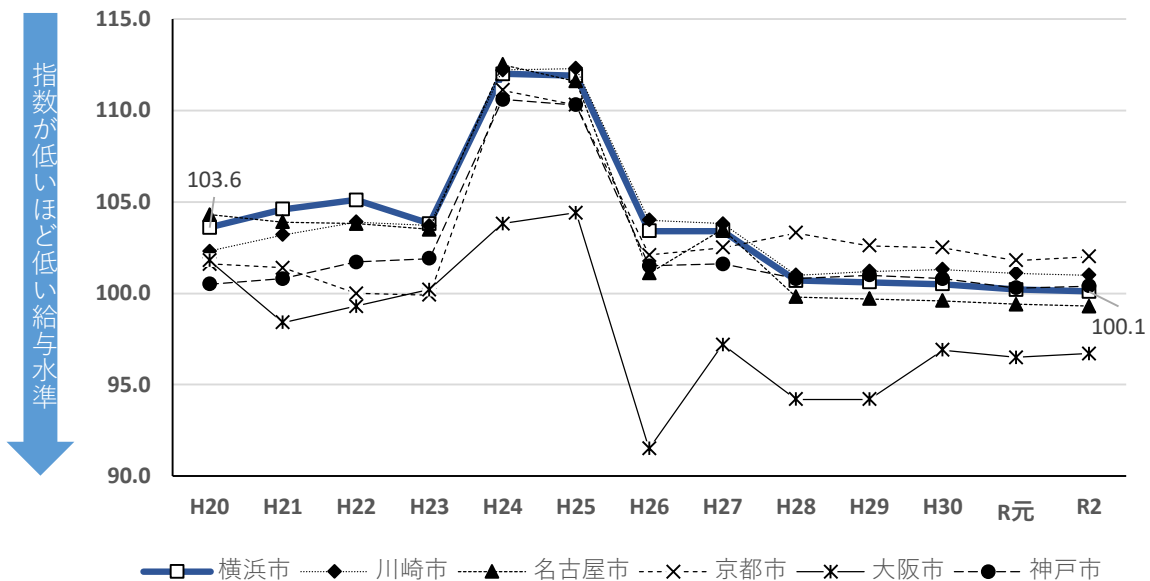
※当該年度中最も低い比率(財政構造の弾力性が高い)を網掛け

◆ 算定式

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等(地方税+普通交付税等)} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}}$$

5 ラスパイレス指数

- ラスパイレス指数は、国家公務員行政職の給与を100とした場合の地方公共団体の一般行政職の給与水準を示す指標です。ラスパイレス指数が100を超えるほど、国家公務員の給与水準より地方公務員の方が高いこととなります。
- 本市のラスパイレス指数は令和2年度で100.1となり、国家公務員の給与とほぼ同水準で、比較団体の中でも中位の水準となっています。平成24、25年度は国家公務員の給与が東日本大震災による復興特別措置により平均で7.8%削減されていることからすべての類似団体において相対的に高くなりました。また、大阪市のホームページによれば、平成21年度から財政健全化に向けた給与見直しを実施している影響で低い水準になっていると考えられます。



| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 103.6 | 104.6 | 105.1 | 103.8 | 112.0 | 111.9 | 103.4 | 103.4 | 100.7 | 100.6 | 100.5 | 100.2 | 100.1 |
| 川崎市 | 102.3 | 103.2 | 103.9 | 103.7 | 112.2 | 112.3 | 104.0 | 103.8 | 101.0 | 101.2 | 101.3 | 101.1 | 101.0 |
| 名古屋市 | 104.3 | 103.9 | 103.8 | 103.5 | 112.5 | 111.6 | 101.1 | 103.5 | 99.8 | 99.7 | 99.6 | 99.4 | 99.3 |
| 京都市 | 101.6 | 101.4 | 100.0 | 99.9 | 111.1 | 110.3 | 102.1 | 102.5 | 103.3 | 102.6 | 102.5 | 101.8 | 102.0 |
| 大阪市 | 101.8 | 98.4 | 99.3 | 100.2 | 103.8 | 104.4 | 91.5 | 97.2 | 94.2 | 94.2 | 96.9 | 96.5 | 96.7 |
| 神戸市 | 100.5 | 100.8 | 101.7 | 101.9 | 110.6 | 110.3 | 101.5 | 101.6 | 100.8 | 101.0 | 100.8 | 100.3 | 100.4 |

※当該年度中最も低い指数（給与水準が低い）を網掛け

◆ 算定式

$$\text{ラスパイレス指数} = \frac{\text{地方公共団体の学歴別、経験年数別月額平均給与} \times \text{区分ごとの国家公務員職員数}}{\text{国の学歴別、経験年数別月額平均給与} \times \text{区分ごとの国家公務員職員数}}$$

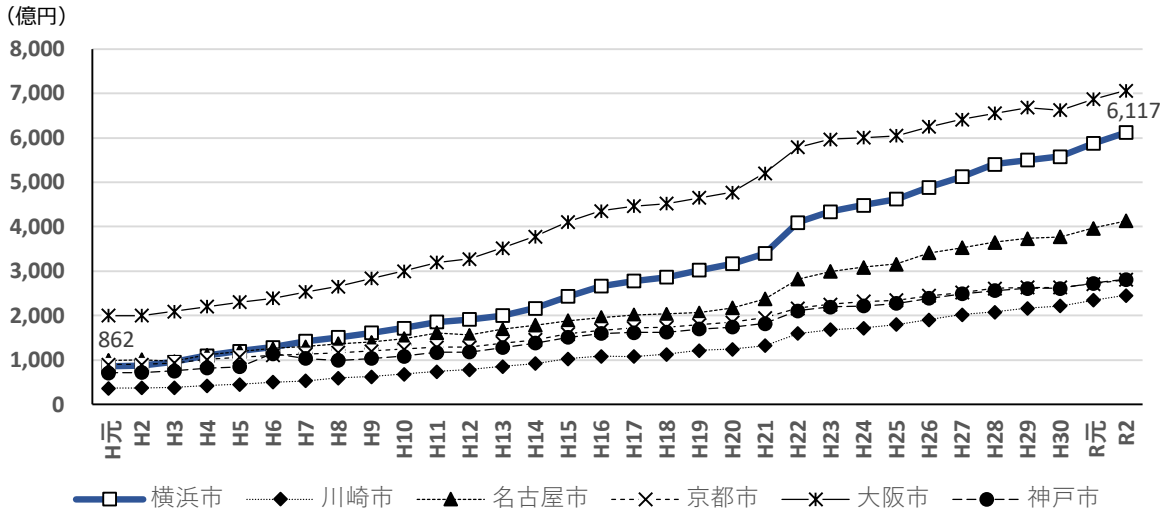
主要財政データ（類似団体比較）

・総務省「地方財政状況調査」個別データ（普通会計）より作成
 ・総人口は「大都市統計比較年表」より、各年10月1日推計人口を使用
 令和2年度総人口は「令和2年度国勢調査」より、10月1日人口を使用

1 社会保障経費

- 社会保障経費は扶助費と保険・医療繰出金の合計です。扶助費は児童、高齢者、障害者、生活困窮者などに対して、国や地方公共団体が行う支援のための費用です。保育所の運営費、障害者の自立を支援する費用、生活保護費などが該当します。保険・医療繰出金は国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計（H20.3までは老人保険医療事業費会計）に対する繰出金です。
- 本市の社会保障経費は、総額では大阪市に次いで多くなっていますが、市民一人当たりで見ると、川崎市に次いで少ない水準です。しかし、本市は扶助費のうち単独事業が総額、一人当たりともに多いことが特徴です。

(1) 社会保障経費推移



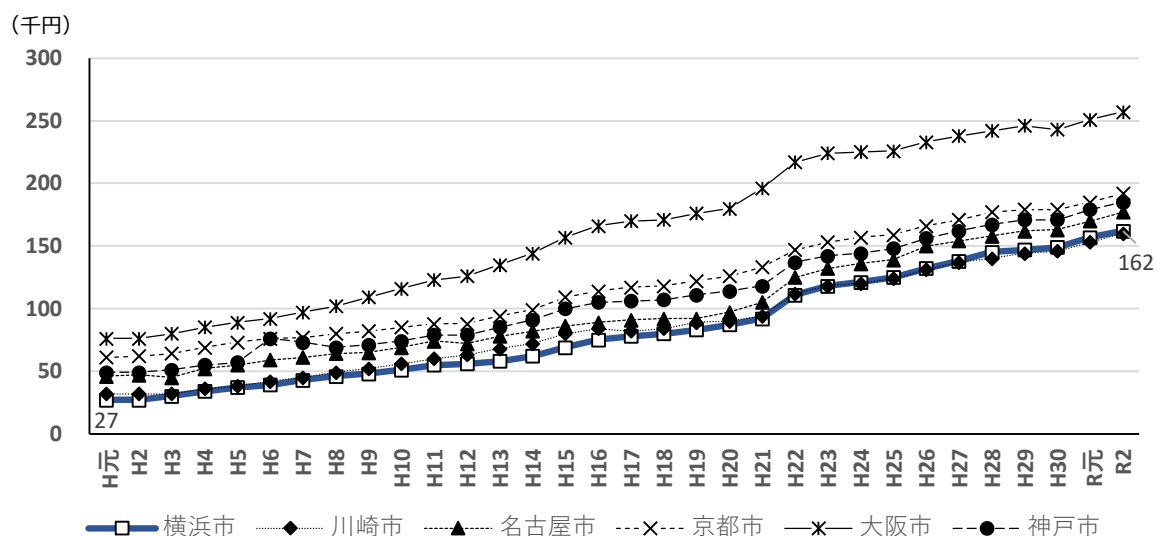
| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 862 | 871 | 960 | 1,107 | 1,207 | 1,288 | 1,425 | 1,517 | 1,611 | 1,721 | 1,861 | 1,919 | 2,003 | 2,166 | 2,438 | 2,665 |
| 川崎市 | 371 | 380 | 385 | 429 | 456 | 505 | 536 | 598 | 627 | 685 | 741 | 788 | 859 | 924 | 1,030 | 1,091 |
| 名古屋市 | 999 | 1,013 | 975 | 1,118 | 1,196 | 1,265 | 1,303 | 1,371 | 1,404 | 1,487 | 1,613 | 1,563 | 1,695 | 1,787 | 1,891 | 1,960 |
| 京都市 | 902 | 902 | 936 | 1,014 | 1,065 | 1,112 | 1,134 | 1,170 | 1,206 | 1,244 | 1,293 | 1,290 | 1,382 | 1,454 | 1,595 | 1,671 |
| 大阪市 | 2,000 | 2,000 | 2,094 | 2,203 | 2,303 | 2,392 | 2,536 | 2,660 | 2,836 | 3,006 | 3,198 | 3,275 | 3,523 | 3,777 | 4,115 | 4,358 |
| 神戸市 | 713 | 725 | 759 | 823 | 853 | 1,150 | 1,040 | 994 | 1,039 | 1,086 | 1,173 | 1,182 | 1,285 | 1,381 | 1,515 | 1,602 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2,777 | 2,865 | 3,023 | 3,166 | 3,396 | 4,097 | 4,340 | 4,483 | 4,620 | 4,889 | 5,129 | 5,406 | 5,501 | 5,577 | 5,875 | 6,117 |
| 1,085 | 1,131 | 1,217 | 1,245 | 1,327 | 1,603 | 1,686 | 1,724 | 1,802 | 1,909 | 2,028 | 2,084 | 2,172 | 2,218 | 2,346 | 2,455 |
| 2,020 | 2,040 | 2,066 | 2,179 | 2,380 | 2,826 | 2,999 | 3,088 | 3,165 | 3,410 | 3,529 | 3,652 | 3,740 | 3,776 | 3,968 | 4,132 |
| 1,721 | 1,737 | 1,798 | 1,852 | 1,954 | 2,170 | 2,258 | 2,318 | 2,347 | 2,451 | 2,519 | 2,613 | 2,635 | 2,636 | 2,713 | 2,807 |
| 4,464 | 4,519 | 4,649 | 4,775 | 5,208 | 5,785 | 5,969 | 6,004 | 6,048 | 6,247 | 6,417 | 6,549 | 6,678 | 6,622 | 6,866 | 7,060 |
| 1,620 | 1,630 | 1,699 | 1,744 | 1,825 | 2,113 | 2,196 | 2,221 | 2,277 | 2,395 | 2,489 | 2,565 | 2,617 | 2,618 | 2,729 | 2,816 |

※当該年度中最も金額の少ない数値を網掛け

- すべての団体で、社会保障経費は増加傾向にあり、その中でも生活保護給付額が多い大阪市の社会保障経費が最も多くなっています。
- 大阪市と川崎市を除く4市は平成7年度頃まで同規模の決算額となっていました。本市の社会保障経費の増加幅が大きくなり、大阪市の次いで2番目の決算額となっています。

(2) 市民一人当たり社会保障経費推移



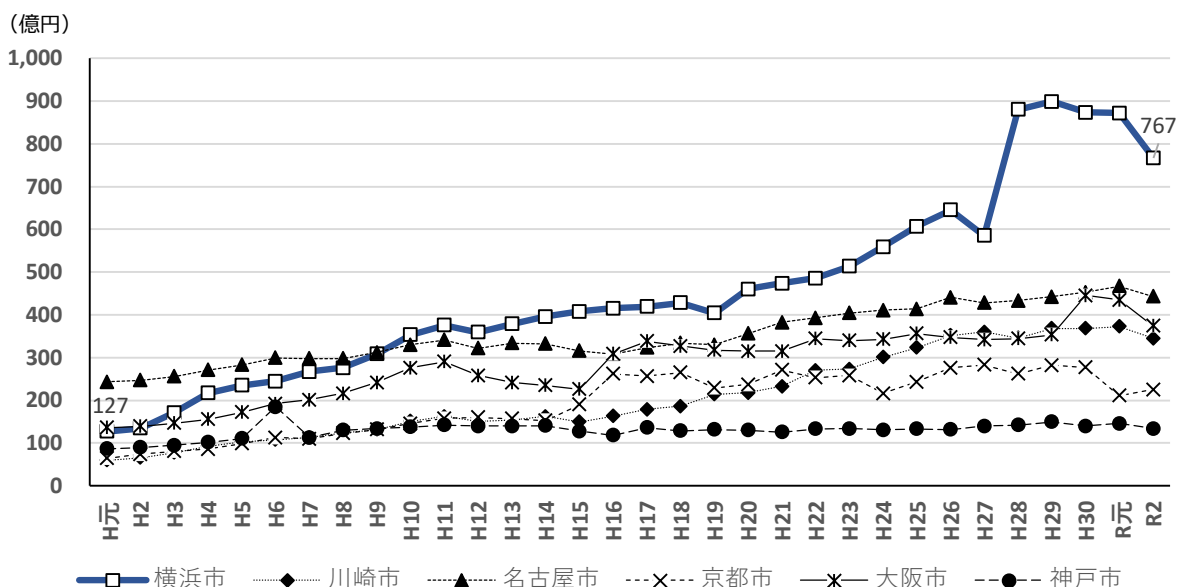
| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 横浜市 | 27 | 27 | 30 | 34 | 37 | 39 | 43 | 46 | 48 | 51 | 55 | 56 | 58 | 62 | 69 | 75 |
| 川崎市 | 32 | 32 | 32 | 36 | 38 | 42 | 45 | 49 | 52 | 56 | 60 | 63 | 68 | 72 | 80 | 84 |
| 名古屋市 | 46 | 47 | 45 | 52 | 55 | 59 | 61 | 64 | 65 | 69 | 74 | 72 | 78 | 82 | 86 | 89 |
| 京都市 | 61 | 62 | 64 | 69 | 73 | 76 | 77 | 80 | 82 | 85 | 88 | 88 | 94 | 99 | 109 | 114 |
| 大阪市 | 76 | 76 | 80 | 85 | 89 | 92 | 97 | 102 | 109 | 116 | 123 | 126 | 135 | 144 | 157 | 166 |
| 神戸市 | 49 | 49 | 51 | 55 | 57 | 76 | 73 | 69 | 71 | 74 | 79 | 79 | 85 | 91 | 100 | 105 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 78 | 80 | 83 | 87 | 92 | 111 | 118 | 121 | 125 | 132 | 138 | 145 | 147 | 149 | 157 | 162 |
| 82 | 84 | 89 | 90 | 94 | 112 | 118 | 120 | 124 | 131 | 137 | 140 | 144 | 146 | 153 | 160 |
| 91 | 92 | 92 | 97 | 105 | 125 | 132 | 136 | 139 | 150 | 154 | 158 | 162 | 163 | 170 | 177 |
| 117 | 118 | 122 | 126 | 133 | 147 | 153 | 157 | 159 | 166 | 171 | 177 | 179 | 179 | 185 | 192 |
| 170 | 171 | 176 | 180 | 196 | 217 | 224 | 225 | 226 | 233 | 238 | 242 | 246 | 243 | 251 | 257 |
| 106 | 107 | 111 | 114 | 118 | 137 | 142 | 144 | 148 | 156 | 162 | 167 | 171 | 171 | 179 | 185 |

※当該年度中最も金額の少ない数値を網掛け

- 生活保護費給付額が多い大阪市の市民一人当たり社会保障経費が最も多くなっています。
- 本市の市民一人当たり社会保障経費は、川崎市に次いで少ない水準ですが、平成元年度から6.0倍に増えており、増加幅は他団体よりも大きくなっています（川崎市5.0倍、名古屋市3.8倍、京都市3.1倍、大阪市3.4倍、神戸市3.8倍）。

(3) 扶助費（単独事業費）推移



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 横浜市 | 127 | 135 | 171 | 217 | 235 | 245 | 267 | 276 | 308 | 353 | 376 | 359 | 379 | 396 | 408 | 415 |
| 川崎市 | 60 | 66 | 78 | 93 | 103 | 108 | 113 | 124 | 132 | 151 | 162 | 151 | 154 | 162 | 150 | 163 |
| 名古屋市 | 243 | 247 | 256 | 271 | 283 | 299 | 298 | 298 | 312 | 330 | 341 | 322 | 334 | 332 | 316 | 308 |
| 京都市 | 64 | 74 | 81 | 86 | 99 | 113 | 110 | 123 | 132 | 146 | 158 | 160 | 157 | 153 | 190 | 262 |
| 大阪市 | 136 | 139 | 147 | 156 | 172 | 192 | 201 | 216 | 242 | 276 | 290 | 258 | 242 | 235 | 226 | 308 |
| 神戸市 | 87 | 90 | 95 | 102 | 111 | 185 | 113 | 130 | 134 | 138 | 142 | 140 | 140 | 141 | 128 | 118 |

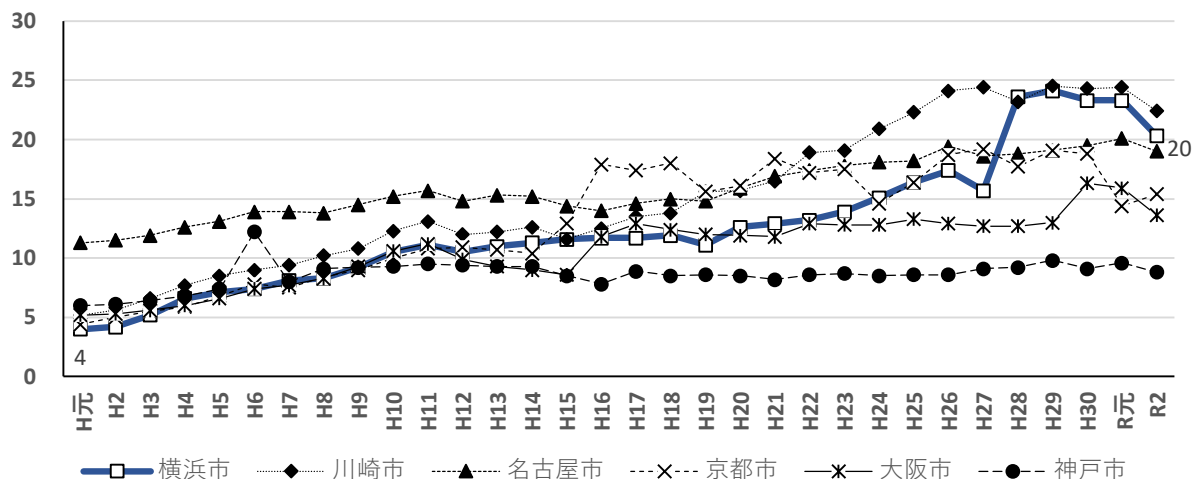
| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 横浜市 | 419 | 428 | 404 | 460 | 474 | 486 | 513 | 559 | 607 | 645 | 585 | 880 | 899 | 873 | 872 | 767 |
| 川崎市 | 179 | 186 | 214 | 218 | 233 | 270 | 273 | 301 | 323 | 352 | 360 | 346 | 368 | 368 | 373 | 345 |
| 名古屋市 | 323 | 334 | 330 | 356 | 382 | 393 | 404 | 411 | 414 | 441 | 428 | 433 | 442 | 453 | 467 | 443 |
| 京都市 | 257 | 265 | 229 | 237 | 271 | 253 | 258 | 216 | 243 | 276 | 283 | 262 | 282 | 277 | 211 | 225 |
| 大阪市 | 338 | 327 | 317 | 315 | 315 | 344 | 340 | 343 | 356 | 347 | 342 | 344 | 353 | 445 | 435 | 374 |
| 神戸市 | 136 | 129 | 132 | 130 | 126 | 133 | 134 | 131 | 133 | 132 | 140 | 142 | 150 | 140 | 146 | 134 |

※当該年度中最も少ない金額を網掛け

- 本市以外の5団体の扶助費（単独）は平成元年度から概ね100～450億円の事業規模におさまっていますが、本市は平成23年度に500億円を超え、直近の令和2年度は767億円となりました。
- 平成27年度から28年度にかけて本市の扶助費（単独）は約300億円増加していますが、これまで扶助費（補助）と区分していた事業の一部を総務省の通知に沿って、扶助費（単独）に移行した計数整理によるものです。なお、本市以外の団体については、この影響はあまり見られません。

(4) 市民一人あたり扶助費（単独事業費）推移

(千円)



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 横浜市 | 4.0 | 4.2 | 5.2 | 6.6 | 7.1 | 7.4 | 8.1 | 8.3 | 9.2 | 10.5 | 11.1 | 10.5 | 11.0 | 11.3 | 11.6 | 11.7 |
| 川崎市 | 5.2 | 5.6 | 6.6 | 7.7 | 8.5 | 9.0 | 9.4 | 10.2 | 10.8 | 12.3 | 13.1 | 12.0 | 12.2 | 12.6 | 11.6 | 12.5 |
| 名古屋市 | 11.3 | 11.5 | 11.9 | 12.6 | 13.1 | 13.9 | 13.9 | 13.8 | 14.5 | 15.2 | 15.7 | 14.8 | 15.3 | 15.2 | 14.4 | 14.0 |
| 京都市 | 4.4 | 5.0 | 5.5 | 5.9 | 6.8 | 7.8 | 7.5 | 8.4 | 9.0 | 10.0 | 10.8 | 10.9 | 10.7 | 10.4 | 12.9 | 17.9 |
| 大阪市 | 5.2 | 5.3 | 5.6 | 6.0 | 6.6 | 7.4 | 7.7 | 8.3 | 9.3 | 10.6 | 11.2 | 9.9 | 9.3 | 9.0 | 8.6 | 11.8 |
| 神戸市 | 6.0 | 6.1 | 6.4 | 6.8 | 7.4 | 12.2 | 8.0 | 9.1 | 9.2 | 9.3 | 9.5 | 9.4 | 9.3 | 9.3 | 8.5 | 7.8 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 11.7 | 11.9 | 11.1 | 12.6 | 12.9 | 13.2 | 13.9 | 15.1 | 16.4 | 17.4 | 15.7 | 23.6 | 24.1 | 23.3 | 23.3 | 20.3 |
| 13.5 | 13.8 | 15.6 | 15.7 | 16.5 | 18.9 | 19.1 | 20.9 | 22.3 | 24.1 | 24.4 | 23.2 | 24.5 | 24.3 | 24.4 | 22.4 |
| 14.6 | 15.0 | 14.8 | 15.9 | 16.9 | 17.4 | 17.8 | 18.1 | 18.2 | 19.4 | 18.6 | 18.8 | 19.1 | 19.5 | 20.1 | 19.0 |
| 17.4 | 18.0 | 15.6 | 16.1 | 18.4 | 17.2 | 17.5 | 14.6 | 16.4 | 18.7 | 19.2 | 17.7 | 19.1 | 18.8 | 14.4 | 15.4 |
| 12.9 | 12.4 | 12.0 | 11.9 | 11.8 | 12.9 | 12.8 | 12.8 | 13.3 | 12.9 | 12.7 | 12.7 | 13.0 | 16.3 | 15.9 | 13.6 |
| 8.9 | 8.5 | 8.6 | 8.5 | 8.2 | 8.6 | 8.7 | 8.5 | 8.6 | 8.6 | 9.1 | 9.2 | 9.8 | 9.1 | 9.6 | 8.8 |

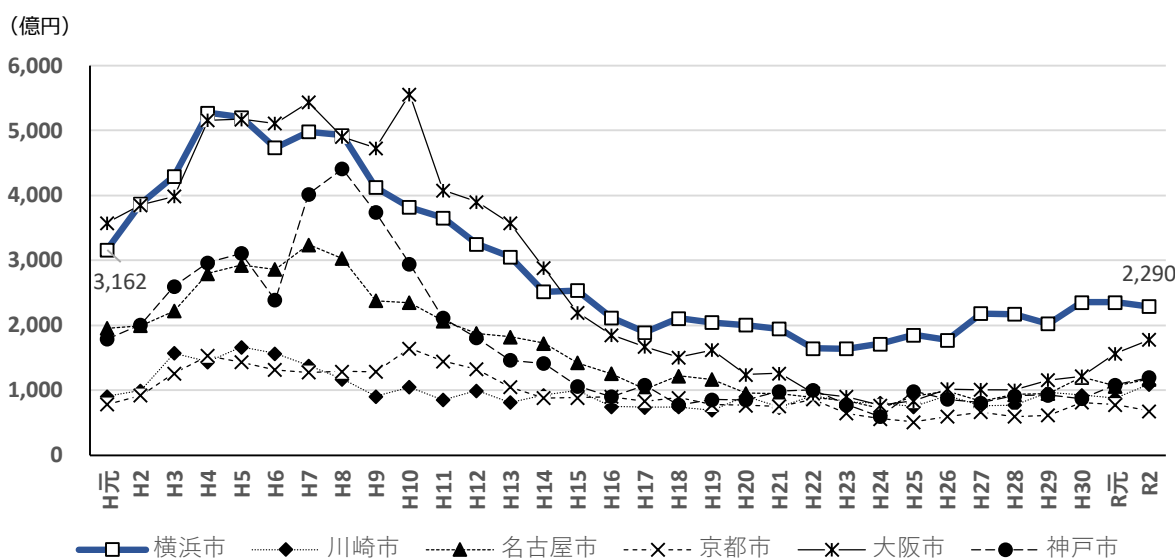
※当該年度中最も少ない金額を網掛け

- 神戸市のように30年前から大きく変動がない（平成元年度6千円→令和2年度8.8千円）団体もあれば、京都市のように年度間で増減があらわれている団体や、川崎市のように30年前から上昇が続き増加幅が大きくなった（平成元年度5.2千円→令和2年度2万2千円）団体と様々であり、また、年度が進むにつれて類似団体間の乖離幅が広がる傾向にあります。川崎市と本市の金額は類似団体間で最も高くなっています。
- 平成27年度から28年度にかけて約8千円上昇していますが、これまで扶助費（補助）と区分していた事業の一部を総務省の通知に沿って、扶助費（単独）に移行した計数整理によるものです。なお、本市以外の団体については、この影響はあまり見られません。

2 投資的経費と債務

- 本市の投資的経費は、類似団体に比べると総額では多くなっていますが、市民一人当たりで見ると、平成の中頃以降は類似団体間で大きな差異はみられません。なお、経費の内訳で見ると、本市は新規整備に充てる事業費が多い傾向にあります。
- 投資的経費の財源である地方債の市民一人当たりの発行額や残高は、横浜方式のプライマリーバランスに基づく上限設定などの計画的な発行に努めてきたことで、類似団体に比べると、低い水準となっています。

(1) 投資的経費推移



※大阪市の平成10年度は、J R阪和線の高架化工事（用地取得含む）等による。

※神戸市の平成7～9年度は、阪神・淡路大震災の災害復旧工事等による。ここに計上されている以外にも災害復旧事業費として、7年度：2,446億円、8年度：2,095億円、9年度：207億円の支出がある。

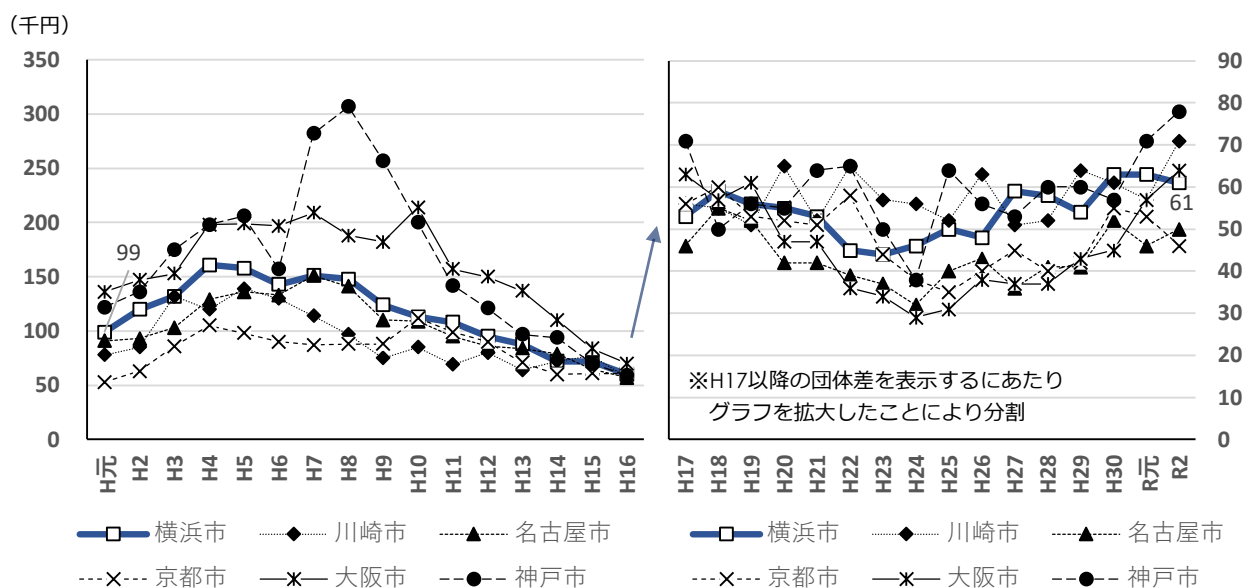
| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 3,162 | 3,873 | 4,293 | 5,271 | 5,203 | 4,734 | 4,982 | 4,924 | 4,125 | 3,817 | 3,656 | 3,252 | 3,055 | 2,517 | 2,535 | 2,117 |
| 川崎市 | 903 | 992 | 1,568 | 1,439 | 1,663 | 1,565 | 1,377 | 1,173 | 907 | 1,048 | 852 | 994 | 813 | 922 | 992 | 746 |
| 名古屋市 | 1,955 | 1,995 | 2,222 | 2,797 | 2,927 | 2,863 | 3,240 | 3,029 | 2,380 | 2,350 | 2,069 | 1,876 | 1,823 | 1,722 | 1,423 | 1,255 |
| 京都市 | 782 | 918 | 1,259 | 1,532 | 1,433 | 1,315 | 1,275 | 1,288 | 1,285 | 1,643 | 1,448 | 1,322 | 1,047 | 882 | 887 | 900 |
| 大阪市 | 3,575 | 3,853 | 3,986 | 5,159 | 5,172 | 5,109 | 5,433 | 4,901 | 4,731 | 5,556 | 4,078 | 3,902 | 3,573 | 2,879 | 2,197 | 1,850 |
| 神戸市 | 1,785 | 2,010 | 2,601 | 2,965 | 3,108 | 2,387 | 4,019 | 4,409 | 3,740 | 2,945 | 2,114 | 1,805 | 1,460 | 1,414 | 1,060 | 900 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,888 | 2,109 | 2,043 | 2,002 | 1,943 | 1,643 | 1,639 | 1,713 | 1,849 | 1,770 | 2,181 | 2,173 | 2,025 | 2,352 | 2,352 | 2,290 |
| 739 | 744 | 693 | 904 | 737 | 920 | 818 | 803 | 747 | 921 | 755 | 771 | 967 | 925 | 877 | 1,092 |
| 1,015 | 1,222 | 1,167 | 953 | 944 | 884 | 841 | 719 | 906 | 988 | 829 | 936 | 950 | 1,200 | 1,062 | 1,170 |
| 832 | 887 | 778 | 769 | 750 | 859 | 644 | 560 | 509 | 592 | 662 | 595 | 614 | 813 | 777 | 679 |
| 1,668 | 1,505 | 1,621 | 1,242 | 1,258 | 954 | 901 | 767 | 837 | 1,019 | 1,009 | 1,001 | 1,158 | 1,215 | 1,563 | 1,775 |
| 1,079 | 772 | 855 | 849 | 982 | 1,003 | 778 | 594 | 985 | 861 | 807 | 914 | 922 | 872 | 1,082 | 1,197 |

※当該年度中最も金額の多い数値を網掛け

- 京都市と川崎市の投資的経費は、この30年の間、大きく変動することなく推移していると言えます。
- それ以外の団体では、平成元年度から10年度(大阪市は14年度頃まで)までは投資的経費を一定額確保してきたものの、その後減少に転じ、平成中頃から横ばい傾向にあります。
- 本市は平成15年度以降、類似団体中で投資的経費が最も高くなっています。

(2) 市民一人当たり投資的経費推移



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 横浜市 | 99 | 120 | 132 | 161 | 158 | 143 | 151 | 148 | 124 | 113 | 108 | 95 | 88 | 72 | 72 | 60 |
| 川崎市 | 78 | 85 | 132 | 120 | 139 | 130 | 114 | 97 | 75 | 85 | 69 | 80 | 64 | 72 | 77 | 57 |
| 名古屋市 | 91 | 93 | 103 | 129 | 136 | 133 | 151 | 141 | 110 | 109 | 95 | 86 | 84 | 79 | 65 | 57 |
| 京都市 | 53 | 63 | 86 | 105 | 98 | 90 | 87 | 88 | 88 | 112 | 99 | 90 | 71 | 60 | 61 | 61 |
| 大阪市 | 136 | 147 | 153 | 198 | 199 | 197 | 209 | 188 | 182 | 214 | 157 | 150 | 137 | 110 | 84 | 70 |
| 神戸市 | 122 | 136 | 175 | 198 | 206 | 157 | 282 | 307 | 257 | 200 | 142 | 121 | 97 | 94 | 70 | 59 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 53 | 59 | 56 | 55 | 53 | 45 | 44 | 46 | 50 | 48 | 59 | 58 | 54 | 63 | 63 | 61 |
| 56 | 55 | 51 | 65 | 52 | 65 | 57 | 56 | 52 | 63 | 51 | 52 | 64 | 61 | 57 | 71 |
| 46 | 55 | 52 | 42 | 42 | 39 | 37 | 32 | 40 | 43 | 36 | 41 | 41 | 52 | 46 | 50 |
| 56 | 60 | 53 | 52 | 51 | 58 | 44 | 38 | 35 | 40 | 45 | 40 | 42 | 55 | 53 | 46 |
| 63 | 57 | 61 | 47 | 47 | 36 | 34 | 29 | 31 | 38 | 37 | 37 | 43 | 45 | 57 | 64 |
| 71 | 50 | 56 | 55 | 64 | 65 | 50 | 38 | 64 | 56 | 53 | 60 | 60 | 57 | 71 | 78 |

※当該年度中最も金額が多い数値を網掛け

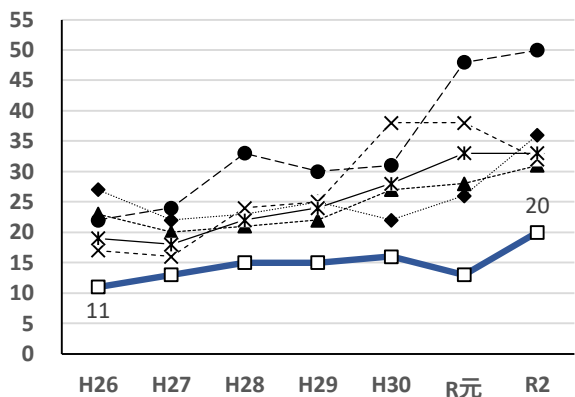
- 平成前半は5～20万円台と団体間で差が見られましたが、平成後半は、いずれの団体もおおむね4～6万円台の水準となっています。

(3) 市民一人当たり投資的経費推移(更新・新規)

※投資的経費の内訳区分は平成26年度に設定

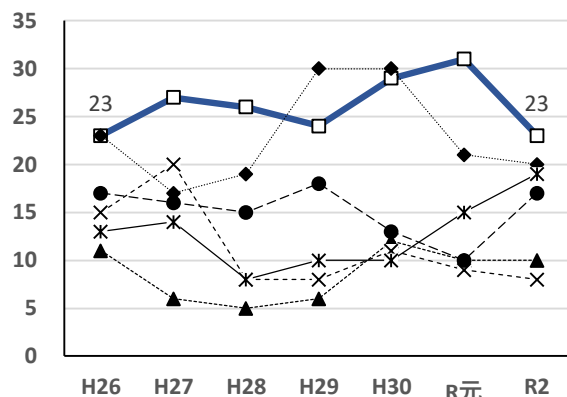
(千円)

更新整備



(千円)

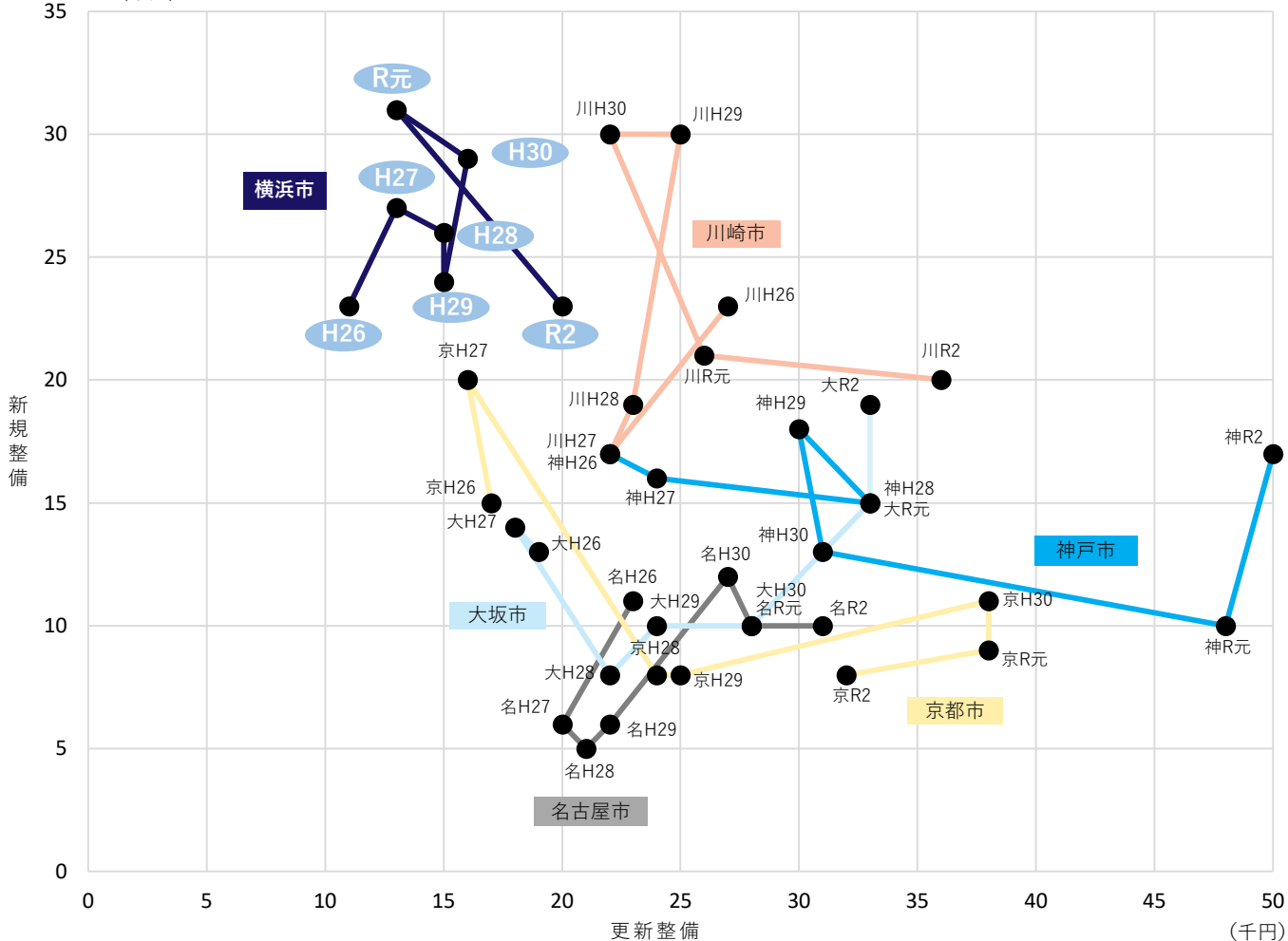
新規整備



■ 横浜市 ◆ 川崎市 ▲ 名古屋市
x 京都市 x 大阪市 ● 神戸市

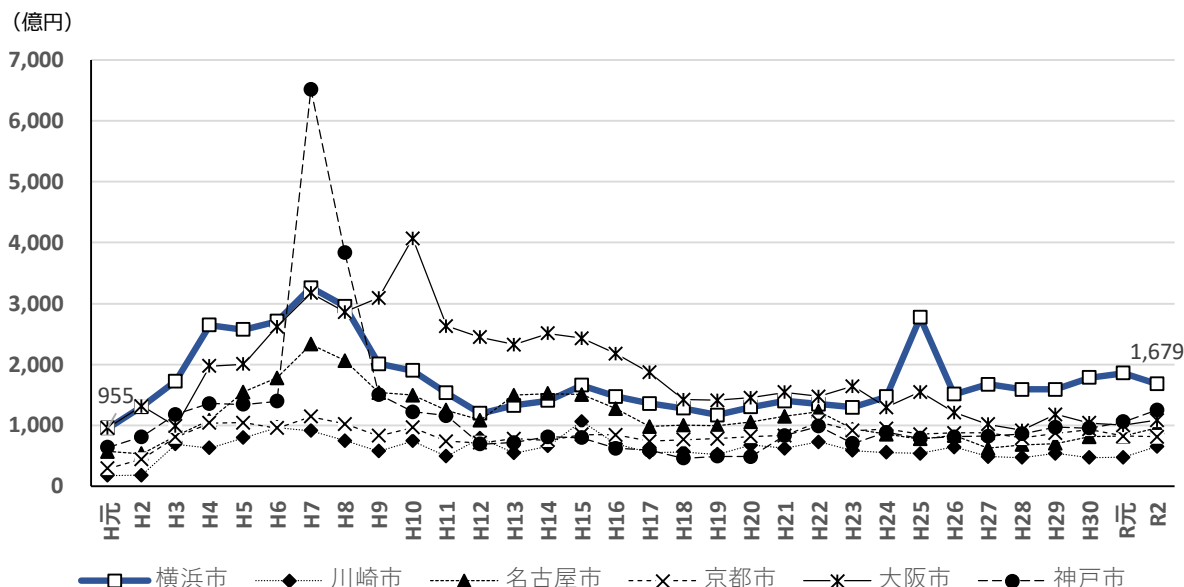
■ 横浜市 ◆ 川崎市 ▲ 名古屋市
x 京都市 x 大阪市 ● 神戸市

(千円)



●本市の市民一人当たり投資的経費の内訳を類似団体間で比較してみると、令和2年度は更新整備の額が最も少なく2万円、一方、新規整備等は2万3千円で最も高い水準となっています。

(4) 地方債発行額推移 ※臨時財政対策債含む



※大阪市の平成10年度はJ R阪和線の高架化工事（用地取得含む）等に伴う用地先行取得債による。
 ※神戸市の平成7～9年度は阪神・淡路大震災の災害復旧工事等による。ここに計上されている以外にも災害復旧事業債（7年度:1,640億円、8年度:829億円、9年度:44億円）を発行している。
 ※横浜市の平成25年度は横浜市土地開発公社解散に伴う第三セクター等改革推進債による（発行額1,372億円）。

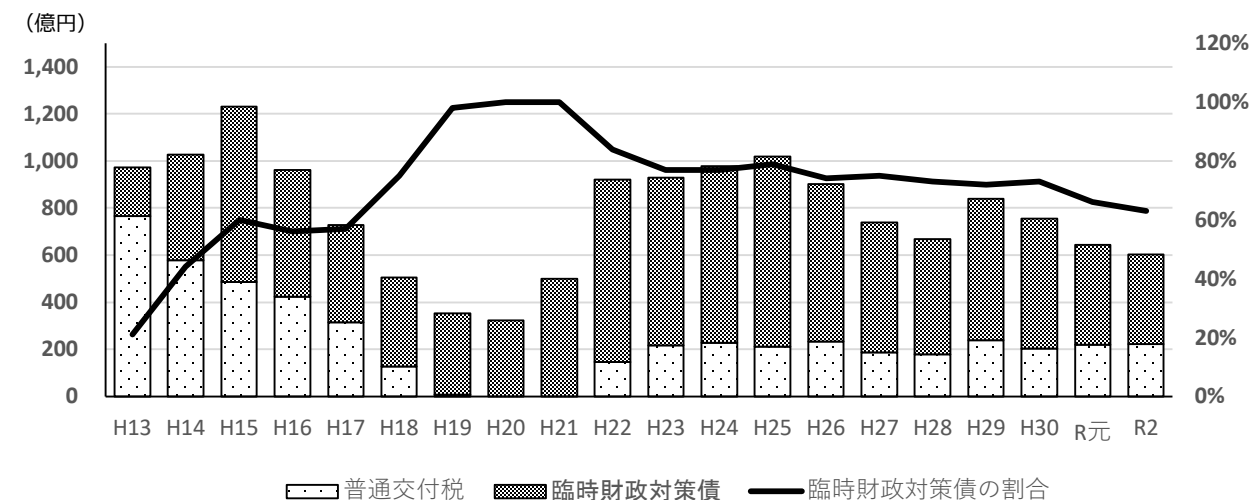
| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 955 | 1,306 | 1,727 | 2,644 | 2,575 | 2,709 | 3,261 | 2,956 | 2,009 | 1,901 | 1,533 | 1,196 | 1,327 | 1,408 | 1,660 | 1,472 |
| 川崎市 | 177 | 183 | 691 | 625 | 797 | 966 | 912 | 750 | 573 | 741 | 491 | 788 | 545 | 658 | 1,064 | 696 |
| 名古屋市 | 572 | 534 | 826 | 1,084 | 1,545 | 1,777 | 2,332 | 2,064 | 1,535 | 1,496 | 1,246 | 1,087 | 1,497 | 1,521 | 1,503 | 1,276 |
| 京都市 | 290 | 443 | 806 | 1,038 | 1,042 | 953 | 1,141 | 1,024 | 827 | 965 | 740 | 709 | 778 | 754 | 848 | 841 |
| 大阪市 | 958 | 1,314 | 985 | 1,971 | 2,004 | 2,619 | 3,170 | 2,859 | 3,091 | 4,073 | 2,628 | 2,446 | 2,325 | 2,511 | 2,429 | 2,177 |
| 神戸市 | 639 | 811 | 1,180 | 1,356 | 1,340 | 1,394 | 6,518 | 3,835 | 1,507 | 1,220 | 1,159 | 688 | 718 | 811 | 797 | 621 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,359 | 1,277 | 1,169 | 1,299 | 1,398 | 1,345 | 1,294 | 1,471 | 2,771 | 1,509 | 1,675 | 1,588 | 1,592 | 1,782 | 1,858 | 1,679 |
| 553 | 565 | 524 | 677 | 624 | 727 | 585 | 552 | 536 | 642 | 488 | 470 | 538 | 469 | 475 | 653 |
| 977 | 1,000 | 988 | 1,053 | 1,147 | 1,226 | 940 | 855 | 773 | 831 | 622 | 679 | 703 | 809 | 823 | 963 |
| 736 | 766 | 778 | 816 | 834 | 1,061 | 909 | 945 | 855 | 873 | 876 | 790 | 870 | 934 | 821 | 813 |
| 1,870 | 1,422 | 1,410 | 1,451 | 1,543 | 1,474 | 1,641 | 1,296 | 1,548 | 1,211 | 1,019 | 914 | 1,180 | 1,036 | 1,003 | 1,086 |
| 593 | 460 | 493 | 483 | 831 | 987 | 701 | 886 | 787 | 814 | 821 | 859 | 971 | 952 | 1,056 | 1,254 |

※当該年度中最も金額の小さい数値を網掛け

- いずれの団体も投資的経費が多かった平成元年度から10年度にかけて、地方債発行額も増える傾向にありました。
- 平成24年度以降、本市の地方債発行額は類似団体中で最も多くなっています。

《参考》 本市における広義の地方交付税（普通交付税、臨時財政対策債）の推移

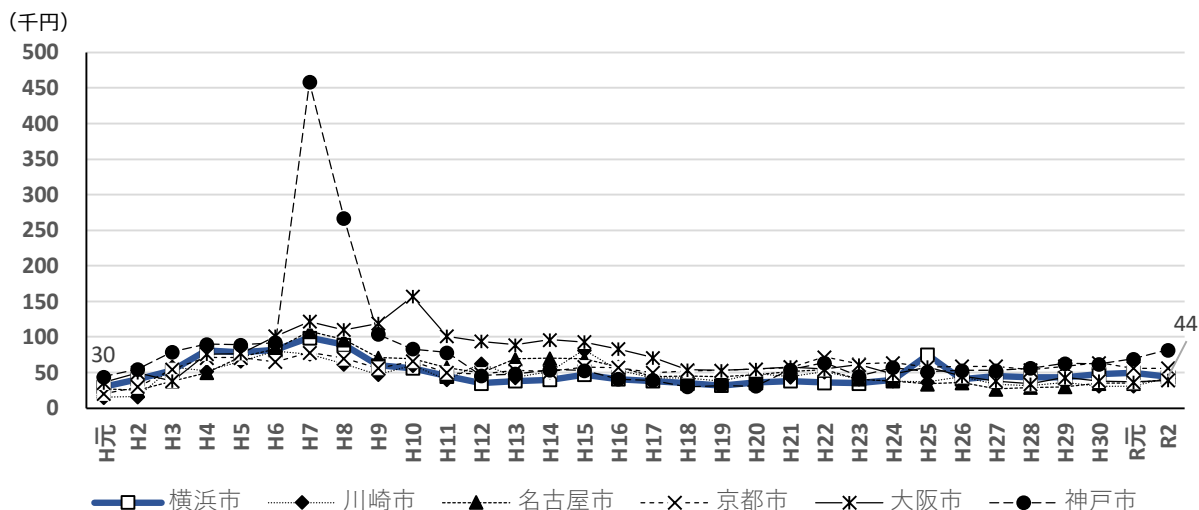


| | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 臨時財政対策債 | 205 | 448 | 745 | 538 | 413 | 379 | 344 | 322 | 500 | 774 |
| 普通交付税 | 767 | 578 | 487 | 423 | 314 | 126 | 8 | 0 | 0 | 146 |
| 合計 | 972 | 1,026 | 1,232 | 962 | 727 | 505 | 352 | 322 | 500 | 920 |
| 臨時財政対策債の割合 | 21% | 44% | 60% | 56% | 57% | 75% | 98% | 100% | 100% | 84% |

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 臨時財政対策債 | 713 | 749 | 810 | 670 | 553 | 490 | 601 | 552 | 425 | 381 |
| 普通交付税 | 216 | 228 | 210 | 233 | 186 | 179 | 239 | 203 | 218 | 221 |
| 合計 | 928 | 977 | 1,020 | 903 | 739 | 669 | 840 | 756 | 643 | 602 |
| 臨時財政対策債の割合 | 77% | 77% | 79% | 74% | 75% | 73% | 72% | 73% | 66% | 63% |

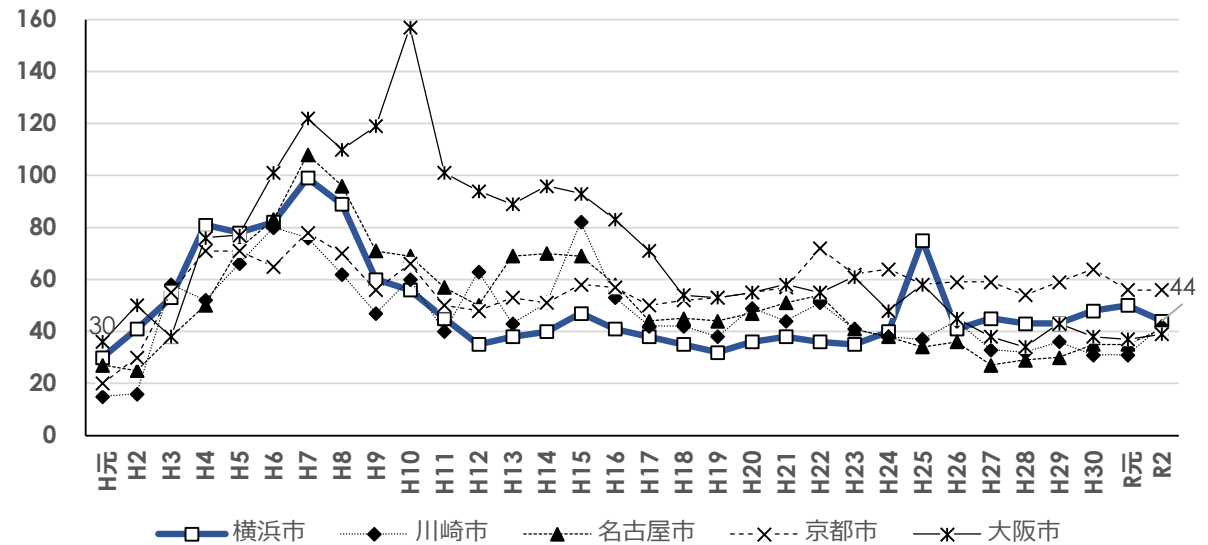
● 広義の地方交付税は平成22年度以降、600～1,000億円台の交付額となっています。このうち普通交付税は100～200億円台、臨時財政対策債は300～800億円台であり、臨時財政対策債が占める割合は7割前後で推移しています。

(5) 市民一人当たり地方債発行額推移 ※臨時財政対策債含む



《参考》 神戸市を除いた5団体の市民一人当たり地方債発行額推移

(千円) 団体間をわかりやすく比較するため神戸市を除いて比較



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 横浜市 | 30 | 41 | 53 | 81 | 78 | 82 | 99 | 89 | 60 | 56 | 45 | 35 | 38 | 40 | 47 | 41 |
| 川崎市 | 15 | 16 | 58 | 52 | 66 | 80 | 76 | 62 | 47 | 60 | 40 | 63 | 43 | 51 | 82 | 53 |
| 名古屋市 | 27 | 25 | 38 | 50 | 72 | 83 | 108 | 96 | 71 | 69 | 57 | 50 | 69 | 70 | 69 | 58 |
| 京都市 | 20 | 30 | 55 | 71 | 71 | 65 | 78 | 70 | 56 | 66 | 50 | 48 | 53 | 51 | 58 | 57 |
| 大阪市 | 36 | 50 | 38 | 76 | 77 | 101 | 122 | 110 | 119 | 157 | 101 | 94 | 89 | 96 | 93 | 83 |
| 神戸市 | 44 | 55 | 79 | 90 | 89 | 92 | 458 | 267 | 104 | 83 | 78 | 46 | 48 | 54 | 53 | 41 |

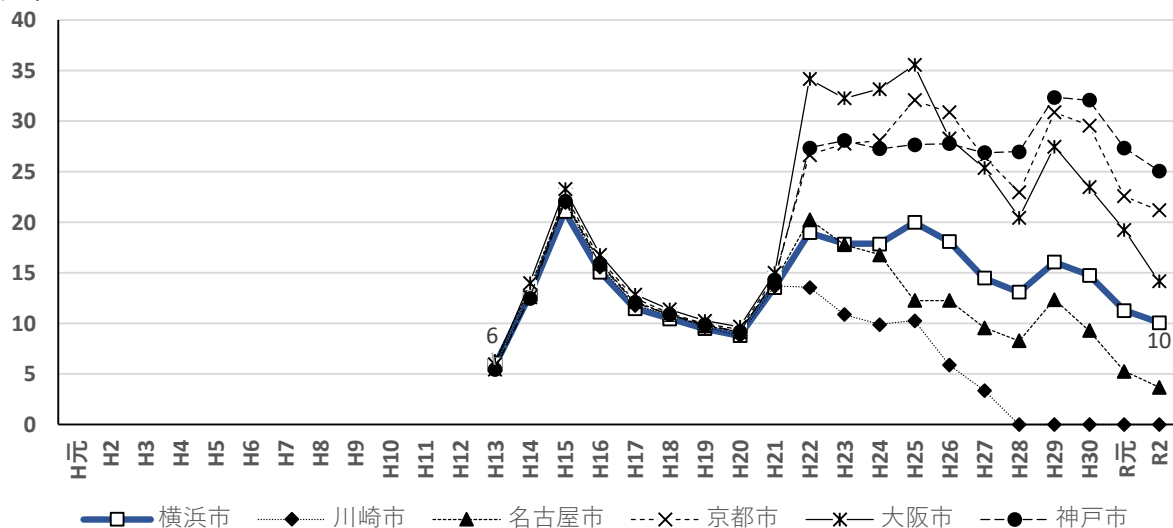
| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 38 | 35 | 32 | 36 | 38 | 36 | 35 | 40 | 75 | 41 | 45 | 43 | 43 | 48 | 50 | 44 |
| 42 | 42 | 38 | 49 | 44 | 51 | 41 | 38 | 37 | 44 | 33 | 32 | 36 | 31 | 31 | 42 |
| 44 | 45 | 44 | 47 | 51 | 54 | 41 | 38 | 34 | 36 | 27 | 29 | 30 | 35 | 35 | 41 |
| 50 | 52 | 53 | 55 | 57 | 72 | 62 | 64 | 58 | 59 | 59 | 54 | 59 | 64 | 56 | 56 |
| 71 | 54 | 53 | 55 | 58 | 55 | 61 | 48 | 58 | 45 | 38 | 34 | 43 | 38 | 37 | 39 |
| 39 | 30 | 32 | 31 | 54 | 64 | 45 | 57 | 51 | 53 | 53 | 56 | 63 | 62 | 69 | 82 |

※当該年度中最も金額の少ない数値を網掛け

- いずれの団体も2-（1）投資的経費推移と連動するような動きで地方債発行していると言えます。
- 本市の市民一人当たり市債発行額は平成7年の9万円をピークに、直近の令和2年度は4万4千円となり、半減しています。

(6) 市民一人当たり臨時財政対策債発行額推移

(千円)



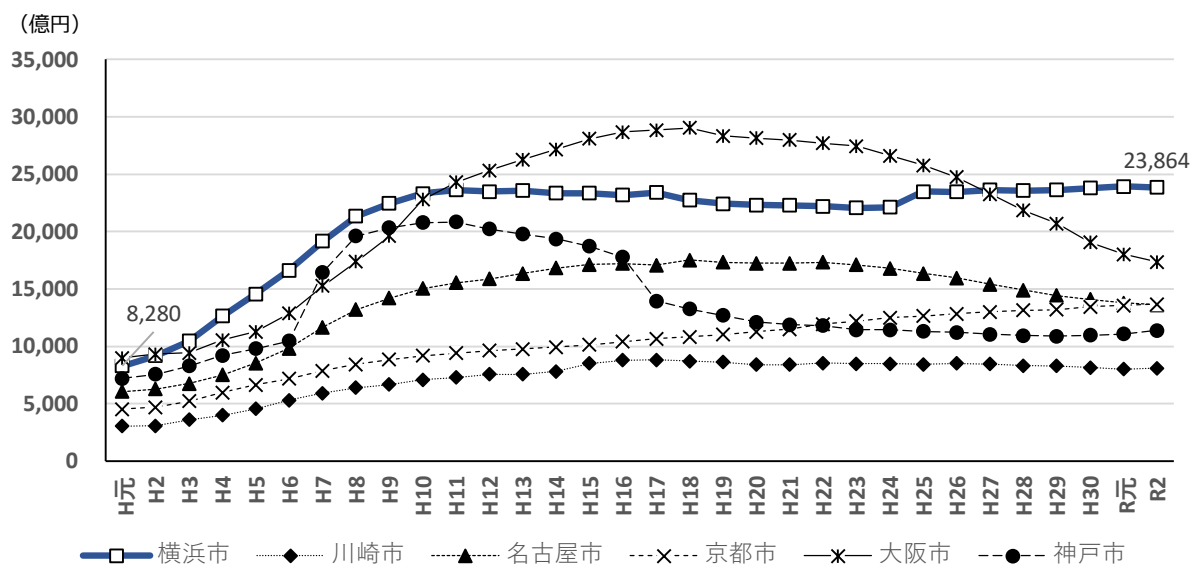
| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 横浜市 | | | | | | | | | | | | | 5.9 | 12.8 | 21.1 | 15.1 |
| 川崎市 | | | | | | | | | | | | | 5.9 | 13.0 | 22.0 | 15.6 |
| 名古屋市 | | | | | | | | | | | | | 6.3 | 13.5 | 22.3 | 16.0 |
| 京都市 | | | | | | | | | | | | | 5.5 | 12.6 | 22.8 | 16.3 |
| 大阪市 | | | | | | | | | | | | | 6.0 | 14.0 | 23.3 | 16.8 |
| 神戸市 | | | | | | | | | | | | | 5.5 | 12.5 | 22.1 | 15.9 |

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 横浜市 | 11.5 | 10.5 | 9.5 | 8.8 | 13.6 | 19.0 | 17.9 | 17.9 | 20.0 | 18.1 | 14.5 | 13.1 | 16.1 | 14.8 | 11.3 | 10.1 |
| 川崎市 | 11.8 | 10.9 | 9.7 | 8.8 | 13.7 | 13.6 | 10.9 | 9.9 | 10.3 | 5.9 | 3.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 名古屋市 | 12.2 | 10.9 | 9.8 | 9.2 | 14.2 | 20.3 | 17.8 | 16.8 | 12.3 | 12.3 | 9.6 | 8.3 | 12.4 | 9.3 | 5.3 | 3.7 |
| 京都市 | 12.5 | 11.0 | 10.0 | 9.4 | 14.6 | 26.7 | 27.8 | 28.1 | 32.1 | 30.9 | 26.5 | 23.0 | 30.9 | 29.6 | 22.6 | 21.2 |
| 大阪市 | 12.9 | 11.4 | 10.3 | 9.7 | 15.0 | 34.2 | 32.3 | 33.2 | 35.6 | 28.3 | 25.4 | 20.5 | 27.5 | 23.5 | 19.3 | 14.2 |
| 神戸市 | 12.1 | 10.9 | 9.9 | 9.2 | 14.3 | 27.4 | 28.1 | 27.3 | 27.7 | 27.8 | 26.9 | 27.0 | 32.4 | 32.1 | 27.4 | 25.1 |

※当該年度中最も金額の少ない数値を網掛け

- 平成13年度創設の臨時財政対策債は、当初は人口基礎方式（すべての地方公共団体に対して人口を基礎として算定する方式）が採用されて、すべての地方公共団体に発行可能額が割り当てられていたことから、類似団体間でほぼ同様の一人あたり発行額で推移してきました。平成23年度からは、財源不足額基礎方式（各地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮して算定する方式）に段階的移行（平成25年度に完全切替）がはじまったことで、地方公共団体間の割当額に差異がみられるようになりました。
- 本市の一人あたり発行額は令和元年度で1万円であり、類似団体間では中ほどの水準となっています。

(7) 地方債残高推移 ※臨時財政対策債含む



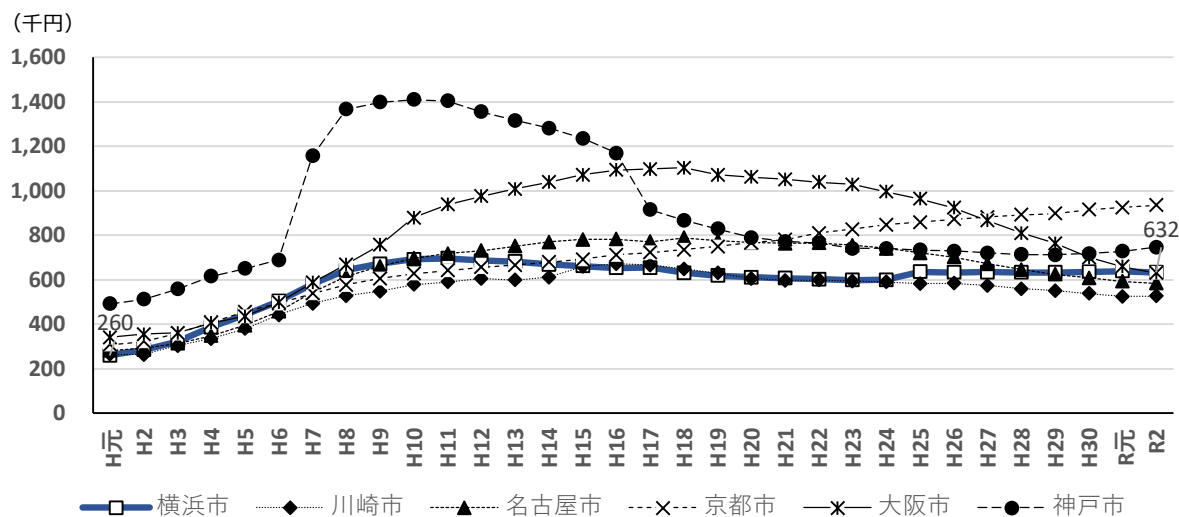
| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 横浜市 | 8,280 | 9,183 | 10,456 | 12,647 | 14,566 | 16,618 | 19,161 | 21,347 | 22,451 | 23,314 | 23,622 | 23,491 | 23,571 | 23,345 | 23,342 | 23,172 |
| 川崎市 | 3,059 | 3,084 | 3,599 | 3,996 | 4,549 | 5,298 | 5,933 | 6,390 | 6,673 | 7,107 | 7,301 | 7,562 | 7,578 | 7,828 | 8,520 | 8,781 |
| 名古屋市 | 6,072 | 6,282 | 6,764 | 7,502 | 8,535 | 9,833 | 11,655 | 13,214 | 14,215 | 15,053 | 15,555 | 15,881 | 16,357 | 16,821 | 17,126 | 17,218 |
| 京都市 | 4,523 | 4,696 | 5,232 | 5,969 | 6,656 | 7,190 | 7,871 | 8,441 | 8,862 | 9,196 | 9,401 | 9,627 | 9,780 | 9,948 | 10,127 | 10,411 |
| 大阪市 | 9,000 | 9,324 | 9,425 | 10,542 | 11,280 | 12,866 | 15,262 | 17,383 | 19,623 | 22,797 | 24,313 | 25,329 | 26,289 | 27,162 | 28,098 | 28,688 |
| 神戸市 | 7,195 | 7,570 | 8,301 | 9,220 | 9,806 | 10,468 | 16,455 | 19,610 | 20,333 | 20,789 | 20,831 | 20,233 | 19,780 | 19,358 | 18,730 | 17,787 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 23,418 | 22,747 | 22,423 | 22,309 | 22,281 | 22,211 | 22,080 | 22,137 | 23,503 | 23,464 | 23,625 | 23,584 | 23,641 | 23,790 | 23,926 | 23,864 |
| 8,820 | 8,698 | 8,633 | 8,416 | 8,395 | 8,530 | 8,482 | 8,479 | 8,429 | 8,521 | 8,447 | 8,327 | 8,280 | 8,147 | 8,022 | 8,084 |
| 17,081 | 17,511 | 17,324 | 17,249 | 17,241 | 17,326 | 17,107 | 16,800 | 16,348 | 15,967 | 15,400 | 14,899 | 14,441 | 14,104 | 13,781 | 13,606 |
| 10,653 | 10,841 | 11,038 | 11,288 | 11,488 | 11,934 | 12,201 | 12,498 | 12,648 | 12,838 | 13,010 | 13,134 | 13,212 | 13,447 | 13,550 | 13,679 |
| 28,843 | 29,052 | 28,334 | 28,145 | 27,970 | 27,705 | 27,450 | 26,602 | 25,786 | 24,733 | 23,272 | 21,859 | 20,698 | 19,063 | 18,029 | 17,346 |
| 13,947 | 13,263 | 12,687 | 12,126 | 11,900 | 11,820 | 11,450 | 11,437 | 11,302 | 11,223 | 11,062 | 10,943 | 10,893 | 10,957 | 11,091 | 11,377 |

※当該年度中最も金額の少ない数値を網掛け

- 大阪市は平成の中頃まで、神戸市は阪神・淡路大震災直後から平成の中頃まで地方債残高は増加傾向にありましたが、以後、減少に転じています。名古屋市や川崎市も平成20年代に入り減少傾向です。
- 一方、京都市は残高の増加が継続しています。横浜市では、平成11年度までは増加傾向にありましたが、それ以降24年度まで残高は横ばいの状況が続いたものの、25年度に第三セクター等改革推進債の発行により増加し、それ以後、残高は横ばいとなっています。類似団体の中では最も多い残高となっています。

(8) 市民一人当たり地方債残高推移 ※臨時財政対策債含む



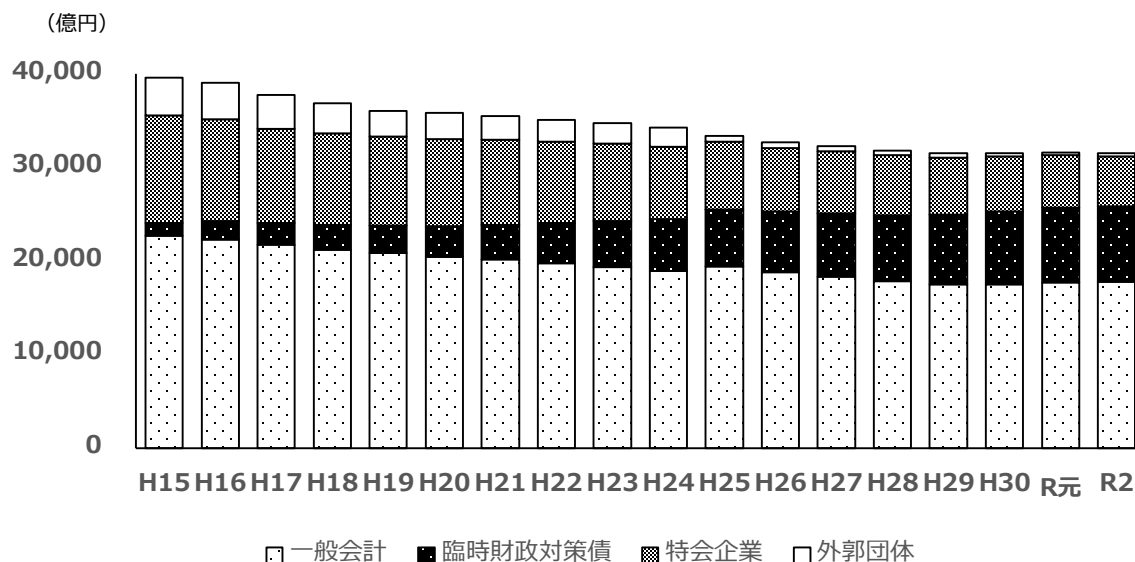
| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 260 | 285 | 322 | 387 | 443 | 503 | 579 | 643 | 672 | 692 | 696 | 686 | 681 | 668 | 662 | 652 |
| 川崎市 | 264 | 263 | 303 | 334 | 379 | 441 | 493 | 528 | 548 | 578 | 589 | 605 | 598 | 611 | 659 | 672 |
| 名古屋市 | 282 | 292 | 313 | 347 | 395 | 457 | 542 | 614 | 660 | 696 | 718 | 731 | 751 | 769 | 781 | 782 |
| 京都市 | 308 | 321 | 358 | 408 | 456 | 493 | 538 | 576 | 605 | 627 | 641 | 656 | 666 | 678 | 691 | 711 |
| 大阪市 | 341 | 355 | 361 | 405 | 435 | 497 | 586 | 669 | 756 | 878 | 937 | 975 | 1,008 | 1,039 | 1,072 | 1,093 |
| 神戸市 | 491 | 512 | 558 | 615 | 650 | 689 | 1,156 | 1,367 | 1,398 | 1,409 | 1,404 | 1,355 | 1,316 | 1,282 | 1,236 | 1,170 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 654 | 631 | 618 | 611 | 607 | 602 | 598 | 599 | 635 | 632 | 634 | 632 | 633 | 636 | 638 | 632 |
| 665 | 648 | 630 | 605 | 596 | 598 | 593 | 589 | 582 | 583 | 573 | 559 | 551 | 537 | 524 | 526 |
| 771 | 788 | 775 | 767 | 764 | 765 | 755 | 741 | 720 | 701 | 671 | 646 | 624 | 608 | 592 | 583 |
| 722 | 735 | 749 | 766 | 779 | 810 | 827 | 847 | 858 | 871 | 882 | 891 | 898 | 915 | 924 | 935 |
| 1,097 | 1,103 | 1,072 | 1,062 | 1,052 | 1,039 | 1,028 | 995 | 963 | 923 | 865 | 809 | 763 | 700 | 658 | 630 |
| 914 | 867 | 828 | 789 | 772 | 765 | 741 | 741 | 733 | 729 | 720 | 713 | 711 | 717 | 728 | 746 |

※当該年度中最も金額の少ない数値を網掛け

- 神戸市は阪神・淡路大震災直後に一人当たり残高が増加し10年程度大きく減少しない期間が続きましたが、その後減少傾向に転じています。大阪市は平成18年度をピークに減少に転じました。一方、京都市は一貫して増加傾向にあります。
- 横浜市では平成11年度までは増加傾向にありましたが、それ以降24年度までは残高が横ばいの状況が続きました。25年度の第三セクター等改革推進債の発行により一旦増加したものの、それ以後、大きな変動は見られず、残高水準が維持されている状態です。

《参考》本市の一般会計が対応する借入金残高推移



| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 39,617 | 39,053 | 37,786 | 36,855 | 36,049 | 35,842 | 35,540 | 35,122 | 34,753 |
| 外郭団体 | 4,023 | 3,846 | 3,607 | 3,176 | 2,735 | 2,764 | 2,547 | 2,346 | 2,206 |
| 特会企業 | 11,494 | 10,933 | 10,076 | 9,761 | 9,490 | 9,340 | 9,134 | 8,669 | 8,235 |
| 臨時財政対策債 | 1,398 | 1,936 | 2,326 | 2,670 | 2,966 | 3,239 | 3,689 | 4,339 | 4,947 |
| 一般会計 | 22,702 | 22,337 | 21,778 | 21,248 | 20,859 | 20,499 | 20,170 | 19,768 | 19,365 |

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 34,303 | 33,382 | 32,725 | 32,313 | 31,830 | 31,549 | 31,570 | 31,648 | 31,543 |
| 外郭団体 | 2,066 | 617 | 617 | 560 | 502 | 445 | 389 | 336 | 301 |
| 特会企業 | 7,753 | 7,253 | 6,809 | 6,653 | 6,416 | 6,094 | 5,823 | 5,576 | 5,373 |
| 臨時財政対策債 | 5,548 | 6,047 | 6,471 | 6,760 | 7,022 | 7,453 | 7,815 | 8,012 | 8,079 |
| 一般会計 | 18,935 | 19,465 | 18,828 | 18,339 | 17,889 | 17,557 | 17,542 | 17,724 | 17,790 |

- 特別会計・企業会計、外郭団体の債務のうち一般会計が対応する借入金残高は縮減しています。
- 臨時財政対策債を除く一般会計残高は減少傾向にありますが、臨時財政対策債の残高が増加していることから、結果として、全体として直近5年程度は3兆2,000億円前後の残高水準で推移しています。

《参考》 横浜市土地開発公社から引き継いだ土地と第三セクター等改革推進債の状況

① 横浜市土地開発公社から引き継いだ土地の状況

(令和4年3月時点)

| 区分 | 街区 | 面積 (ha) | 公社(清算時) | | 売却価格または売却見 込価格(億円) | 備考 | |
|---------------|----------|------------|---------|--------|-----------------------|---|---|
| | | | 簿価(億円) | 時価(億円) | | | |
| 道路 事業用地 | 狩場町(4)土地 | 0.1 | 3.7 | 1.6 | | | |
| | 磯子一丁目1土地 | 0.4 | 14.2 | 3.0 | | | |
| | しらとり台土地 | 0.1 | 4.6 | 0.6 | | | |
| 公園・緑地 事業用地 | 馬場七丁目土地 | 0.7 | 20.0 | 6.3 | | | |
| | 山手町土地 | 0.1 | 14.7 | 3.4 | | | |
| | 寺山町長坂谷土地 | 0.3 | 10.3 | 1.7 | 1 | R3年度売却(0.2ha) 公園用地として利用(0.1ha) | |
| | 野七里二丁目土地 | 0.8 | 6.2 | 1.4 | | | |
| 福祉施設 事業用地 | 舞岡町(2)土地 | 8.7 | 89.6 | 10.7 | | | |
| 都市計画 事業用地 | 佐江戸町杉崎土地 | 0.1 | 5.4 | 2.3 | | | |
| 区庁舎等 施設用地 | 戸塚町(2)土地 | 0.3 | 43.8 | 21.8 | | | |
| | 浦舟町3丁目土地 | 0.1 | 12.7 | 3.5 | | | |
| 事業用地計(A) | | 11.7 | 225 | 56 | 1 | | |
| 売却予定地 | 52 | 0.6 | 85 | 43 | 283 | R4年度売却予定(DKみなとみらい52街区特定目的会社、株式会社光優) | |
| | 53 | 0.9 | 124 | 91 | 90 | R元年度売却(株式会社大林組、ヤマハ株式会社、京浜急行電鉄株式会社、日鉄興和不動産株式会社、みなとみらい53EAST合同会社) | |
| | 54 | 1.3 | 175 | 125 | 108 | H28年度売却(清水建設株式会社) | |
| | 55-1 | 0.4 | 30 | 73 | 47 | H29年度売却(LG Holdings Japan株式会社) | |
| | 55-2 | 0.4 | 27 | | 32 | H26年度売却(学校法人鶴見園科学園) | |
| | 56-1 | 0.4 | 35 | 87 | 31 | H28年度売却(京浜急行電鉄株式会社) | |
| | 56-2 | 0.7 | 55 | | 68 | H27年度売却(株式会社資生堂) | |
| | 57 | 1.4 | 128 | 124 | ※1 | 124 | (10年暫定利用)みなとみらい本町小学校(1.0ha) |
| | 58 | 0.9 | 104 | 85 | | 87 | H30年度売却(鹿島建設株式会社、住友生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社) |
| | 60・61 | 0.6 | 68 | 36 | ※2 | 32 | H29年度定期借地契約(32年間) (日本テレビ音楽株式会社) |
| | | | | | ※3 貸付料 | 19 | |
| | | 1.3 | 155 | 82 | | 72 | H30年度売却(株式会社ケン・コーポレーション) |
| | 1.4 | 166 | 88 | ※2 | 78 | 公募売却予定 | |
| みなとみらい土地計 | | 10.1 | 1,151 | 833 | | 1,070 | |
| | 洋光台五丁目土地 | 0.4 | 39 | 5.7 | 4 | H29年度売却(0.3ha)(大和ハウス工業株式会社) こども科学館の駐車場として利用(0.1ha) | |
| | 笠間町扇子田土地 | 0.6 | 36 | 9 | 12 | 公募売却予定 | |
| 売却予定土地 計(B) | | 11.1 | 1,226 | 848 | | 1,086 | |
| 引継土地合計(A+B) | | 22.8 | 1,451 | 904 | | 1,087 | |
| | | | | | 17 | 一時貸付収入等 | |

※1 公社解散時の時価額

※2 H30年度に売却した同一街区の売却単価で試算

※3 事業用定借契約期間中貸付料の総額見込額

- 横浜市土地開発公社解散に伴い、本市は22.8ha、1,451億円(清算時簿価)の公社保有土地を引き継ぎました。このうち11.7haを事業用地として活用し、残り11.1haを売却予定地としました。
- 売却予定地11.1haのうち令和3年度末までに6.6haが売却済、0.6haを貸付け、0.6haが令和4年度に売却予定です。

② 第三セクター等改革推債残高推移

(単位：億円)

| | 当初発行額 | H26 決算 | H27 決算 | H28 決算 | H29 決算 | H30 決算 | R元 決算 | R 2 決算 | R 3 見込 | R4 予算 |
|--------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 元金償還額 | | 38 | 38 | 110 | 38 | 260 | 73 | 73 | 73 | 73 |
| 年度末現在高 | 1,372 | 1,334 | 1,295 | 1,185 | 1,147 | 887 | 814 | 741 | 667 | 594 |

③ 第三セクター等改革推進債償還額及び償還財源

(単位：億円)

| 区分 | H26 決算 | H27 決算 | H28 決算 | H29 決算 | H30 決算 | R元 決算 | R 2 決算 | R3 見込 | R4 予算 | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|----------|----|
| 元金 | 38 | 38 | 110 | 38 | 260 | 73 | 73 | 73 | 73 | |
| 利子等 | 5 | 5 | 4 | 4 | 6 | 3 | 3 | 3 | 2 | |
| 償還額合計 | 43 | 43 | 115 | 42 | 266 | 76 | 76 | 76 | 75 | |
| 償還財源 | 土地売払収入 | 5 | 39 | 114 | 26 | 265 | 74 | 16 | 1 | 74 |
| | 土地貸付収入等 | 6 | 4 | 1 | 7 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | 一般財源 | 32 | - | - | 9 | - | - | 58 | 74 | - |

【参考】第三セクター等改革推進債償還額及び償還財源の状況

(単位：億円)

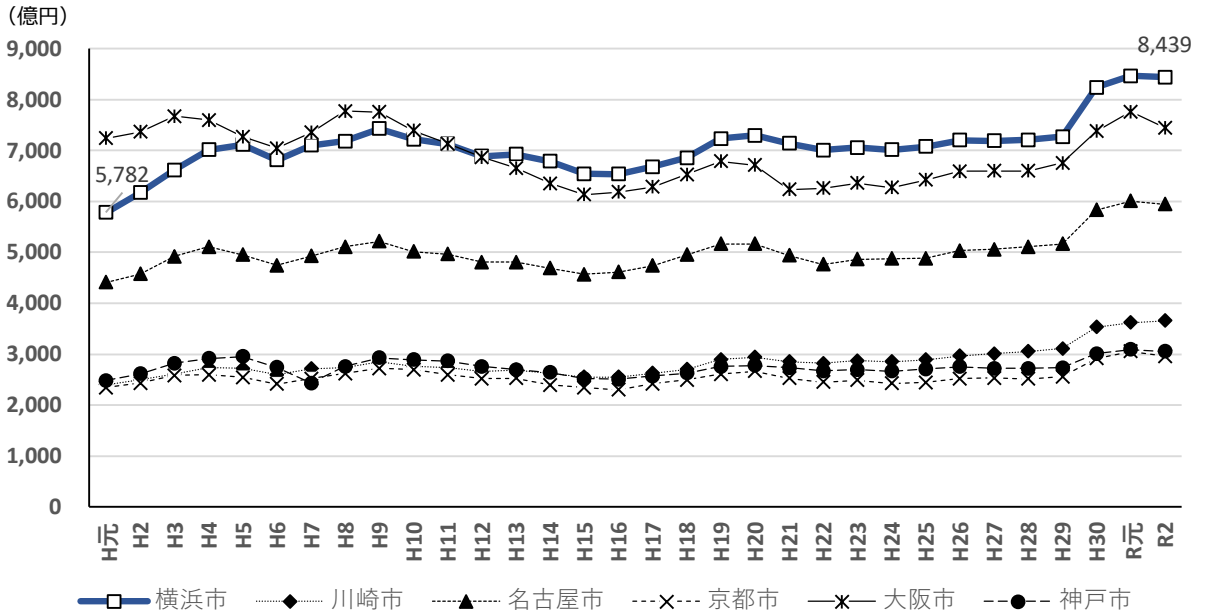
| 区分 | 償還額と 償還財源累計 (公社解散時) | 償還額と 償還財源累計 (R4当初予算時見込) |
|----------|---------------------------|-------------------------------|
| 元金 | 1,372 | 1,372 |
| 利子等見込額 | 74 | 44 |
| 元金・利子等 計 | 1,446 | 1,416 |
| 財源 | 土地売払収入等 | 848 |
| | 一般財源 | 598 |

- 土地開発公社の保有土地を本市が引き継ぐにあたり、平成25年度に第三セクター等改革推進債1,372億円を発行しました。20年間での償還を予定しており、令和4年度末の残高見込みは594億円となっています。
- 償還財源として、土地売却収入や貸付収入を活用するほか、今後は売却の進展により、売却予定地が減少していくことから、一般財源も充当していきます。

3 市税

- 市税収入は、景気や税制改正の影響を受けて増減するものの、各都市において概ね安定的に推移してきました。
平成30年度以降は各都市で税収が大きく増加していますが、その主な要因は、道府県から指定都市への県費負担教職員の移管に伴う税源移譲によるものです。

(1) 市税収入推移



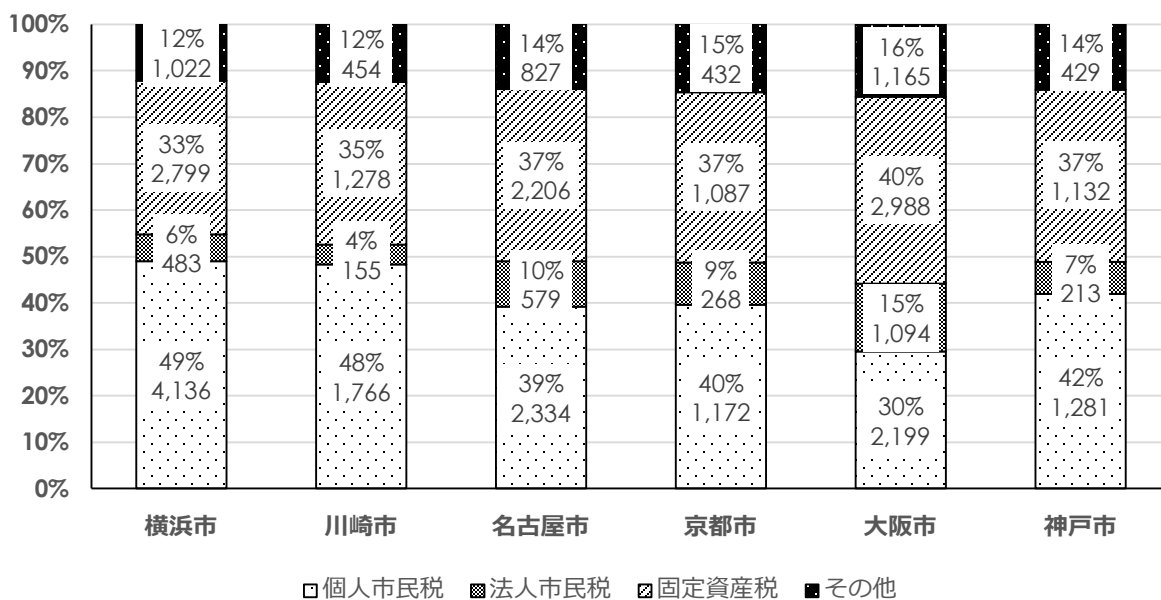
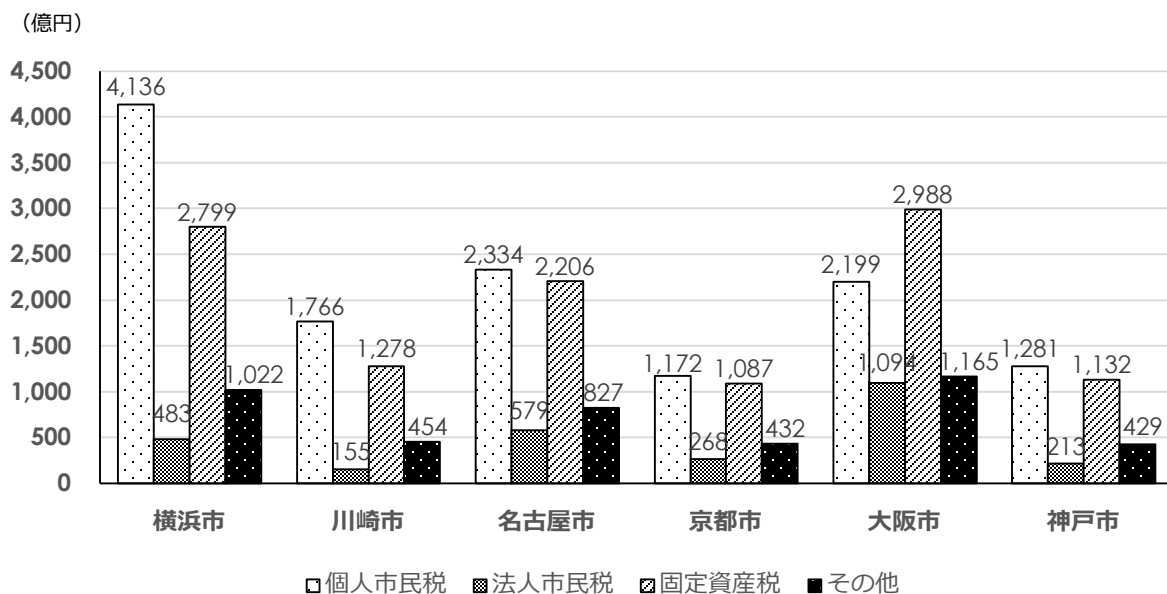
| | H1 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 5,782 | 6,173 | 6,615 | 7,013 | 7,113 | 6,813 | 7,103 | 7,180 | 7,427 | 7,219 | 7,126 | 6,888 | 6,925 | 6,784 | 6,544 | 6,532 |
| 川崎市 | 2,399 | 2,495 | 2,609 | 2,732 | 2,718 | 2,595 | 2,714 | 2,737 | 2,853 | 2,756 | 2,731 | 2,657 | 2,687 | 2,627 | 2,551 | 2,548 |
| 名古屋市 | 4,412 | 4,572 | 4,920 | 5,106 | 4,952 | 4,747 | 4,926 | 5,107 | 5,218 | 5,014 | 4,966 | 4,805 | 4,806 | 4,689 | 4,568 | 4,611 |
| 京都市 | 2,344 | 2,433 | 2,583 | 2,592 | 2,542 | 2,410 | 2,521 | 2,623 | 2,719 | 2,696 | 2,596 | 2,517 | 2,526 | 2,391 | 2,342 | 2,298 |
| 大阪市 | 7,242 | 7,363 | 7,675 | 7,597 | 7,271 | 7,041 | 7,353 | 7,776 | 7,752 | 7,387 | 7,130 | 6,865 | 6,655 | 6,350 | 6,130 | 6,185 |
| 神戸市 | 2,482 | 2,615 | 2,821 | 2,915 | 2,951 | 2,741 | 2,433 | 2,761 | 2,929 | 2,891 | 2,863 | 2,756 | 2,697 | 2,642 | 2,517 | 2,506 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 6,677 | 6,855 | 7,235 | 7,295 | 7,140 | 7,007 | 7,055 | 7,012 | 7,074 | 7,200 | 7,190 | 7,208 | 7,271 | 8,237 | 8,465 | 8,439 |
| 2,628 | 2,703 | 2,897 | 2,938 | 2,852 | 2,820 | 2,871 | 2,853 | 2,890 | 2,966 | 3,007 | 3,054 | 3,112 | 3,531 | 3,619 | 3,654 |
| 4,735 | 4,952 | 5,165 | 5,163 | 4,938 | 4,762 | 4,861 | 4,873 | 4,882 | 5,035 | 5,056 | 5,107 | 5,163 | 5,833 | 6,009 | 5,946 |
| 2,421 | 2,497 | 2,609 | 2,664 | 2,525 | 2,452 | 2,486 | 2,427 | 2,444 | 2,521 | 2,530 | 2,516 | 2,557 | 2,917 | 3,055 | 2,959 |
| 6,286 | 6,526 | 6,785 | 6,708 | 6,236 | 6,260 | 6,361 | 6,270 | 6,419 | 6,593 | 6,601 | 6,595 | 6,754 | 7,374 | 7,761 | 7,447 |
| 2,568 | 2,626 | 2,759 | 2,779 | 2,731 | 2,671 | 2,698 | 2,665 | 2,706 | 2,750 | 2,719 | 2,723 | 2,735 | 3,009 | 3,093 | 3,055 |

※当該年度中最も多い金額を網掛け

- 本市の税収規模は、人口規模が大きく、人口増が続いてきたことを反映し、平成12年度以降政令市中最大となっています（平成11年度までは大阪市が第1位）。
- 本市税収の約半分は個人市民税によるものです。個人市民税収は人口の増減に大きく影響を受けるため、今後の人口減少により減収が見込まれます。

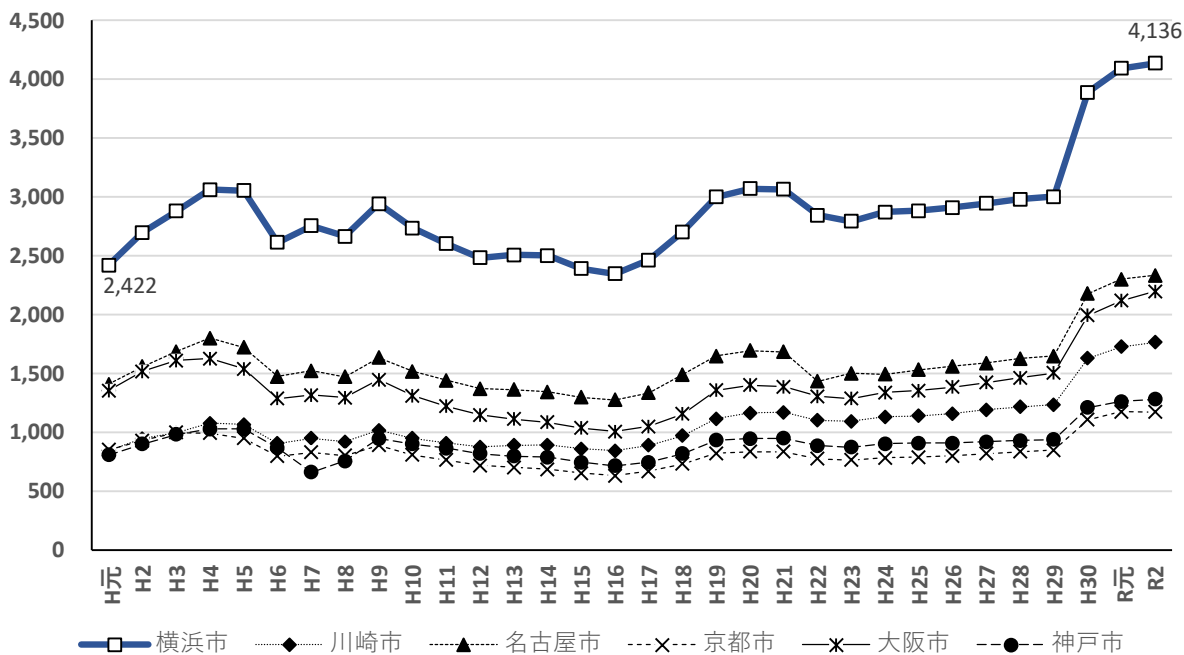
(2) 税目別税収額及び構成割合（令和2年度）



- 各都市の人口規模、産業集積、立地などの特性が税収構造にも反映しています。
- 本市と川崎市は税収構造が類似しており、個人市民税中心の税収となっています。一方で大阪市や名古屋市と比べると法人市民税の割合は小さくなっています。
- 大阪市は固定資産税の割合が最も高い一方で、本市を含む5市は個人市民税の割合が高くなっています。

(3) 個人市民税推移

(億円)



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 2,422 | 2,699 | 2,881 | 3,062 | 3,055 | 2,614 | 2,756 | 2,666 | 2,942 | 2,737 | 2,603 | 2,483 | 2,509 | 2,503 | 2,391 | 2,347 |
| 川崎市 | 847 | 947 | 995 | 1,077 | 1,067 | 906 | 949 | 921 | 1,019 | 951 | 908 | 877 | 890 | 892 | 860 | 843 |
| 名古屋市 | 1,410 | 1,560 | 1,686 | 1,800 | 1,723 | 1,474 | 1,524 | 1,473 | 1,634 | 1,517 | 1,442 | 1,372 | 1,364 | 1,345 | 1,298 | 1,275 |
| 京都市 | 852 | 932 | 1,000 | 994 | 950 | 799 | 831 | 802 | 889 | 808 | 764 | 720 | 704 | 687 | 653 | 633 |
| 大阪市 | 1,356 | 1,519 | 1,611 | 1,628 | 1,540 | 1,286 | 1,316 | 1,294 | 1,447 | 1,313 | 1,223 | 1,148 | 1,113 | 1,087 | 1,038 | 1,006 |
| 神戸市 | 810 | 901 | 984 | 1,029 | 1,029 | 869 | 661 | 758 | 947 | 901 | 867 | 820 | 799 | 789 | 747 | 716 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2,464 | 2,702 | 3,000 | 3,070 | 3,065 | 2,845 | 2,793 | 2,872 | 2,882 | 2,911 | 2,945 | 2,980 | 3,002 | 3,888 | 4,093 | 4,136 |
| 890 | 972 | 1,116 | 1,165 | 1,171 | 1,103 | 1,094 | 1,131 | 1,140 | 1,160 | 1,192 | 1,217 | 1,236 | 1,631 | 1,728 | 1,766 |
| 1,337 | 1,491 | 1,650 | 1,696 | 1,684 | 1,435 | 1,502 | 1,495 | 1,533 | 1,562 | 1,588 | 1,627 | 1,650 | 2,180 | 2,301 | 2,334 |
| 669 | 734 | 823 | 836 | 835 | 777 | 764 | 784 | 789 | 800 | 820 | 835 | 849 | 1,107 | 1,175 | 1,172 |
| 1,051 | 1,156 | 1,357 | 1,400 | 1,389 | 1,307 | 1,287 | 1,339 | 1,355 | 1,384 | 1,422 | 1,465 | 1,505 | 1,993 | 2,120 | 2,199 |
| 747 | 821 | 934 | 948 | 949 | 887 | 874 | 905 | 908 | 909 | 920 | 931 | 940 | 1,211 | 1,264 | 1,281 |

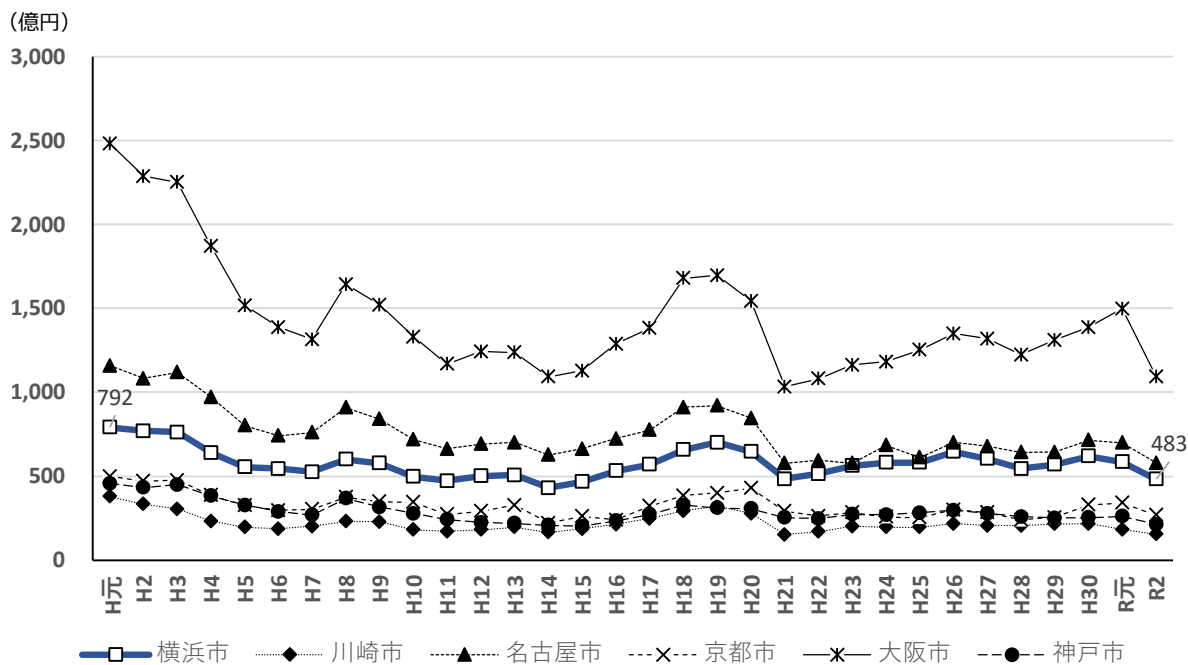
※当該年度中最も多い金額を網掛け

【参考】 横浜市のふるさと納税税収影響額（決算） (億円)

| H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3見込 |
|-----|-----|-----|------|------|------|
| ▲28 | ▲53 | ▲97 | ▲131 | ▲143 | ▲171 |

- 本市は人口規模が指定都市で最大であることから、個人市民税収も指定都市最大となっています。
- 近年ではふるさと納税によって、都市部における税収減が非常に大きくなっており、財政への影響が懸念されています。
- 平成30年度、令和元年度の主な増収要因は道府県から指定都市への県費負担教職員の移管に伴う税源移譲によるものです。

(4) 法人市民税推移



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 792 | 771 | 763 | 641 | 555 | 546 | 527 | 600 | 577 | 498 | 472 | 501 | 508 | 430 | 467 | 531 |
| 川崎市 | 380 | 333 | 305 | 233 | 197 | 187 | 203 | 231 | 229 | 181 | 172 | 181 | 197 | 165 | 187 | 213 |
| 名古屋市 | 1,159 | 1,082 | 1,119 | 973 | 802 | 742 | 760 | 909 | 840 | 719 | 663 | 692 | 701 | 628 | 663 | 724 |
| 京都市 | 500 | 471 | 476 | 387 | 326 | 298 | 303 | 376 | 349 | 346 | 272 | 291 | 327 | 221 | 261 | 241 |
| 大阪市 | 2,482 | 2,287 | 2,252 | 1,872 | 1,518 | 1,388 | 1,315 | 1,643 | 1,522 | 1,330 | 1,168 | 1,242 | 1,238 | 1,093 | 1,128 | 1,289 |
| 神戸市 | 457 | 432 | 450 | 384 | 328 | 289 | 269 | 368 | 317 | 278 | 242 | 225 | 220 | 207 | 202 | 234 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 570 | 658 | 701 | 647 | 485 | 515 | 562 | 582 | 582 | 646 | 605 | 546 | 570 | 620 | 586 | 483 |
| 247 | 294 | 321 | 279 | 153 | 170 | 202 | 196 | 197 | 217 | 206 | 205 | 215 | 218 | 184 | 155 |
| 776 | 911 | 920 | 846 | 577 | 594 | 578 | 684 | 612 | 702 | 679 | 643 | 644 | 715 | 699 | 579 |
| 322 | 386 | 401 | 429 | 292 | 264 | 285 | 257 | 254 | 301 | 285 | 240 | 255 | 329 | 342 | 268 |
| 1,382 | 1,680 | 1,697 | 1,544 | 1,034 | 1,081 | 1,162 | 1,182 | 1,252 | 1,350 | 1,319 | 1,224 | 1,311 | 1,388 | 1,499 | 1,094 |
| 273 | 327 | 311 | 307 | 253 | 248 | 272 | 271 | 283 | 297 | 279 | 259 | 251 | 254 | 262 | 213 |

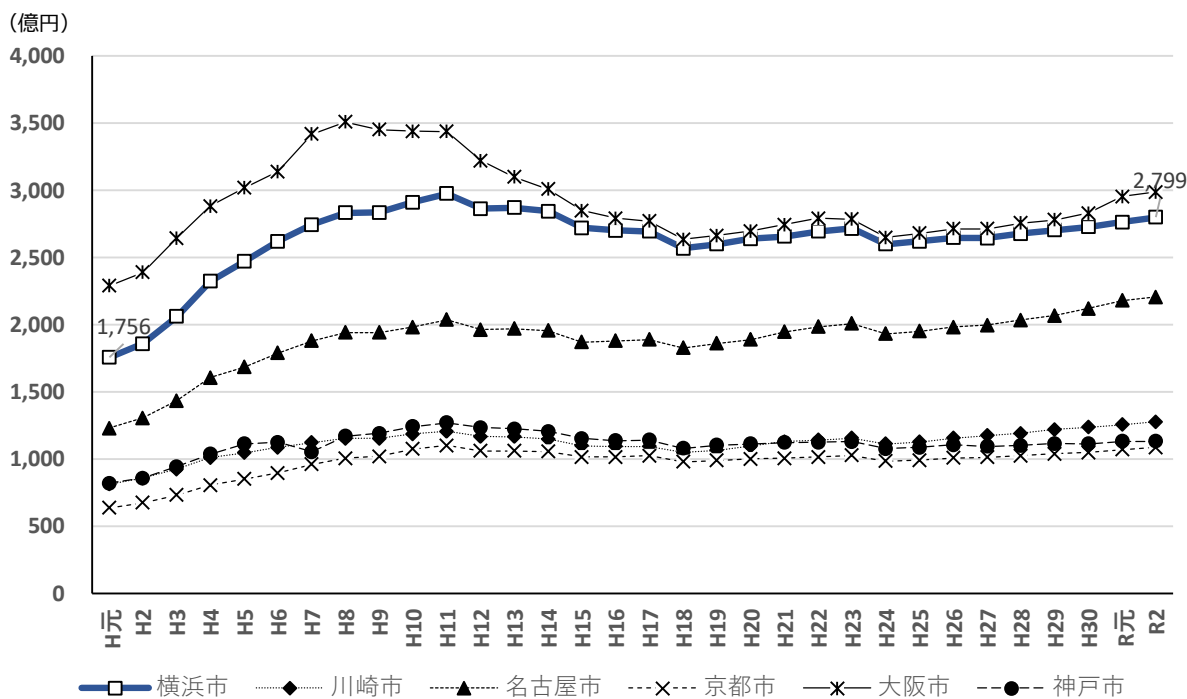
※当該年度中最も多い金額を網掛け

【参考】本市の法人市民税法人税割の一部国税化の影響

- ①H26年度改正分：▲102億円（H27年度～）
- ②H28年度改正分：▲150億円（R2年度～（見込））

- 本市の法人市民税収は大阪市や名古屋市に比べると事業所数が少ないことなどから、2市に比べ小さくなっています。
- 法人市民税は、バブル（S61.12～H3.2）崩壊、リーマン・ショック（H21）などの景気変動の影響を受けて大きく増減しています。また、平成27年度以降は、法人市民税法人税割の一部国税化といった税制改正の影響により縮減しており、企業収益の増が税収に反映されにくくなっています。

(5) 固定資産税推移



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 1,756 | 1,860 | 2,061 | 2,323 | 2,470 | 2,621 | 2,745 | 2,834 | 2,836 | 2,911 | 2,975 | 2,864 | 2,871 | 2,846 | 2,721 | 2,703 |
| 川崎市 | 813 | 860 | 926 | 1,012 | 1,047 | 1,088 | 1,124 | 1,155 | 1,155 | 1,187 | 1,207 | 1,169 | 1,167 | 1,150 | 1,100 | 1,096 |
| 名古屋市 | 1,231 | 1,306 | 1,436 | 1,607 | 1,685 | 1,790 | 1,880 | 1,943 | 1,942 | 1,983 | 2,038 | 1,964 | 1,971 | 1,957 | 1,872 | 1,880 |
| 京都市 | 639 | 675 | 732 | 808 | 851 | 898 | 961 | 1,008 | 1,021 | 1,076 | 1,102 | 1,061 | 1,062 | 1,058 | 1,017 | 1,016 |
| 大阪市 | 2,289 | 2,391 | 2,646 | 2,883 | 3,018 | 3,141 | 3,418 | 3,508 | 3,452 | 3,440 | 3,437 | 3,222 | 3,099 | 3,010 | 2,849 | 2,792 |
| 神戸市 | 820 | 859 | 944 | 1,037 | 1,115 | 1,127 | 1,055 | 1,171 | 1,192 | 1,242 | 1,272 | 1,235 | 1,227 | 1,207 | 1,155 | 1,139 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2,694 | 2,568 | 2,599 | 2,640 | 2,656 | 2,695 | 2,717 | 2,600 | 2,620 | 2,648 | 2,645 | 2,678 | 2,705 | 2,728 | 2,763 | 2,799 |
| 1,096 | 1,049 | 1,067 | 1,097 | 1,130 | 1,143 | 1,156 | 1,114 | 1,129 | 1,158 | 1,175 | 1,192 | 1,222 | 1,238 | 1,257 | 1,278 |
| 1,891 | 1,828 | 1,862 | 1,891 | 1,947 | 1,986 | 2,009 | 1,932 | 1,953 | 1,983 | 1,997 | 2,036 | 2,069 | 2,122 | 2,180 | 2,206 |
| 1,025 | 981 | 990 | 1,003 | 1,007 | 1,016 | 1,028 | 985 | 992 | 1,009 | 1,014 | 1,027 | 1,040 | 1,049 | 1,072 | 1,087 |
| 2,771 | 2,635 | 2,665 | 2,697 | 2,745 | 2,792 | 2,785 | 2,650 | 2,680 | 2,715 | 2,715 | 2,757 | 2,780 | 2,831 | 2,954 | 2,988 |
| 1,143 | 1,080 | 1,104 | 1,115 | 1,124 | 1,126 | 1,131 | 1,078 | 1,089 | 1,106 | 1,095 | 1,103 | 1,116 | 1,115 | 1,133 | 1,132 |

※当該年度中最も多い金額を網掛け

- 本市の固定資産税収は、大阪市に次いで2番目です。
- 固定資産税は、地価の変動や建物の新增築の影響により変動しますが、安定的に確保できる税収と言えます。

4 基金

(1) 財政調整基金

- 財政調整基金は、景気の変動などで財源が著しく不足した場合にそれを補てんするための財源や災害によって発生した経費又は災害により生じた減収を補てんするための財源等に充てることを目的に設置しているものです。
- 本市の財政調整基金残高（令和2年度末）は60億円（財源の年度間調整分除く）でした。ここ数年は臨時財源として予算編成で活用するために取り崩してきたことで、過去最低に近い残高水準となっています。
（H6年度：58億円に次ぐ残高）
- 類似団体においても、直近の残高は少ない状況となっています。
※都市整備事業基金及び公債償還基金から積み替えた大阪市除く

① 財政調整基金残高推移

| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 横浜市 | 223 | 243 | 205 | 171 | 132 | 58 | 148 | 124 | 144 | 66 | 148 | 153 | 158 | 164 | 168 | 188 |
| 川崎市 | 264 | 304 | 311 | 301 | 251 | 261 | 235 | 229 | 175 | 96 | 96 | 83 | 42 | 4 | 7 | 13 |
| 名古屋市 | 84 | 96 | 109 | 116 | 74 | 49 | 15 | 9 | 12 | 15 | 7 | 0 | 0 | 9 | 7 | 7 |
| 京都市 | 119 | 145 | 163 | 108 | 69 | 72 | 76 | 57 | 27 | 5 | 3 | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 大阪市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 神戸市 | 96 | 79 | 30 | 36 | 18 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 8 | 8 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 210 | 235 | 250 | 183 | 149 | 108 | 108 | 127 | 103 | 141 | 119 | 120 | 102 | 127 | 75 | 60 |
| 18 | 19 | 17 | 22 | 31 | 42 | 47 | 37 | 25 | 29 | 50 | 54 | 57 | 61 | 64 | 65 |
| 16 | 21 | 32 | 42 | 88 | 75 | 138 | 146 | 136 | 145 | 109 | 141 | 157 | 167 | 125 | 143 |
| 4 | 6 | 10 | 12 | 0 | 0 | 4 | 11 | 21 | 5 | 14 | 0 | 13 | 36 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 1,191 | 1,581 | 1,618 | 1,679 | 1,666 | 1,630 | 1,604 | 1,616 | 1,664 |
| 7 | 8 | 7 | 8 | 12 | 3 | 4 | 33 | 84 | 110 | 129 | 129 | 129 | 129 | 115 | 83 |

※大阪市の財政調整基金は、都市整備事業基金（1,219億円）及び公債償還基金（3億円）の積み替えにより、平成24年度（3月補正予算）に設置

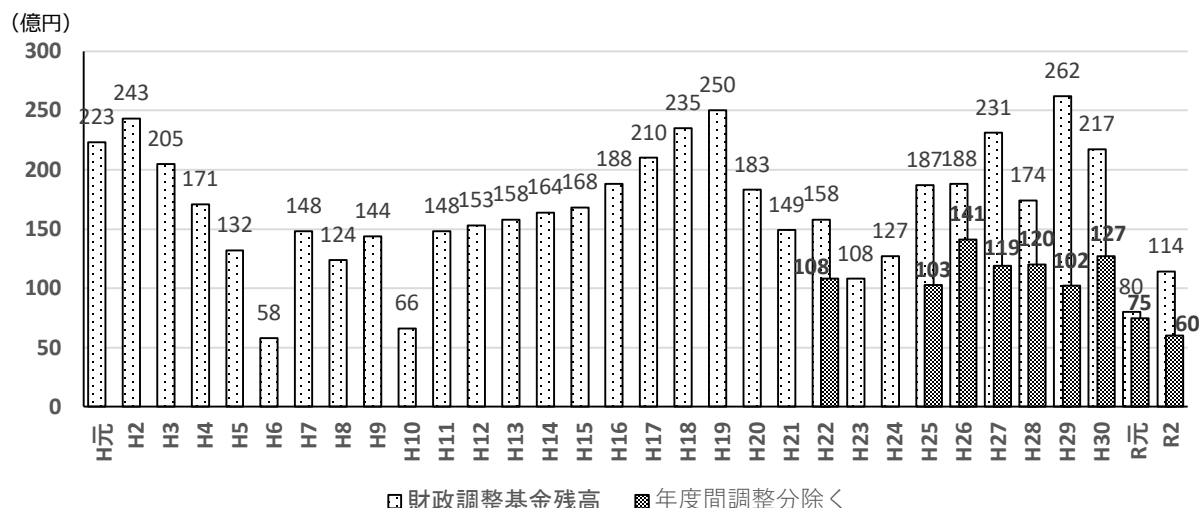
※本市は年度間調整分除く残高

年度間調整：前年度補正予算で徹底した歳出の減額補正等により財源を捻出し翌年度の財源として活用すること

※当該年度中最も多い残高を網掛け

- 都市整備事業基金等から積み替えた大阪市を除き、いずれの団体も令和2年度の残高は少ない状況となっています。（令和2年度末残高（指定都市平均）：206億円）

《参考》本市の財政調整基金残高推移



積立額と取崩額の推移 (億円) ※財源対策等による年度間調整分積立・取崩除く

| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 積立額 | 17 | 20 | 32 | 16 | 11 | 6 | 90 | 6 | 40 | 4 | 82 | 6 | 5 | 5 | 4 | 20 |
| 取崩 | 40 | 0 | 70 | 50 | 50 | 80 | 0 | 30 | 20 | 83 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差引 | ▲23 | 20 | ▲38 | ▲34 | ▲39 | ▲74 | 90 | ▲24 | 20 | ▲78 | 82 | 6 | 5 | 5 | 4 | 20 |

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 積立額 | 23 | 25 | 33 | 6 | 29 | 6 | 24 | 29 | 6 | 38 | 15 | 30 | 13 | 36 | 10 | 21 |
| 取崩 | 0 | 0 | 19 | 73 | 63 | 47 | 23 | 10 | 30 | 0 | 37 | 30 | 30 | 12 | 62 | 46 |
| 差引 | 23 | 25 | 14 | ▲67 | ▲34 | ▲41 | 1 | 19 | ▲24 | 38 | ▲22 | 0 | ▲17 | 24 | ▲52 | ▲25 |

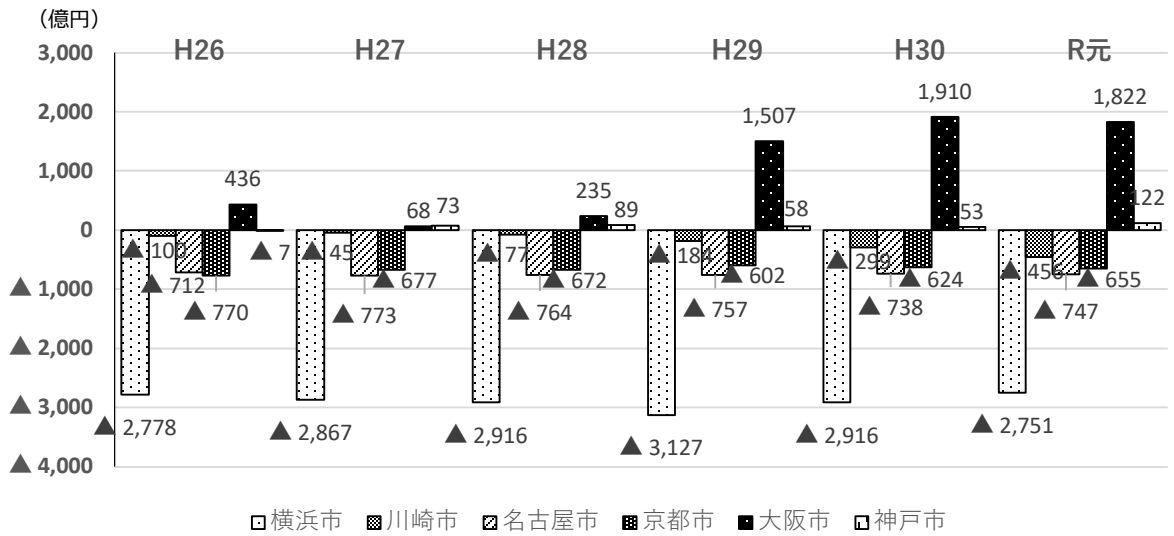
近年の主な取崩理由及び取崩額 (億円)

- ※1 H20年度 リーマンショック後の景気後退に伴う取崩し (27億円)
Y150開催に伴う取崩し (46億円)
- ※2 H21年度 Y150開催に伴う取崩し (41億円)
- ※3 H22年度 当初予算活用に伴う取崩し (27億円)、震災対応に伴う取崩し (7億円)
- ※4 R元年度 当初予算活用に伴う取崩し (30億円)、災害救助基金への積み替え (26億円)

(2) 減債基金

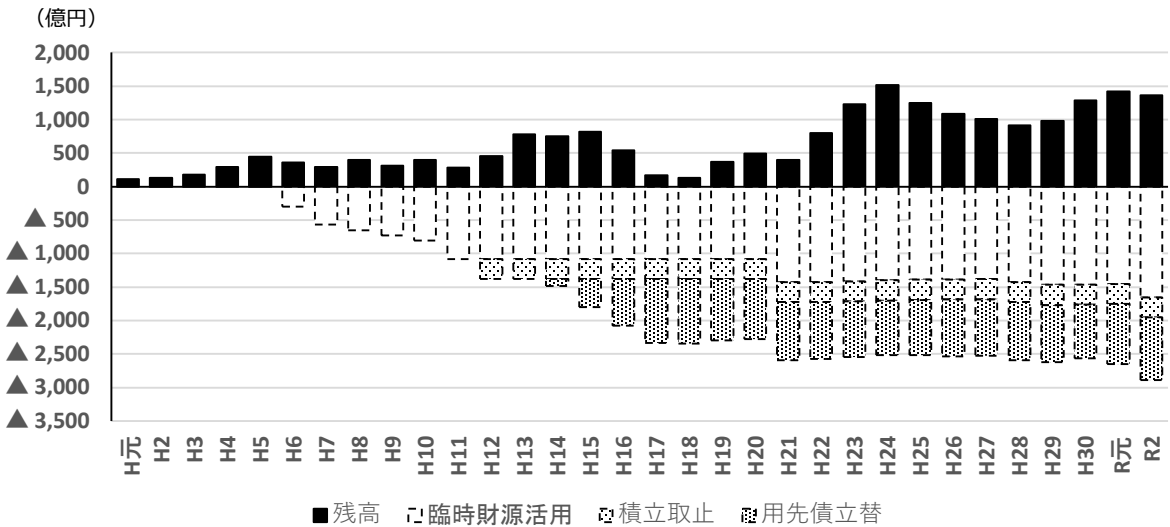
- 減債基金は、満期一括償還債※の償還等に必要な財源を確保することを目的に設置しているものです。
※満期一括償還債とは、償還期日(満期日)の到来にあわせ、債券の発行者が発行額の全部を一括で償還する市債のこと。
公共施設の便益は年度を越えて長期間に及ぶことから、一括償還する年度の市民のみが償還財源を負担することは公平性を欠きます。そこで、減債基金を設け、毎年、一定額を予算に計上し計画的に積み立てを行うことで、満期の償還に備えています。
- 本市の減債基金は、経済事情の変動等により公債費の財源が不足した場合や用地先行取得債の償還への対応等、臨時的な活用を繰り返してきたことで令和2年度末時点で2,893億円の積立不足が生じています。
 - ・公債費の財源不足等の臨時財源活用：1,653億円
 - ・用地先行取得債償還財源：941億円
- 類似団体の中でも積立不足額が非常に大きくなっています。

① 減債基金積立不足額推移 ※実質公債費比率算定上の積立不足額（2年度は未公表）



●大阪市、神戸市以外の4団体で積立不足額（実質公債費比率算定上の積立不足額）が発生しています。その中でも本市の不足額は最大となっています。

《参考》本市の減債基金残高及び累計活用額（積立不足額）の推移



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 残高 | 109 | 131 | 179 | 288 | 444 | 358 | 289 | 396 | 315 | 395 | 287 | 455 | 776 | 747 | 823 | 539 |
| 臨時財源活用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲300 | ▲570 | ▲650 | ▲730 | ▲810 | ▲1,085 | ▲1,085 | ▲1,085 | ▲1,085 | ▲1,085 | ▲1,085 |
| 積立取止 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 |
| 用先債立替 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲97 | ▲416 | ▲694 |
| 積立不足額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲300 | ▲570 | ▲650 | ▲730 | ▲810 | ▲1,085 | ▲1,384 | ▲1,384 | ▲1,481 | ▲1,800 | ▲2,078 |

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 残高 | 173 | 127 | 367 | 495 | 400 | 804 | 1,227 | 1,517 | 1,244 | 1,082 | 1,008 | 914 | 981 | 1,283 | 1,418 | 1,365 |
| 臨時財源活用 | ▲1,085 | ▲1,085 | ▲1,085 | ▲1,085 | ▲1,425 | ▲1,424 | ▲1,414 | ▲1,402 | ▲1,394 | ▲1,385 | ▲1,382 | ▲1,428 | ▲1,468 | ▲1,463 | ▲1,458 | ▲1,653 |
| 積立取止 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 | ▲299 |
| 用先債立替 | ▲949 | ▲957 | ▲914 | ▲899 | ▲874 | ▲848 | ▲830 | ▲820 | ▲827 | ▲848 | ▲843 | ▲865 | ▲856 | ▲802 | ▲891 | ▲941 |
| 積立不足額 | ▲2,333 | ▲2,341 | ▲2,298 | ▲2,283 | ▲2,598 | ▲2,571 | ▲2,543 | ▲2,521 | ▲2,520 | ▲2,532 | ▲2,524 | ▲2,592 | ▲2,623 | ▲2,564 | ▲2,648 | ▲2,893 |

※積立取止や積立不足額は累計

(3) 特定目的基金

- 本市には、令和2年度末時点で16の特定目的基金が設置されており、全基金残高を合計すると174億円と、類似団体に比べ、最も少ない残高です。
- 主な基金として、文化基金、災害救助基金、墓地等運営基金、学校施設整備基金があります。

① 特定目的基金残高と内訳（残高上位5基金の状況）（令和2年度末）

■ 横浜市

(百万円)

| 基金名 | 残高 | 割合 |
|-----------|---------|------|
| 文化基金 | ※ 9,501 | 55% |
| 災害救助基金 | 2,581 | 15% |
| 墓地運営等基金 | 1,880 | 11% |
| 学校施設整備基金 | 512 | 3% |
| 学校給食費調整基金 | 504 | 3% |
| その他 | 2,441 | 14% |
| 合計 | 17,419 | 100% |

※残高のうち9,478百万円が美術品（現金は23百万円）

<設置目的>

- ・文化基金
美術館等の建設費や収蔵作品の購入資金
- ・災害救助基金
災害救助に必要な費用の資金
- ・墓地運営等基金
市営墓地の管理費や整備費の資金
- ・学校施設整備基金
学校の保全や建替えなどの資金
- ・学校給食費調整基金
給食用物資の購入資金

■ 川崎市

(百万円)

| 基金名 | 残高 | 割合 |
|-----------|--------|------|
| 鉄道整備事業基金 | 8,729 | 37% |
| 都市整備事業基金 | 4,763 | 20% |
| 緑化基金 | 2,025 | 9% |
| 資源再生化基金 | 1,038 | 4% |
| 市営住宅等修繕基金 | 1,017 | 4% |
| その他 | 5,748 | 25% |
| 合計 | 23,320 | 100% |

<設置目的>

- ・鉄道整備事業基金
鉄道整備や新駅設置等の資金
- ・都市整備事業基金
都市計画事業等の資金
- ・緑化基金
都市緑化推進事業の資金
- ・資源再生化基金
資源再生化事業の資金
- ・市営住宅等修繕基金
市営住宅等の修繕の資金

■ 名古屋市

(百万円)

| 基金名 | 残高 | 割合 |
|----------------------|--------|------|
| リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金 | 10,000 | 31% |
| 市営住宅等管理運営等基金 | 4,119 | 13% |
| 災害対策事業基金 | 3,464 | 11% |
| 国際交流事業積立基金 | 2,264 | 7% |
| アジア競技大会基金 | 2,000 | 6% |
| その他 | 10,007 | 31% |
| 合計 | 31,854 | 100% |

■ 京都市

(百万円)

| 基金名 | 残高 | 割合 |
|--------------|--------|------|
| 市庁舎整備基金 | 13,434 | 39% |
| 市営住宅基金 | 4,991 | 14% |
| 新住宅市街地開発事業基金 | 2,692 | 8% |
| 文化観光資源保護基金 | 2,286 | 7% |
| 文化芸術振興基金 | 2,248 | 6% |
| その他 | 9,167 | 26% |
| 合計 | 34,818 | 100% |

<設置目的>

- ・リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金
リニア中央新幹線開業に向けたまちづくりの推進のための資金
- ・市営住宅等管理運営等基金
市営住宅入居時に徴収した敷金の管理
- ・災害対策事業基金
災害対策事業の資金
- ・国際交流事業積立基金
国際交流事業の推進のための資金
- ・アジア競技大会基金
第20回アジア競技大会を開催するための資金

<設置目的>

- ・市庁舎整備基金
市庁舎整備事業の資金
- ・市営住宅基金
市営住宅の建設、修繕、改良の資金
- ・新住宅市街地開発事業基金
洛西ニュータウン内の公共施設管理や居住者の利便性向上を図る事業の資金
- ・文化観光資源保護基金
市内の文化財や観光資源等を保護するための資金
- ・文化芸術振興基金
文化の発展と文化芸術の振興のための資金

■ 大阪市

(百万円)

| 基金名 | 残高 | 割合 |
|------------|--------|------|
| 教育振興基金 | 22,649 | 35% |
| 交通政策基金 | 19,393 | 30% |
| 都市整備事業基金 | 8,960 | 14% |
| 土地区画整理事業基金 | 2,462 | 4% |
| 地域活性化事業基金 | 1,536 | 2% |
| その他 | 9,905 | 15% |
| 合計 | 64,905 | 100% |

<設置目的>

- ・教育振興基金
学校教育や社会教育の振興のための資金
- ・交通政策基金
交通政策の推進を図る事業の資金の管理
- ・都市整備事業基金
道路や公園等都市施設の整備促進のための資金
- ・土地区画整理事業基金
土地区画整理事業の資金
- ・地域活性化事業基金
競艇場外発売所所在区の地域活性のための資金

■ 神戸市

(百万円)

| 基金名 | 残高 | 割合 |
|-------------|--------|------|
| 市営住宅敷金等積立基金 | 7,293 | 33% |
| 市民福祉振興等基金 | 1,699 | 8% |
| 留学生支援等基金 | 1,115 | 5% |
| 災害救助基金 | 1,000 | 5% |
| 公園緑地事業等基金 | 980 | 4% |
| その他 | 10,119 | 46% |
| 合計 | 22,206 | 100% |

<設置目的>

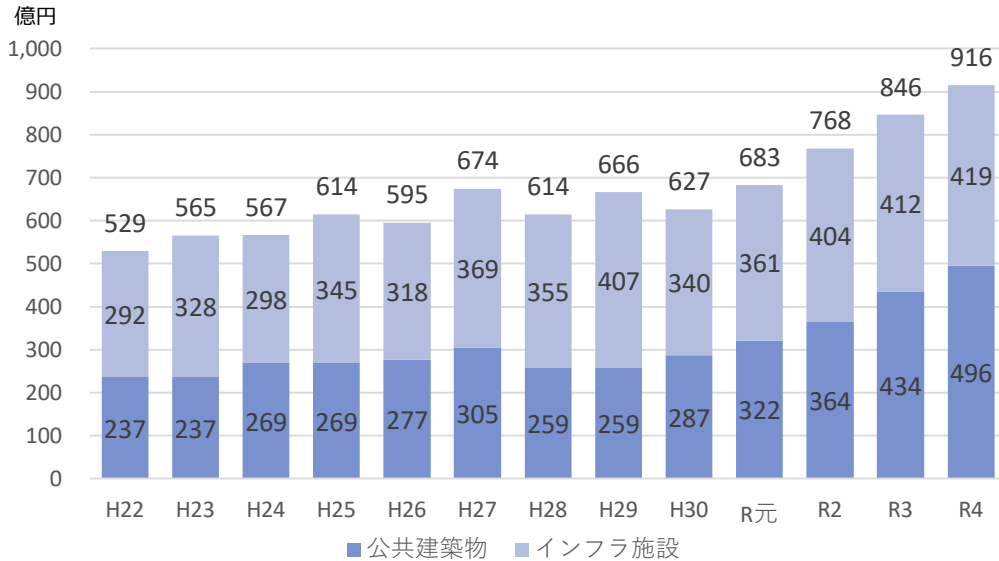
- ・市営住宅敷金等積立基金
市営住宅入居時に徴収した敷金
- ・市民福祉振興等基金
福祉や認知症対策等のための資金
- ・留学生支援等基金
外国人留学生支援等の資金
- ・災害救助基金
災害救助に必要な費用の資金
- ・公園緑地事業等基金
公園整備や緑化の推進、緑地保全等の資金

- 公共施設の整備や改修を目的に設置した基金を保有している団体は、特定目的基金残高が多い傾向にあります。
- 本市の特定目的基金は、類似団体の中で最も少ない残高となっています。

1 公共投資

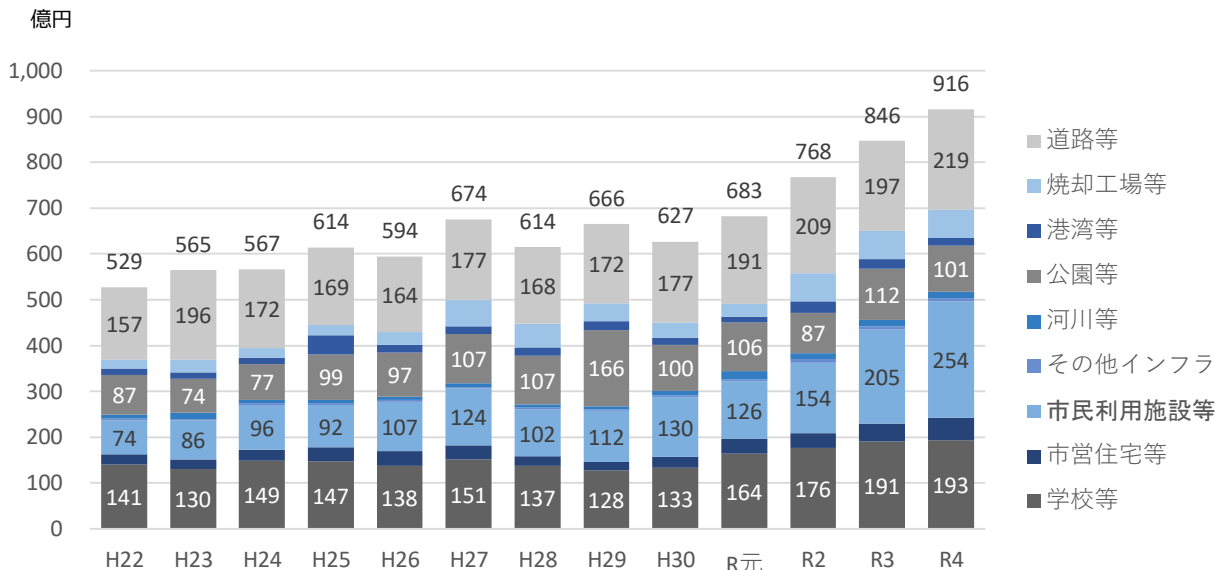
(1) 公共施設の保全更新費 *令和2年度までは決算額、令和3年度は当初予算額
 ※施設機能の維持に必要な点検・修繕・改修・更新（建替えを除く）に係るコスト

① 保全更新費の過年度推移



- 令和元年度以前の10年間は500～600億円台で推移してきましたが、直近の3年間は令和2年度768億円、3年度は846億円、4年度は916億円と増加しています。
- 公共建築物とインフラ施設の内訳は、一部の年度を除き、概ね同程度の金額となっています。

② 保全更新費の過年度推移（用途別）



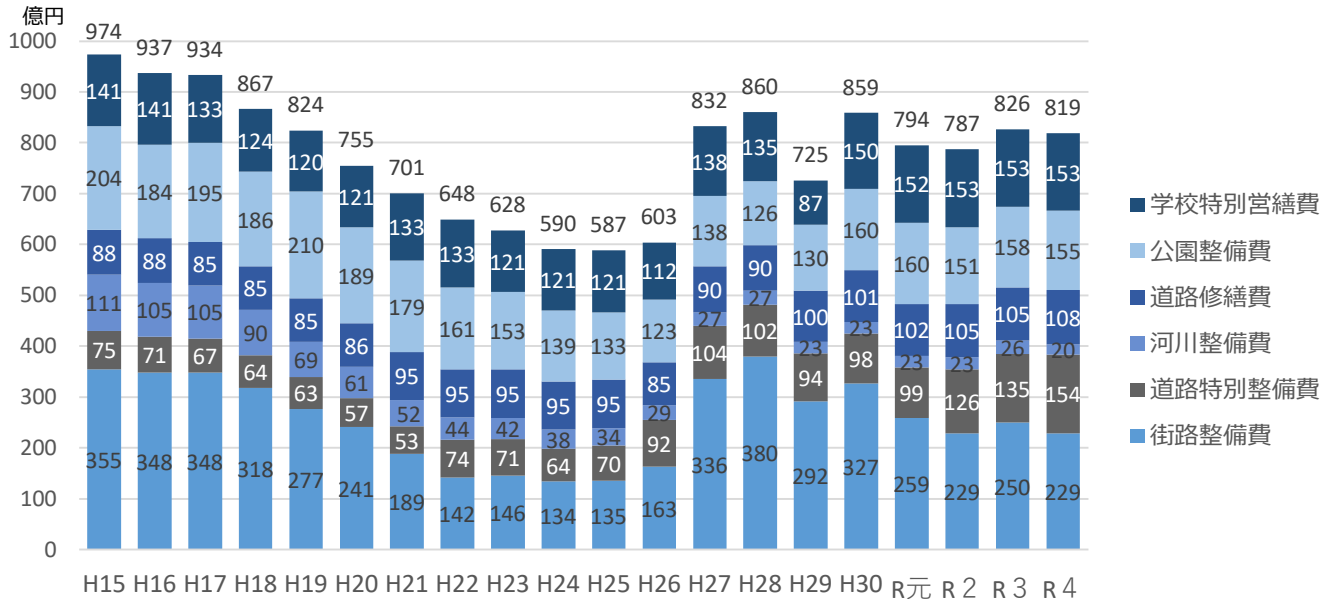
- 用途別で見ると、学校等の保全更新費は平成30年度までほぼ横ばいでしたが、令和元年度以降、市立学校の老朽化対策の進捗にあわせて徐々に増加しています。市民利用施設等の保全更新費も同様に令和元年度以降の金額が増加しています。

(2) 枠的公共事業

(街路整備費・道路特別整備費・河川整備費・道路修繕費・公園整備費・学校特別営繕費)

※枠的公共事業は、道路・公園・学校の営繕などの公共事業で、市内全域で機動的に対応する必要があることから、1路線や1公園といった単位で予算計上するのではなく、複数箇所・項目をまとめて1つの枠として予算計上している事業です。

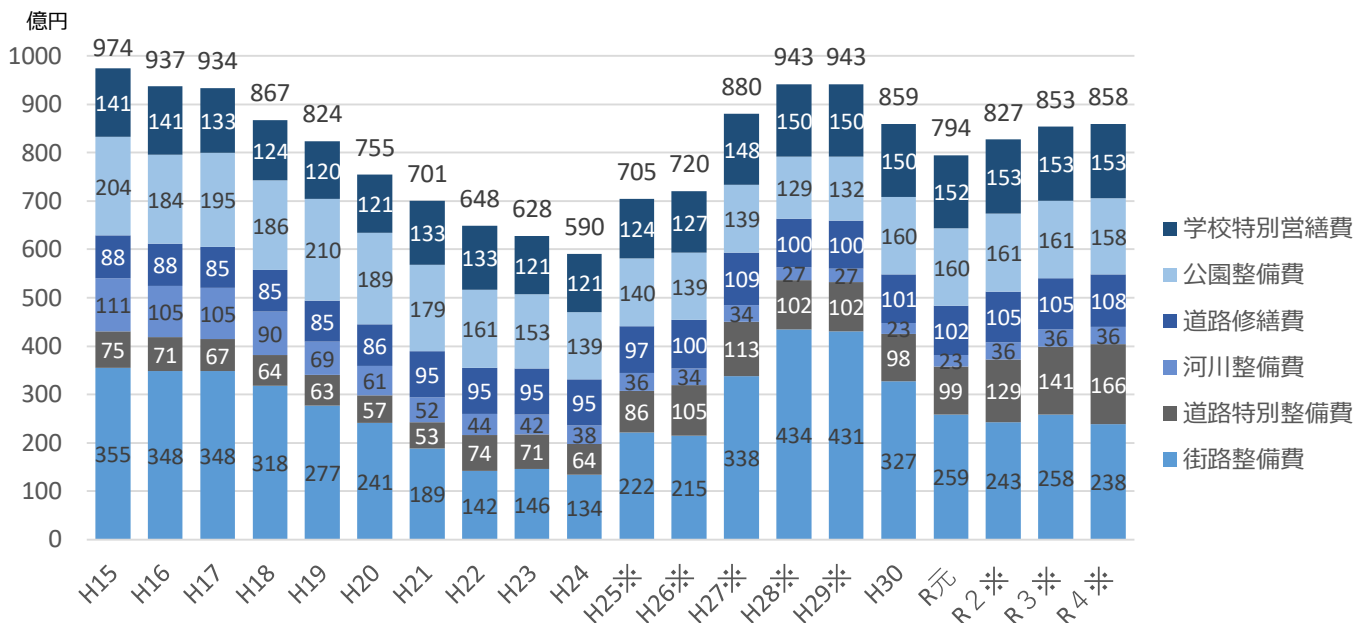
① 当初予算額推移



[主な増減]

- ・街路整備費 (H26→27) : 横浜北西線の事業進捗による増 (H30→R元) : 横浜北西線の事業進捗 (首都高からの受託工事の減) による減
- ・道路特別整備費 (R元→2) : 新たな経済対策 (国土強靱化関係) による増
- ・公園整備費 (H29→30) : 用先債用地買換、羽根沢公園用地取得による増

《参考》 当初予算額に前年度2月補正における前倒し補正額を加えた推移 * 年度に「※」は前倒し補正含む計数



● 枠的公共事業は、街路整備費や公園整備費を中心に平成24年度まで減少傾向にありましたが、横浜北西線の事業進捗などにより、平成15年度水準まで事業費が増えました。横浜北西線供用開始後は、枠的公共事業全体で800億円台の予算額になっています。

2 これまでの大規模計画事業の実績

(1) みなとみらい21地区（都市整備局、港湾局）

| |
|--|
| ◇事業概要 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・横浜の自立性の強化 横浜の都心部は関内・伊勢佐木町地区と横浜駅周辺地区に二分されていました。みなとみらい21地区はこの二つの都心を一体化し、ここにオフィス、文化施設、商業施設など多彩な機能を集積します。これにより市民の就業の場やにぎわいの場を創出し、経済の活性化と経済基盤を確立することで、横浜の自立性を強化します。 ・港湾機能の質的転換 海辺に臨港パークや日本丸メモリアルパークなどの公園や緑地を整備し、市民が憩い親しめるウォーターフロント空間をつくります。そのほか、国際交流機能や港湾管理機能を集積します。 ・首都圏の業務機能の分坦 首都圏の均衡ある発展を目指し、東京に集中した首都機能を分担する最大の受け皿として、業務・商業・国際交流などの機能の集積・拡大を図ります。 |
| ◇事業効果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市税収入（令和2年度） 180億円 固定資産税・都市計画税 約140億円 法人市民税・事業所税 約40億円 ・就業者数及び事業所数 約125,000人、約1,850社（令和3年12月末） ・来街者数 年間約6,150万人（令和3年） ・経済波及効果 建設投資による効果（累計）：約2兆8,827億円 都市稼働による効果（年間）：約2兆446億円 【出典】みなとみらい21 Information 2021 Vol.92 及び 横浜市ホームページ みなとみらい21地区 事業概要 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/mm21/gaiyo.html |
| ◇事業期間 |
| 昭和58年度～ ※土地区画整理事業については平成22年度に事業完了（清算期間5年を含む） |
| ◇事業費 |
| 1,766億円（土地区画整理事業） 2,332億円（臨海部土地造成事業（埋立事業）） 311億円（港湾整備事業） |

(2) 市街地開発事業（都市整備局）

| |
|--|
| ◇事業概要 |
| <p>市街地再開発事業は、都市基盤施設の不足や、防災性・商業活力の低下が生じている駅前地区等において、交通広場や道路等の公共施設を整備するとともに、防災性の高い共同化した建物の建設により、高齢者・子育て支援施設、生活利便施設等の集積を図ります。</p> <p>区画整理事業は、道路、公園等の公共施設を整備・改善するとともに、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図ります。</p> |

| |
|---|
| ◇事業効果 |
| 市街地開発事業の市税推計〔事業完了後 30 年間の年平均収入増収額〕 |
| ・市街地再開発事業の例 |
| 上大岡駅西口/駅前再開発（平成 8 年度完了） 年平均 5 億円 |
| 戸塚駅西口再開発（平成 24 年度完了） 年平均 2 億円 |
| 大船駅北第二地区（令和 2 年度完了） 年平均 0.8 億円 |
| 瀬谷駅南口（令和 3 年度完了） 年平均 0.4 億円 |
| ・土地区画整理事業の例 |
| 港北ニュータウン（平成 8、17 年度完了） 年平均 214 億円 |
| 金沢八景駅東口（平成 30 年度完了） 年平均 0.7 億円 |
| ◇事業期間 |
| 地区別の事業期間については、横浜市ホームページ参照 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sakaihatsu/ https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/ |
| ◇事業費 |
| 地区別の事業費については、横浜市ホームページ参照 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sakaihatsu/ https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/ |

(3) 横浜北西線（道路局）

| |
|---|
| ◇事業概要 |
| 横浜北西線は、東名高速道路の横浜青葉ジャンクションと第三京浜道路の横浜港北ジャンクションを結ぶ延長約 7.1 km の自動車専用道路です。 横浜北西線が開通したことで、横浜北線と一体となり、東名高速道路から横浜港までが直結され、横浜北西部と横浜都心・湾岸エリアとの連絡強化等が図られました。 自動車専用道路（往復 4 車線、60 km/h） 延長：約 7.1 km |
| ◇事業効果 |
| ・アクセス性の向上による利便性向上・物流効率化 ・国際競争力の向上 ・災害時等の道路ネットワークの信頼性向上 ・保土ヶ谷バイパス等の交通渋滞の改善・沿線地域の生活環境の改善 【出典】横浜市ホームページ 横浜北西線 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kousokudoro/kanjodouro.html |
| ◇事業期間 |
| 平成 24 年度～令和 3 年度 ※左記は事業認可期間 ・令和 2 年 3 月 22 日開通 ・立替施行に伴う支払は令和 6 年度まで実施 |
| ◇事業費 |
| 約 2,589 億円（うち、横浜市の公共事業費：約 1,522 億円※） ※北西線の道路構造物等の一部を首都高速道路株式会社に売却（R3.12 契約）した収入約 425.7 億円を財源として活用するため、実質的な本市事業費は約 1,096 億円 |

(4) 横浜北線（道路局）

| |
|--|
| ◇事業概要 |
| <p>横浜北線は、第三京浜道路横浜港北ジャンクションと首都高横浜羽田空港線生麦ジャンクションを結ぶ延長約 8.2 km の自動車専用道路です。</p> <p>自動車専用道路（往復 4 車線、60 km/h）</p> <p>延長：約 8.2 km</p> |
| ◇事業効果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・横浜港へのアクセス向上（10 分短縮） ・物流の効率化 ・羽田空港へのアクセス向上（10 分短縮） ・空港連絡バスの利便性向上 ・ネットワーク強化・信頼性の向上 ・防災力強化・医療支援の充実 ・地域活性化・観光振興 ・生活環境改善 <p>【出典】横浜市ホームページ 横浜環状北線 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kousokudoro/kanjodouro.html</p> |
| ◇事業期間 |
| <p>平成 13 年度～令和 3 年度</p> <p>・平成 29 年 3 月 18 日開通</p> |
| ◇事業費 |
| <p>約 4,087 億円</p> <p>（総事業費のうち 35% を国（1/2）・県（1/4）・市（1/4）で出資）</p> |

(5) 南本牧ふ頭建設事業（港湾局）

| |
|--|
| ◇事業概要 |
| <p>南本牧ふ頭は、我が国最大唯一の水深 18m 岸壁を有する大水深・高規格コンテナターミナルと高機能なロジスティクス施設等からなる埋立計画の総面積約 217ha の総合物流拠点です。平成 2 年から整備を進め、令和 3 年 4 月に MC1～4 すべてのコンテナターミナルが供用、一体運用が開始され、多方面の航路の船舶が船型やスケジュールなどに応じ施設全体を柔軟に利用できる画期的な運用が実現しました。また、市内の公共事業から発生する公共建設発生土及び廃棄物等の受け入れ場所としても利用されています。</p> |
| ◇事業効果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・横浜港への大型船の寄港実績（令和 2 年） <ul style="list-style-type: none"> フルコンテナ船（10 万総トン以上） 横浜港入港隻数 124 隻 南本牧ふ頭着岸隻数 107 隻 ・コンテナ取扱量（令和 2 年） <ul style="list-style-type: none"> 横浜港合計 2,661,622 個※ 1 南本牧ふ頭 1,005,182 個※ 1 <p>※ 1：個数の単位は TEU（20 フィート型換算個数）</p> |
| 【出典】横浜港統計年報（2020 年） |

| |
|---|
| ◇事業期間 |
| 南本牧ふ頭建設事業：平成元年度～ うちコンテナターミナル整備 MC-1、2：平成元年度～平成12年度（平成13年4月供用） MC-3：平成18年度～平成26年度（平成27年4月供用） MC-4：平成25年度～令和2年度（令和3年4月供用） |
| ◇事業費 |
| 執行済総事業費：約6,100億円（令和2年度末時点） （国直轄事業等含む） |

(6) 新市庁舎整備事業（総務局）

| |
|---|
| ◇事業概要 |
| 築50年以上が経過している旧市庁舎の施設・設備の老朽化、執務室の不足と機能の分散化による市民サービスや業務効率の低下、民間ビル賃借料の発生及び危機管理機能の強化などの課題を解決するため、新市庁舎を整備しました。 |
| ◇事業効果 |
| 令和2年6月末供用開始 【出典】横浜市ホームページ 新市庁舎整備の経緯 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/shichosha/keii/story.html |
| ◇事業期間 |
| 平成25年度～令和2年度 |
| ◇事業費 |
| 約823億円 ※ただし、新市庁舎整備事業に係る検討費用や移転に係る民間ビルの原状回復費用を含む。 |

3 今後の大規模公共計画事業の状況

※事業化に向けた調査・設計費用は、総事業費に含まれていません。

(1) 旧上瀬谷通信施設跡地関係（都市整備局ほか）

① 土地区画整理事業（都市整備局）

| | |
|---|--|
| ◇事業概要 | |
| 令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、市施行による土地区画整理事業を前提に手続きを進めます。 | |
| ◇事業効果 | |
| 見込みについて現在試算中 | |
| ◇事業期間・今後のスケジュール | |
| ～令和15年度 | |
| R2年度～ | 事業計画案作成、換地計画、公共施設実施設計 |
| R4年度～ | 都市計画決定・事業計画決定、工事着手 |
| ◇想定事業費 | |
| 約590億円 | 【出典】横浜市市街地開発事業費会計 会計運営計画（令和2-5年度）（2020年5月） |

② 新たな交通の導入・周辺道路整備（都市整備局）

| | |
|--|--|
| ◇事業概要 | |
| 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画に基づく、大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要に対応し、市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する、瀬谷駅を起点とした新たな交通の導入を検討するとともに、八王子街道や瀬谷地内線等の周辺道路を整備し、道路ネットワークの強化を図ります。 | |
| ◇事業効果 | |
| 新たな交通の導入の費用便益分析(B/C)：事業化に向けて検討中 周辺道路整備の費用便益分析(B/C)：・八王子街道 1.47 ・瀬谷地内線 1.87【出典】横浜市公共事業評価委員会資料 | |
| ◇事業期間・今後のスケジュール | |
| 新たな交通の導入：事業化に向けて検討中 周辺道路整備：・八王子街道 令和3～10年 R3：詳細設計、R4～：用地取得・拡幅整備工事、R10：事業完了 ・瀬谷地内線 令和3～10年 R3～：詳細設計・用地取得、R5～：新規整備工事、R10：事業完了 ※今後の検討状況により変更の可能性あり【出典】横浜市公共事業評価委員会資料 | |
| ◇想定事業費 | |
| 新たな交通の導入：全体事業費 約640～680億円 うち市施行分（想定） 約320～340億円 うち運行事業者分（想定） 約320～340億円（事業化に向けて検討中） 周辺道路整備：・八王子街道 約41億円 ・瀬谷地内線 約53億円 【出典】横浜市公共事業評価委員会資料 | |

③国際園芸博覧会の会場建設費（都市整備局）

| |
|--|
| ◇事業概要 |
| 平成 27 年 6 月に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設において、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的とした国際園芸博覧会の令和 9 年の開催に向けた取組を進めます。 |
| ◇事業効果 |
| ・経済波及効果 9,700 億円程度（会場面積 100ha の場合）【出典】国検討会報告書（2020 年 2 月） ※2015 年産業連関表統合大分類（37 部門）と横浜市産業連関表で算出 ※会場建設費 240 億円、来場者数 1,500 万人の場合での試算 |
| ◇事業期間・今後のスケジュール |
| 令和 4 年度～10 年度 ※会場建設費の補助金支出期間 |
| ◇想定事業費 |
| 約 320 億円 【出典】横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021 年 3 月） ・負担割合 国：地方自治体：民間 = 1：1：1 【出典】2021 年 6 月 閣議了解 ・地方自治体負担割合 県：市 = 1：4 |

④公園整備関係（環境創造局）

| |
|--|
| ◇事業概要 |
| 旧上瀬谷通信施設において国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園として、（仮称）旧上瀬谷通信施設公園を整備します。 |
| ◇事業効果 |
| ・豊かな自然をいかしたレクリエーション空間の創出 ・国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成 ・大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成 |
| ◇事業期間・今後のスケジュール |
| 令和 5 年度～ 公園一次整備 令和 10 年度～ 公園二次整備 令和 25 年度頃 公園全面供用開始予定 【出典】（仮称）旧上瀬谷通信施設公園 基本計画（原案）（令和 3 年 5 月） |
| ◇想定事業費 |
| 見込みについて、現在試算中 |

(2) 旧深谷通信所跡地関係（政策局、健康福祉局、環境創造局、道路局）

| |
|---|
| ◇事業概要 |
| 平成 30 年 2 月に策定した跡地利用基本計画に基づき、緑豊かな空間の中で、健康づくりに寄与する公園を中心とした、人々がふれあう活気のある空間を創出します。 |

| | |
|---|--------------------------------|
| ◇事業概要 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・整備概要 <ul style="list-style-type: none"> 1 公園（約 50ha） 導入機能 ・ふれあいとにぎわいの公園ゾーン ・スポーツパークゾーン 2 公園型墓園（約 12ha） 施設規模 ・芝生型 15,000 区画 ・合葬式約 30,000 体 3 外周道路（約 15ha） | 【出典】深谷通信所跡地利用基本計画（平成 30 年 2 月） |
| ◇事業効果 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に広域的な防災拠点として利用できる防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を目指します。また、全市的な課題を解決するために、将来的に不足が懸念されている墓園や広域道路ネットワークと連携した道路の整備を目指します。 ・都市公園は市民に憩いや安らぎをもたらすほか、レクリエーションの場の提供など快適に生活するためにはなくてはならない存在です。また、生き物の生育・生息環境の保全や環境保全、防災機能の向上に寄与し都市の中で重要な役割を担っています。本事業では、災害時に広域的な防災拠点として利用できる防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を目指します。 | |
| ◇事業期間・今後のスケジュール | |
| <p>令和 6～20 年（予定）</p> <p>※公園整備については、令和 5 年度の都市計画決定を目指して手続きを進め、手続き終了後 5 年以内の着工準備期間を経て工事に着手し、着工後 15 年程度で全面供用の開始を想定しています。</p> <p style="text-align: right;">【出典】環境影響評価方法書</p> | |
| ◇想定事業費 | |
| 約 400 億円 | 【出典】深谷通信所跡地利用基本計画（平成 30 年 2 月） |

(3) 横浜環状南線・横浜湘南道路（道路局）

| | |
|--|--|
| ◇事業概要 | |
| <p>横浜環状南線・横浜湘南道路は、首都圏を環状につなぐ「圏央道」の一部で、釜利谷ジャンクションと（仮称）戸塚インターチェンジ及び藤沢インターチェンジを結ぶ自動車専用道路です。</p> <p>横浜環状南線 ・延長：約 8.9 km</p> <p>横浜湘南道路 ・延長：約 7.5 km（うち横浜市域 約 1.9 km）</p> | |
| ◇事業効果 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・横浜港の国際競争力の強化 ・横浜経済の力強い成長 ・市民生活の利便性の向上 ・防災力の向上 <p style="text-align: right;">【出典】NEXCO 東日本ホームページ 「よこかんみなみ」 https://www.yokokan-minami.com/site/ 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/yokokoku_index017.html</p> | |
| ◇事業期間・今後のスケジュール | |
| <p>横浜環状南線：令和 7 年度開通見込み</p> <p>横浜湘南道路：令和 6 年度開通見込み</p> | |
| ◇想定事業費 | |
| <p>横浜環状南線：約 5,820 億円（うち有料道路事業費 約 3,700 億円、国直轄事業費 約 2,120 億円）</p> <p>横浜湘南道路：約 4,600 億円（うち有料道路事業費 約 1,550 億円、国直轄事業費 約 3,050 億円）</p> <p>※国直轄事業費は国（2/3）、地方自治体（1/3）で負担（横浜湘南道路は県及び市で負担）</p> | |

(4) 鶴ヶ峰連続立体交差事業（道路局）

| | |
|--|--------------------|
| ◇事業概要 | |
| 相模鉄道本線の西谷駅から二俣川駅間の約2.8kmについて鉄道を地下化し、10箇所の踏切を除却します。これにより、渋滞改善による地域交通の円滑化、緊急活動の阻害解消による地域の安全性の向上、まちの分断解消による地域の活性化等が図られます。 | |
| 整備区間：西谷駅付近～二俣川駅付近 | |
| 整備延長：約2.8km | |
| 除却踏切数：10箇所（うち開かずの踏切9箇所） | |
| ◇事業効果 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・踏切事故ゼロ ・踏切による渋滞ゼロ ・踏切閉鎖時間ゼロ | |
| ◇事業期間・今後のスケジュール | |
| 令和4年度～15年度 | |
| ◇想定事業費 | |
| 約784億円（鉄道事業者負担分+国費+市費の総額） | 【出典】横浜市公共事業評価委員会資料 |

(5) 高速鉄道3号線の延伸（交通局・都市整備局）

| | |
|---|--|
| ◇事業概要 | |
| 横浜市営地下鉄ブルーラインを延伸するもので、横浜市交通局が事業主体として、横浜市営地下鉄あざみ野駅（横浜市青葉区）から小田急線新百合ヶ丘駅南口付近（川崎市麻生区）までの約6.5kmの区間を整備、運行する計画です。 | |
| 整備区間：あざみ野～新百合ヶ丘 | |
| 整備延長：約6.5km | |
| 事業主体：横浜市交通局（第一種鉄道事業者） | |
| 事業スキーム：地下高速鉄道事業費補助（想定） | |
| 開業：令和12年開業目標（交通政策審議会答申の目標年次） | |
| 【出典】記者発表資料（平成31年1月23日、令和2年1月21日） | |
| ◇事業効果 | |
| <p>(1) 広域的な鉄道ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜と川崎市北部、多摩地域を結ぶ、新たな都市軸の形成 ・災害等による輸送障害発生時の代替経路の確保 <p>(2) 新幹線アクセス機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市北西部のみならず、川崎市北部・多摩地区など、広い範囲から新横浜駅へのアクセス機能の強化 <p>(3) 移動時間の短縮（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点間アクセスの強化 <ul style="list-style-type: none"> 新百合ヶ丘～あざみ野 約30分→約10分 約20分短縮（乗換なし） ・新幹線アクセスの強化 <ul style="list-style-type: none"> 新百合ヶ丘～新横浜 約35分→約27分 約8分短縮（乗換なし） <p>(4) 沿線地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新駅周辺まちづくりの活性化 ・ターミナル駅の交通結節機能強化、沿線地域の公共交通ネットワークの強化 | |
| 【出典】記者発表資料（令和2年1月21日） | |

| | |
|--|-----------------------|
| ◇事業期間・今後のスケジュール | |
| 令和12年開業目標（交通政策審議会答申の目標年次） 【出典】記者発表資料（令和2年1月21日） | |
| ◇想定事業費 | |
| 約1,720億円 | 【出典】記者発表資料（令和2年1月21日） |

(6) 東部方面斎場（仮称）整備事業（健康福祉局）

| | |
|---|--------------------|
| ◇事業概要 | |
| 将来にわたる火葬の安定供給を確保するため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めます。 | |
| ◇事業効果 | |
| 新たに斎場を整備することで、本市として増え続ける火葬需要に対応し、将来にわたる火葬の安定供給を確保することができます。また、方面別に市営斎場を整備することで、市内各地域から最寄りの市営斎場への利便性が向上するとともに、災害時の被害リスクの分散化を図ることができます。 【出典】横浜市公共事業評価委員会資料 | |
| ◇事業期間・今後のスケジュール | |
| 平成29年度～令和7年度 | |
| ◇想定事業費 | |
| 約180億円 | 【出典】横浜市公共事業評価委員会資料 |

(7) 消防本部庁舎等整備事業（消防局）

| | |
|--|--------------------------------|
| ◇事業概要 | |
| 大地震や大規模水害の発生に備え、迅速に情報収集する指令機能や的確な意思決定する消防本部運営機能を一体化した、免震構造の消防本部庁舎を整備します。 | |
| ◇事業効果 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機能の継続性強化 ・ 迅速かつ機動的な消防本部機能の強化 ・ 執務環境の改善 | |
| ◇事業期間・今後のスケジュール | |
| 平成27～30年度 基本計画、基本設計 | |
| 平成30～令和元年度 実施設計 | |
| 令和2～5年度 消防本部整備工事 消防通信指令システム設備更新工事 | |
| 令和5～6年度 既存棟改修工事 | |
| ◇想定事業費 | |
| 約180億円 | 【出典】市民・文化観光・消防委員会資料（令和2年2月18日） |

(8) 神奈川東部方面線整備事業（都市整備局）

| |
|--|
| ◇事業概要 |
| <p>本市西部及び新横浜を東京都心部と直結し、利用者の利便性と速達性を向上するとともに、新横浜都心の機能強化を図り、これからの都市づくりや災害に強いまちづくりを進めるため、神奈川東部方面線の機能を有する「相鉄・JR直通線」（西谷～羽沢横浜国大間）及び「相鉄・東急直通線」（羽沢横浜国大～日吉間）を整備するもので、都市鉄道等利便増進法に基づき、整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して、国・県と協調して補助金を交付します。</p> <p>整備延長：約 12.7 km 事業費：約 4,022 億円 整備主体：（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構 営業主：相模鉄道（株）、東急電鉄（株） 開業時期：西谷～羽沢横浜国大間（相鉄・JR直通線） 令和元年 11 月 30 日 羽沢横浜国大～日吉間（相鉄・東急直通線） 令和 5 年 3 月（予定） 負担割合：市 2/9、県 1/9、国 1/3、事業者 1/3</p> |
| ◇事業効果 |
| <p>本市西部や新横浜都心と東京都心との速達性が向上し、広域のかつ多様な鉄道ネットワークの形成が図られるとともに、既存路線の混雑緩和や乗換え回数の減少等による県民の利便性の向上に加え、地域の活性化に大きく寄与するものです。</p> <p>○移動時間の短縮（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点間アクセスの強化 二俣川～新宿 約 59 分→約 44 分 約 15 分短縮（乗換なし） 二俣川～目黒 約 54 分→約 38 分 約 16 分短縮（乗換なし） <p style="text-align: right;">【出典】（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構記者発表資料より</p> |
| ◇事業期間・今後のスケジュール |
| 平成 18 年度～令和 6 年度 |
| ◇想定事業費 |
| 約 894 億円（本市補助金） |

(9) 保土ヶ谷工場再整備事業（資源循環局）

| |
|--|
| ◇事業概要 |
| 将来を見据え、現在休止している保土ヶ谷工場を再整備します。 |
| ◇事業効果 |
| 将来にわたる安定したごみ処理の継続 |
| ◇事業期間・今後のスケジュール |
| <p>整備スケジュール（予定）</p> <p>令和 4 年度 基本設計 令和 5 年度 事業者公募、選定 令和 6～11 年度 建設工事</p> <p style="text-align: right;">【出典】温暖化対策・環境創造・資源循環委員会資料（令和 3 年 12 月 14 日）</p> |
| ◇想定事業費 |
| 見込みについて、現在試算中 |

(10) 小柴自然公園（環境創造局）

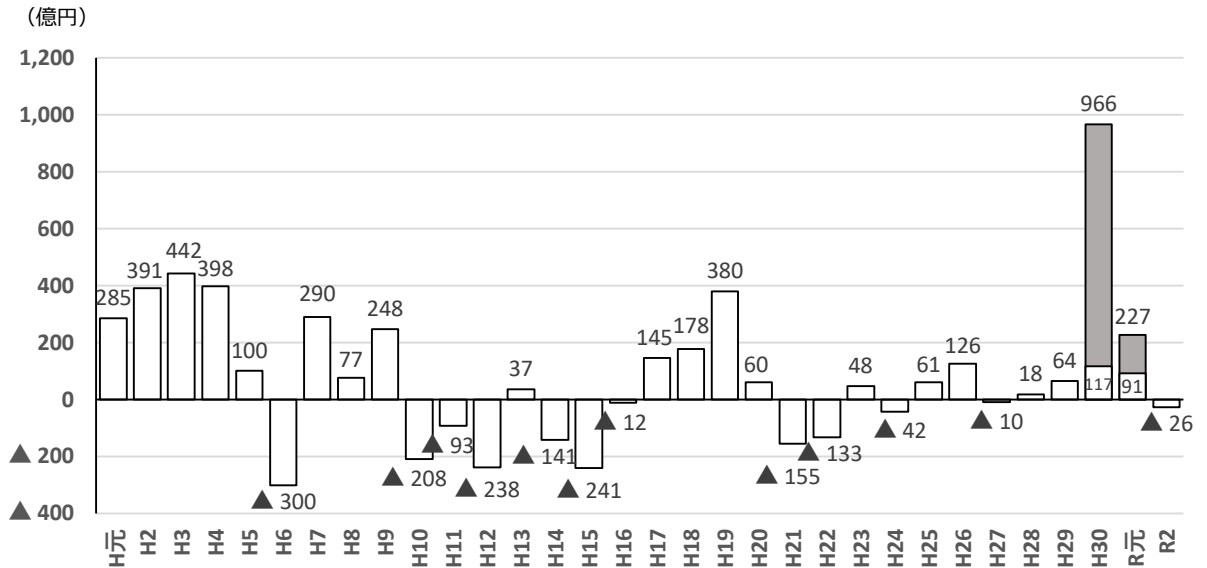
| |
|--|
| ◇事業概要 |
| 旧小柴貯油施設は、金沢区東部に位置する面積約 53ヘクタールの米軍基地の跡地です。 平成 26 年 7 月にまとめた「(仮称) 小柴貯油施設跡地公園基本計画」に基づき、整備を進めています。 ・整備概要 約 55.8ha（旧小柴貯油施設と小柴埼緑道の一部などを一体的に整備） |
| ◇事業効果 |
| 都市公園は市民に憩いや安らぎをもたらすほか、レクリエーションの場の提供など快適に生活するためにはなくてはならない存在です。また、生き物の生育・生息環境の保全や環境保全、防災機能の向上に寄与し都市の中で重要な役割を担っています。 本事業では、市民の暮らしを支え、豊かにするとともに、横浜の都市としての魅力をより一層高めることができます。 |
| ◇事業期間・今後のスケジュール |
| 第 1 期：平成 29～令和 4 年度（令和 3 年 7 月、一部エリア公開） 第 2 期：～令和 8 年度頃 第 3 期：～令和 14 年度頃 |
| ◇想定事業費 |
| 約 100 億円 |

(11) 根岸住宅地区の跡地利用（政策局）

| |
|---|
| ◇事業概要 |
| 令和 3 年 3 月に策定した「根岸住宅地区跡地利用基本計画」に基づき、土地区画整理事業を基本に具体的なまちづくりの検討を進めます。また、令和 3 年 3 月に策定した「横浜市立大学医学部・附属 2 病院等の再整備構想」において根岸住宅地区跡地は横浜市立大学医学部・附属 2 病院等再整備の最有力候補地と位置づけており、具体的な検討を進めます。 |
| ◇事業効果 |
| 本地区は国有地と民有地が細分化されてモザイク状に混在しており、また長年の施設提供により道路、公園、下水道などの都市基盤が未整備な状況です。そこで、土地の入れ替えや再配置を行うとともに道路等の公共施設を整備します。 これらにより良好な住環境の創出を図りながら文教地区としての土地利用や誘致検討のほか、広域避難場所の機能継続やアクセス性の向上、根岸森林公園との一体利用等により、地区全体の魅力向上を図ります。 |
| ◇事業期間・今後のスケジュール |
| 返還から 10 年～15 年程度と想定 |
| ◇想定事業費 |
| 今後、検討の深度化に合わせ、試算予定 |

4 市税

(1) 市税収入前年度増減額推移



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|----|-----|------|-----|------|-----|------|------|-----|
| 合計 | 285 | 391 | 442 | 398 | 100 | ▲300 | 290 | 77 | 248 | ▲208 | ▲93 | ▲238 | 37 | ▲141 | ▲241 | ▲12 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 145 | 178 | 380 | 60 | ▲155 | ▲133 | 48 | ▲42 | 61 | 126 | ▲10 | 18 | 64 | 966 | 227 | ▲26 |

<主な増減要因>

H19年度：三位一体の改革による税源移譲、定率減税の廃止等（+242億円）

H21年度：企業収益の悪化（▲163億円）

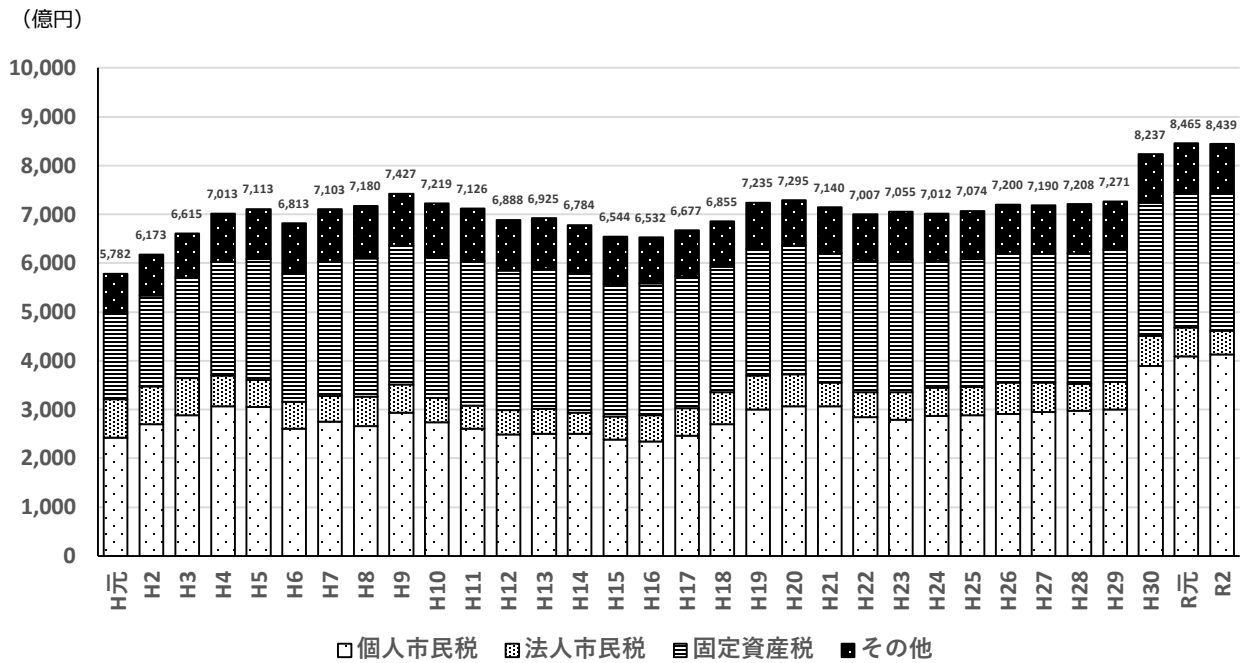
H22年度：給与所得の減（▲175億円）

H27、H28年度：法人市民税法人税割の一部国税化等（▲56億円、▲67億円）

H30、R元年度：県費負担教職員の本市移管による税源移譲（+849億円、+136億円）

- 平成初期は好景気により毎年度280～450億円程度の増収で推移しましたが、バブル崩壊後（H6～）は、税制改正による増減のほか、景気の影響を受け減収となった年度も見られます。

(2) 市税収入額の税目別過年度推移



| | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 5,782 | 6,173 | 6,615 | 7,013 | 7,113 | 6,813 | 7,103 | 7,180 | 7,427 | 7,219 | 7,126 | 6,888 | 6,925 | 6,784 | 6,544 | 6,532 |
| 個人市民税 | 2,422 | 2,699 | 2,881 | 3,062 | 3,055 | 2,614 | 2,756 | 2,666 | 2,942 | 2,737 | 2,603 | 2,484 | 2,509 | 2,503 | 2,391 | 2,347 |
| 法人市民税 | 792 | 771 | 763 | 641 | 555 | 546 | 527 | 600 | 577 | 498 | 472 | 501 | 508 | 430 | 467 | 531 |
| 固定資産税 | 1,756 | 1,860 | 2,061 | 2,323 | 2,470 | 2,621 | 2,745 | 2,834 | 2,836 | 2,911 | 2,975 | 2,864 | 2,871 | 2,846 | 2,721 | 2,703 |
| その他 | 812 | 843 | 910 | 987 | 1,033 | 1,032 | 1,074 | 1,079 | 1,072 | 1,073 | 1,076 | 1,039 | 1,038 | 1,005 | 965 | 952 |

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 6,677 | 6,855 | 7,235 | 7,295 | 7,140 | 7,007 | 7,055 | 7,012 | 7,074 | 7,200 | 7,190 | 7,208 | 7,271 | 8,237 | 8,465 | 8,439 |
| 2,464 | 2,702 | 3,000 | 3,070 | 3,065 | 2,845 | 2,793 | 2,872 | 2,882 | 2,911 | 2,945 | 2,980 | 3,002 | 3,888 | 4,093 | 4,136 |
| 570 | 658 | 701 | 647 | 485 | 515 | 562 | 582 | 582 | 646 | 605 | 546 | 570 | 620 | 586 | 483 |
| 2,694 | 2,568 | 2,599 | 2,640 | 2,656 | 2,695 | 2,717 | 2,600 | 2,620 | 2,648 | 2,645 | 2,678 | 2,705 | 2,728 | 2,763 | 2,799 |
| 950 | 926 | 935 | 937 | 934 | 951 | 983 | 958 | 989 | 994 | 995 | 1,003 | 994 | 1,001 | 1,022 | 1,022 |

- 市税収入は平成29年度までの約30年は概ね7,000億円前後で安定的に推移してきました。平成30年度に1,000億円増加しましたが、これは道府県から指定都市への県費負担教職員の移管にともなって、個人県民税から個人市民税に税源移譲されたことが主な要因です。

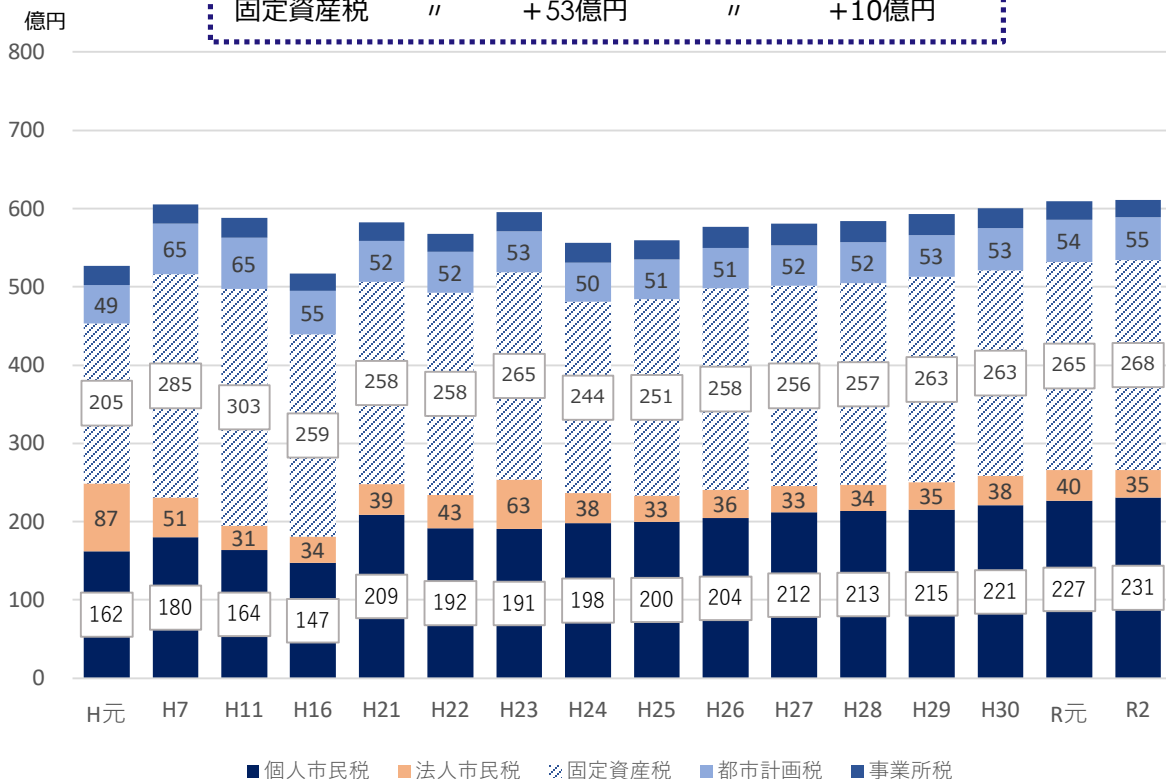
(3) 区別市税推移 (個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税)

- 個人市民税、固定資産税、都市計画税は「市税賦課額調」(財政局)第一表 2 自区における賦課総額。ただし、平成30、令和元、2年度については、県費負担教職員の政令市移管に伴う税源移譲影響額を機械的に試算し除外
- 法人市民税、事業所税は「市税決算額調」(財政局)調定額

※H元~20年度の間については、便宜的に5年ごとに掲載。なお、平成6年ではなく平成7年を掲載しているのは分区の影響を把握するため。

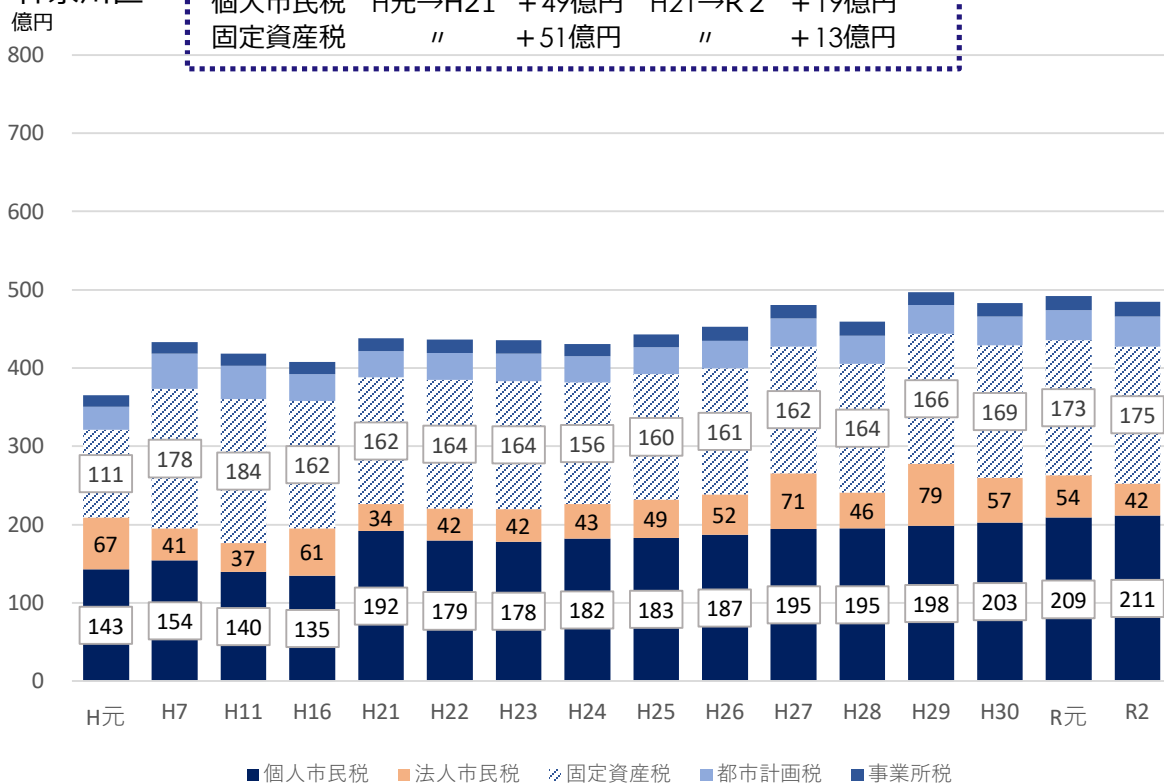
① 鶴見区

個人市民税 H元→H21 +47億円 H21→R2 +22億円
 固定資産税 " +53億円 " +10億円



② 神奈川区

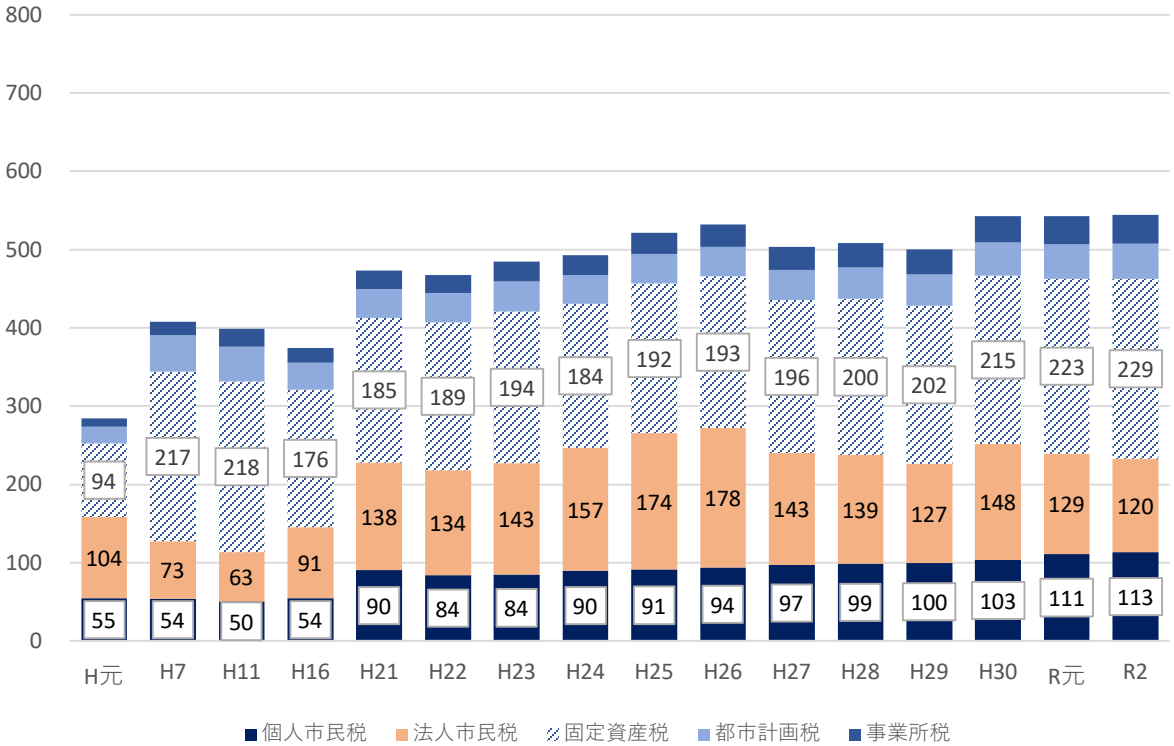
個人市民税 H元→H21 +49億円 H21→R2 +19億円
 固定資産税 " +51億円 " +13億円



③ 西区

個人市民税 H元→H21 +35億円 H21→R2 +23億円
 固定資産税 " +91億円 " +44億円

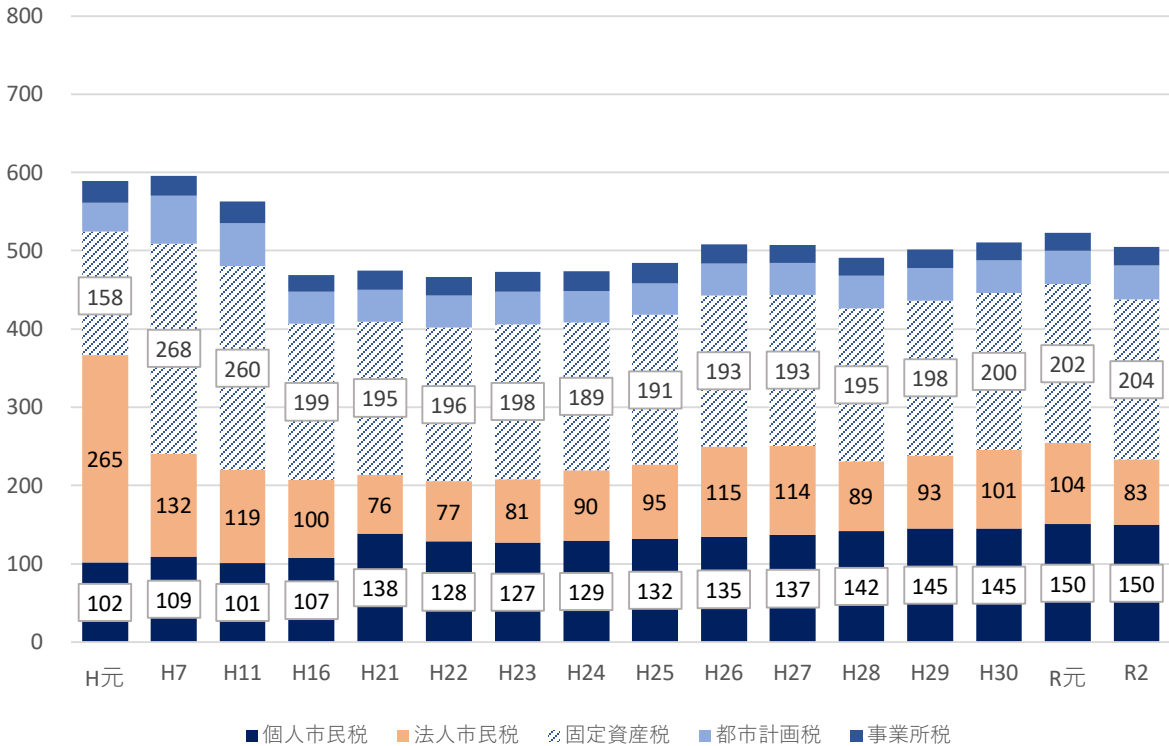
億円



④ 中区

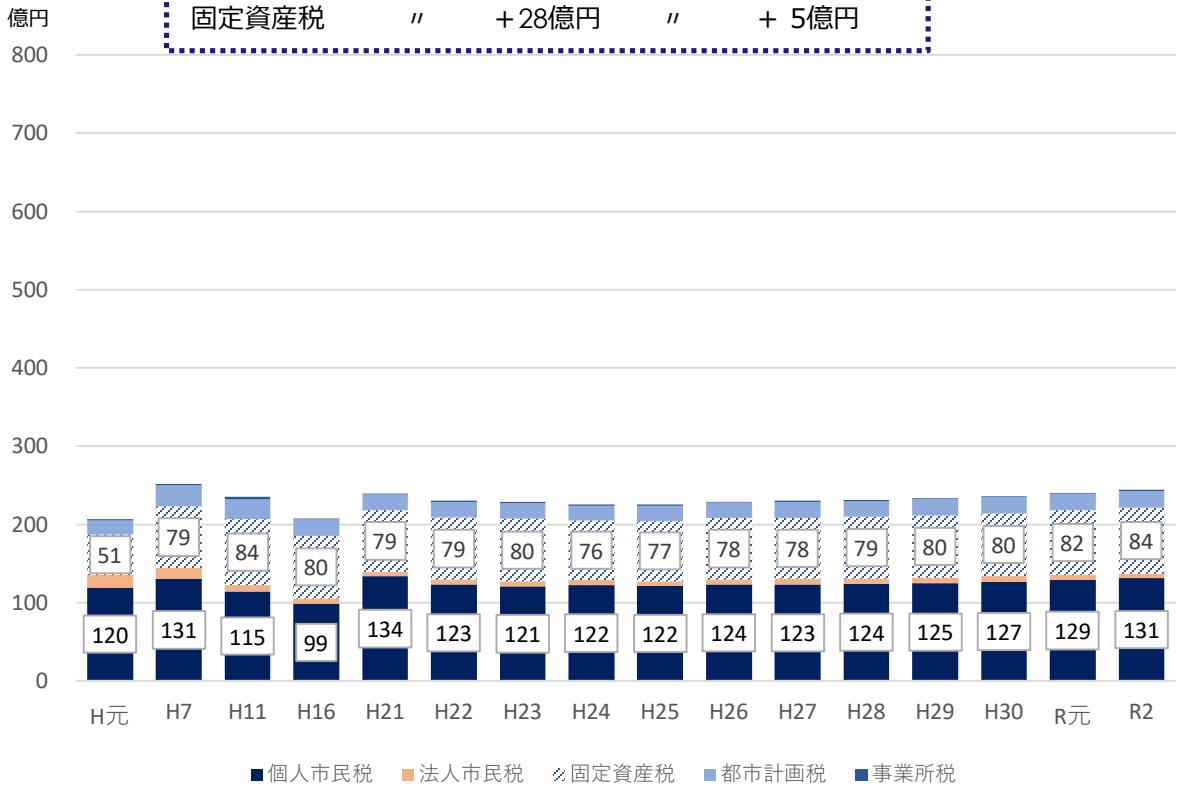
個人市民税 H元→H21 +36億円 H21→R2 +12億円
 固定資産税 " +37億円 " +9億円

億円



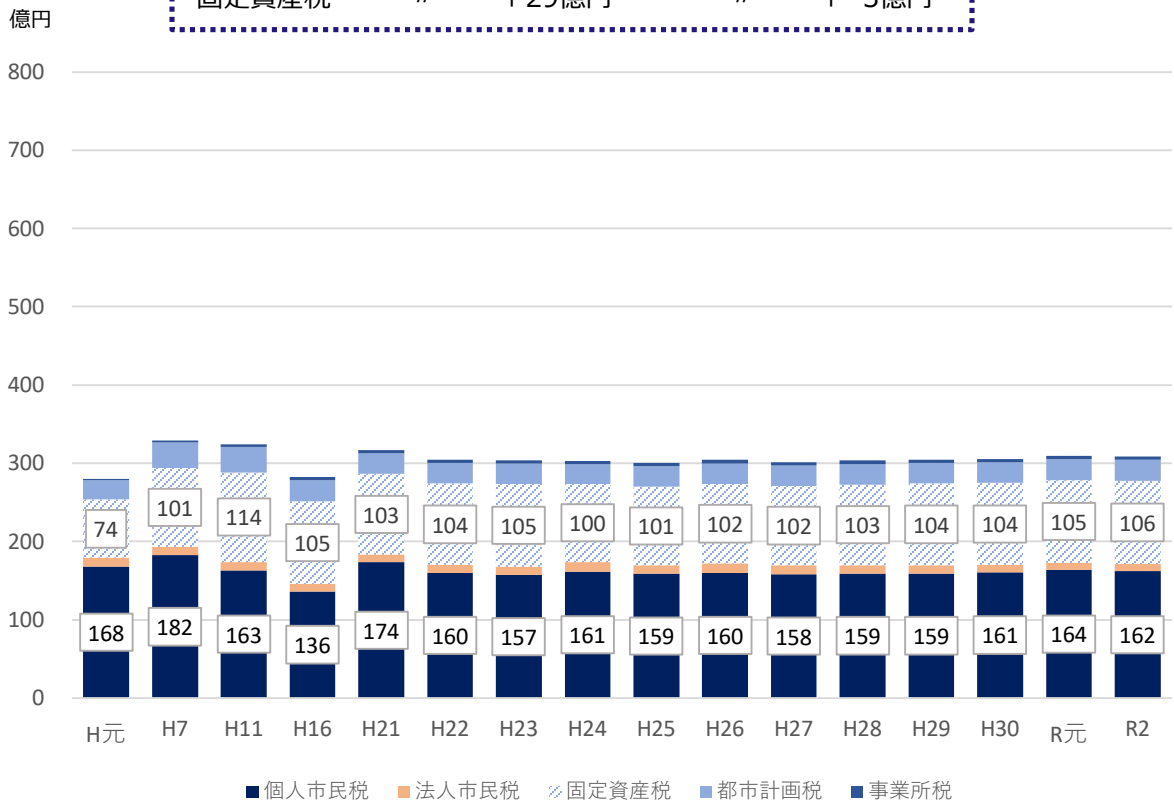
⑤ 南区

個人市民税 H元→H21 +14億円 H21→R2 ▲3億円
 固定資産税 " +28億円 " +5億円



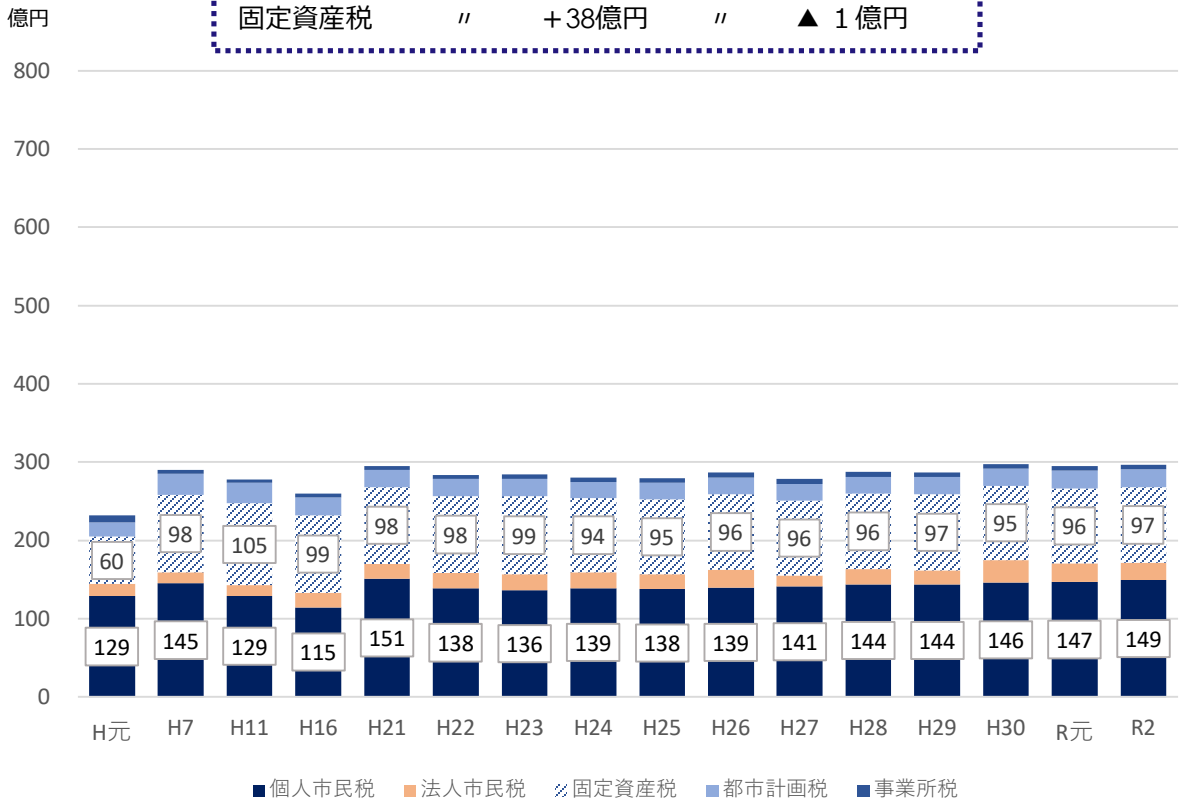
⑥ 港南区

個人市民税 H元→H21 +6億円 H21→R2 ▲12億円
 固定資産税 " +29億円 " +3億円



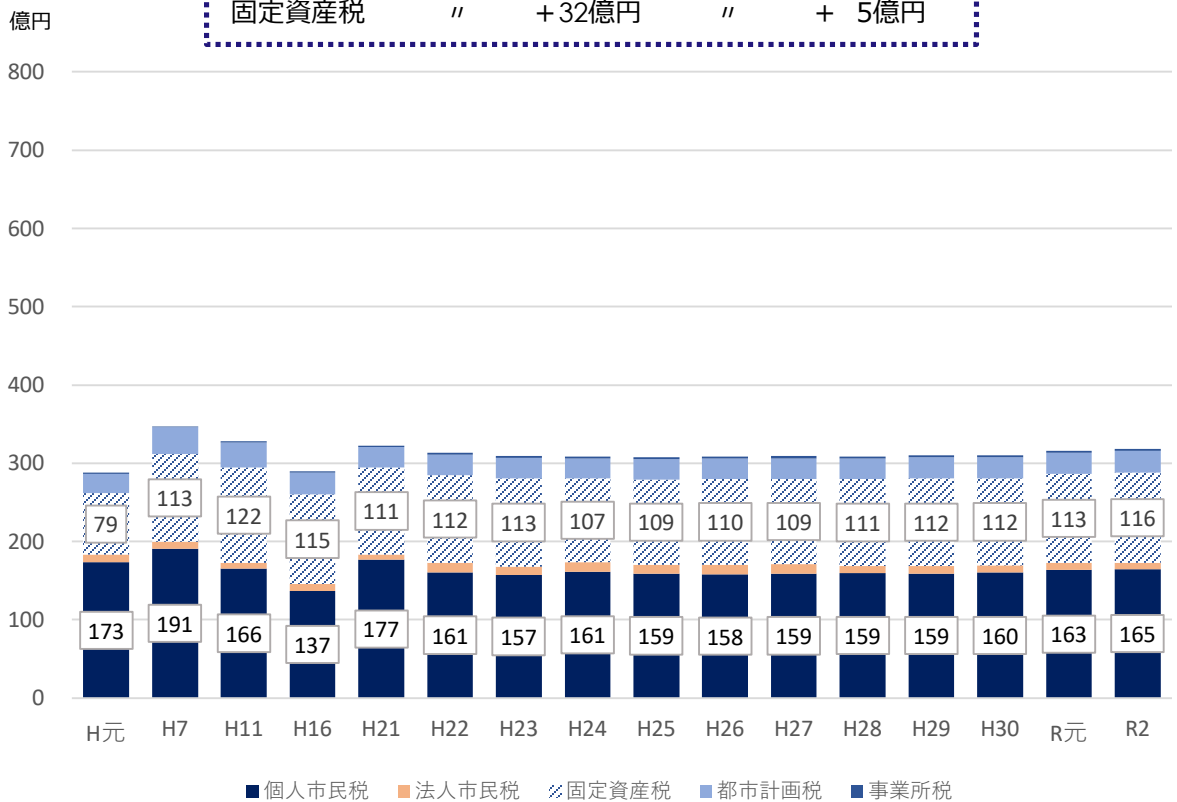
⑦ 保土ヶ谷区

個人市民税 H元→H21 +22億円 H21→R2 ▲2億円
 固定資産税 " +38億円 " ▲1億円



⑧ 旭区

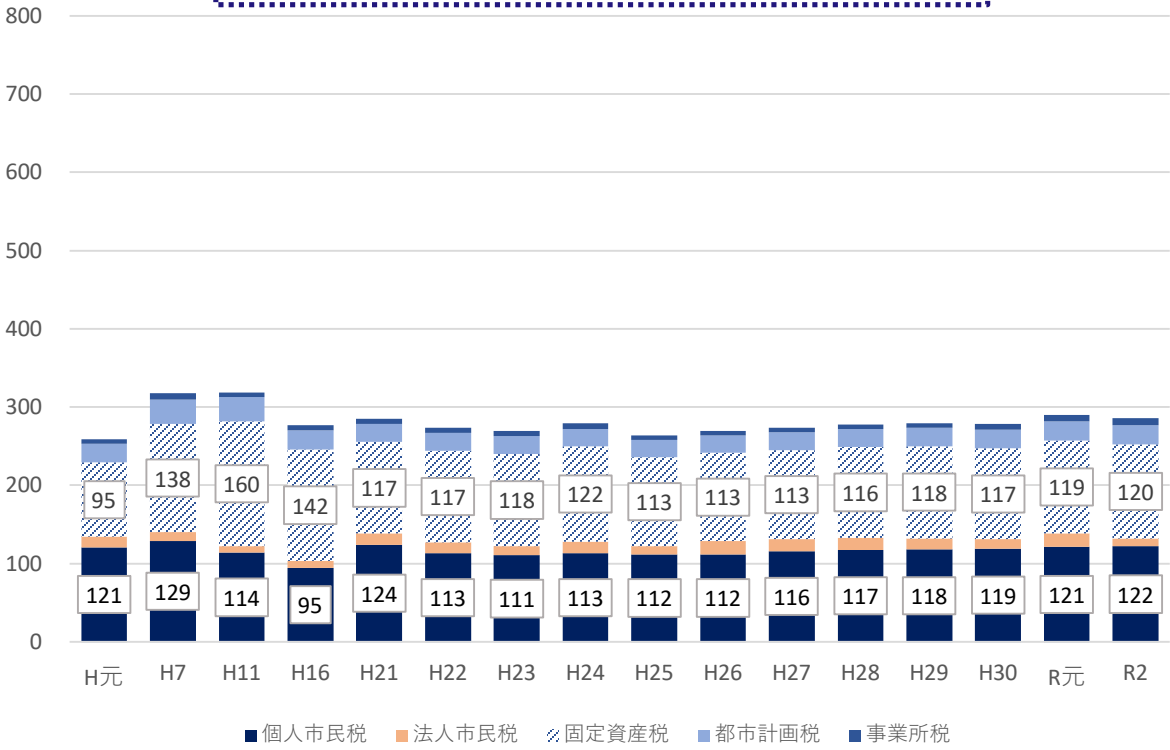
個人市民税 H元→H21 +4億円 H21→R2 ▲12億円
 固定資産税 " +32億円 " +5億円



⑨ 磯子区

億円

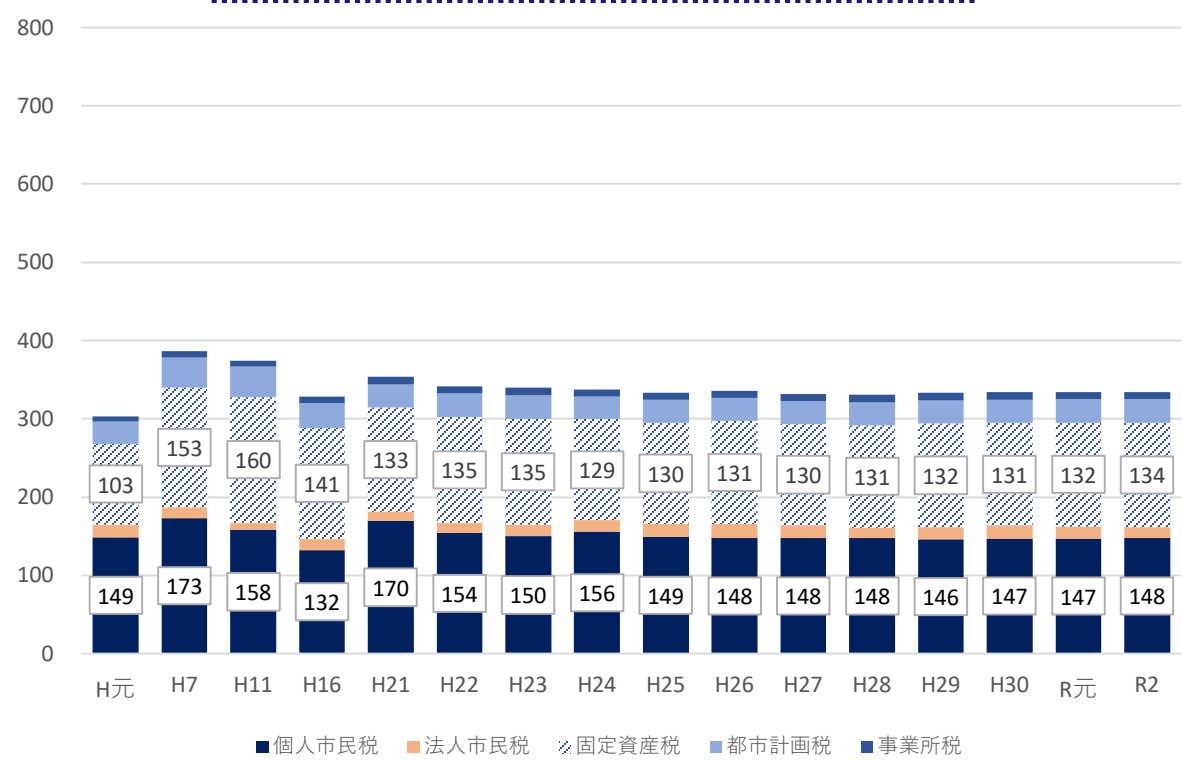
個人市民税 H元→H21 + 3億円 H21→R2 ▲ 2億円
 固定資産税 " + 22億円 " + 3億円



⑩ 金沢区

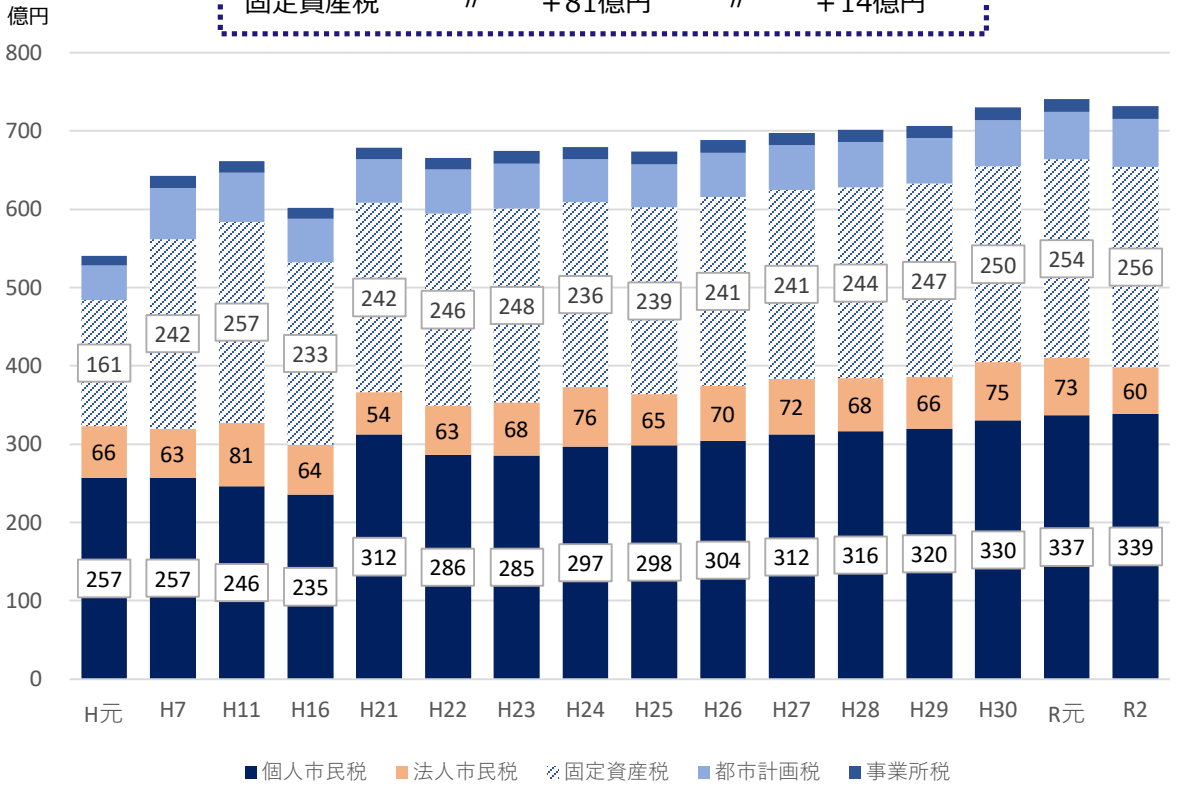
億円

個人市民税 H元→H21 + 21億円 H21→R2 ▲ 22億円
 固定資産税 " + 30億円 " + 1億円



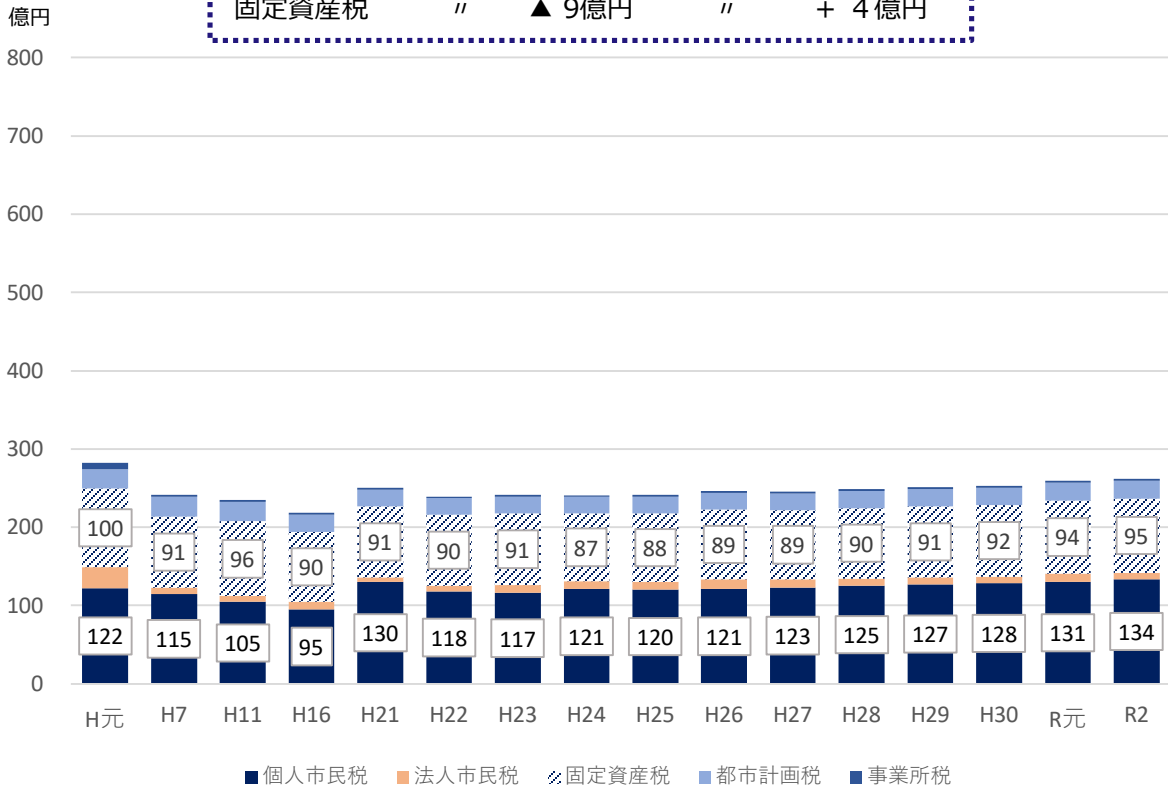
⑪ 港北区

個人市民税 H元→H21 +55億円 H21→R2 +27億円
 固定資産税 " +81億円 " +14億円



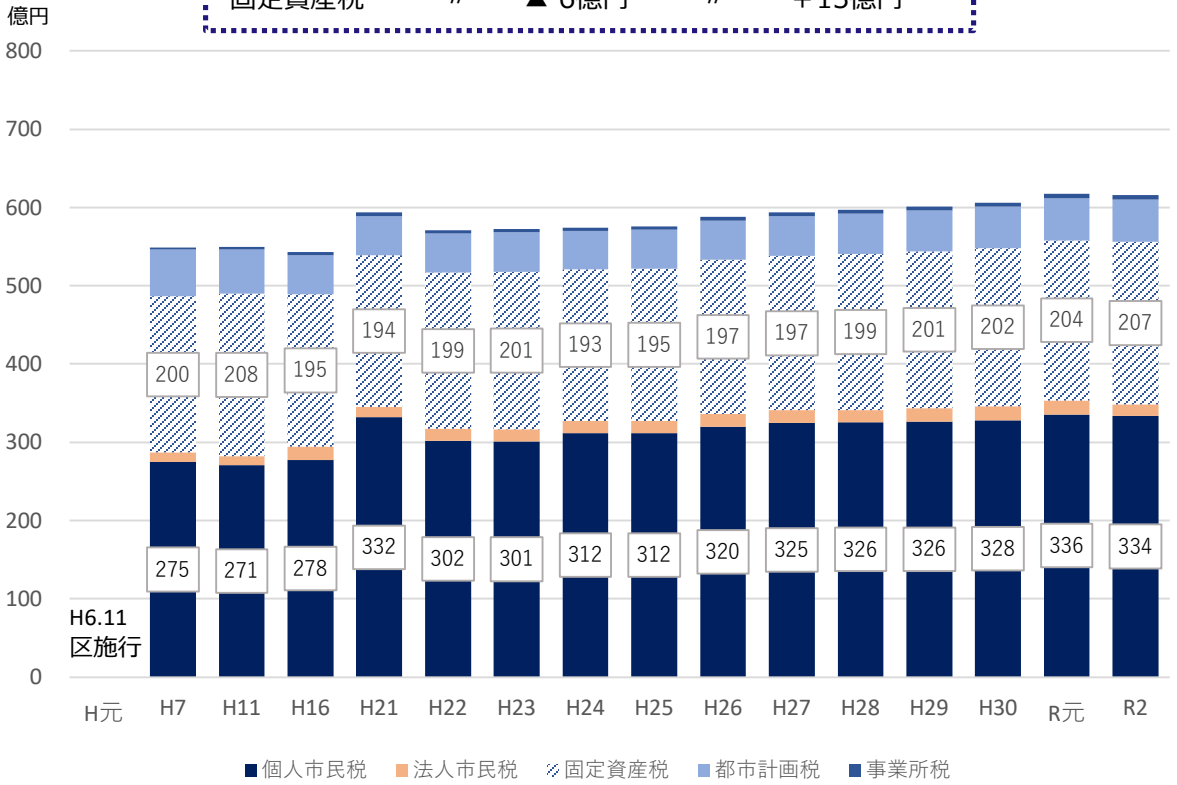
⑫ 緑区

個人市民税 H元→H21 +8億円 H21→R2 +4億円
 固定資産税 " ▲9億円 " +4億円



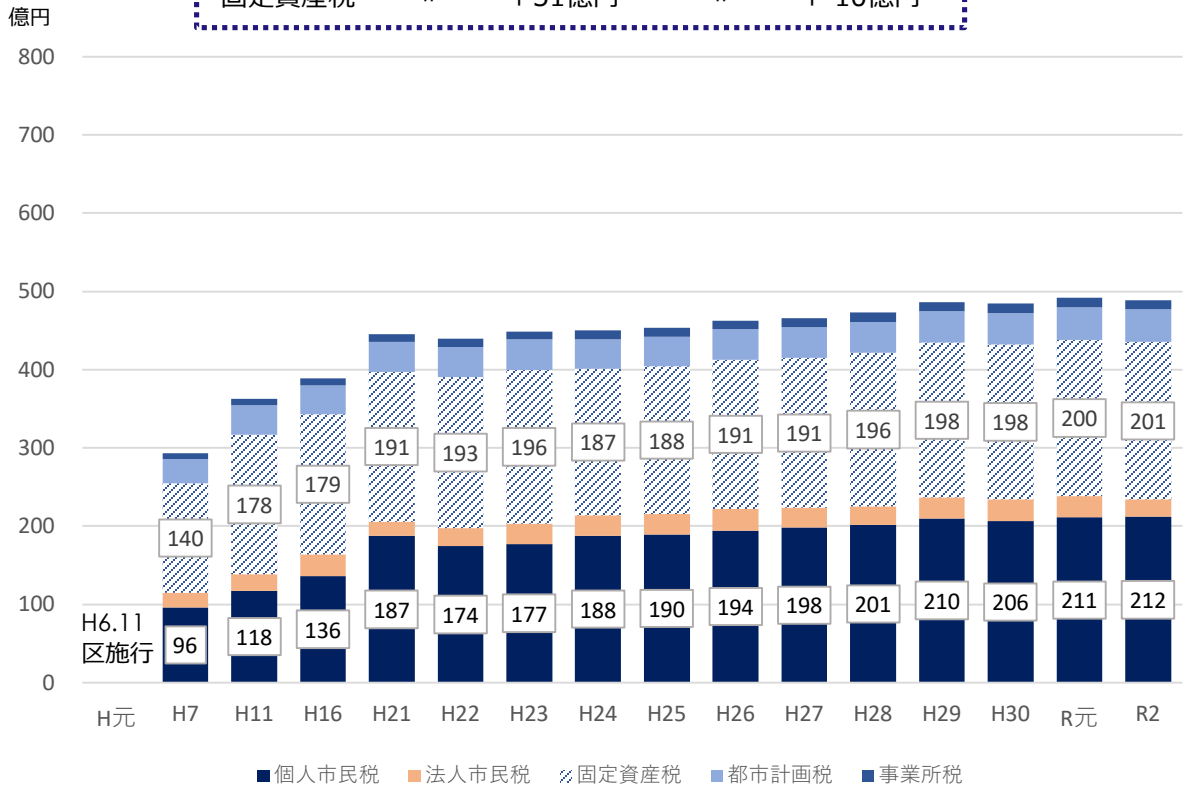
⑬ 青葉区

個人市民税 H7→H21 +57億円 H21→R2 + 2億円
 固定資産税 " ▲ 6億円 " + 13億円



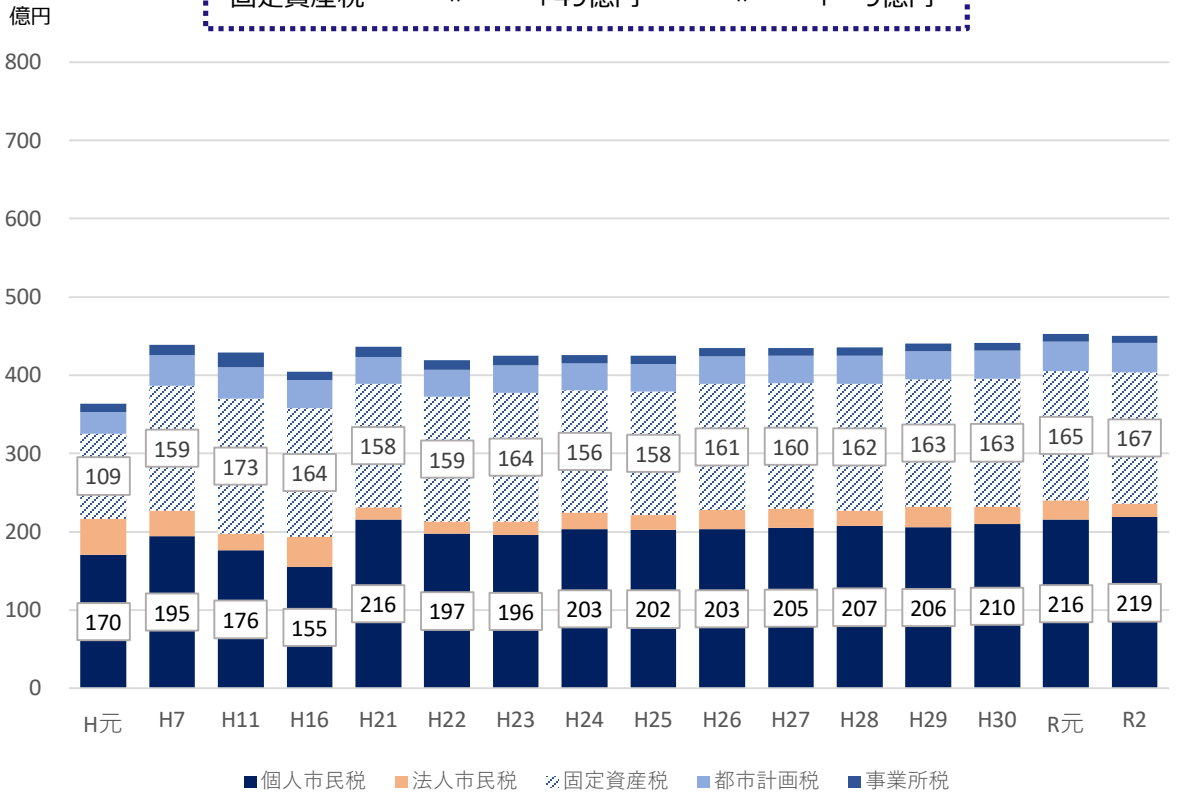
⑭ 都筑区

個人市民税 H7→H21 +91億円 H21→R2 + 25億円
 固定資産税 " + 51億円 " + 10億円



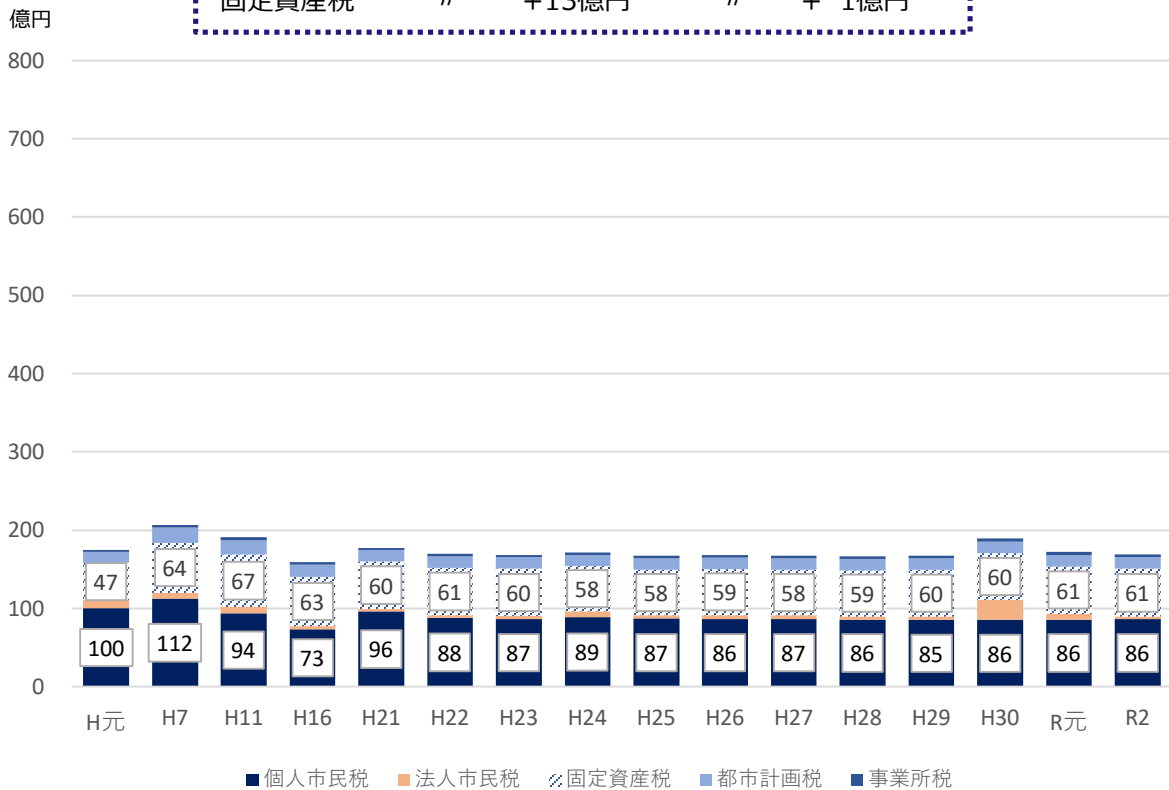
⑮ 戸塚区

個人市民税 H元→H21 +46億円 H21→R2 + 3億円
 固定資産税 " +49億円 " + 9億円



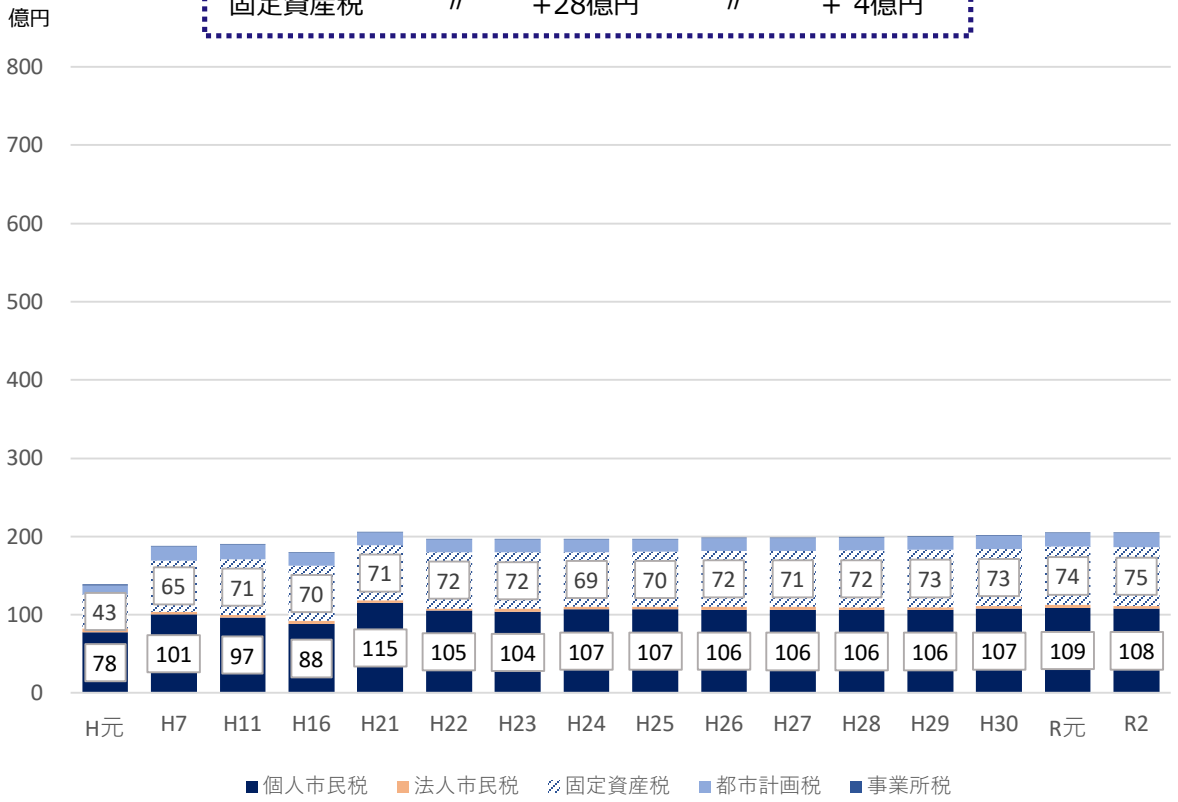
⑯ 栄区

個人市民税 H元→H21 ▲4億円 H21→R2 ▲10億円
 固定資産税 " +13億円 " + 1億円



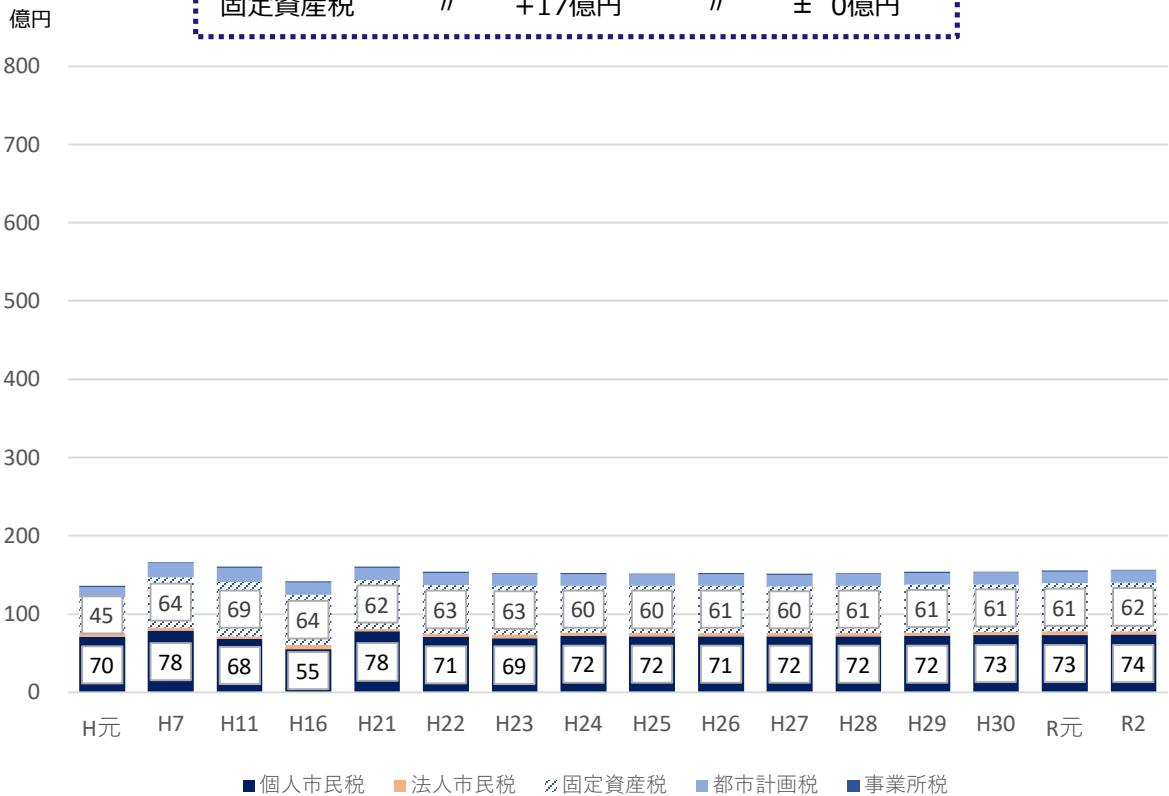
⑰ 泉区

個人市民税 H元→H21 +37億円 H21→R2 ▲7億円
 固定資産税 " +28億円 " +4億円



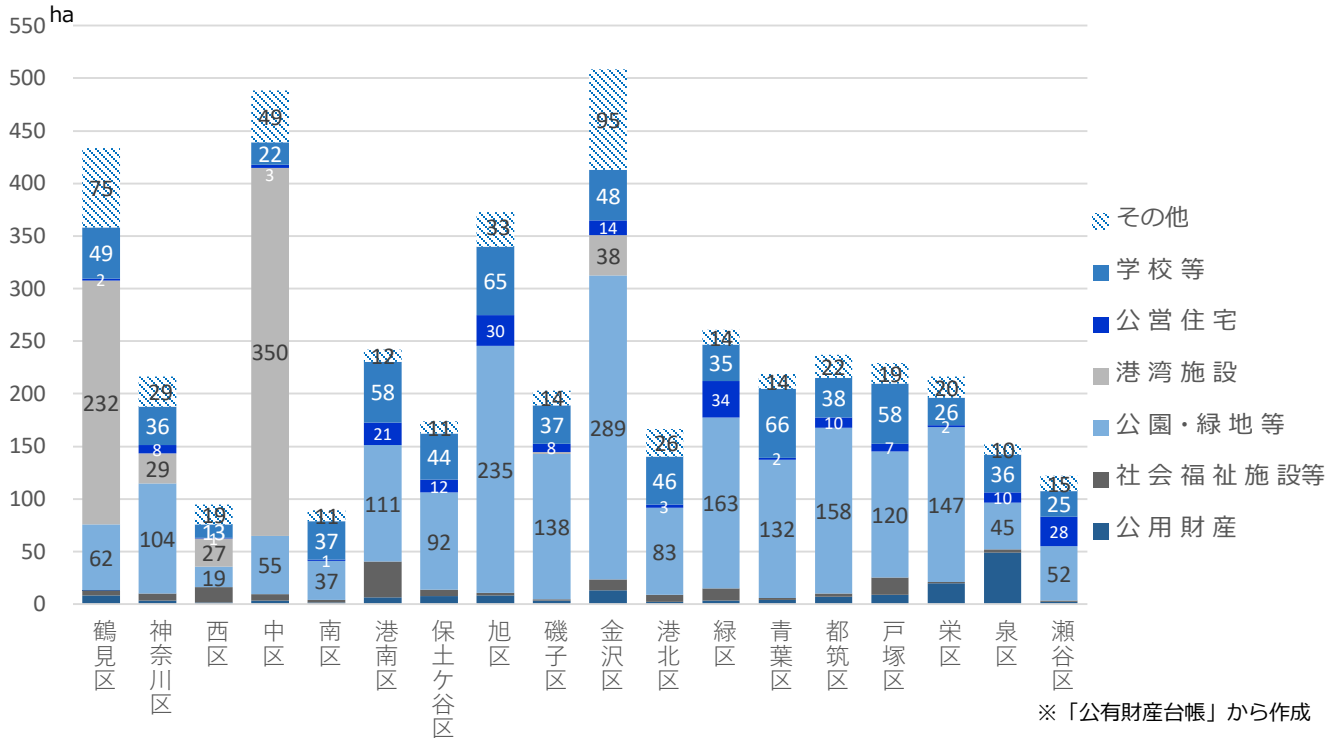
⑱ 瀬谷区

個人市民税 H元→H21 +8億円 H21→R2 ▲4億円
 固定資産税 " +17億円 " ±0億円

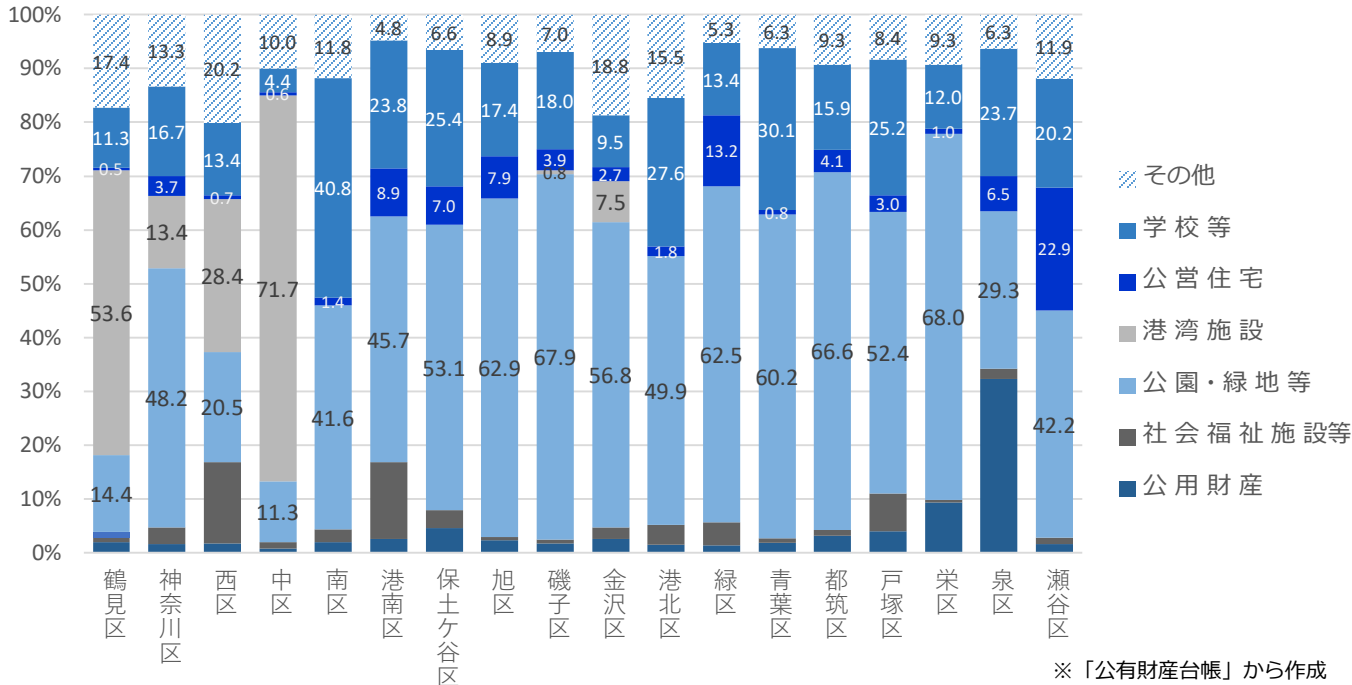


5 資産

(1) 保有土地の状況（所在区・用途別面積）（令和2年度末）

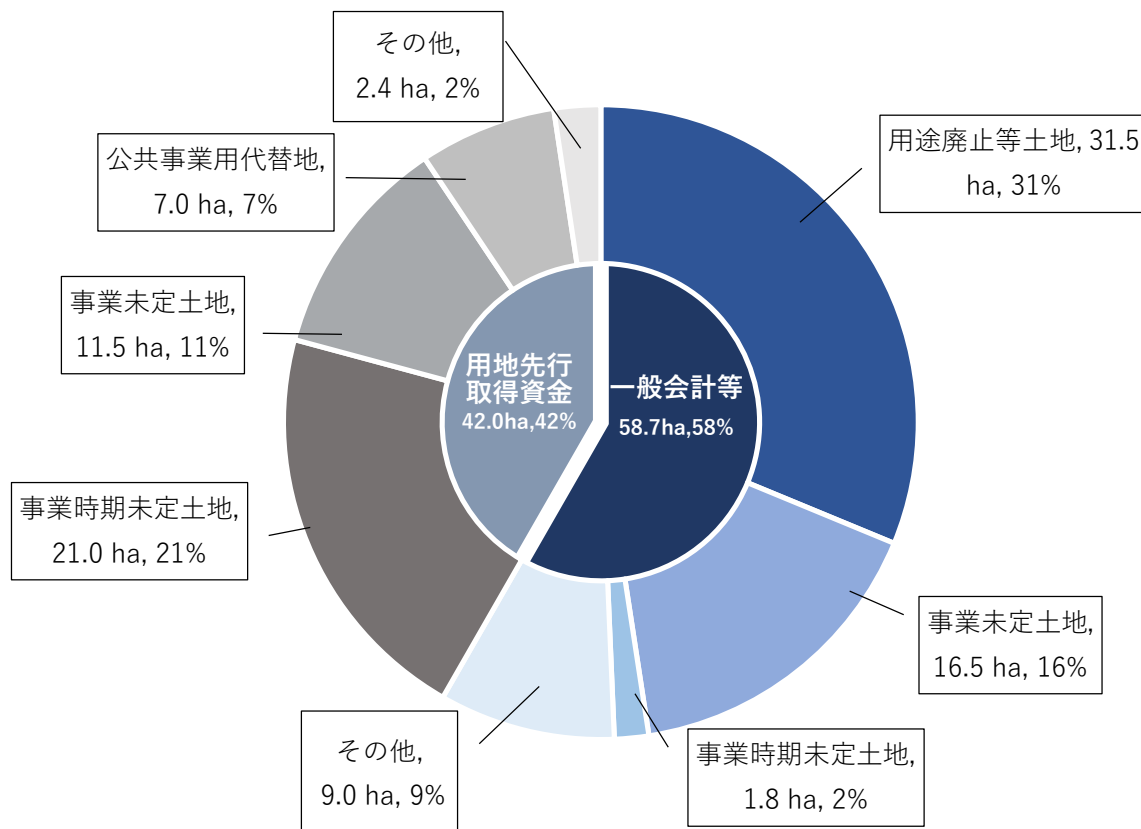


(2) 保有土地の状況（所在区・用途別構成割合）（令和2年度末）

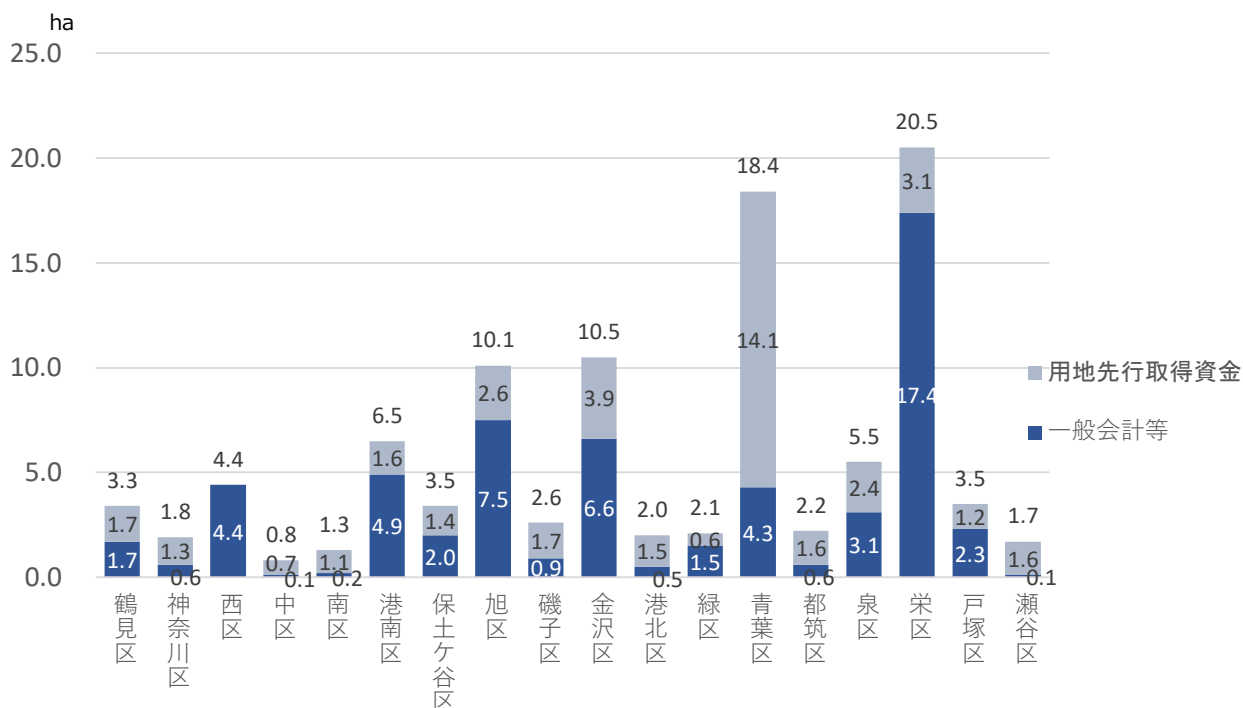


- 区ごとの保有土地は、西区、南区の100ha程度のところから、中区、金沢区の500ha程度のところまで、区の実態により異なっています。
- 用途別では、臨海部の鶴見区や中区で港湾施設が、大規模公園（動物園含む）を有する金沢区、旭区などは公園面積が大きくなっています。
- 多くの区で、保有土地全体に占める割合が大きい用途は公園や緑地となっています。

(3) 未利用等土地の面積内訳（事由別）（令和3年度末時点）

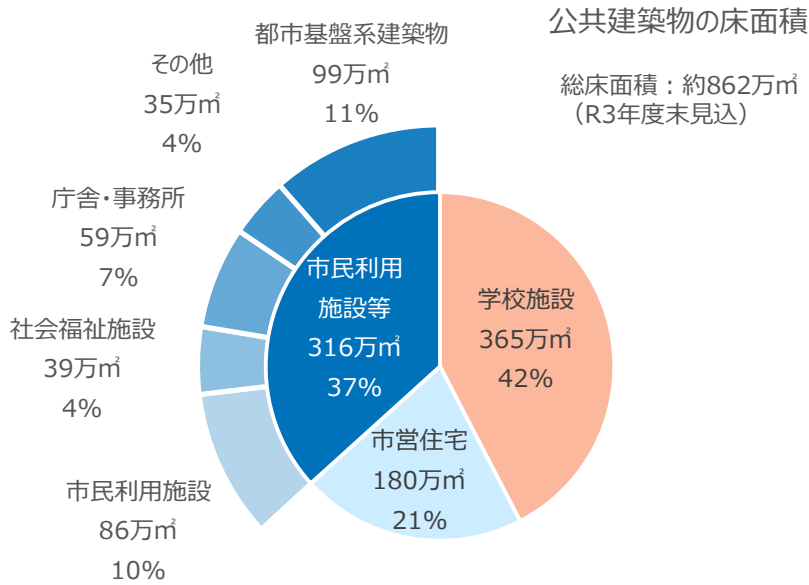


(4) 未利用等土地の状況（所在区別）（令和3年度末時点）

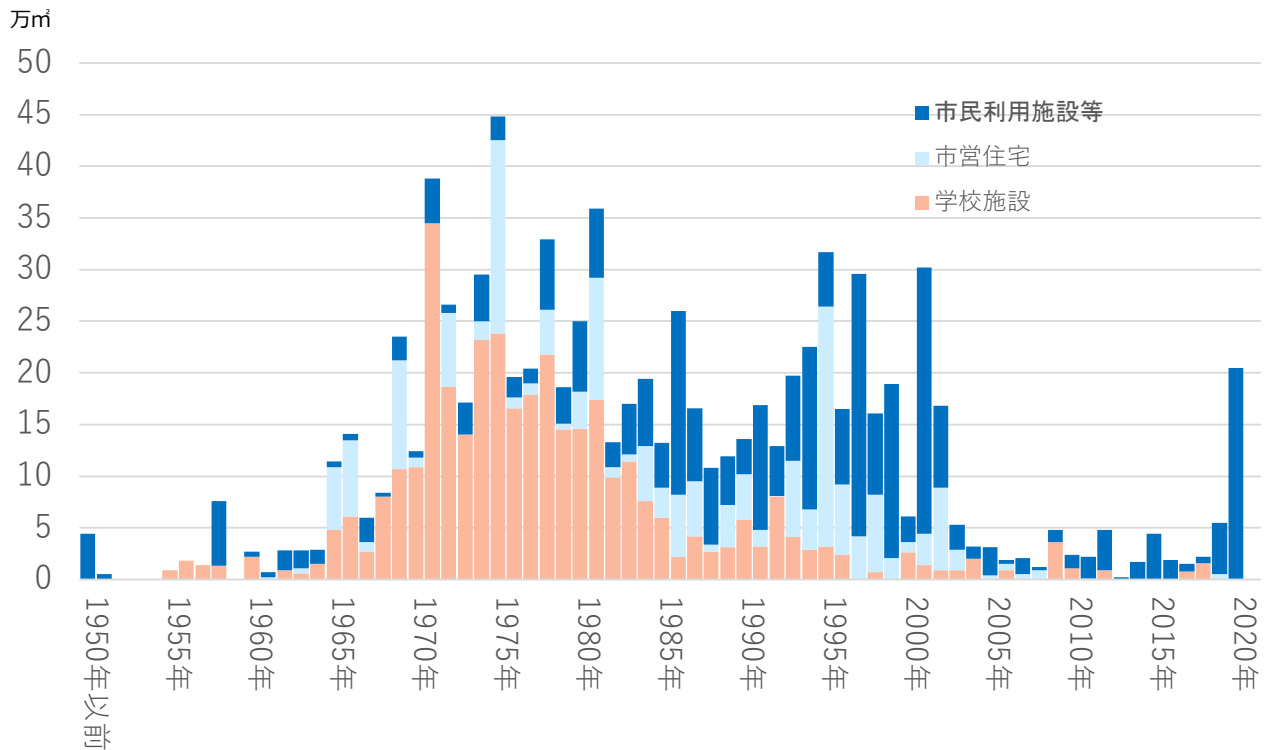


- 未利用等土地は一般会計では用途廃止土地が、用地先行取得資金（事業を計画的かつ円滑に進めるために用地取得を事業年度以前に先行して行なうための資金）では事業時期未定土地の割合が最も多くなっています。
- 所在区別に見ると、未利用等土地は、郊外部に多く存在していることが分かります。

(5) 公共建築物の床面積割合

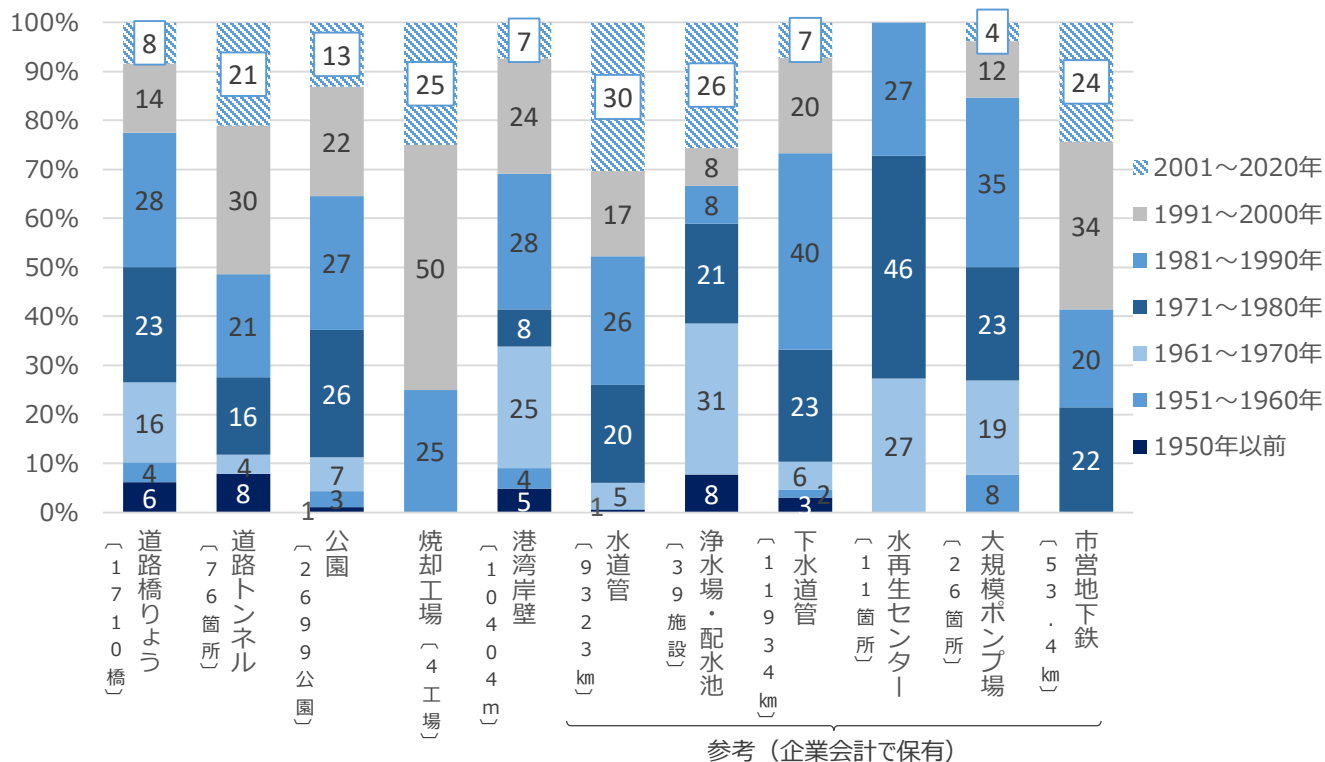


(6) 公共施設（公共建築物）の築年度別整備状況（一般会計）



- 一般会計では、学校施設は、1960年から1990年代にかけて集中的に整備されたため、およそ7割が築40年を経過しています。市民利用施設等（社会福祉施設、庁舎施設等）は、1980年から2000年代にかけて整備が進んだため、過半数の施設は築40年未満となっています。

(7)公共施設（主要なインフラ施設）の供用開始年代別割合



- 一般会計で管理する主要なインフラ施設は、大半が供用開始後40年未満と、比較的経過年数が浅い状況です。なお、企業会計保有施設については、上下水道管等は計画的更新が進んでいますが、浄水場や水再生センター等の処理施設は比較的年数が経過しています。

市民生活・市内経済データ

| | | 昭和54年 (1979) | | 平成元年 (1989) | | 平成11年 (1999) | | 平成21年 (2009) | | 令和元年 (2019) | |
|---------------------------|--------------|-----------------|----------|----------------|----------|-----------------|----------|-----------------|-----------|----------------|----------|
| 人口 | | 274万人 | | 316万人 | | 337万人 | | 365万人 | | 374万人 | |
| | 0～14歳 | 68万人 | S54.1.1 | 58万人 | S64.1.1 | 48万人 | H11.1.1 | 49万人 | H21.1.1 | 45万人 | H31.1.1 |
| | 15～64歳 | 190万人 | | 232万人 | | 246万人 | | 243万人 | | 235万人 | |
| | 65歳以上 | 16万人 | | 25万人 | | 43万人 | | 70万人 | | 91万人 | |
| 道路総延長 | | 8,117km | | 8,710km | | 7,502km | | 7,736km | | 7,852km | |
| | うち市道（主要地方道） | 30km | S54.4.1 | 30km | H元.4.1 | 35km | H11.4.1 | 51km | H21.4.1 | 53km | H31.4.1 |
| | うち市道（一般市道） | 7,730km | | 8,295km | | 7,068km | | 7,266km | | 7,362km | |
| 公園面積（※1） | | 504ha | S54.3.31 | 898ha | H元.3.31 | 1,419ha | H11.3.31 | 1,726ha | H21.3.31 | 1,841ha | H31.3.31 |
| 事業所 | | 10.5万か所 | S53.6.15 | 12.3万か所 | H3.7.1 | 11.7万か所 | H13.10.1 | 12.3万か所 | H21.7.1 | 11.5万か所 | H28.6.1 |
| 従業員数 | | 97万人 | | 131万人 | | 135万人 | | 155万人 | | 148万人 | |
| 横浜港 | 輸移出 | 5,735万トン | S54年 | 5,293万トン | H元年 | 4,726万トン | H11年 | 5,127万トン | H21年 | 4,413万トン | R元年 |
| | 輸移入 | 6,681万トン | | 6,610万トン | | 6,728万トン | | 6,426万トン | | 6,649万トン | |
| 住宅総数 | | 87万戸 | S53.10.1 | 110万戸 | S63.10.1 | 137万戸 | H10.10.1 | 166万戸 | H20.10.1 | 184万戸 | H30.10.1 |
| ごみ収集量 | | 99万トン | S54年度 | 144万トン | H元年度 | 162万トン | H11年度 | 107万トン | H21年度 | 100万トン | R元年度 |
| 高齢者福祉施設(旧老人福祉法 関連)（※2） | | 19施設 | | 45施設 | | 77施設 | | 304施設 | | 380施設 | |
| | うち特別養護老人ホーム | 5施設 | S54.3.31 | 20施設 | H元.3.31 | 45施設 | H11.3.31 | 120施設 | H21.12.31 | 157施設 | R元.12.31 |
| | うち地域包括支援センター | 一施設 | | 一施設 | | 一施設 | | 一施設 | | 142施設 | |
| 地域ケアプラザ | | 一施設 | - | 一施設 | - | 47施設 | H11.3.31 | 112施設 | H21.3.31 | 138施設 | H31.3.31 |
| （※3） 保育所 | 箇所数 | 196か所 | S54.3.31 | 228か所 | H元.3.31 | 228か所 | H11年度末 | 420か所 | H21.4.1 | 1,063か所 | H31.4.1 |
| | 定員数 | 1.7万人 | | 2.0万人 | | 2.1万人 | | 3.7万人 | | 6.8万人 | |
| 幼稚園 | 園数 | 328園 | | 332園 | | 305園 | | 290園 | | 247園 | |
| | 在園者数 | 7.9万人 | | 6.4万人 | | 5.8万人 | | 6.1万人 | | 4.2万人 | |
| 小学校 | 学校数 | 293校 | S54.5.1 | 339校 | H元.5.1 | 359校 | H11.5.1 | 357校 | H21.5.1 | 352校 | R元.5.1 |
| | 児童数 | 28.7万人 | | 23.0万人 | | 18.2万人 | | 19.9万人 | | 18.5万人 | |
| 中学校 | 学校数 | 137校 | | 173校 | | 178校 | | 177校 | | 179校 | |
| | 生徒数 | 11.6万人 | | 13.2万人 | | 9.6万人 | | 9.2万人 | | 9.0万人 | |

※1 都市公園のみ

※2 平成11年以前は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等の総数

※3 令和元年は、認定こども園、地域型保育を含む

「横浜市統計書」から

VI. 参考資料

| | | |
|-----------------|---|-----|
| 素案に対するパブリックコメント | … | 104 |
| 有識者の意見 | … | 106 |
| 素案からの主な変更点 | … | 107 |

素案に対するパブリックコメント

原案策定にあたり、令和4年1月に公表した素案について、パブリックコメントを実施しました。頂いたご意見は、各区役所広報相談係、市民情報センター、及び財政局財政課でご覧いただけます。また、本市ウェブページにも掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>

1. パブリックコメント実施概要

(1) 実施期間

令和4年3月1日(火)から4月5日(火)まで

(2) 募集方法等

ア 素案の閲覧及びパブリックコメント用リーフレットの配布

各区役所広報相談係、市民情報センター、横浜市立図書館、財政局財政課で素案を配架し、パブリックコメント用リーフレットを配布しました。

イ ホームページへの掲載

素案、概要版資料、パブリックコメント用リーフレット等

ウ 関係団体への説明

横浜市町内会連合会2月定例会、各区連合町内会2月定例会、横浜商工会議所等での説明及び資料送付

エ SNS等での周知

横浜市LINE、Twitter、横浜市市民協働推進センターメールマガジン、大学・都市パートナーシップ協議会へのメール配信等

オ 広報よこはま(令和4年3月号)

(3) 意見の提出方法

ア 電子申請システム

イ 電子メール

ウ 郵送

エ FAX

オ 直接持参

2. パブリックコメント実施結果

(1) 意見数

95名、224件

(2) 提出方法別内訳

| 提出方法 | 人数(名) | 割合(%) |
|----------|-------|-------|
| 電子申請システム | 54 | 57 |
| 電子メール | 15 | 16 |
| 郵送 | 18 | 19 |
| FAX | 2 | 2 |
| 直接持参 | 6 | 6 |
| 合計 | 95 | 100 |

(3) 項目別内訳

| 項目 | 件数(件) | 割合(%) |
|--------------------|-------|-------|
| 策定の背景 | 50 | 9 |
| 財政ビジョンの位置づけ | 59 | 10 |
| 目指すべき「持続的な財政」の姿 | 52 | 9 |
| 財政運営の基本方針 | 9 | 2 |
| 財政運営の基本方針「債務管理」 | 43 | 7 |
| 財政運営の基本方針「財源確保」 | 42 | 7 |
| 財政運営の基本方針「資産経営」 | 39 | 7 |
| 財政運営の基本方針「予算編成・執行」 | 55 | 9 |
| 財政運営の基本方針「情報発信」 | 47 | 8 |
| 財政運営の基本方針「制度的対応」 | 28 | 5 |
| 持続性評価指標 | 21 | 4 |
| 将来アクション | 56 | 10 |
| その他 | 28 | 5 |
| 項目選択なし | 57 | 10 |
| 合計 | 586 | 100 |

※1 ご意見を提出いただいた皆様は、意見提出時に選択・明記した項目を集計しています。

※2 複数の項目に選択されたご意見があるため、意見数と一致しません。

(4) 対応状況

| 分類 | 対応 | 件数(件) | 割合(%) |
|-------|---|-------|-------|
| 修正 | ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの | 29 | 13 |
| 包含・賛同 | ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの、 又は素案に賛同いただいたもの | 23 | 10 |
| 参考 | 財政運営の取組等の参考とさせていただくもの | 172 | 77 |
| | 合計 | 224 | 100 |

有識者の意見

原案策定にあたり、目指すべき「持続的な財政」の姿や持続性評価指標、財政運営の基本方針などについて、横浜市財政運営の検討に係るアドバイザーからご意見をいただきました。（ヒアリング実施期間：令和4年3月10日～3月23日）

◆全般

- ・民間では、将来人口推計等に基づく長期財政推計等を行いながら、首長の任期を超えた、他自治体と比較しても中長期的な目標を掲げることについて、前向きにとらえている。
- ・ビジョンの根拠や、条例や基本計画等との関係性が整理されていることが非常に評価できる。そのうえで、現場に対してビジョンを進めるうえでのそれぞれの役割、予算との関係性などを丁寧に説明していく必要がある。
- ・中期計画ごとに、モニタリングを行うことは良いこと。大切なのは期間を設けるだけではなく、次の計画に活かせるかどうかだと思う。
- ・今後、国の制度改革や長期金利の変動等、環境が大きく変化する可能性をふまえつつ、各分野の枠組みや国制度との関係等を整理・共有し、財源不足に対する各局の役割をよく見えるようにすることが大切。

◆目指すべき「持続的な財政」の姿及び持続性評価指標

- ・持続性評価指標として、市民の皆様がなるべく端的に、簡単に横浜市の財政状況を見ることができるとは良いと思う。

◆財政運営の基本方針、将来アクション

（財源確保）

- ・事業所税や都市計画税では、今日的な大都市特有の財政需要に十分に対応しきれなくなっており、新たな財源確保戦略が求められる。

（債務管理）

- ・人口減少していく中で、債務管理アクションについて、一般会計が対応する借入金残高を一人当たり残高で管理していく枠組みは、とても良いと思う。

（資産経営）

- ・公共施設の運営は、収益性ではなく公共性を軸に考える必要がある。行政でないと運営できない施設なのか、市民の意見を聞きながら、必要な行政サービスを検討する必要がある。

（情報発信）

- ・現在行っている大学生向けに加えて、小中高校生に向けて、出前講座を行うなど、市民の皆様の財政リテラシーが向上する活動を推進して欲しい。

（制度的対応）

- ・横浜市は「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」の制定をはじめ、財政の手綱を緩めることなくやっているが、それでも厳しい状況。税財政制度を見直さない限り改善できない特殊事情があれば、国にきちんと伝えることが大切。

（収支差解消）

- ・今後の行財政運営で必要なのはガバナンス。どの範囲まで自治体が行うのか。行う理由、行った場合の効果、効果の検証など、その見極めがガバナンスにつながるため、意識することが大切。
- ・横浜市は全国に先駆けてDXを推進してきたことから、データを活用して施策や事業の評価に結びつける体制が構築できると、一つのモデルになるし、横浜市でしかできないことがあると思う。

有識者一覧

掲載は、五十音順、敬称略

江夏 あかね 氏（野村市場資本研究所野村サステナビリティ研究センター長）

沼尾 波子 氏（東洋大学国際学部教授）

望月 正光 氏（関東学院大学経済学部教授）

素案からの主な変更点

| 変更箇所 | 変更前(素案) | 変更後(原案) |
|--|--|---|
| 本編 「Ⅰ.策定の背景・ねらい」 「2.市政運営の前提条件の転換」P.3 | 市民生活を脅かす危機的な状況が決して珍しくなくなっている中で、(～省略) | 国際情勢や経済環境の大きな変動も含め、市民生活を脅かす危機的な状況が決して珍しくなくなっている中で、(～省略) |
| 本編 「Ⅲ.財政ビジョンの位置づけ」 P.10 | ※ 「横浜市議会基本条例」(平成26年4月1日施行)第13条第2号に規定する基本計画。以下、同様。 | ※1 「横浜市議会基本条例」(平成26年4月1日施行)第13条第2号に規定する基本計画。以下、同様。 ※2 対象は、横浜市の財政全般であり、一般会計のほか、特別会計、公営企業会計を含む。 |
| 本編 「Ⅴ.財政運営の基本方針」 「情報発信」P.18 ①財政の現状・未来像の「共有」 | － 財政は市政運営の土台であり、財政状況は市民生活の未来を映す鏡であるという考えから、財政の様々な側面について、長期的な見通しも含めて公表することにより、財政の現状と未来像を市民と共有します。 | － 財政は市政運営の土台であり、財政状況は市民生活の未来を映す鏡であるという考えから、財政の様々な側面について、長期的な見通しも含めて、 <u>市民のもとに届く形で公表・発信</u> することにより、財政の現状と未来像を市民と共有します。 |
| 本編 「Ⅴ.財政運営の基本方針」 「情報発信」P.18 ②「共感」志向の情報発信の展開 | － 行政サイドからの一方的な発信ではなく、市民の「理解」にとどまらない「共感」や「納得感」を生み出す視点(市民体験/シチズンエクスペリエンス(CX))に立った情報発信や取組を展開します。 | － 行政サイドからの一方的な <u>画一的な</u> 発信ではなく、市民の「理解」にとどまらない「共感」や「納得感」を生み出す視点(市民体験/シチズンエクスペリエンス(CX))に立ち、様々な世代等に合わせた情報発信や <u>双方向型</u> の取組を展開します。 |

| 変更箇所 | 変更前(素案) | 変更後(原案) |
|---|--|---|
| データ・アクション編 「IV.将来アクション」 「債務管理アクション」P.12 「2.債務管理ガバナンスの強化に向けた取組」 | | <p>＜債務管理における中長期のベンチマークの考え方＞</p> <p>○ これまで本市では、一般会計の市債残高に、特別会計・公営企業会計の市債残高と外郭団体借入金残高のうち市税等で返済する分を加えた「一般会計が対応する借入金」という独自の考え方で債務を管理し、その残高の縮減に努めてきました。</p> <p>○ その結果、「一般会計が対応する借入金」は、2003年度末(H15年度末)から2021年度末(R3年度末)までに、総額で約8,000億円縮減し、市民一人当たり残高も約25%縮減してきました。また、他都市と比較可能な普通会計ベースの市民一人当たり地方債残高は、類似する他の指定都市の間で中位に位置しています(「データ・アクション編」の「V.データ集」(P60)参照)。</p> <p>○ 今後は、これまでの成果を引き継ぎつつ、人口減少の趨勢を踏まえて市民一人当たり残高に着目し、人口減少に応じて債務総額を縮減することで、中長期的に市民一人当たり残高を増やすことなく必要な投資を進め、持続的な財政運営を行っていきます。そうした観点から、2021年度末の市民一人当たり残高を基準として債務管理を行っていきます。</p> |
| データ・アクション編 「IV.将来アクション」 「1.「歳出改革」等の推進～減債基金に頼らない財政収支の均衡～」P.13 「①歳出ガバナンスの強化」 | <p>ー 一般財源の充当額の多い上位100大事業について、(省略)中長期の市政運営を見据えた検証・見直しを行います。</p> | <p>ー 一般財源の充当額の多い上位100大事業について、(省略)中長期の市政運営を見据えた検証・見直しを行います。</p> <p>特別会計・公営企業会計についても、持続的な会計運営に向けた効率化等の取組を進めます。</p> |

※上記の変更のほか、数値更新や字句修正などを行うとともに、より分かりやすくなるよう、注釈を追記しました。
 なお、パブリックコメントの実施結果については、市WEBページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html> に掲載
 しています。

